

From
the People of Japan

2017年版 開発協力白書

日本の 国際協力



外務省

【表紙写真説明】



マラウイ・ムチンジ県の教師
研修センターで生徒たちに
ゲームを通じた学習を実施し
ている青年海外協力隊員の本
田藍さん。(写真：久野真一
／JICA)

【裏表紙写真説明】



ネパール・ダディン郡の小
学校で図工の授業の作品を
楽しそうに見せる子どもた
ち (写真：山下さくら)

本書は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/>) 上でも閲覧可能です。また、政府開発援助 (ODA) に関し、日本の実績だけでなく、諸外国の援助や国際機関の活動などについても記載している「参考資料集」も同ホームページで閲覧可能ですので、あわせてご参照ください。本書の本文中の人物の肩書については、すべて当時のものです。

巻頭言

今日の国際社会は、紛争やテロ、難民、貧困、気候変動、感染症といった国境を越える様々な地球規模の課題に直面し、世界各地のあらゆるリスクが、日本を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっています。また、新興国・開発途上国の経済成長が世界経済全体の安定的成長にとり不可欠になっています。

こうした背景の下、日本が国際社会の責任ある一員として、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗を高く掲げ、国際社会の平和と安定及び繁栄に一層貢献し、それを通じて国益の確保を追求していくことの重要性は論を待ちません。その実現の手段として、ODAを主体とする開発協力は日本の重要な政策ツールの一つです。言い換えれば、ODAを使って、貧困の撲滅や世界の平和構築等の地球規模の課題の解決できちんと成果を出し、最終的には日本にもその効果が及ぶような取組を行うことが重要です。

世界が抱える開発課題は大きく変化しつつあります。例えば、開発途上国における開発がある程度進展したとしても、政治経済的不安定や国内格差、「中所得国の罠」等の課題が生じている場合が少なくありません。また、世界では膨大なインフラ需要が発生しており、これに対応するため、国際スタンダードに則った質の高いインフラ整備の推進や、開発資金の需給ギャップに対応するために民間資金の動員を後押しする取組が求められています。さらに、国内紛争や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性^{ぜいじやく}のために成長から取り残されている国々もあり、そのような国々においては、人道支援に加え、法の支配や民主化といった安定的な開発の基盤を確保する必要があります。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化しています。このような困難な挑戦に直面する世界として、これまで以上に智慧と行動が必要とされています。また、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、NGOを始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長及びその先にある「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を実現する上で、ますます重要な役割を果たすようになってきています。国際社会の平和と安定及び繁栄の確保のためには、これらの多様な力を結集することも必要です。

一方で、厳しい財政状況と少子高齢化という課題を日本が抱えている中、国民の皆様方からODAに対して大変厳しい目が向けられているのも事実です。外務省には、国民の皆様に対し、ODAの取組や意義をしっかりと説明し、御理解・御支援を頂きながら、ODAを一層戦略的・効果的に活用していく責任があります。

今回の白書では、日本が提唱し、推進する「自由で開かれたインド太平洋戦略」を具体化していく上での開発協力の意義・役割とともに、2015年に国連で全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するための日本のこれまでの取組について紹介しています。また、あわせて、ODAを通じて日本の中小企業を支援する取組も紹介しています。

本書が、日本の開発協力をめぐる様々な課題に対する国民の皆様の御理解を深めることに役立つことを祈念するとともに、外務省として国民の皆様の御支援を頂きながら、共にある外交を目指してまいります。

2018年2月

外務大臣

河野太郎



日本の開発協力政策

－開発協力大綱－

日本の開発協力政策は、開発協力大綱（2015年2月閣議決定）をその根幹としています。日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図ることを開発協力政策の基本としています。開発協力大綱は、こうした日本の基本方針を明記した上で、その実現に向けた外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA）を戦略的かつ効果的に活用していくことを定めています。また、開発課題が多様化・複雑化し、国家のみならず民間企業やNGOをはじめとする様々な主体による開発協力が必要とされている中、ODAにはこうした多様な力を結集するための触媒としての役割も求められています。

1. 日本の開発協力の基本方針

開発協力大綱においては上述のような目的のために行われる日本の開発協力の基本方針として以下の三つを掲げています。

（1）非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力は平和国家としての日本に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求するその在り方を体現するものです。日本は今後もこの方針の下、開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する原則を遵守します。

（2）人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求すべきという人間の安全保障の考え方は、日本の開発協力の指導理念です。日本は、特に脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現と、その国際社会における主流化を一層促進します。

（3）自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国自身の自助努力を後押しし、将来の自立的発展を目指すのが日本の開発協力における伝統的姿勢です。開発途上国における人づくり、経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎構築を重視し、相手国からの要請を待つだけではなく、日本から積極的な提案を行う等、対話・協働重視の開発協力を進めます。

2. 重点課題

さらに上記の基本方針ののっとり、次の重点課題に沿った開発協力をそれらの相互関連性にも留意しながら推進することとしています。

（1）「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界における貧困削減、特に絶対的貧困の撲滅のためには、経済成長の実現が不可欠ですが、それは①成

長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとりとして取り残されないという意味での「包摂性」、②環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて続く「持続可能性」、③経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靱性」の3点を兼ね備えた「質の高い成長」であることが必要です。日本はまた、この質の高い成長の実現による貧困撲滅を図る中で、経済成長の基礎および原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発のための支援等を実施しています。

（2）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的な発展の実現には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。これら発展の基盤を強化するため、日本は、普遍的価値の共有や、平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行っています。とりわけ、普遍的価値の共有を図る上で、法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等の実現のための支援に、また、平和で安定し安全な社会の実現を図る上で、平和構築、緊急人道支援、法執行機関の能力強化やテロ対策、海洋・宇宙・サイバーに関する能力強化支援等に、それぞれ取り組んでいます。

（3）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は国際社会全体に大きな影響を与え、特に、貧困層等、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらします。これらの問題には、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等を通じ、国際社会が一致して持続可能かつ強靱な社会の構築を目指すことにより対処する必要があります。日本はまさにこれらの地球規模課題の克服に向けて国際社会の取組を主導しています。

以上の重点課題を踏まえ、日本は世界各国のニーズと特性に応じた開発協力に加え、広域開発、地域の連結性強化等も行っています。さらに開発が進展しつつも様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対し、その開発ニーズの実態や負担能力に応じた協力も行っています。

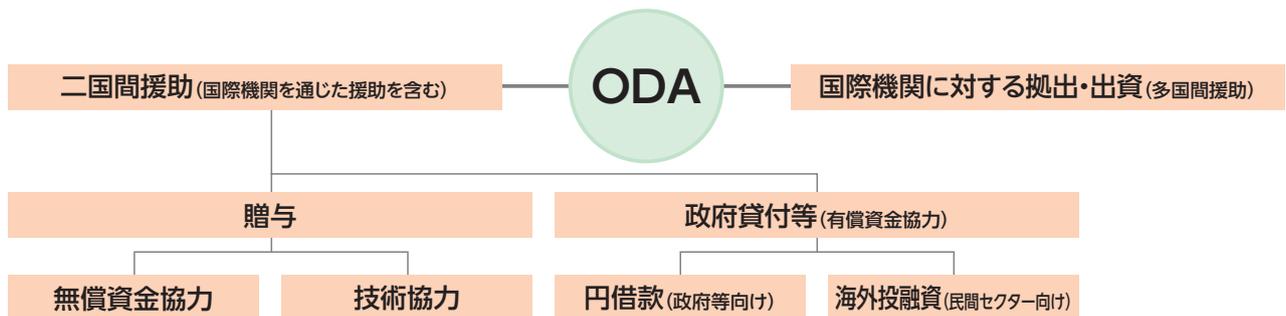
3. 開発協力実施上の原則・体制

（1）日本は、開発協力を推進するにあたり、①外交政策に基づく方針の策定・目標設定を不断に行い、②ODAとODA以外の資金・活動の相乗効果を目指すとともに、③政策や事業レベルの評価を不断に行い、その結果を、政策決定過程に反映させていきます。ま

た、開発協力の適正化確保のための原則として、①（開発途上国の）民主化の定着、法の支配および基本的人権の保障に係る状況を考慮し、②軍事的用途および国際紛争助長への使用回避（軍または軍人がかかわる民政目的、非軍事目的の開発協力については、実質的意義に着目し、個別具体的に検討）を図るほか、環境・気候変動への影響、公正性、社会的弱者への配慮、女性参画促進等を念頭に開発協力を進めます。

（２）日本は、開発協力を担う政府・実施機関の体制整備を続けるとともに、開発協りに当たり、民間企業や地方自治体、大学・研究機関、そして市民社会との連携を強化し、また、緊急人道支援や国際平和協力における国際機関、NGO、PKOとの連携にも引き続き取り組み、国際機関、地域機関、新興ドナーとの連携も推進していく考えです。

日本の政府開発援助（ODA）



● ODAとは？

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

その対象となる開発途上国・地域は、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成するリストに掲載されています。

日本は現在、それら対象国・地域に対してODAとして、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」に役立つ資金（贈与・貸付等）・技術の提供を行っています。

● ODAにはどのような種類があるか？

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。

二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等」に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さないで、開発途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する「無償資金協力」と、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。

「政府貸付等」には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う「海外投融資」があります。

多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

日本は、これら様々な種類のODAの供与を通じて、開発途上国・地域の開発を担っています。また、現在は、開発に役立つ様々な活動の中核として、民間セクターなどの多様な資金・開発主体と連携を図りながら、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定および繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしています。

☆外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/index.html>) でもODAに関する説明を掲載しています。

第Ⅰ部

国際社会の平和・安定・繁栄のための 国際協力

第1章 「2つの大陸」と「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズム	2
第1節 自由で開かれたインド太平洋戦略	2
第2節 インド太平洋を介した連結性の強化	3
第3節 「質の高いインフラ」整備の推進	5
第2章 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持	6
第1節 海上保安能力構築支援等	6
第2節 法整備支援	7

第Ⅱ部

持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた取組

第1章 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進	10
第1節 SDGsのオールジャパンによる取組	11
第2節 SDGsの主流化に向けた取組	11
第3節 気候変動対策とSDGs	13
第2章 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進	14
第1節 平和と健康のための基本方針	14
第2節 UHCフォーラム2017の開催	14
第3節 分野横断的取組	15
第3章 人道と開発と平和の連携の推進	15
第1節 長期化・複雑化する人道危機に対する人道支援	15
第2節 新たな取組：人道と開発と平和の連携	16

第Ⅲ部

2017年の開発協力

第1章	実績から見た日本の政府開発援助	18
第2章	日本の開発協力の具体的取組	24
第1節	課題別の取組	24
1.	「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	24
1-1	経済成長の基礎および原動力を確保するための支援	25
(1)	産業基盤整備・産業育成、経済政策	25
(2)	職業訓練・産業人材育成・雇用創出	30
(3)	農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築	32
(4)	持続可能な都市	36
(5)	情報通信技術（ICT）や先端技術の導入	36
(6)	科学技術・イノベーション促進、研究開発	38
(7)	債務問題への取組	40
1-2	基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援	41
(1)	保健医療、人口	41
(2)	安全な水・衛生	50
(3)	万人のための質の高い教育	52
(4)	格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）	54
(5)	女性の能力強化・参画の促進	57
(6)	文化・スポーツ	58
2.	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	64
2-1	公正で包摂的な社会の実現のための支援	64
(1)	法制度整備支援・経済制度整備支援	64
(2)	ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）	64
(3)	民主化支援	65
2-2	平和と安定、安全の確保のための支援	67
(1)	平和構築と難民・国内避難民支援	67
(2)	自然災害時の緊急人道支援	78
(3)	安定・安全のための支援	80
3.	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	85
(1)	環境・気候変動対策	85
(2)	防災の主流化、防災対策・災害復旧対応	92
(3)	食料安全保障および栄養	94
(4)	資源・エネルギーへのアクセス確保	95

第2節	地域別の取組	98
	1. 東アジア地域	99
	2. 南アジア地域	105
	3. 中央アジア・コーカサス地域	110
	4. 中東・北アフリカ地域	112
	5. サブサハラ・アフリカ地域	116
	6. 中南米地域	121
	7. 大洋州地域	128
	8. 欧州地域	132
第3節	効果的で適正な実施に向けた取組	134
	1. 効果的・効率的な開発協力の実施	134
	(1) 開発協力の実施体制の強化	134
	(2) 戦略性の強化のための取組	135
	2. 開発協力の適正性確保のための取組	138
	(1) 平和国家としての開発協力	138
	(2) 環境・気候変動への影響、社会的弱者への配慮	138
	(3) 不正腐敗の防止	139
	(4) 国際協力事業関係者の安全確保	139
	3. 連携強化のための取組	141
	(1) 官民連携	141
	(2) 大学・地方自治体との連携	146
	(3) 市民社会との連携	147
	(4) 国際機関・地域機関等との連携	153
	4. 開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組	155
	(1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組	155
	(2) 開発協力人材・知的基盤の強化	157

第Ⅳ部

資料編

第1章	日本の政府開発援助予算	160
第1節	2017年度政府開発援助予算（当初予算）	160
	図表Ⅳ-1 政府開発援助予算の内訳	160
	図表Ⅳ-2 政府開発援助一般会計予算（政府全体）	160
	図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳	161
	図表Ⅳ-4 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）	161
	図表Ⅳ-5 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目	162
第2節	各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要	163
	図表Ⅳ-6 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）	163
	図表Ⅳ-7 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）	163
	図表Ⅳ-8 各省庁の事業予算（2017年度事業予算）と事業概要	164
第2章	日本の政府開発援助実績	173
第1節	開発途上国への資金の流れ	173
	図表Ⅳ-9 日本から開発途上国への資金の流れ	173
第2節	二国間政府開発援助の所得グループ別実績	174
	図表Ⅳ-10 二国間政府開発援助の所得グループ別実績	174
	図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額 および贈与額の比較	175
第3節	国別実績	176
	図表Ⅳ-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2016年）	176
	図表Ⅳ-13 2016年の日本の政府開発援助実績	181
	図表Ⅳ-14 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国（2016年）	182
	図表Ⅳ-15 日本が最大の援助供与国となっている国一覧	184
	図表Ⅳ-16 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・ 地域一覧（2016年実績まで）	185
第4節	分野別実績	186
	図表Ⅳ-17 二国間政府開発援助分野別配分	186
第5節	緊急援助実績	187
	図表Ⅳ-18 緊急無償資金協力案件（2016年度）	187
	図表Ⅳ-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 緊急援助物資供与案件（2016年度）	188
	図表Ⅳ-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および 緊急援助物資供与実績（2016年度）	189

第3章	二国間援助案件リスト	190
第1節	二国間贈与	190
	図表Ⅳ -21 無償資金協力案件一覧	190
第2節	二国間借款	197
	図表Ⅳ -22 有償資金協力案件一覧	197
第4章	国際機関に対する政府開発援助実績	199
	図表Ⅳ -23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移	199
	図表Ⅳ -24 主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）	200
第5章	政府開発援助に関する主な資料	203
第1節	日本の政府開発援助をめぐる動き（2017年1月～2017年12月）	203
第2節	政府開発援助に関する政策	207
	① 開発協力大綱（2015年2月閣議決定）	207
	② 分野別開発政策《概要》	217
第3節	重債務貧困国（HIPC）一覧	220
(参考)	諸外国の政府開発援助	221
第1節	DAC諸国の政府開発援助実績	221
	図表Ⅳ -25 DAC諸国の政府開発援助実績（2016年）	221
	図表Ⅳ -26 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2016年）	222
	図表Ⅳ -27 地域別実績における主要DAC援助国（2016年）	224
	図表Ⅳ -28 DAC諸国の贈与比率	225
	図表Ⅳ -29 DAC諸国の贈与額	226
	図表Ⅳ -30 DAC諸国のグラント・エレメント	227
	図表Ⅳ -31 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス	228
	図表Ⅳ -32 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較	229
	図表Ⅳ -33 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2016年）	230
	図表Ⅳ -34 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める 国際機関を通じた援助額（国際機関向け拠出・出資等）の割合	230
第2節	DAC諸国の開発途上国への資金の流れ	231
	図表Ⅳ -35 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2016年）	231
	図表Ⅳ -36 DAC諸国のNGOによる援助実績	232
第3節	DAC援助受取国・地域リスト	233
	図表Ⅳ -37 DAC援助受け取り国・地域リスト	233
第4節	非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	234
	図表Ⅳ -38 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	234
	略語一覧	235
	用語集	240
	索引	245



国際協力の現場から

1	マラウイ版母子健康手帳への支援 ~子どもの成長記録、ヘルスパサートの改善活動~	48
2	きめ細やかで高い技術の義肢装具製作を人々に ~東ティモールにおける義肢装具士の奮闘~	56
3	日本の高度な修復技術をネパールの技術者へ ~地震で倒壊した世界遺産の修復を目指して~	61
4	社会・経済開発を通じ復興と和平を後押し ~フィリピン・ミンダナオ和平を持続させるために~	73
5	工業団地の開発支援で経済的自立を促進 ~イスラエルとパレスチナの仲介役を果たす日本の支援~	76
6	高齢化問題に備えた年金制度を確立 ~モンゴルにおける「SINRAI Project」~	104
7	日本の生産性向上のノウハウを伝える ~パキスタン アパレル製品の付加価値向上のためのKAIZEN~	109
8	森林・草地の再生と新たな所得機会の創出 ~イランにおける住民参加型森林・草地管理プロジェクト	115
9	共に歩む日本の支援で行政と住民の信頼を回復 ~コートジボワールの行政サービス能力強化プロジェクト~	120
10	母子の健康向上を目指して ~ホンジュラスの保健医療サービス体制を強化~	126
11	ゴミ処理問題の解決とリサイクルシステムの導入 ~マーシャルにリサイクルセンター建設計画~	131



匠の技術、世界へ

1	ミャンマーの鉄道の地盤を補強 ~新開発の「D・Box」で地盤沈下や陥没を防ぐ~	29
2	日本の技術がインドのジャガイモづくりを変える ~栽培方法の向上から収穫の機械化を目指して~	35
3	フィリピンで自立支援介護サービスを展開 ~高齢者に寄り添う日本式介護システムの導入~	49
4	インドネシアで無煙の完全自動小型焼却炉が活躍 ~環境汚染を防止し、危険な医療廃棄物を無害化~	89
5	未電化農山村に水力と太陽光のハイブリット発電システムを ~電化で、マラウイの人々の生活向上に貢献~	97
6	パラグアイのゴマ産業の復活へ！ ~生産管理技術の向上と新しい市場の開拓に向けて~	127

開発協カトピックス

1	インドの広大な大地を、日本が誇る新幹線が駆け抜ける	8
2	世界中に笑顔の種まきをして30年 ~草の根・人間の安全保障無償資金協力~	62
3	国際緊急援助隊（JDR）法30周年	79
4	「水銀に関する水俣条約」の発効	86
5	日本の防災協力と「世界津波の日2017」高校生島サミット in 沖縄	90
6	ODAを活用した中小企業の海外展開支援	140
7	ODAのルールブック「統計指示書」	158

2017年版 開発協力白書で紹介されている案件リスト

課題別の取組

1. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

・産業基盤整備・産業育成、経済政策

マラウイ カムズ国際空港ターミナル拡張計画 ————— 25

・職業訓練・産業人材育成・雇用創出

イラク イラク国内避難民向け職業訓練プログラム ————— 31

・農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

ケニア 「小規模園芸農民組織強化計画 (SHEP)」アプローチの導入 ————— 33

モンゴル 獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト ————— 34

1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

・保健医療、人口

キューバ ハバナ県ホセ・マルティ国際空港における防疫体制確保のための機材整備 ————— 42

ザンビア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための
基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト ————— 45

・安全な水・衛生

インド 自動漏水音検知器を用いた漏水検知システムの普及・実証事業 ————— 50

マラウイ 横浜市水道局の連携ボランティア派遣 ————— 51

・万人のための質の高い教育

ホンジュラス テグシガルパ市ハボン小学校増改修計画 ————— 54

・文化・スポーツ

ボツワナ 柔道道場建設計画 ————— 59

ヨルダン サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト ————— 60

2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

・民主化支援

フィジー 中波ラジオ放送復旧計画 ————— 66

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

・平和構築と難民・国内避難民支援

パレスチナ パレスチナの初等教育の質向上事業
ガザ紛争後の長期化した人道危機に直面する子ども・青少年・家族の支援 ————— 68

3. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

・防災の主流化、防災対策・災害復旧対応

ケニア 中古消防車再利用計画 ————— 92

ネパール 震災弱者の回復と地域復興のためのチャングナラヤン村ラーニングセンター改修 — 93

・資源・エネルギーへのアクセス確保

パキスタン 産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト ————— 96

地域別の取組		
1. 東アジア地域		
ミャンマー	初等教育カリキュラム改訂プロジェクト	102
2. 南アジア地域		
ネパール	トリブバン国際空港近代化計画 補給管理センター及び航空路レーダー管制業務整備プロジェクト	106
パキスタン	シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画 シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画	107
3. 中央アジア・コーカサス地域		
ジョージア	日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力（医療・保健パッケージ）	112
4. 中東・北アフリカ地域		
エジプト	スエズ運河庁能力開発	113
5. サブサハラ・アフリカ地域		
ブルキナファソ	学校運営委員会支援プロジェクト・フェーズ2	116
ボツワナ	クウェネン地区セラメン小学校教室棟建設計画	117
ルワンダ	小学校教員の算数指導力向上プロジェクト	118
6. 中南米地域		
キューバ	基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト	123
7. 大洋州地域		
マーシャル	マーシャルにおける干ばつ支援	128
フィジー	生物浄化法による村落給水のための専門家派遣	129

効果的で適正な実施に向けた取組		
3. 連携強化のための取組		
・官民連携		
インド	社会基盤整備を加速するプレキャストコンクリート製品の普及に向けた 案件化調査	143
・市民社会との連携		
ホンジュラス	首都テグシガルパ市南東部における青少年育成を通じた 住みやすいコミュニティづくり支援事業	150
イラク	イラク共和国エルビル県学校補修事業	151

I
1
I
2
II
1
II
2
II
3
III
1
III
2
IV
1
IV
2
IV
3
IV
4
IV
5
IV
参考
略語一覧
用語集
索引

図表

第Ⅲ部 2017年の開発協力

図表Ⅲ - 1	2016年の日本の政府開発援助実績	19
図表Ⅲ - 2	日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移	20
図表Ⅲ - 3	主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移	21
図表Ⅲ - 4	DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2016年）	22
図表Ⅲ - 5	DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2016年）	22
図表Ⅲ - 6	日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移	23
図表Ⅲ - 7	二国間政府開発援助の地域別実績（2016年）	98
図表Ⅲ - 8	東アジア地域における日本の援助実績	103
図表Ⅲ - 9	南アジア地域における日本の援助実績	108
図表Ⅲ -10	中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績	111
図表Ⅲ -11	中東・北アフリカ地域における日本の援助実績	114
図表Ⅲ -12	サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績	119
図表Ⅲ -13	中南米地域における日本の援助実績	125
図表Ⅲ -14	大洋州地域における日本の援助実績	130
図表Ⅲ -15	欧州地域における日本の援助実績	133

第Ⅰ部

国際社会の平和・安定・ 繁栄のための国際協力

第1章

「2つの大陸」と「2つの大洋」の
交わりにより生まれるダイナミズム …………… 2

第1節 自由で開かれたインド太平洋戦略 …………… 2

第2節 インド太平洋を介した連結性の強化 …………… 3

第3節 「質の高いインフラ」整備の推進 …………… 5

第2章

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持 …… 6

第1節 海上保安能力構築支援等 …………… 6

第2節 法整備支援 …………… 7



2017年11月、フィリピン・マニラで開催された東アジア首脳会議（EAS）における、安倍晋三総理大臣をはじめとする各国首脳。（写真提供：内閣広報室）



第1章 「2つの大陸」と「2つの大洋」の 交わりにより生まれるダイナミズム

安倍総理大臣が2016年にケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）で発表した「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、日本は、ODAも戦略的に活用し、国際社会の平和、安定および繁栄に積極的に貢献しています。

第1節 自由で開かれたインド太平洋戦略

法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、国際社会の安定と繁栄の礎です。特に、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域は、世界人口の半数以上が集まる世界の活力の中核であり、世界経済の成長を牽引するエンジンけんいんとなり得る大きなポテンシャルを秘めています。

日本は、成長著しいアジアと潜在力あふれるアフリカという「2つの大陸」と太平洋とインド洋という「2つの大洋」の交わりによるダイナミズムこそが、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るとの考えから、インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれ

た海洋秩序を維持・強化し、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とするために「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進しています。

具体的には、①法の支配等、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備を通じた連結性強化等による経済的繁栄の追求、③海上法執行能力の向上支援、海賊対策、防災等の平和と安定の確保のための取組を3本柱としてその戦略の具体化を進めています。

「自由で開かれたインド太平洋戦略」(Free and Open Indo-Pacific Strategy)

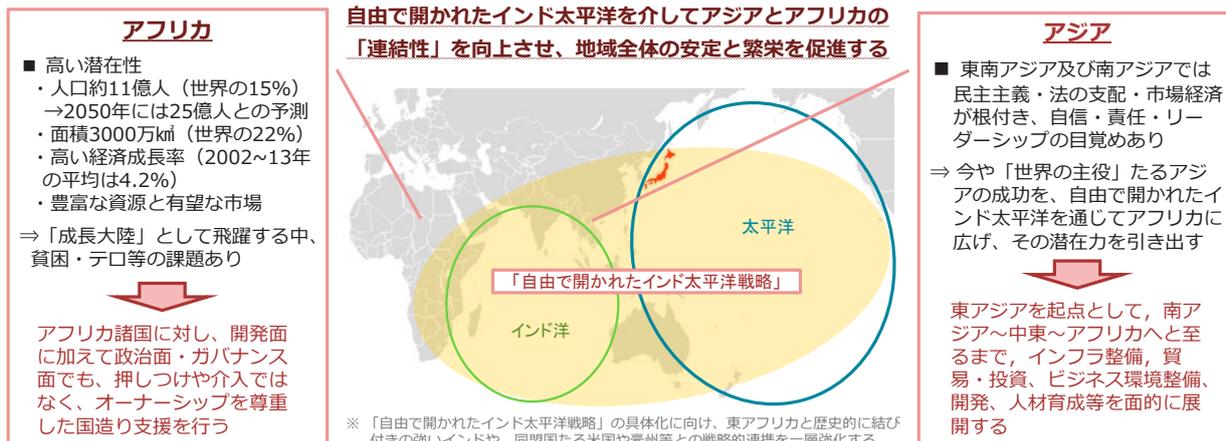
「地球儀を俯瞰する外交」

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

安倍政権の実績を踏まえ、これらの外交コンセプトを更に発展させる

「自由で開かれたインド太平洋戦略」

国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、
 「2つの大陸」：成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」
 「2つの大洋」：自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」
 の交わりにより生まれるダイナミズム
 ⇒ これらを一体として捉えることで、新たな日本外交の地平を切り拓く



第2節 インド太平洋を介した連結性の強化

被援助国と他の国・地域を連結し、モノやヒトの流れを一層活発にすることで経済圏を拡大し、日本を含む地域全体の経済発展に寄与すべく、日本は、アジアを中心に港湾、空港、鉄道、道路等の質の高いインフラ整備による連結性の強化に長年取り組んできました。こうした連結性強化のためのインフラ整備を進めるに当たって、①インフラ整備による「物理的連結性」の強化にとどまらず、②通関円滑化等の「制度的連結性」と、③人材育成、人材交流等の「人的連結性」の強化をあわせて進めることで、ヒト・モノの流れを一層活性化するとともに、技術移転や雇用創出等を通じた「質の高い成長」を実現することが、日本の質の高いインフラ整備の特徴です。

東南アジアにおける連結性強化の取組の中核が、南部経済回廊と東西経済回廊の開発です。これら回廊の開発に当たっては、道路や橋梁といった交通インフラのみならず、日本の技術を活用した通関システムの導入や道路維持能力強化のための技術協力も実施しています。二つの回廊の開発は、回廊上の各地域を南シナ海とインド洋に結びことで、この地域から海外への輸

出を促進するとともに、日本をはじめとする海外からの直接投資を促進し、メコン地域の格差是正にも貢献しています。これに加えて海上輸送の物流機能を強化するための港湾整備も重要であり、2017年には、インドネシアのパティンバン新港の建設やカンボジア唯一の大水深港であるシハヌークビル港の新コンテナターミナルの整備を支援することを決定しました。



2017年8月、フィリピン・マニラにおいて、第10回日メコン外相会議が開催され、河野太郎外務大臣が議長を務めた。

また、インドでは、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）やチェンナイ・ベンガルール産業回廊構想（CBIC）等の広域経済開発を進めています。また、2017年9月に安倍総理大臣がインドを訪問した際には、日本の新幹線システムを活用するムンバイ・アーメダバード間高速鉄道やインド北東部地域における道路網整備等のための円借款の供与を行うなど、同地域内の連結性の向上に貢献しています。さらに、スリランカでは、1980年代からコロンボ港の整備支援を実施してきたほか、

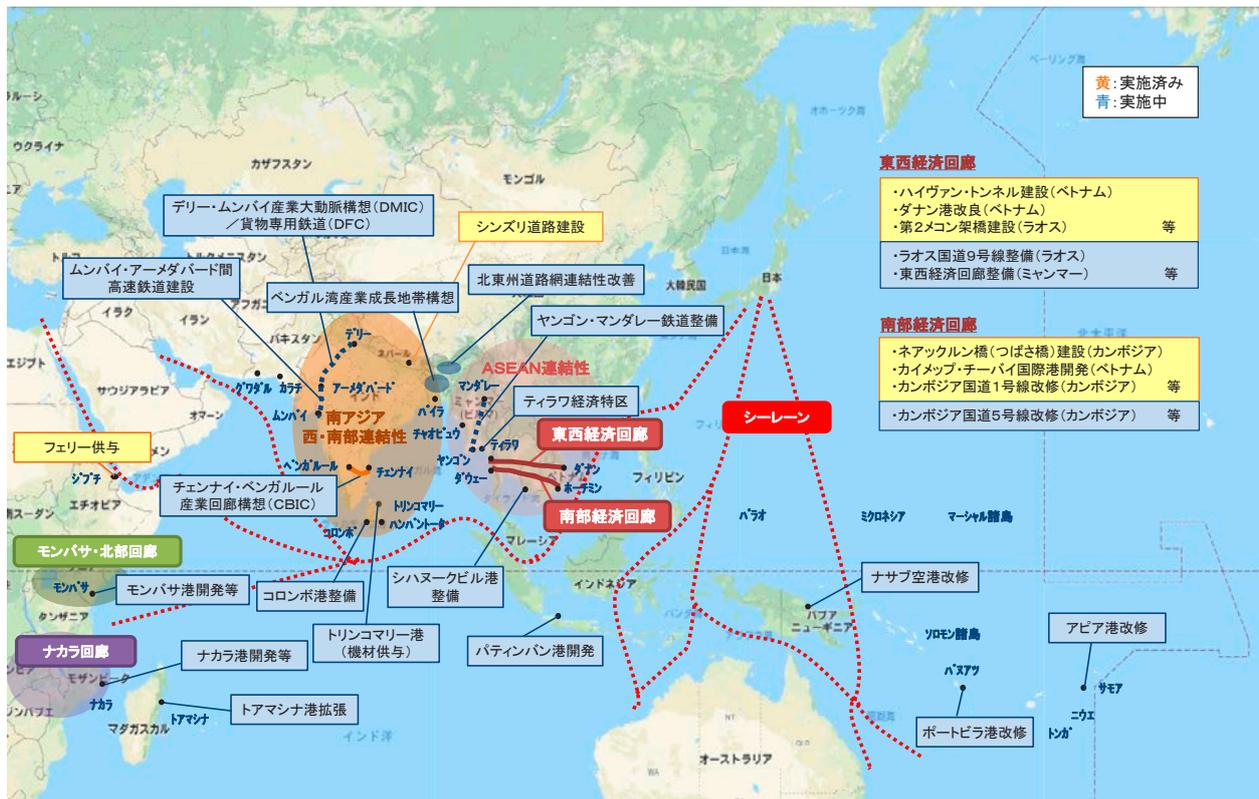


2016年11月、神戸市内の鉄道車両製造専門工場で、新幹線車両等を視察した安倍総理大臣とインドのモディ首相。(写真提供：内閣広報室)

2017年4月に、ウィクラマシンハ首相が訪日した際には、係留地として優れた条件を有するトリンコマリ港向けに港湾整備関連機材を無償資金協力により供与することを決定しました。バングラデシュにおいても、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想に基づき、経済インフラ整備、投資環境整備、連結性の向上に向けた協力を行っています。

アフリカでは、インド洋に面する主要な良港であるケニアのモンバサ港とモザンビークのナカラ港の港湾整備や周辺回廊の道路や橋梁の整備等を進めており、それぞれ、ウガンダ、ルワンダや、マラウイ、ザンビア等の内陸国をインド洋につなぐ重要な役割を担っています。2017年7月には、モンバサ港の周辺道路の第二期工事を円借款で支援することを決定しました。

日本の連結性構想



第3節 「質の高いインフラ」整備の推進

こうしたインフラを整備する際には、インフラ作り自体を目的とするのではなく、インフラの整備を通じて、社会的弱者を含めてそこに暮らす人々の生活の改善につなげるとともに、国内・域内の経済活動を刺激し、各国の「質の高い成長」を支えるものでなくてはなりません。日本は、こうした考えから「質の高いインフラ」の整備を推進し、その国際スタンダード化に取り組んでいます。「質の高いインフラ」の具体的な要素としては、2016年の伊勢志摩サミットで、①ライフサイクルコストから見た経済性および安全性、②現地雇用および技術移転、③社会・環境面への配慮、④被援助国の財務健全性をはじめとする経済・開発戦略との整合性、⑤民間部門を含む効果的な資金動員の確保の5点が重要な要素としてまとめられました。これらに加え、インフラが、透明で公正な調達手続を通じて、誰でも利用できるように開かれた形で整備・運営されることが不可欠です。

また、インド太平洋地域をはじめ、世界には膨大なインフラ需要が存在し、質のみならず資金量の確保も重要です。日本は、この資金ギャップを埋めるため、2015年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、アジア開発銀行（ADB）と連携し、今後5年間で、約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域で行うとともに、有償資金協力の制度改善を通じて、アジア地域のインフラ需要に対して一層魅力あるファイナンスを提供するべく取り組んでいくこととしました。また、2016年



2018年1月、ミャンマー・ヤンゴンのティラワ経済特区を視察する河野外務大臣。

5月には、安倍総理大臣から、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、アジアのみならず、世界全体のインフラ需要に対し、官民合わせて約2,000億ドルの資金等を供給することとしました。また、制度改善を一層進めるとともに、支援を実施するJICA等政府機関の体制強化を進めることもあわせて発表しました。日本は、2017年4月に「第1回アジア国際経済フォーラム」をOECDと共催し、9月に国連とEUとともに、「質の高いインフラ投資に関する国連総会ハイレベル・サイドイベント」を開催し、「質の高いインフラ」を国際的に普及させる努力を行っています。今後とも、OECD等の国際機関や関係各国とも協力し、質の高いインフラ整備を通じた質の高い成長を促進していく考えです。



2017年9月、ニューヨークの国連本部において、日本、EUおよび国連の共催で開催された「質の高いインフラ投資の推進に関するサイドイベント」で発言する河野外務大臣。

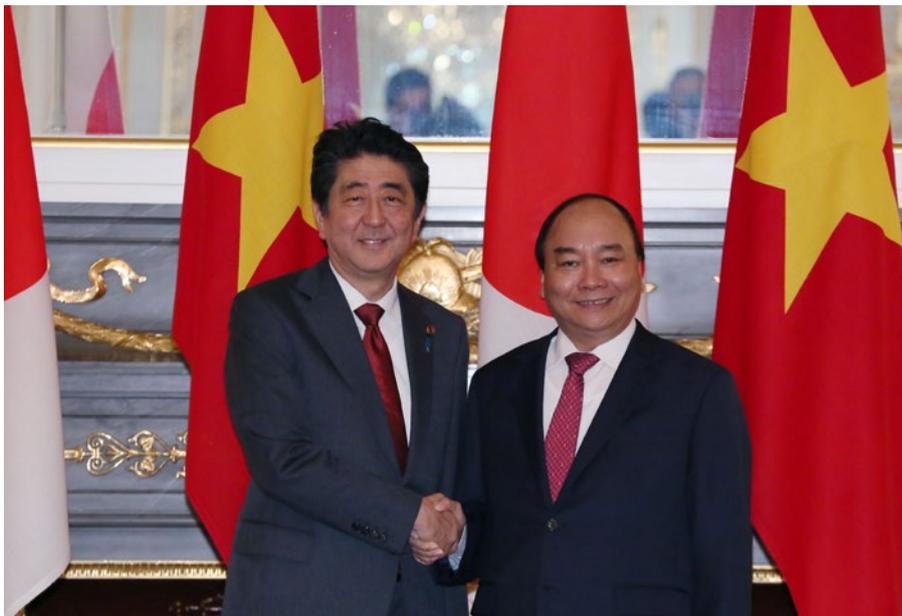
第2章 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持

前章で紹介したとおり、「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が国際社会の安定と繁栄の礎との考えに基づいています。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を実現するためには、安倍総理大臣が提唱した「海における法の支配三原則」、すなわち、①国家は国際法に基づいて主張をなすべき、②主張を通すために力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべき、という原則を徹底する必要があります。インド太平洋地域において法の支配が普及し、定着していくために、日本は、海上保安能力構築支援や法制度整備支援を通じた法の支配の強化に貢献しています。

第1節 海上保安能力構築支援等

海における法の支配を徹底し、航行の自由および海上安全を確保することは、主要な物資やエネルギーを海上輸送に依存する日本にとって重要であるのみならず、国際社会全体の平和、安定および繁栄の促進のために必要です。インド太平洋地域においてシーレーン沿岸国の海上法執行機関等の能力を強化し、国際社会の発展にとって必要となる海上交通の安全を確保するために、日本は、各国の海上保安機関に巡視船艇や機材の供与を行うとともに、その職員を日本に招聘したり、海上交通等の専門的な知識を有する専門家を各国に派遣し、海上法執行能力の向上支援の強化に取り組んでいます。

たとえば、ベトナムに対しては、これまでに中古船舶7隻や海上保安機材の供与を行うとともに、2017年6月、グエン・スアン・フック・ベトナム首相が訪日した際には、ベトナム海上警察が運用する巡視船6隻を円借款で整備することを決定しました。フィリピンについては、同国の沿岸警備隊に巡視船10隻および大型巡視船2隻や小型高速艇や海上保安機材の供与を順次実施するとともに、海上法執行実務の能力強化支援等の技術協力を実施しています。マレーシアについては、同国の海上法令執行庁に対し中古巡視船の整備に必要な海上保安機材の供与を実施するとともに、長期専門家の派遣や教育訓練制度改善支援を実施して



2017年6月、訪日したグエン・スアン・フック・ベトナム首相と握手を交わす安倍総理大臣。
(写真提供：内閣広報室)

います。インドネシアに対しても、巡視艇3隻の供与や海上交通保安能力向上のための長期専門家の派遣を実施しており、2017年10月に、2018年度以降も海上保安機関の能力向上のための研修を実施していくことを決定しました。また、海上犯罪取締り等の課題別研修を毎年実施しています。

東南アジアのみならず、約1,300kmの海岸線を有し、東アジアと中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン

の要衝に位置するスリランカに対しても、2016年に同国の沿岸警備庁に2隻の巡視艇を供与することを決定しました。同様に、海賊による被害が相次いだソマリア沖・アデン湾に面するジブチの沿岸警備隊に対しても巡視艇2隻を供与するとともに、沿岸警備隊の人材育成と組織強化のための技術協力を実施し、沿岸の安全と社会経済活動の確保に貢献しています。

日本はこうした海上法執行能力の構築支援を引き続き積極的に行っていく考えであり、2017年8月に実施した日米安全保障協議委員会（「2+2」）の機会に、インド太平洋地域の沿岸国の海洋安全保障能力分野の能力構築支援等のために今後3年間で約5億ドルの支援を行っていくことを表明しました。こうした方針の下、同年11月の東アジアサミットでは、「テロに屈しない強靱なアジア」に向けて、フィリピン南部およびスルー・セレベス海の治安改善のため包括的なア



2017年8月、米国ワシントンDCにおいて、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が開催され、握手をする河野太郎外務大臣と小野寺五典防衛大臣、レックス・ティラソン國務長官とジェームズ・マティス国防長官。

プローチとして2年間で150億円規模の支援を着実に実施することを表明しました。このような支援表明に基づき、今後も同分野への支援を進めていきます。

第2節 法整備支援

国際社会における法の支配の強化を進めていく上では、法制度の整備が未だ不十分な開発途上国において、立法や制度整備およびその理解と定着に向けた取組に対する支援を通じて、グッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、持続的成長のために不可欠な基盤作りを支援することも重要です。

開発途上国において、その経済成長や人権の保障、貧困削減といった目標を達成し、人々が安心して豊かに暮らせるようにするためには、力による支配が横行することなく、国民の意思を反映した合理的なルールが、公平かつ適正に執行・管理・運用されることを確保しなければなりません。日本は、明治維新以来、欧米の法・司法制度を日本の文化や風土、既存の制度と調和させながら取り入れてきた経験を活かして、それぞれの開発途上国のニーズや課題に合わせた法制度・司法制度の整備・改善に向けた支援に取り組んでいます。

日本は、2013年5月に改訂された「法制度整備支援に関する政府基本方針」に基づき、アジアの8か国（インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュ）を重点対象国として、各国で息の長い法制度整備支援を展開しています。たとえば、カンボジアでは、内戦終結後、人材不足のため自力で法制度の整備ができない状況だった中、同国の民法および民事訴訟

法をはじめとする法令が整備され、適切に運用されることを目指し、1999年から法令起草支援のほか、法曹人材育成や普及活動を支援し、約20の民事関連法令の成立に寄与しました。法の支配を通じた民主主義の定着には一定時間がかかることから、成立した法令が正しく運用・定着して、国民の権利が保障されるよう、継続的に支援に取り組んでいます。

また、アフリカ諸国に対しても、コートジボワールに司法アドバイザーを派遣し、市民へ法情報の提供を行うコールセンターの設置や、同国を含む西アフリカ周辺8か国の刑事司法関係者を対象に、同国において刑事司法研修を実施するなどの支援を行っています。

日本が法制度整備支援を含むガバナンスの分野において行ってきた支援の額は、2005年から2014年までの10年間で、約27億ドルに上ります。今後も、基礎法の整備や運用支援、法執行機関や法曹の能力強化支援などに加えて、知的財産法制度の整備運用支援等を通じた投資環境の整備も積極的に進め、相手国の自由な社会経済活動や社会の安定に資する法制度の確立に寄与するのみならず、日本企業をはじめとする各国企業が現地で事業を展開するためのビジネス環境を整備することで、国際社会の安定と繁栄のために取り組んでいきます。

インドの広大な大地を、 日本が誇る新幹線が駆け抜ける

ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道計画は、インド最大の都市であるムンバイと商業・金融センターとして栄えるアーメダバードとの間を結び、インド初となる高速鉄道を整備する計画です。このインド初の高速鉄道に、日本の新幹線システムの導入と、ODAによる支援が組み合わさり、「日印新時代」を象徴する旗艦事業^{きかん}となっています。

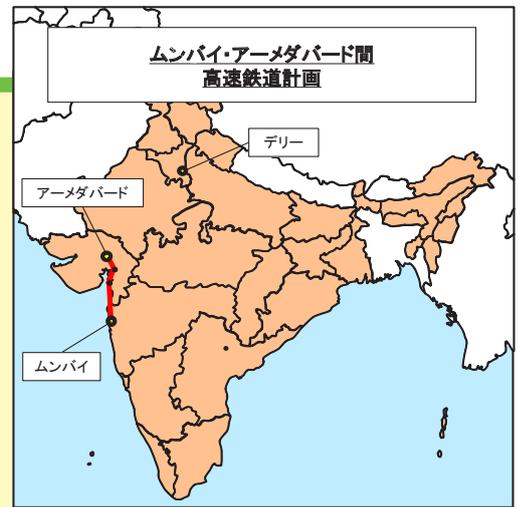
2009年にインドで高速鉄道構想が発表されて以降、日本は官民を挙げて精力的にインドへの新幹線導入に向けた取組を続けてきました。2013年5月、東京で行われた日印首脳会談では日印共同調査を行うことに合意し、2015年12月のデリーでの日印首脳会談では、日印両国政府間で高速鉄道計画に関する協力覚書に署名がなされ、新幹線システムの導入が決定されました。

こうした取組が結実し、2017年9月の安倍総理大臣の訪印に際して、日印両首脳立ち会いの下、本事業に対する最初の円借款として、1,000億円を供与するための交換公文が署名されました。また、同鉄道の終着駅となるアーメダバードのサバルマティ駅付近において、本事業の起工式典が盛大に行われ、両首脳、インドの関係閣僚や大勢の鉄道関係者、日本企業関係者等、約1万人が見守る中、この歴史的な大事業の第一歩が踏み出されました。

ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道が完成すれ

ば、日本のE5系をベースとした高速鉄道車両が、最高速度時速320キロで、ムンバイ・アーメダバード間の約500キロの距離（東京・大阪間の距離に相当）を疾走します。日印共同調査によれば、現在、在来線特急で約7時間、飛行機で約1時間半かかっているムンバイとアーメダバード間を、高速鉄道では2時間で移動でき、また、その料金は航空運賃の約半額で済むと予測されています。50年以上の歴史の中で、日本の新幹線では乗車中の旅客が死亡に至る列車事故が一度も発生しておらず、様々な面で技術的優位性を誇ります。日本政府は、高速鉄道研修施設の建設のための円借款供与や、インド高速鉄道公社や鉄道省職員の訪日研修の実施等技術協力を通じ、将来高速鉄道の運営にかかわる人材育成においても、インド政府に協力しています。新幹線システムの導入により、インドにおける鉄道技術や人材全般の底上げが期待されます。さらには、こうした鉄道網の発達や駅周辺整備に伴う経済・社会的効果を通じて、インドのさらなる経済発展と雇用創出、それに伴う貧困削減が期待されます。

また、2017年の日印共同声明において、両首脳はインド国内およびインド太平洋地域の他の国との連結性強化のために協働するという力強いコミットメントを表明しています。今後も、日本は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下で、インドの「アクト・イースト政策^{注1}」とも連携を進めるなど、日印特別戦略的グローバルパートナーシップの下、本高速鉄道事業等を通じて、インドを含む地域の経済的繁栄に積極的に貢献していきます。



ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道イメージ図。
(写真提供：インド高速鉄道公社 (NHSRCL))

注1 インドのモディ首相が進める、首脳間の交流を活発化させ、南アジア域内やASEAN各国との関係強化に努め、東アジア・東南アジアとの関係を重視する政策。

第Ⅱ部

持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に 向けた取組

第1章		
持続可能な開発目標 (SDGs) の推進	10	
第1節 SDGsのオールジャパンによる取組	11	
第2節 SDGsの主流化に向けた取組	11	
第3節 気候変動対策とSDGs	13	
第2章		
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進	14	
第1節 平和と健康のための基本方針	14	
第2節 UHCフォーラム2017の開催	14	
第3節 分野横断的取組	15	
第3章		
人道と開発と平和の連携の推進	15	
第1節 長期化・複雑化する 人道危機に対する人道支援	15	
第2節 新たな取組:人道と開発と平和の連携	16	



ペルー南部に位置するカヤオ憲法特別市において、日本が整備した幼稚園校舎で学習する子どもたち。(写真：ホセ・サトノ在ペルー日本大使館)



第1章 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) の後継として策定された同アジェンダでは、途上国だけでなく先進国も一致して取り組むべき17の持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とそれに付随する169のターゲットが定められています。日本政府としても、日本が重視する人間の安全保障の理念が反映されているSDGsを重視しています。その達成に向けた国内基盤整備として、まず2016年5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置しました。同年12月には、SDGs達成に向けて、関係省庁が一体となって取り組むための国家戦略といえる「SDGs実施指針」を決定しました。

「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、SDGs達成に向けた取組をさらに加速化させることが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs全17ゴールのロゴ (出典：国連広報センター)

第1節 SDGsのオールジャパンによる取組

SDGsの目標は様々な分野に広がっており、その達成には政府だけでなく、市民社会、民間企業、地方公共団体の叡智を結集した行動が必要です。SDGs推進本部は、当初から様々なステークホルダーとの連携を重視し、2016年9月に第1回「SDGs推進円卓会議」を開催しました。同円卓会議には、経済界、NGO/NPO、国際機関および関係省庁が構成員として参加しています。これまで計4回の会議を開催し、SDGsの地方展開やビジネスとの関係等につき意見交換を行っています。



2017年6月、総理大臣官邸で開催された、第3回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部で発言する安倍総理大臣。(写真：内閣広報室)

2017年7月には、岸田外務大臣 (当時) が持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) の「自発的国家レビュー」セッションに参加し、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けた日本の取組につきアピールしました。また、同フォーラムで、社会の様々なアクターが手を携えて行動する官民パートナーシップ (PPAP: Public Private Action for Partnership) を提唱し、

日本の取組を発信しつつ、PPAPの考え方に基づき、「政府だけでなく、市民社会や民間企業等を巻き込んだ日本の多様な叡智を結集させ、国内外で具体的なアクションを起こしていく」との決意を表明しました。さらに、SDGsが2030年とその先にある未来を造る取組であり、その実現には次世代を担う子ども・若者のエンパワーメントが鍵となるとの観点から、途上国の次世代 (子ども・若者) に焦点を当て、「人間の安全保障」の理念に基づき、教育・環境・防災・ジェンダー分野等を中心に2年間10億ドルの支援策を発表しました。

2017年12月、第4回SDGs推進本部会合において、「SDGsアクションプラン2018」を発表し、官民挙げたSDGsと連動する「Society 5.0」の推進、SDGsを原動力とした地方創生およびSDGsの担い手である次世代・女性のエンパワーメントをSDGs推進の基本的方向性として掲げるとともに、2018年に日本政府全体でSDGs達成に向けて取り組んでいく主要な取組を打ち出しました。



2017年7月、ニューヨークの国連本部で開催された持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) に出席して発言する岸田文雄外務大臣 (当時)。

第2節 SDGsの主流化に向けた取組

SDGsには17の目標があり達成すべき事項が多岐にわたっていると同時に、「誰一人取り残さない」という理念を実現するためには、政府のみならず、民間企業、NGO/NPO、地方公共団体等がSDGsに向けて取り組む必要があります。そのために、SDGsに対する国民の認知度を向上させ、SDGsに向けた「国民

運動」的なうねりを作っていくことが重要です。その観点から、2017年は、メディア・エンタメ業界と連携し、SDGsの国民への浸透を図っています。吉本興業株式会社は、所属の芸人を起用し、SDGsの17の目標に応じたパネルやポスターを作成し、各種イベントにおいて掲示を行うとともに、そのポスターを活用

したスタンプリーを実施するなど、SDGsの普及に向けて尽力されています。また、上述の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において、日本政府主催のレセプションでピコ太郎さんから、SDGs普及のために作成した「SDGs版PPAP」を披露し、SDGs版PPAPはYouTubeの外務省公式チャンネルにおいて配信をしています。このようなSDGsの普及に向けた取組を踏まえて、2017年9月にお台場で開催された国際協カイベント「グローバルフェスタ2017」において、ピコ太郎さんに「SDGs推進大使」を委嘱しました。



「グローバルフェスタ2017」における、岡本三成外務大臣政務官からピコ太郎さんへのSDGs推進大使委嘱の様子。

SDGs達成に向けた企業・団体の取組を促し、オールジャパンの取組を推進するため、2017年6月の第3回SDGs推進本部会合において、SDGs達成に資する優れた取組を行っている日本の企業・団体等を表彰する「ジャパンSDGsアワード」の創設を決定しました。SDGsアワードは、日本の民間セクターや市民団体の先進的取組および官民パートナーシップをアピールするとともに、具体的な優良事例を示すことで他の団体がSDGsに取り組む上での助けとなり得ます。同アワードの受賞団体は、SDGs推進円卓会議の構成員から成る選考委員会の意見を踏まえて決定され、同年12月に行われた第1回目の表彰式では、多数の応募の中から「北海道下川町」がSDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞を受賞しました。同アワードの受賞団体は、地方公共団体、NPO、民間企業、市民団体および教育界等様々な分野の団体にわたっており、国内で多様な取組が進んでいるといえます。ほかにも、民間セクターや市民団体のSDGs実施に向けた取組を後押しするため、SDGsにコミットする企業・団体等にロゴマークの付与を行っています。



ジャパンSDGsアワード表彰式の様子（写真：内閣広報室）と、日本政府のSDGsロゴ。

ビジネス界においても、11月上旬に、一般社団法人日本経済団体連合会が、企業が守るべき行動指針を記した「企業行動憲章」を7年ぶりに改定し、Society5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱に掲げました。証券業界では、日本証券業協会が「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置し、証券業界としてもSDGsに掲げられている社会課題に取り組むことを表明しました。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）においても、企業によるSDGsの経営戦略への取り込みと社会課題への取組が投資の機会を生むと発表し、企業のSDGsへの取組を推進しています。

地方においても、北海道下川町が第1回「ジャパンSDGsアワード」において、SDGs推進本部長賞を受賞するなど、SDGs達成に向けた取組が進められています。政府も「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において、地方創生の一層の推進に当たって、SDGsの主流化を図る旨等を盛り込むとともに、新たに「地方創生に向けた自治体SDGs推進事業」を盛り込みました。今後、政府では、自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定するとともに、先導的な取組については、「自治体SDGsモデル事業」として資金的に支援します。また、こうした成功事例の国内外への普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげます。

第3節 気候変動対策とSDGs

気候変動は、環境問題ととらえられがちですが、世界規模の経済発展や安全保障にも大きな影響を及ぼしています。気候変動は水、エネルギー、食料の安定供給等を含め、SDGsの多くの目標と密接に関連し、気候変動対策の着実かつ迅速な実施なくしては、関連する分野のSDGs目標達成も極めて困難です。気候変動対策にかかわる2020年以降の国際的な枠組として採択されたパリ協定は、現在170か国以上が締結していますが、産業革命以降の気温上昇を2℃未満までに抑える2℃目標の下、1.5℃までの抑制を目指して、各国が個別に排出削減目標を策定しています。気候変動対策は、①温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出削減と吸収の対策に取り組む緩和策と、②既に起こりつつある気候変動の悪影響の防止・軽減のための備えと新しい気候条件の利用を行う適応策の2つに分けられますが、特に適応策については、その取組や成果を評価する上で冒頭に挙げた気候変動以外のSDGs指標を活用することも有効と考えられます。

パリ協定の規定する2℃目標達成のためには、各国政府のみならず企業、自治体、NGO等の様々な主体の積極的関与が不可欠です。グローバルな企業の間では、気候変動対策によって企業に追加的な費用負担がかかることで国際競争力が損われると考えるのではなく、そうした対策を行うことで社会課題の解決を通じてビジネスを拡大する好機ととらえる動きが広がっています。また、気候変動に関するリスクや機会を企業の財務情報等において開示することにより、より「グ

リーンな」投資を呼び込む機運は、最近の環境・社会・ガバナンス要素を投資判断に組み込むESG投資の高まりと相まって、世界各地に拡大しています。こうした企業・投資家の積極的姿勢は、気候変動が単なる環境問題ではなく、ビジネスの問題にもなり得ることを示しています。

このようなビジネスの動きも踏まえ、2017年12月にパリで開催された気候変動サミットは、パリ協定採択2周年を記念するとともに、気候資金の重要性を確認し、公的資金および民間資金のグリーン化を図ることなどを目的に開催されました。同会合にパネリストとして参加した河野外務大臣は、先進的な技術力を活かしたイノベーションの力を気候資金のスケールアップに活用することで世界をリードしていくという決意を示し、そのためにも官民パートナーシップを強化していくべきとの考えを表明しました。その取組の1つとしてScience Based Target (SBT) への日本企業の登録支援を表明し、2020年3月までに100社の認定を目指すことを公表しました。

外務省ではまた、気候変動問題に関し新たな政策の方向性を打ち出すことを目的に、気候変動に関する有識者会合の設置や、各国に所在する日本大使館において、対外発信と各種情報収集に取り組む「気候変動専門官」制度を導入するなど、新たな取組を始めています。このような国内外での取組や、企業やその他の主体との連携を通じて、パリ協定を着実に実施していくことは、SDGs達成に向けて不可欠な重要課題です。



2017年12月にパリで開催された気候変動サミットの様子。



同サミットで発言する河野外務大臣。

第2章 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進

人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会共通の課題です。人間の安全保障とは、国家の安全保障を補う概念であり、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とするものです。日本は人間の安全保障を提唱し、それを「積極的平和主義」の基礎とするとともに各種の取組を推進してきており、保健をその中心と考えています。

第1節 平和と健康のための基本方針

2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月の健康・医療戦略推進本部において、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この基本方針は、政策目標として、「公衆衛生危機・災害等の外的要因に対しても強靱な健康安全保障体制の構築」、「生涯を通じた基礎的保健医療の継ぎ目のない利用を確立し、UHCを達成」、「日本の保健人材、知見、医薬品、医療機器および医療技術ならびに医療サービスの活用」を挙げています。この方針に基づき、すべての人が生涯を通じて必要なときに基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成を念頭に、国際社会の議論を牽引してきました。

たとえば、2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいては、G7/G8で初めてUHCを優先課題として取り上げ、UHCがエボラ出血熱等のパンデミック（大流行）への備えを強化する上で不可欠との認識を共有することに貢献しました（「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」）。また、同ビジョンをアフリカでも着実に実践するため、2016年8月のTICADVIにおいて、世界銀行やWHO等と共同でアフリカにおけるUHC推進のための政策枠組「UHC in Africa」を策定・公表しました。さらに、国際保健分野のマルチの援助協調枠組を拡大・強化し、UHCを2030年までに達成することを目指す「UHC2030」の設立において日本は主導的な役割を果たしました。

第2節 UHCフォーラム2017の開催

また、2017年9月の国連総会の際は、UHC推進のためのイベントを主催しました。同イベントで安倍総理大臣は、持続可能な開発目標（SDGs）における国際的な目標と位置づけられたUHCの達成は、保健課題への対応のみならず、人々の生活の基盤形成や格差の是正につながり、SDGsの多くの目標を達成する上で非常に重要な役割を担うとの認識を国際保健分野を牽引するリーダーたちと共有し、UHCの重要性に対する国際的な関心を呼び起こしました。さらに、2017年12



2017年12月、東京で開催された「UHCフォーラム2017」でスピーチを行う安倍総理大臣。（写真提供：内閣広報室）

月に東京で開催されたUHCフォーラム2017では、UHC推進を加速するために、国際保健分野でのUHC推進のモメンタム強化、政府・ドナー間の連携促進、継続的なモニタリング、国内外の資金動員、イノベーションを進めることが重要であると強調しました。その上で、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本は今後29億ドル規模の支援を行うことを表明しました。

第3節 分野横断的取組

日本が掲げるUHC達成には、分野を超えた取組も必要です。都市への人口集中、アジア諸国を中心とした高齢化の進展などの社会の変革という文脈でもUHCを追求していく必要があります。日本は、2015年に「アジア健康構想に向けた基本方針」を策定しました。国民皆保険制度や介護保険制度等で培った高齢化社会におけるUHCの経験等をアジア諸国に共有し

日本は、UHC推進のフロントランナーです。「人間の安全保障」、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念達成に向けたUHC推進の取組において、日本が引き続きリーダーシップを示すことにより、積極的平和主義の推進、SDGs達成に具体的に貢献することになります。これらは国際社会での日本のソフトパワー向上にもつながります。

ていきます。

日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっています。今後も日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指していきます。

第3章 人道と開発と平和の連携の推進

近年、世界各地で発生している人道危機は、長期化・複雑化してきています。2017年時点で、難民をはじめとする避難を余儀なくされた人々の数は、第二次世界大戦後最多を更新し、増加し続けています。特に、2015年の夏以降、大量の難民や移民が中東やアフリカから欧州に流入した問題が注目を集めるなど、難民問題は国際社会が真剣に対応しなければならない喫緊の課題の一つとなっています。

第1節 長期化・複雑化する人道危機に対する人道支援

人道危機の脅威にさらされ、難民や国内避難民が発生した場合にまず必要となるのは、緊急的なシェルター（簡易テント）や、水、食料、医療などを提供する「人道支援」です。

しかし、難民や国内避難民を保護の対象とのみとらえるべきではなく、将来彼らが自立して祖国の復興を担う人材となることを意識した中長期的な視点が重要です。こうした観点から、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、「人道支援」と並行して、難民・国内避難民に対する「開発協力」を行うことを重視しています。その際には特に次の2点が重要です。

①難民・国内避難民に対する自立・生計向上のため

の支援

たとえば、未来の国づくりを担う子どもたちへの教育は避難開始当初から必要なものであり、決して断絶期間があってはなりません。教育や職業訓練等を通じて、将来的に、難民・国内避難民の帰還と、帰還した後の社会への再統合を促進することが期待されます。

②難民・国内避難民と受入れコミュニティの双方が必要とする基礎的インフラ（水供給、保健医療、廃棄物管理、道路等）の支援、その管理・運営を担う行政（特に地方行政）能力の向上を図る支援
難民・国内避難民が大量に流入し、避難が長期化

する中で、しばしば受入れコミュニティとの間で摩擦や不和が生じがちです。しかし、たとえば日本の支援で提供した保健医療施設を難民・国内避難民と受入れコミュニティの双方が利用することで、両者が日常的に接し、お互いの緊張緩和にもつながることが期待できます。

日本は、この「人道と開発の連携」のアプローチを積極的に推進しており、これは難民や国内避難民が再び人道支援を必要とする状況に陥ることを防ぐ観点からも極めて重要です。難民や難民受入れ国に対する支援については、これまで国際機関が中心となって実施してきましたが、これまで培った相手国との良好な関係を最大限に活用し、二国間協力も拡充させることを視野に入れていきます。



2017年9月、佐藤正久外務副大臣は、レバノンのタナーエル非公式難民居住区を訪問し、シリア難民の家族と懇談した。

第2節 新たな取組：人道と開発と平和の連携

このように「人道と開発の連携」は有効に機能してきました。しかし、これはあくまで人道危機が発生した後のアプローチです。紛争が発生した後の対応のみならず、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防することにも重点を置いて、平時からの国づくり、社会安定化といった、紛争の根本原因への対処がますます重要となっています。これを実現するため、「人道と開発の連携」に平和の要素を追加し、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視していく考えです。

具体的には、紛争直後は前述の「人道と開発の連携」の考え方にに基づき支援を実施しますが、人道危機が収束し、難民・国内避難民が故郷に帰還できる状況になった段階で、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開します。これには、DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）支援、法・司法制度整備、公共安全分野、地雷不発弾除去、平和構築人材育成などが考えられます。これらの分野での支援は、日本がアジアにおいて取り組んできた経験の蓄積を活用し得ると考えています。

たとえば、南スーダン難民が多く流入しているウガンダにおいては、日本は、難民への食料提供などの人道支援に加え、難民の自立や受入れコミュニティを支援すべく、国際機関を通じて、稲作研修や職業訓練を行い、JICAも連携して技術協力を実施しています。

これは、難民と難民キャンプ周辺地域の住民の共存を目指すとともに、将来、難民が母国に帰還してスムーズに生活を立ち上げられることも視野に入れた取組であり、平和構築や紛争の再発予防に役立つことが期待されます。

日本は、平和の持続を達成するため、日本の強みであるODAを戦略的かつ積極的に活用し、各国の事情に応じてこうした取組を進めていきます。このようにして、最も脆弱な人々を含め「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に最大限の貢献を行っていく考えです。



国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と国際協力機構（JICA）が連携し、シリア難民と受入れコミュニティを支援（ヨルダン）。（写真：JICA）

第Ⅲ部

2017年の 開発協力

第1章		
実績から見た日本の政府開発援助	18
第2章		
日本の開発協力の具体的取組	24
第1節 課題別の取組	24
第2節 地域別の取組	98
第3節 効果的で適正な実施に向けた取組	134



ルワンダ南部県ムハンガ郡のムハンガ教員養成校で授業を行う
青年海外協力隊員の三浦和樹さん。(写真：三浦真希)



第1章 実績から見た日本の政府開発援助

2016年、日本の政府開発援助（ODA）の支出総額は約168億779万ドル（約1兆8,287億円）で、政府貸付の回収額を差し引いた支出純額^{注1}は約104億1,680万ドル（約1兆1,334億円）で、いずれも世界第4位の実績でした。^{注2}

< 実績の分析 >

2016年の日本のODA実績（支出総額ドルベース）は、前年（2015年）に比べ約11.8%増で、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）^{ダック}加盟国における順位は、米国、ドイツ、および英国に次いで第4位となりました。また、支出純額ドルベースの実績でも約13.2%増で、順位も、米国、ドイツ、英国に次ぎ第4位となりました（総額、純額いずれも前年と同順位）。

円ベースでのODA実績は、支出総額0.6%増、支出純額1.8%増といずれも前年とほぼ同水準でしたが、

為替レートが円高ドル安方向に推移したため、ドルベースでは支出総額、支出純額のいずれも前年に比べ10%を超える増となっています。

その内訳は、支出総額では二国間ODAが全体の約80.0%、国際機関に対するODAが約20.0%、支出純額では、二国間ODAが全体の約67.7%、国際機関に対するODAが約32.3%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関に対するODAでは、「日本の顔」も見える形で専門的知識や政治的中立性を持つ

注1 支出総額（グロス）と支出純額（ネット）の関係は次のとおり。
支出純額＝支出総額－回収額（被援助国から援助供与国への貸付の返済額）
援助実績の国際比較においては、通常支出純額が用いられている。

注2 卒業国向け援助を除く。「卒業国を含む」実績値について、詳しくは図表IV-13（181ページ）をご覧ください。

た国際機関を支えることを通じて、直接日本政府が行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力です。また、無償資金協力は大きな災害が発生したときなどに開発途上国や国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応することができ、国際社会の安定確保や日本のリーダーシップを発揮できる大きな政策的効果があります。技術協力は、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上地域における経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力であり、開発途上国の技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに役立ちます。また、技術協力は“人と人との接触”を通じて実現され、人の往来が基本となる援助形

態であるため、両国国民レベルでの相互理解に果たす役割は大きいといえます。有償資金協力（政府貸付等）は、大規模な支援を行いやすく、開発途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的です。

以上の援助手法別に見ると、二国間ODAでは、無償資金協力として計上された実績が約28億695万ドル（約3,054億円）で、ODA支出総額の実績全体の約16.7%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約15億9,882万ドル（約1,740億円）で全体の約9.5%です。技術協力は約27億7,570万ドル（約3,020億円）で、全体の約16.5%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約78億5,680万ドル（約8,548億円）で、ODAの支出総額全体の約46.7%を占めています。貸付実行額から回収額を差し引いた純額は、約14億6,581万ドル（約1,595億円）となっています。

図表Ⅲ-1 2016年の日本の政府開発援助実績

2016年（暦年）	ドル・ベース（百万ドル）			円ベース（億円）		
	実績	前年実績	対前年比（%）	実績	前年実績	対前年比（%）
無償資金協力	2,806.95	2,640.89	6.3	3,054.04	3,195.53	-4.4
（うち、債務救済）	(15.32)	-	-	(16.67)	-	-
（うち、国際機関を通じた贈与）	(1,598.82)	(1,441.22)	(10.9)	(1,739.56)	(1,743.91)	(-0.2)
技術協力	2,775.70	2,368.67	17.2	3,020.04	2,866.15	5.4
贈与計（A）	5,582.66	5,009.56	11.4	6,074.08	6,061.68	0.2
政府貸付等（D）=（B）-（C）	1,465.81	1,156.27	26.8	1,594.84	1,399.12	14.0
（貸付実行額）（B）	7,856.80	6,982.07	12.5	8,548.41	8,448.46	1.2
（回収額）（C）	6,390.99	5,825.80	9.7	6,953.56	7,049.35	-1.4
二国間政府開発援助計（総額ベース）（A）+（B）	13,439.45	11,991.63	12.1	14,622.49	14,510.14	0.8
二国間政府開発援助計（純額ベース）（A）+（D）	7,048.47	6,165.83	14.3	7,668.92	7,460.80	2.8
国際機関向け拠出・出資等（E）	3,368.34	3,036.81	10.9	3,664.84	3,674.61	-0.3
政府開発援助計（支出総額）（A）+（B）+（E）	16,807.79	15,028.43	11.8	18,287.33	18,184.75	0.6
政府開発援助計（支出純額）（A）+（D）+（E）	10,416.80	9,202.64	13.2	11,333.76	11,135.40	1.8
名目GNI速報値（単位：10億ドル、10億円）	5,099.73	4,553.33	12.0	554,864.50	550,963.30	0.7
対GNI比（%）	0.20	0.20		0.20	0.20	

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-]は、実績が全くないことを示す。
- ・卒業国向け援助を除く。（卒業国向け援助を含めた実績については181ページの「図表Ⅳ-13 2016年の日本の政府開発援助実績」を参照。）
- ・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与（国別に分類できるもの）を含む。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない（円借款債務の救済実績はなし）。

- ・換算率：2015年=121.0023円/ドル、2016年=108.8027円/ドル（OECD-DAC指定レート）。
- ・卒業国とは、233ページの「図表Ⅳ-37/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- ・DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の18か国・地域（アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、パナマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港]、ルーマニア）。

地域別の二国間ODAは次のとおりです。支出総額（支出純額）（構成比）の順。

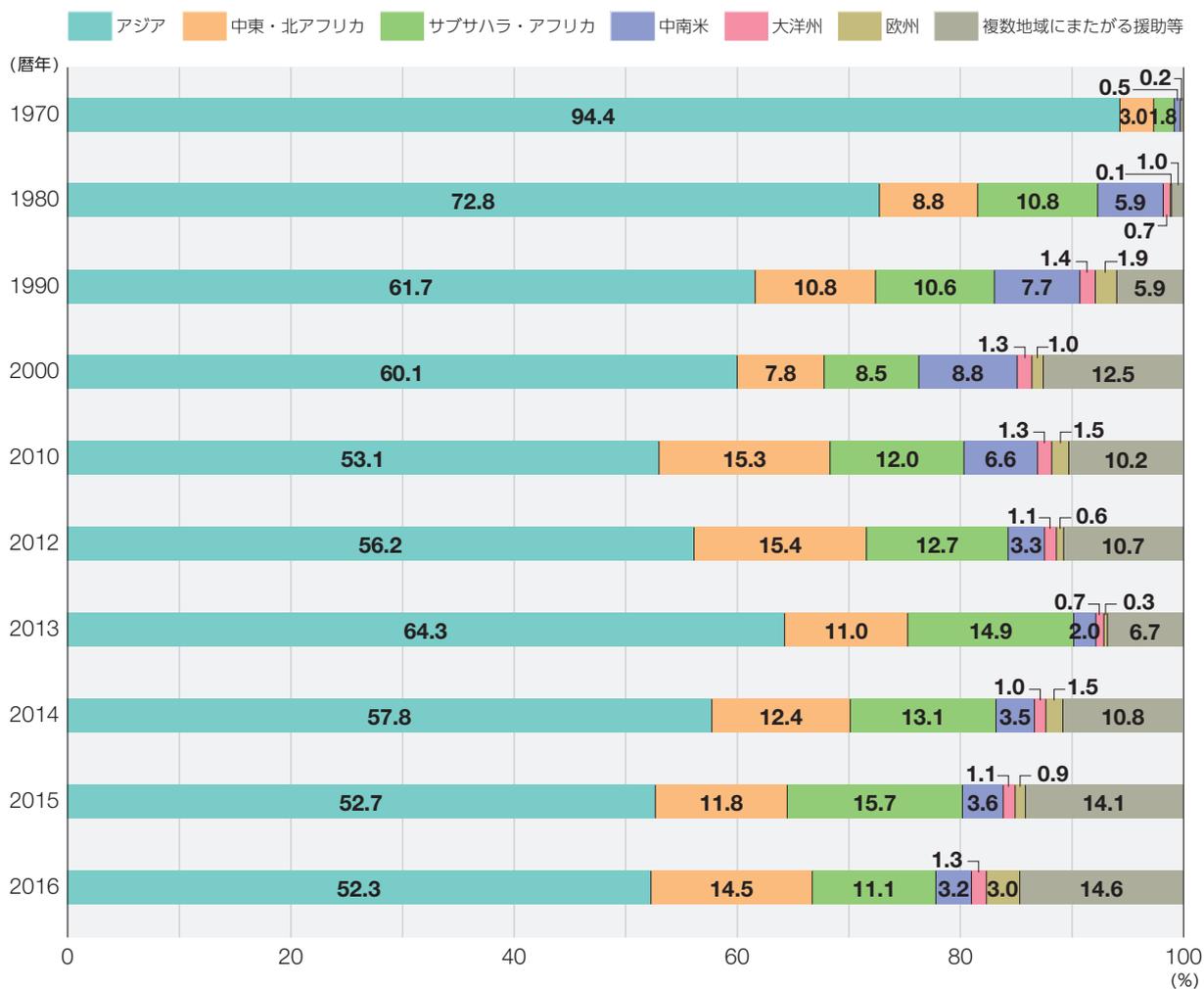
（以下の実績値は、卒業国向け援助を含む。）

- ◆ アジア：約70億3,779万ドル
（約17億8,761万ドル）（52.3%）
- ◆ 中東・北アフリカ：約19億4,469万ドル
（約12億8,786万ドル）（14.5%）
- ◆ サブサハラ・アフリカ：約14億9,007万ドル
（約13億8,868万ドル）（11.1%）

- ◆ 中南米：約4億2,894万ドル
（約8,239万ドル）（3.2%）
- ◆ 大洋州：約1億8,077万ドル
（約1億6,297万ドル）（1.3%）
- ◆ 欧州：約4億206万ドル
（約3億3,606万ドル）（3.0%）
- ◆ 複数地域にまたがる援助：約19億6,644万ドル
（約19億6,644万ドル）（14.6%）

図表Ⅲ-2 日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース



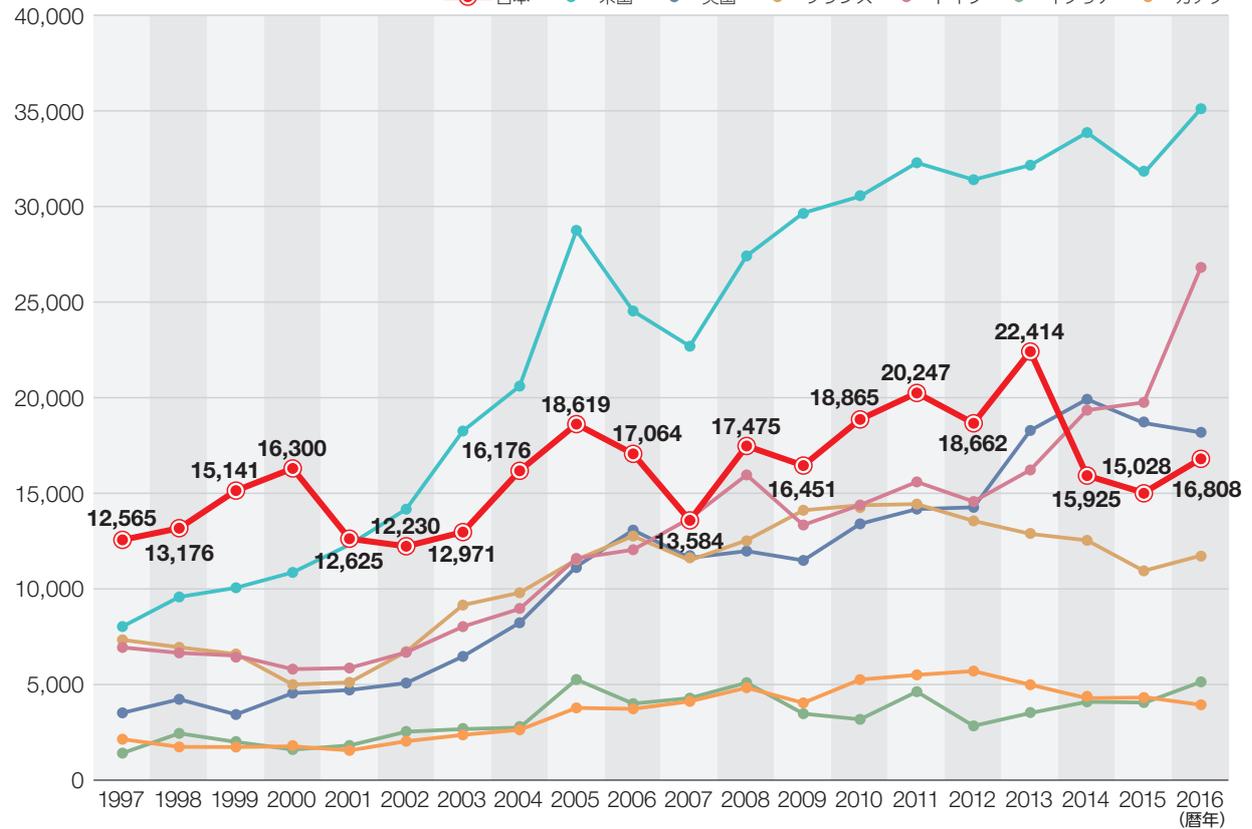
（注）

- ・1990年以降の実績には卒業国向け援助を含む。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

図表Ⅲ-3 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

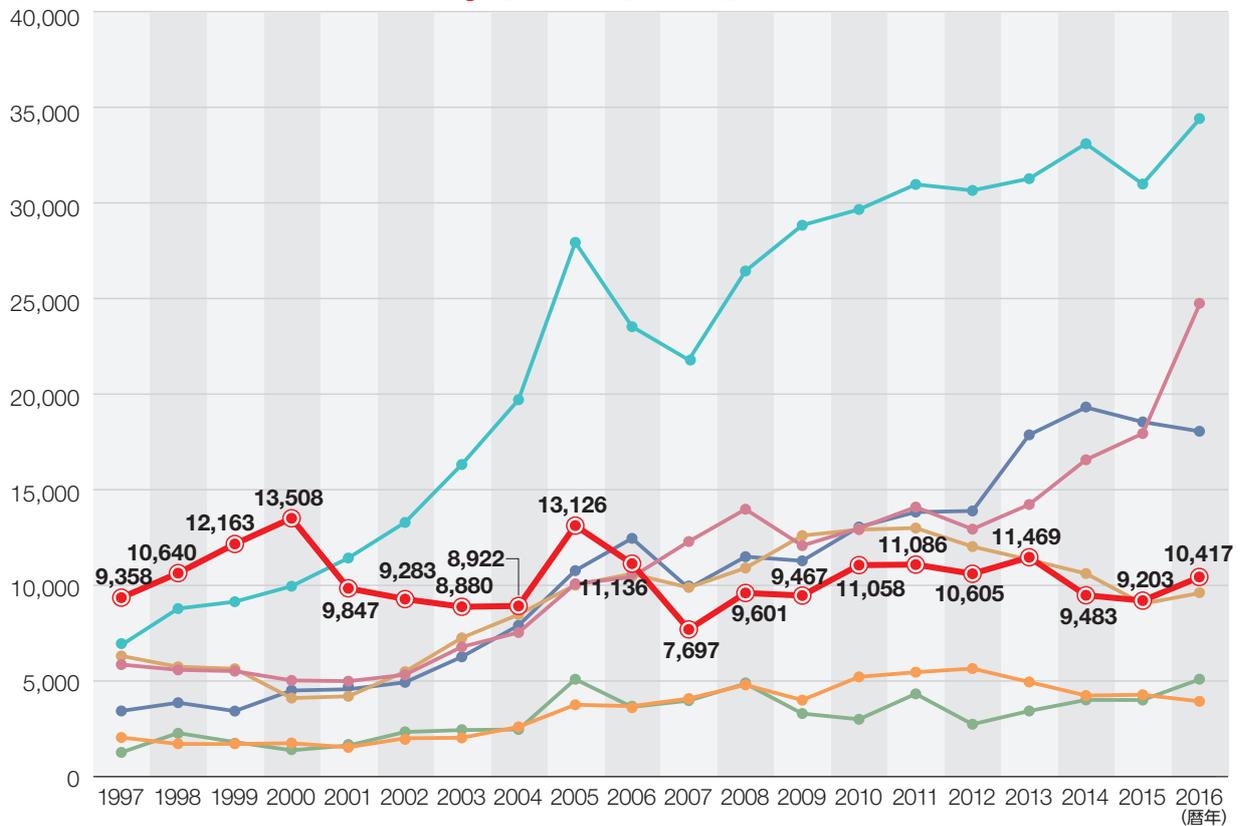
■ 支出総額ベース

(百万ドル)



■ 支出純額ベース

(百万ドル)

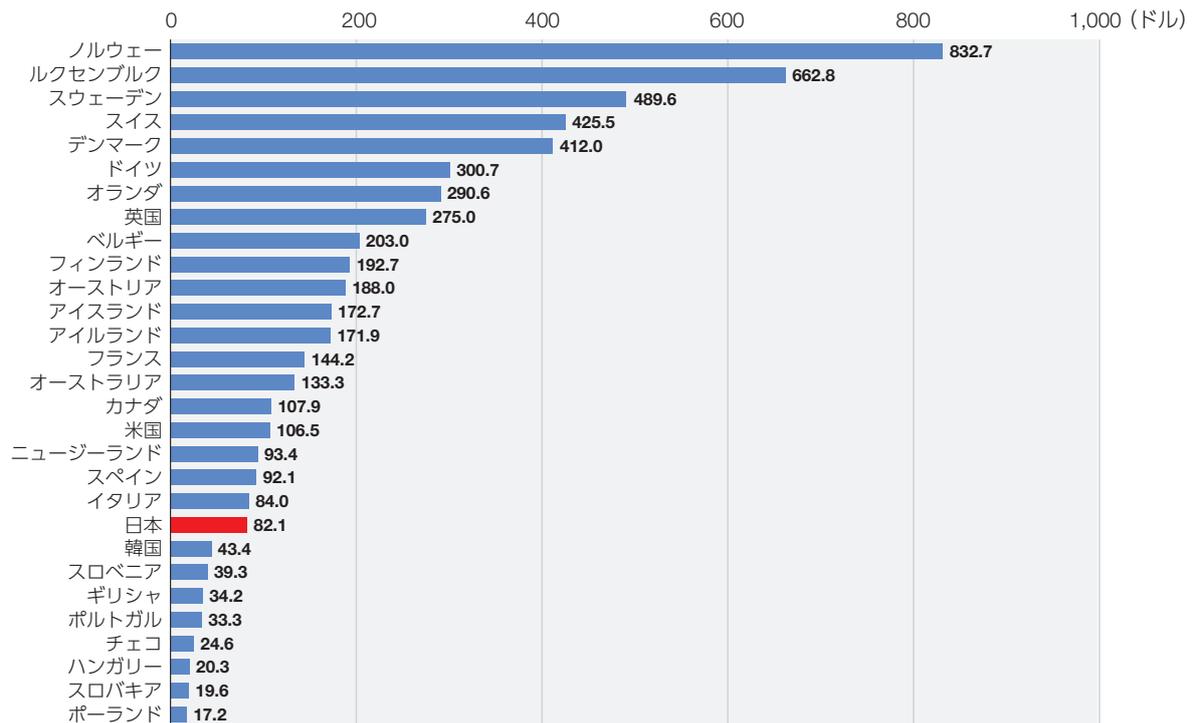


出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

・卒業国向け援助を除く。

図表Ⅲ-4 DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2016年）

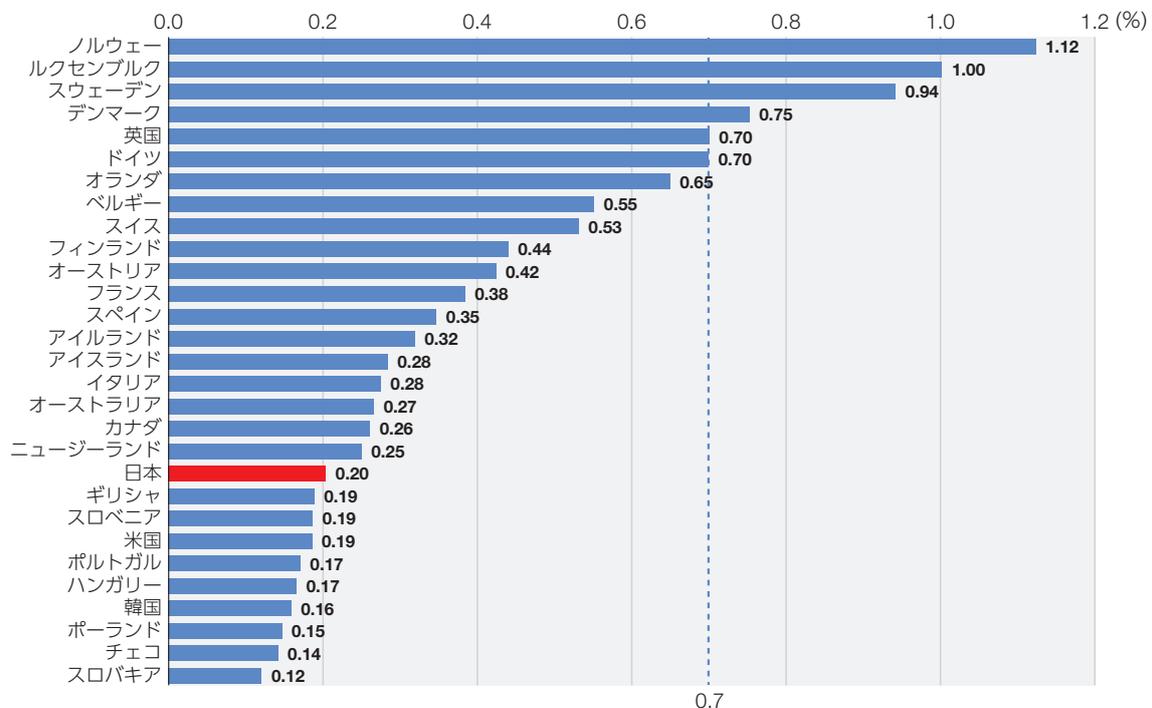


出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・支出純額ベース。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表Ⅲ-5 DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2016年）

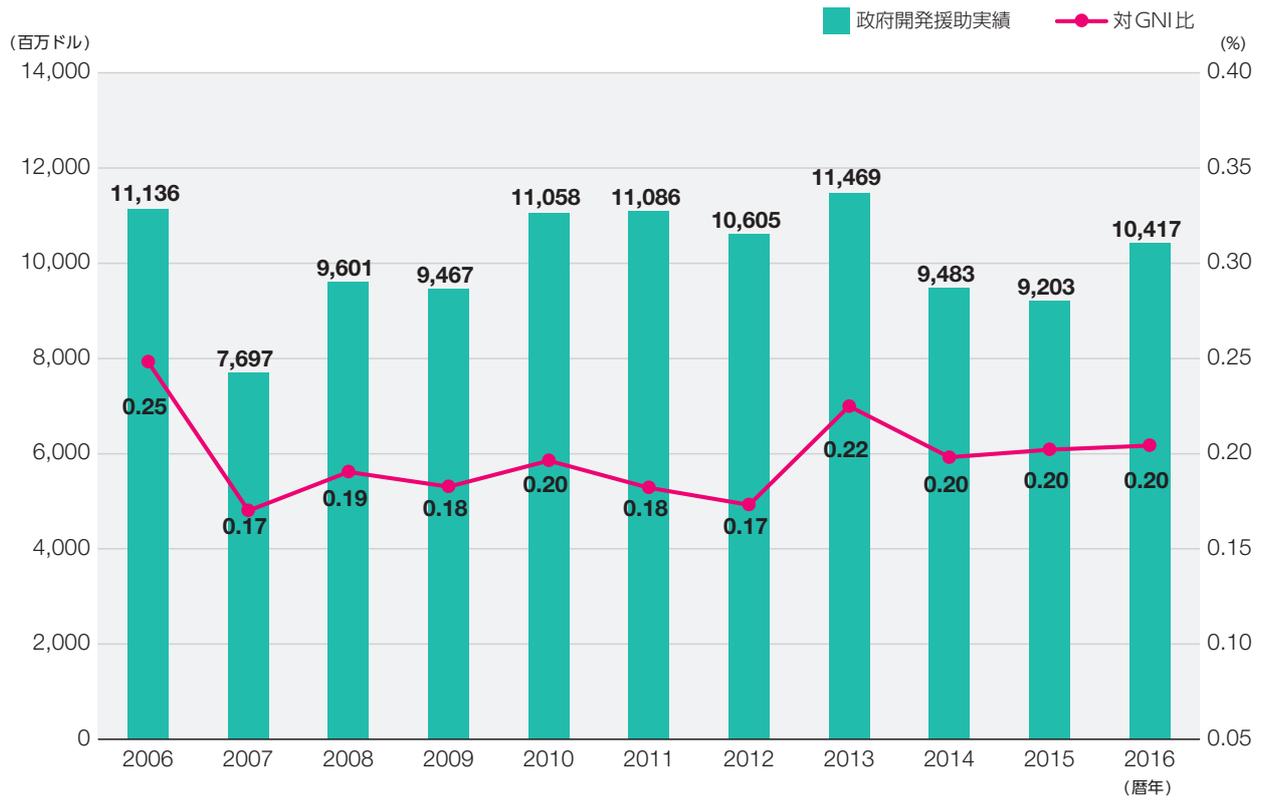


出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・支出純額ベース。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表Ⅲ-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移



(注)
 ・支出純額ベース。
 ・卒業国向け援助を除く。



第2章 日本の開発協力の具体的取組

本章では、日本が世界で行っている開発協力の具体的な取組について紹介していきます。ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指しています。

第1節 課題別の取組

本節では、「1. 『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、2. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3. 地球規模課題への取組を通じ

た持続可能で強靱な国際社会の構築」の3つの重点課題について最近の日本の取組を紹介します。

1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、未だに貧困にあえいでいる人々が多数存在します。世界における貧困撲滅は最も基本的な開発課題です。特に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた経済成長を実現することが不可欠です。

その成長は、単なる量的な経済成長ではなく、成長

の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓

および技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行っています。

1-1 経済成長の基礎および原動力を確保するための支援

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

● 質の高いインフラ

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備へ

の投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。同原則の具体的要素（①ライフサイクルコストから見た経済性、安全性、自然災害に対する強靱性、②雇用創出、能力構築、技術とノウハウの移転、③社



■ カムズ国際空港ターミナル拡張計画

無償資金協力（2015年11月～(実施中)）

アフリカの内陸国マラウイにおいては、外国と直接交易する上で、航空輸送がたいへん重要な役割を担っています。日本は1983年に円借款等により首都リロングウェにあるカムズ国際空港建設を支援して以降、老朽化した施設・機材の更新や、航空管制業務に関する技術協力、電力不足に対応するための太陽光発電整備にかかる無償資金協力を継続的に実施してきました。特に2012年に実施した計器着陸装置等の管制機材整備のための無償資金協力により、航空機管制の安全性が向上し、夜間および悪天候時の航空機の離発着が可能となりました。これにより2011年の離発着数が約3,700便から7,000便（2012年）、旅客数が約11.2万人から19.5万人（2012年）へと大幅に増加しました。

しかし、旅客ターミナルビルは、建設後30年以上が経過し、経年劣化による構造物の損傷、空港内設備の劣化が生じており、2025年には36万人になると見込まれる利用者増に対応するための改修が必要となりました。また、航空機運航の安全性を確保するため、新たな航空機監視システムの導入も必要とされていました。

こうした背景から、日本はカムズ国際空港における国際線旅客ターミナルビルの出発・到着ウィングの増設、国内線旅客ターミナルビルの新設、既存ターミナルの改修、および航空機監視システム等の整備を行うための支援を決定

し、2017年3月に工事が開始され、2019年に完工する予定です。また、航空機運航の安全性の確保を図ることで、より多くの航空会



国際線到着ターミナルの基礎躯体工事現場の様子。（写真：Gyros株式会社）

社および旅客が利用し、国境を越えた人の移動の促進に寄与することを目的としています。同時に、この事業で導入される航空機監視システムを持続的に運用、維持管理するための管制官と技術官の人材育成を行う技術協力プロジェクトも並行して実施されており、資金協力と技術協力を組み合わせた効果の高い事業といえます。

日本の継続的かつ包括的な協力の成果であるカムズ国際空港は、日本とマラウイの協力の歴史を表し、その象徴にもなっています。

会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性等の確保、⑤効果的な資金動員の促進)の重要性はその後のG20杭州サミット、第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)、東アジア首脳会議、APEC首脳会議においても共有されました。

また、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に沿ったインフラ投資に関する日本独自の貢献策として、安倍総理大臣から、G7首脳に対し、今後5年間で総額2,000億ドル規模の「質の高いインフラ投資」を世界全体に対して実施していく「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」につき説明しました。TICAD VIにおいても、安倍総理大臣から、アフリカに対して、2016年から2018年までの3年間に約100億ドルの質の高いインフラ投資を行う旨を発表しています。

●貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

世界貿易機関(WTO)では、加盟国の3分の2以上を開発途上国が占めており、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は開発途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度(GSP)を導入しており、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助(AIT)*」に関する議論が活発になっています。日本は、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与

さらに、日本は質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を進めるべく、経済協力開発機構(OECD)やEU等と連携して取り組んでいます。2017年4月に日本はOECD開発センターおよび東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)と共催で、第1回アジア国際経済フォーラムを東京で開催し、質の高いインフラに関する活発な議論を行いました。また、同年9月の国連総会ハイレベルウィークの際には河野外務大臣出席の上、日本はEUおよび国連と共催で質の高いインフラ投資の推進に関するサイドイベントを開催するなど、「質の高いインフラ」に関する国際的な議論を牽引しました。日本としては、今後も質の高いインフラ投資の国際スタンダード化に向けた取組を進めていく考えです。

や、税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに日本は開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、日本は開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。



ミャンマー最大の商業都市であるヤンゴンの税関オフィスで、複数の日本人専門家が指導している様子。(写真：久野真一/JICA)

2017年2月には「貿易の円滑化に関する協定(TFA)」*が発効に至りました。この協定の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

2017年7月に行われたWTO・OECD共催の第6

● 国内資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ（主体的な取組）で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、開発途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、IMF、およびMDBs等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」においても取り上げられている分野です。

日本は、関連の国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を開発途上国に対して提供してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでいます。2017年に日本は、国際課税、徴収、納税者サービス等の分野について、カンボジア、インドネシア、マレーシア、ベトナムへ国税庁の職員を講師として派遣しました。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約^{注1}や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する開発途上国の理解を深めるために、それらの分野におけるOECDの専門家を開発途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきています。そのほか、日本は、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金

回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では「持続可能な開発のための貿易、包摂性及び連結性の推進」がテーマとなりました。日本は、「貿易のための援助」の主要ドナー国として、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスや対アフリカ支援、「質の高いインフラパートナーシップ」等を紹介しました。また、貿易のための援助は、持続可能な開発目標（SDGs）のすべての目標の達成に必要な原資になることや、被援助国のオーナーシップを重視しながら開発支援を行うことの重要性を強調しました。

動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む開発途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに参与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、税の透明性が欠如（実効的な税務情報交換の欠如など）していると認められる地域を投資経由地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は開発途上国の発展にとって重要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、開発途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増えています。

最後に、OECD/G20 BEPSプロジェクト*の成果も、開発途上国の持続的な発展にとって重要という点に触れておきます。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所で適切な課税が可能になります。開発途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。

注1 租税条約：所得に対する租税に関して、二重課税を除去したり、脱税および租税回避を防止したりする二国間の条約。

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

金融庁では、2017年3月、8月および10月に、アジアの開発途上国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

用語解説

*その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

*後発開発途上国

(LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2011~2013年の1人当たり国民総所得 (GNI) 平均1,035ドル以下などの基準を満たした国。2017年11月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ34か国、中南米1か国、大洋州4か国の48か国 (233ページ参照)。

*無税無枠措置

先進国が後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本は、これまで同措置の対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠で輸入可能としている。

*経済連携協定

(EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながることが期待される。

*貿易のための援助 (Aft : Aid for Trade)

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

*一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すもの。これを海外でも活用している。一村一品キャンペーンではアジア、アフリカなど開発途上国の民族豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、開発途上国の商品の輸出向上を支援している。



マラウイの首都リロングウェにある一村一品ショップの商品。
(写真：久野真一/JICA)

*貿易の円滑化に関する協定

(TFA : Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年のWTO一般理事会特別会合において、TFAを2017年2月にWTO協定の一部とするための議定書が採択された。TFAは、WTO加盟国の3分の2に当たる110加盟国が受諾したことで発効に至った。日本は2016年に受諾。TFAはWTO設立 (1995年) 以降、初めての全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、貿易円滑化協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があると考えられている。

*OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。この問題に対応するため、日本が2016年末まで議長を務めたOECD租税委員会は、2012年にBEPSプロジェクトを立ち上げ、2013年には「BEPS行動計画」、2015年には「BEPS最終報告書」を公表。2016年には、BEPS実施フェーズ (「ポストBEPS」) のキックオフとなる「第1回BEPS包摂的枠組会合」が京都で開催され、日本は、BEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや開発途上国、関係する国際機関と協調して議論を先導した。「包摂的枠組」には、現在110以上の国・地域が参加している。また、日本はBEPSを防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の交渉に積極的に参加し、2016年末には条約が署名のため開放された。2017年6月には条約の署名式が行われ、日本も署名を行った。2017年10月現在、70か国・地域が同条約に署名している。

匠の技術、
世界へ

1

ミャンマーの鉄道の地盤を補強

～新開発の“D・Box”で地盤沈下や陥没を防ぐ～

年間を通じて降水量が多いミャンマーは、湿度も80%以上と高く、5月から10月は雨季が続きます。中でも、ミャンマー南部の沿岸の低湿地帯に位置し面積約3万km²のエアワディ地域は、地盤がやわらかく、豪雨や高潮により甚大な被害を受けやすい地域です。また、ヘドロのような粘性土を直接盛土^{*1}し、その上に鉄道や道路、建物などを建設しているため、地盤沈下や陥没が起こりやすい上に施設・設備も劣化しやすく、インフラの整備・維持管理が難しい状況にあります。このような条件下での地盤改良が必要とされる中、ミャンマーの鉄道公社は、建設分野の施工技術や製品開発に優れているメトリー技術研究所株式会社（埼玉県加須市）と協力し、同研究所がJICAの中小企業海外展開支援事業に提案した「内部拘束式箱型土のうを用いた鉄道インフラ普及・実証事業」によって、2016年10月より線路の整備・保守に着手しました。同研究所の代表取締役の野本太^{のりもと}さんが開発した「D・BOX^{*2}」と名付けられた製品を活用することで、建造物を支える基礎を強化することとしたのです。「D・BOXは、内部拘束具を備えた地盤補強用の袋であり、形状が安定し、変形しにくいいため、通常は困難とされる沼地などの超軟弱地盤においても補強効果を得られます」と野本さんはいいます。

D・BOXの施工には、大型の重機や特別な器具を使わず、セメントなどの固化剤も不要で、用途によっては施工の際に採れる土やヘドロでまかなえるため、材料費を抑えるとともに運搬コストがかかりません（ミャンマーでは砂を使用）。身近な自然素材を利用することで自然環境への悪影響もなく、透水性を有することで土中環境（水道を塞ぐなど）への影響も最小限にとどめるように配慮されています。さらに、比較的手間をかけずに設置することが可能で、工期も短縮できることから、ミャンマーの施工環境に適しているといえるでしょう。

今回の実証事業は、従来の施工が適用できず、重機の入らない地方部の路線が選定されました。そのような状

況下で試験的にD・BOXにより保線^{*3}作業を実施したところ、現地の作業員だけで施工できることが分かりました。野本さんは「農作物などを都市部に供給することが難しく、貧困や過疎化が著しい地域に整備の需要が高い」と考えています。D・BOXによって地盤が強化され、鉄道を安定的に運行できるようになることで、今後の物流の強化促進と円滑化が期待されます。ミャンマー鉄道公社がどこから着手するかは未定ようですが、全体としては、およそ176kmに及ぶ路線の整備計画です。

雨季を迎えたミャンマーにおいても、D・BOXによる地盤補強は功を奏し、従来の盛土部分は大きく損傷しても、D・BOXを敷き詰めた部分は崩れることなく残り、効果を実証することができました。「実は、D・BOX本体だけで地盤を保っているのではなく、その下の地盤を締め固めて強化する効果がD・BOXにはあります。見かけは浅層部のみへの設置ですが、実際には深部まで土を締め込んで固くなるため、地盤が補強されるのです」と、野本さんはその効果を説明しています。

ミャンマー鉄道公社が手を付けられないでいた部分の補強をはじめ、鉄道インフラの整備には難題が山積みですが、「これからはミャンマー人の技術者を育てていく必要があります。また、今後D・BOXを認可してもらうために、ミャンマー工学会などで有識者にD・Boxの理論と有効性を広めていきます。そして、将来的には地域の人によるD・BOXの縫製や、住民による道路補修ツールとしてD・BOXを根付かせ、安価で安定したインフラ対策ツールにできるよう貢献していきたい」と、力強く語る野本さんの挑戦は続きます。

- ※1 低い地盤や斜面に土砂を盛り上げ高くして平坦な地表にすること。または、周囲より高くする工事（が施された道路や鉄道の区間）。
- ※2 ディー・ボックス（工法）：名古屋工業大学名誉教授である松岡元氏による「ソイルバッグ工法」の理論・効果・実績に基づいた、地盤補強・振動低減対策・液状化対策などの複合効果を得られる工法。
- ※3 鉄道や軌道の線路の保守を行うこと。



ミャンマーの鉄道整備工事でD・BOXを敷設している様子。
(写真提供：メトリー技術研究所(株))



鉄道整備工事終了後の引き渡し時に（左が野本さん）。
(写真提供：メトリー技術研究所(株))

III
2

第五部 2017年の開発協力

第2章 日本の開発協力の具体的取組

(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

様々な国の質の高い成長と、これに伴う貧困問題などの解決のためには、これらの国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会に限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が生まれにくい状況にあります。そのため、適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

特に紛争の影響を受けてきた国や地域では、復興期における障害者、女性、除隊した兵士等をはじめとする社会的に脆弱な人々の生計向上は重要な課題であり、ソーシャル・セーフティネット（社会全体で一人ひとりの生活を守る仕組み）の一環としての職業訓練が重要な役割を担っています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による

所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、2017年には、世界の失業者は、2016年より340万人多い約2億100万人超に達すると見られています。^{注2} こうした状況の中で安定した雇用を生み出し、貧困削減につなげていくためには、それぞれの国が社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えて国際的な取組として、「ディーセント・ワーク（Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

このような中、SDGsでは、目標（ゴール）8で「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」が設定されました。

< 日本の取組 >

● 職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において多様な技術や技能のニーズに対応できる人材の育成に対する要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校に対する支援を実施しています。支援を実施するに当たり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野においては、日本は2000年から2017年の間に30か国60案件で日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化・産業界との連携を通じた複合的な協力を実施し、6か国11校の施設、機材を整備し、拠点技術職業訓練教育（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関を支援しました。また、日本は8か国13案件で女性・障害者・除隊兵士、難民・紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（スキル・デベロップメント）に貢献しました。

2015年の日ASEAN首脳会議において日本は、アジアの持続的成長に役立つ産業人材育成を後押しする

ため、「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブの下、日本は各国との対話を通じて人材育成のニーズを把握し、産学官の連携を強化し、オールジャパン体制でアジア地域の産業人材育成を支援していきます。たとえば、日本はタイにおいて日タイの産学官の関係者を招いた対応策を話し合う円卓会議等をもとに2016年に「日タイ産業人材育成協力イニシアティブ」を発表し、2017年6月に協力覚書を交換したほか、各国への技術協力等を通じて、2017年3月末までにアジアにおいて49,000人以上の産業人材育成を達成するなど、着実に取組を進めています。また、2016年のTICAD VIにおいても、安倍総理大臣が、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さ（クオリティ）を活かした約1,000万人の人材育成をする旨を表明しています。

さらに、「日本再興戦略2016」（2016年閣議決定）において、日本はODAを活用し、日本とアジアの開発途上国の双方においてイノベーションを創出することに貢献することを目的に、2017年度から5年間で約1,000人を目標として、アジアの高度外国人材に対し日本での研修等の機会を提供し、日本とアジア諸国と

注2 出典：国際労働機構（ILO）「世界の雇用及び社会の見通し2017年」

の間で人材を環流させる新たな取組（「イノベティブ・アジア」事業）を行うこととしました。この事業は、2017年9月の日印首脳会談や11月の日ASEAN首脳会議でも相手国側から高く評価されました。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア^{注3}を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等^{注4}を日本国内および対象国内で行っています。2016年度にこれらの研修に参加したのは、7か国合計149名で、2014年度以前も含めた累計で

●雇用

日本は、開発協力において重要課題としている貧困削減に対するアプローチの一つとして、労働分野における支援を進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で労働者の権利の保護や雇用の安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備を図ることは重要な課

は約2,200名になります。これによって、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関（ILO）に対し拠出金を拠出することにより、ILOのアジア・太平洋地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等の開催等の活動を実施しました。

題となっています。日本は、これらの課題に対し、ILOへの任意の拠出金等を通じて、アジアを中心とした開発途上国に対し、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善を図るための労働法令および施行体制の改善・向上等に寄与するための技術協力支援を行っており、「ディーセント・ワーク」の実現に向けた貢献を行っています。



■ イラク国内避難民向け職業訓練プログラム

UNDP連携（2016/10～2017/1、2017/4～2017/5、2017/8～(実施中)）

「イラク国内避難民向け職業訓練プログラム」は、トヨタ・イラク^{注1}と国連開発計画（UNDP）との連携により、特にISILのモースル侵攻以来増加した国内避難民を対象に職業訓練を提供するものです。第一弾として、2016年10月から2017年1月にかけて5名を対象にする車両整備プログラムを実施しました。これは、UNDPが「イラク危機対応・強化計画（ICRRP）」^{注2}に基づき避難民から選考した研修生が、トヨタ・イラクにて職業訓練を行うもので、トヨタ・イラクでの座学、実技研修の後、エルビル市内の正規ディーラー2店舗での実地研修を経て3名が卒業しました。（残る2名は研修期間中に出身地がISILから解放されたために帰還。）

第二弾として、2017年4月から5月に部品倉庫管理コース4名、顧客サービス（コールセンター）コース3名の2コースを開催しました。特にコールセンターで学ぶ3名は、同プログラム初となる女性の参加者でした。第一弾と同様に座学研修後、それぞれのコースに分かれ、トヨタ・イラク内の部品倉庫およびコールセンターで実地研修を行い、7名全員が卒業しました。8月には第3期生への

訓練が開始される予定です（2017年6月時点）。この民間企業のノウハウを活



職業訓練を受ける受講者たちとプログラムの関係者たち。（写真：UNDP/ICRRP）

用した実践的なプログラムは、イラク国内避難民に対する職業訓練として継続して実施される予定です。今後も、プログラムの分野の幅を広げながら、実施されていく見込みであり、日本の民間企業と国連機関との協働を示す事例といえます。

注1 住友商事(株)と在イラク自動車ビジネス最大手のサルダールグループの合弁会社で、トヨタ車の整備・修理、補修部品販売、車両販売をイラクの主要地域で展開している。
注2 ISILによって破壊された生活の再建を図る家族に対する支援の一つで、社会的緊張度が高く、コミュニティが危機の影響への対応に苦慮している地域を支援するもの。

注3 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、カンボジア、ラオスを対象としている。

注4 この事業の研修は、「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記の参加者数は、これらの研修の合計値。

(3) 農林水産業の振興とフードバリューチェーンの構築

世界の栄養不足人口は依然として高い水準にとどまっており、人口の増加等によるさらなる食料需要の増大も見込まれています。SDGsでは、目標1で「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の撲滅」、目標2で「飢餓の終焉^{しゅうえん}、食料安全保障と栄養改善の実現、持続可能な農林水産業の促進」等が設定されました。これ

< 日本の取組 >

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等の協力を重視し、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。日本は、短期的には、食料不足に直面している開発途上国に対しての食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、開発途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。

具体的には、日本はその知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術等の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案等の支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラの整備等を実施しています。

また、日本はアフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、そしてアフリカの経済成長に重要な役割を果たす産業として農業を重視しており、アフリカにおける農業の発展に貢献しています。たとえば、日本はアフリカにおいて、ネリカ^{*}の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）に基づいたコメ生産増大のための支援や小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）アプローチ^{*}の導入支援等を行っています。そのほかにも、収穫後の損失（ポストハーベスト・ロス）^{*}の削減や食産業の振興と農村所得向上といった観点から、「フードバリューチェーン」の構築支援も重視しています。これは、農林水産物の付加価値を生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組です。

CARD（アフリカ稲作振興のための共同体）^{*}は、2008年に開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）の際に設立され、サブサハラ・アフリカのコメ生産量を、2008年時点の1,400万トンから2018年

らを達成し、開発途上国における質の高い成長を実現していくためにも、農業開発への取組は差し迫った課題です。また、開発途上国の貧困層は、4人に3人が農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発の取組は重要です。

までに倍増（2,800万トン）させることを目標としています。2014年のサブサハラ・アフリカ地域の年間コメ生産量は2,516万トンまで増加しており、目標に対して約74%を達成しています。

また、自給自足から儲かる農業への転換を推進するため、日本は2013年のTICAD VにおいてSHEPアプローチのアフリカ諸国への広域展開とSHEPアプローチに関する技術指導員1,000人、小農組織5万人の育成を表明しました。

2016年のTICAD VIにおいて、日本は、アフリカにおける食料安全保障を強化するため、CARDにおいて2018年までに6万人の農民と2,500人の普及員に対して稲作技術を普及するとともに、農業の生産性・収益性向上のため、市場志向型農業の振興とフードバリューチェーンの構築を支援していくことを表明しました。

日本は、2016年以降13,000人以上（2013年以降44,000人以上）に対し、SHEPアプローチを通じた市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。また、日本は2016年以降25,000人以上に対し、CARDを通じた稲作技術の普及を実施してきました。

農林水産省は、2014年6月に策定した「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、官民連携で途上国等のフードバリューチェーンの構築を推進しています。2016年度においては同戦略に基づき、ロシア、ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ウズベキスタンと二国間政策対話等を実施しました。このうち、ミャンマーについては、同国におけるフードバリューチェーン構築のための日ミャンマーの官民の取組をとりまとめた工程表を策定しました。

多国間協力による食料安全保障の観点では、2009年のG8ラクイラ・サミット（イタリア）で日本は「責任ある農業投資」^{*}を提唱し、以後、G7/8、G20、APECなどの国際フォーラムで支持を得てきました。さ

らに、「責任ある農業投資」のコンセプトの下、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）が事務局を務める世界食料安全保障委員会（CFS）において議論が進められてきた「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が2014年の第41回CFS総会で採択されました。

2012年のG8キャンプ・デービッド・サミット（米国）において立ち上げられた、「食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス」については、毎年進捗報告書が公表され、パートナー国は10か国となっています。また、G7プロセスから独立し、アフリカ連合委員会（AUC）のニュー・アライアンス事務局の下、自律的な運営がなされています。このほか、日本の財政支援の下、ニュー・アライアンスの枠組みで関連国際機関による「責任ある農業投資に関する未来志向の調査研究」が実施されています。

2015年のG7エルマウ・サミット（ドイツ）においては、G7各国は2030年までに開発途上国における5億人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目標とした「食料安全保障及び栄養に関するより広範な開発アプローチ」を発表しました。

2017年5月のG7タオルミーナ・サミット（イタリア）では、エルマウ・サミットで掲げた共同目標を再確認し、特にサブサハラ・アフリカでの緊急の行動が必要と確認し、食料安全保障、栄養および持続可能な農業に対する共同の支援を高めることを決定しました。

また、G20において、日本は国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム（AMIS）」*支援などの取組を行ってきました。そのほか、日本はFAO、IFAD、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、WFPなどの国際機関を通じた農業支援も行っています。



■ 「小規模園芸農民組織強化計画（SHEP）」アプローチの導入

JICA ボランティア（2014年～（実施中））

ケニアでは小規模農家が農業の主要な担い手ですが、多くの農家はせっかくの収穫物を希望する価格で市場で販売できず、十分な収入を得られていないという現状にあります。

こうした状況を改善するために、日本は2006年からケニアにおいて農民の組織強化・収入向上を目的とした技術協力^{注1}を実施しています。その結果、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農技術や栽培技術向上によって、対象園芸農家の所得向上を目指すSHEP（小規模園芸農民組織強化計画）アプローチによって農家の所得を平均で2倍以上に向上させることができました。SHEPアプローチは現在、ケニアのみならずアフリカ大陸の各国に広がりを見せています。

ケニア国内では、青年海外協力隊員が2014年以降、SHEPアプローチの導入・定着を目標に活動を行っています。協力隊員が着目したのは、小学校です。ケニアの小学校

ではスワヒリ語で「Kuungana Kufanya Kusaidia Kenya（共に働きケニアを助けよう）」の頭文字をとった4Kクラブと呼ばれる農業クラブが伝統的に多くの学校で活動しています。

2016年からケニアに派遣された青年海外協力隊の古藤誠一郎^{ことうせいいちろう}さんは、地方の小さな町の農業事務所を拠点に、小学校の農業クラブにSHEPアプローチを導入する活動をしています。「クラブ活動の中で計画的に農業を行うことの大切さや農業の楽しさをより身近に感じてもらうことで、将来的な農業人口の確保につながることを期待しています」と古藤さんは話します。

周田の信頼を集める古藤さんは地域の人々からも高く評価され、SHEPアプローチを導入する農業クラブがこの1年で2倍に増え、小学校以外でも成人を対象にしたクラブへの支援要請も舞い込むようになりました。古藤さんは、「子どもたちにクラブ活動を自主的に取り組んでもらうために、興味を持ってもらえるような活動内容を考えられるように努めていきたいです」と今後の目標を語っています。

（2017年12月時点）



農業クラブにて種蒔きの前に耕している子どもたち。（写真：古藤誠一郎/JICA）



農業クラブにて農業事務所職員から指導を受けている子どもたち。（写真：古藤誠一郎/JICA）



ケニアの町で販売用に陳列されている野菜。（写真：古藤誠一郎/JICA）

注1 2006年から2009年に「小規模園芸農民組織強化プロジェクト（SHEP）」、2010年から2015年に「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」を実施し、2015年から2020年の予定で「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（SHEP PLUS）」を実施中。

***ネリカ**

ネリカ (NERICA : New Rice for Africa) とは、1994年にアフリカ稲センター (Africa Rice Center 旧WARDA) が、多収量であるアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。ネリカはアフリカ各地の自然条件に適合するよう、日本も参加して様々な新品種が開発されている。特長は、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥 (干ばつ) に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、など。日本は1997年から新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を国際機関やNGOと連携しながら実施してきた。また、日本は農業専門家や青年海外協力隊を派遣し、栽培指導も行い、日本国内にアフリカ各国から研修員を受け入れている。

***小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト (SHEP※) アプローチ**

小規模農家に対し、研修や現地市場調査等による農民組織強化、栽培技術、農村道整備等に係る指導をジェンダーに配慮しつつ実施することで、小規模農家が市場に対応した農業経営を実践できるよう、能力向上を支援するもの。

※SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment Project

***収穫後の損失 (ポストハーベスト・ロス)**

不適切な時期の収穫のほか、適切な貯蔵施設の不備等を主因とする、過剰な雨ざらしや乾燥、極端な高温および低温、微生物による汚染や、生産物の価値を減少する物理的な損傷などによって、収穫された食料を当初の目的 (食用等) を果たせないまま廃棄等すること。

***アフリカ稲作振興のための共同体**

(CARD : Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコメ生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループ。日本は2008年に開催されたTICAD IVにて、CARDイニシアティブを発表。2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカにおけるコメの生産量を倍増 (1,400万トンから2,800万トン) させることを目標としている。

***責任ある農業投資**

国際食料価格の高騰を受け、開発途上国への大規模な農業投資 (外国資本による農地取得) が問題となる中、日本がG8ラクイラ・サミットにて提案したイニシアティブ。このイニシアティブは農業投資によって生じる負の影響を緩和しつつ、投資受入国の農業開発を進め、受入国政府、現地の人々、投資家の3者の利益を調和し、最大化することを旨とする。

***農業市場情報システム**

(AMIS : Agricultural Market Information System)

2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げたもの。G20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確、かつ透明性のある農業・食料市場の情報 (生産量や価格等) を共有する。日本はAMISでデータとして活用されるASEAN諸国の農業統計情報の精度向上を図るためのASEAN諸国での取組を支援してきた。



■ 獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト

技術協力プロジェクト (2014年4月~(実施中))

モンゴルの経済活動人口^{注1}は約112万人ですが、そのうち牧畜民は3割の約35万人を占めています。日本の約4倍の国土に永年採草・遊牧地が約7割を占めるなど、モンゴルにとって農牧業は重要な位置付けにあります。しかしながら、この農牧業を支える獣医師の質が低いことが大きな問題となっています。実際に、現場に配置されている獣医師や畜産技術者の技術レベルの低さのため、家畜繁殖計画や家畜疾病対策上のニーズに十分対応できていない状態です。

「獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト」は、モンゴルにおける獣医・畜産分野の指導と普及を担う専門技術者の能力を強化するため、モンゴル生命科学大学獣医学部における教育カリキュラムの改善、教育体制の整備、教員の能力強化および社会人獣医師教育を行うものです。実習教育を目指した専門家による指導、獣医学部の教員の日本での研修、実験室の整備、シンポジウムの開催などを通じて、人材育成が計画に沿って順調に進められています。

また、大学連携ボランティアプログラムや、国際獣疫事務局による技術的支援 (OIE twinning program) とも将

来的に連携する可能性があるなど、獣医・畜産分野の専門技術者の育成に向けて多角的に取り組んでいます。



短期専門家の地方獣医師が技術指導している様子。

このプロジェクトは、日本側の支援効果とモンゴル側の自助努力がうまく調和した一例となっています。

(2017年12月時点)

注1 経済活動人口は、経済財の生産・サービスのために提供される労働力を備えたすべての人々を指す。

匠の技術、 世界へ

2

日本の技術がインドのジャガイモづくりを変える

～栽培方法の向上から収穫の機械化を目指して～

あまり知られていませんが、インドは世界第2位のジャガイモ生産量を誇ります。インドで生産されたジャガイモのほとんどは同国内で消費され、近年はポテトチップスやフライドポテトなどの加工品の消費も年々増加しています。

その一方で、大きな課題も存在しています。インドでは、農家の多くが小規模農家であり、ジャガイモの生産では、畝づくり、種イモの植え付けから収穫に至る一連の農作業を人手に頼っているため、多くの作業者を集める必要があります。ところが近年になって、インド経済が発展し人件費が高騰している上、都市部への出稼などの影響で、特に小規模の農家では人手不足のため、ジャガイモ生産をやめてしまうようなこともあるそうです。こうしたことから、多くの人手に頼らずに済むよう、農作業の機械化が早急に求められています。

ジャガイモ収穫機分野で日本国内シェア約70%を占めるトップメーカーである東洋農機株式会社（本社：北海道帯広市）は、インドのジャガイモの収穫を機械化し、効率的な生産体制の確立を目指し、2014年度からインドでのジャガイモ収穫機の普及についてODAを活用した案件化調査を実施し、収穫機の市場調査や農園での性能試験、農家へのデモンストレーションなどを行いました。そして、インドにおける種イモ生産量の85%を占めるパンジャブ州政府園芸局をカウンターパート（相手方機関）に2015年度からODAのスキームとしての「ジャガイモ収穫機普及に向けた普及・実証事業」を行っています。

現地に行く度も足を運び、指導に当たってきた東洋農機の大橋敏伸常務は、当初の様子を次のように語ります。

「私たちはジャガイモの収穫機のメーカーですので、当初は機械化で収穫の効率を上げることを目的に調査を行いました。しかし、様々な農家を見て歩いたところ、栽培方式がまちまちであり、機械化に向かないケースも多いという課題が見つかりました。さらに、それ以上に問題があると感じたのは、栽培技術の未熟さでした。」

つまり、機械化によってきちんとした成果を上げるためには、栽培方法から指導していく必要があったのです。同社の指導内容は、そこから大きく変化することになります。

大橋さんは「幸い、当社は様々なプロジェクトを通し



ジャガイモ収穫機に乗りながら運転方法等についての説明を受ける現地の農民たち。（写真提供：東洋農機）

て、栽培の技術に関しても知識を持っていたため、日本からスタッフを派遣し、畑を耕し、畝をつくり、種イモの植え付けからジャガイモの品質向上、収穫に至るまでの指導を行いました」と、当時を振り返ります。

結果は1年目から明らかでした。収穫量は3割アップし、それまで多く見られていたジャガイモの緑化現象（ジャガイモは緑になると、ソラニンという毒ができる。）もなくなりました。この大成功を目の当たりにしたインドの農場経営者たちの態度も大きく変化しました。

「最初、調査で訪れたときには、『日本人から教えられることなど何もない』と、好意的とはいえない反応でした。またインドの人たちは感情を表情に出さない方が多いので、私たちのしていることが喜ばれているのかどうかも分かりませんでした。ところが、ある日突然、私たちに、『あなたたちのおかげで本当に勉強になった！自分なりに調べてみたが、あなたたちのいうとおりだった！ありがとうございます！』といわれました。『日本式でやりたい』、『日本に視察に行きたい』そんなことまでいってもらい、本当にうれしく思いました。」と大橋さんは語ります。

こうした成功のかたわらで、計画を変更しなければならぬ部分も生じました。当初、機械化の中心となる収穫機を東洋農機製で提供しようと考えていましたが、インドの小規模農家では、たとえ小型の収穫機であっても、価格面で購入が難しい、ということが判明しました。

このため、同社では、収穫機の現地生産を目指し、技術指導という形で協力をしていくこととなりました。そのためパートナー探しが今の課題となっており、作業機メーカーやトラクターメーカーとの折衝を続けています。

「単に機械を提供するのではなく、技術指導という形ですので、今後はより深くインドの方々とお付き合いしていくこととなります。ジャガイモの収穫機は、土の中の作物を掘り上げるので、消耗が激しい。そのためアフターサービスの体制が非常に重要で、これはインドにおいても変わりません。こうした点をきちんと理解していただけるパートナーに技術指導していきたいと思っています。」と大橋さん。

日本の技術を活用したインド仕様収穫機の現地生産の可能性が確認されれば、東洋農機によるさらなるビジネス展開に大きな期待が膨らみます。



東洋農機関係者から機械収穫について説明を受けるパンジャブ州政府関係者と近隣農家の人たち。（写真提供：東洋農機）

III

2

第Ⅲ部 2017年の開発協力

第2章 日本の開発協力の具体的取組

(4) 持続可能な都市

都市は人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心です。近年、そのような都市の運営にかかわる様々な問題が注目されています。市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水等の環境汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システム等のインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうし

< 日本の取組 >

日本は、「開発協力大綱」を踏まえ、開発途上国の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅のため、持続可能な都市の実現に向けた協力を実施するとともに、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進等、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。

具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギー等のインフラ整備や、災害後において被災前より強靱なまちづくりを行う「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成等も実施しています。

このほか、日本は持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。特に、日本は福岡に所在するアジア・太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介しています。

2016年には、南米エクアドルのキトで20年に1度、開催される国連人間居住会議（HABITAT III）に

(5) 情報通信技術（ICT）や先端技術の導入

情報通信技術（ICT）*の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、ICTは、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも貢献します。ICTの活用は、政府による情

< 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、

た問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことは重要な開発協力課題となっています。

SDGsでは、目標11として「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向けた国際的な関心が高まっています。

において、人間居住に関する各国の取組実績をもとに、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択されました。NUAは目標11を含むSDGsの達成に貢献するものであり、日本としても、NUAの実施に取り組んでいく考えです。



モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクトが進むモンバサ郡内の風景。（写真：JICA）

報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、便利さとサービスの向上を通じた市民社会の強化と質の高い成長にとってICTは非常に重要です。

2017年に、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、日本は自国の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)*の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2017年12月現在、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、計18か国^{注5}で採用されるに至っており、日本はISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省においても、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じたICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

また、総務省では「防災ICTシステムの海外展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与する考えです。(「防災」について、詳細は92ページを参照。)

日本は、各種国際機関とも積極的に連携して取組を行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)*と協力して、開発途上国に対して電気通信分野における様々な開発支援を行っています。特にサイバーセキュリティおよび防災分野における、開発途上国におけるキャパシティビルディング (人材育成) を目的として、日本は電気通信開発部門 (ITU-D: ITU Telecommunication Development Sector) 研究委員会の協力の下、防災およびサイバーセキュリティ分野でワークショップを開催しました。2016年9月にスイスでITU災害時通信ワークショップを開催し、日本における防災対策の経験を共有、日本の防災ICTシステム及び防災ICTの研究開発成果を紹介しました。また、ITUサイバーセキュリティワークショップ (2015年、2016年、



ザンビアの高等学校で、生徒たちにパソコンの指導を行う青年海外協力隊員の小林笑さん。(写真：岡田妙子)

2017年)を開催し、「ベストプラクティスの共有及び途上国における課題整理 (第1回)」、「各国におけるサイバーセキュリティ訓練及びサイバーセキュリティ戦略 (第2回)」、「実践的なサイバーセキュリティ及びリスク評価 (第3回)」をテーマに、官民を問わず各分野の専門家^{しょうへい}を招聘し、意見交換を行いました。いずれの会合も100名前後の参加者を集め、たいへん高い評価を受けました。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体 (APT: Asia-Pacific Telecommunity)*が同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。2014年にはAPT大臣級会合がブルネイで開催され、同地域における「スマート・デジタルエコノミー」の創造に向けて、38の加盟国およびAPTが協力して取り組んでいくための共同声明を採択しました。

日本は、この共同声明の優先分野の一つである「キャパシティビルディング (人材育成)」を推進するため、毎年APTが実施する数多くの研修を支援しています。また、APTは2016年から若手行政官に向けた国際会議で活躍するためのスキルを磨く研修を開始し、2017年も第2回が開催され、30名が参加しました。ICTは1か国にとどまる分野ではないため、海外の様々なステークホルダーと意見を調整することが重要です。この研修を通じて、国際会議での議論、プレゼンテーション、交渉のスキル等が向上し、APT加盟国の若手行政官同士が人的ネットワークを構築し、国際協力と国際連携が一層進展することが期待さ

注5 ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドルの18か国。(2017年12月時点)

れています。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）においては、2015年11月にASEAN首脳会議において採択された2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）で、ICTはASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられました。ICTの役割の重要性を踏まえ、同じく11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICTマスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイ

バー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年、日本はサイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針がサイバーセキュリティ戦略本部に報告されました。今後、日本は同方針に沿って、当面は対ASEAN諸国を中心に積極的に支援を行っていきます。

用語解説

* 情報通信技術

(ICT : Information and Communications Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

* 地上デジタル放送日本方式

(ISDB-T : Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

* 国際電気通信連合

(ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

* アジア・太平洋電気通信共同体

(APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域の38か国が加盟。APTは同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

(6) 科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術（ICT）の急速な発展により、研究開発のグローバル化やオープン化が進む中で、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。

国際社会においては、2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範な課題の統合的な解決が求められる

< 日本の取組 >

日本の優れた科学技術を外交に活かすため、2015年に岸輝雄東京大学名誉教授が初の外務大臣科学技術顧問（外務省参与）に就任し、外務大臣のアドバイザーとして、国際協力・グローバル課題への貢献における日本の科学技術の活用に向け、助言や提言を行う役割を果たしています。

SDGsが実施段階に移る中、外務大臣科学技術顧問

SDGsの実施においても、科学技術・イノベーションを駆使した国際協力が重視されています。こうした中、より戦略的でより積極的な科学技術外交の取組が求められています。

は2017年5月、今後の国際協力において科学技術・イノベーション（STI）を通じてSDGs達成にどのように貢献できるかという観点から科学技術外交推進会議がとりまとめた「未来への提言：科学技術イノベーションの『橋を架ける力』」でグローバル課題の解決～SDGs実施に向けた科学技術外交～の4つのアクション」を、岸田外務大臣（当時）に提出しました。

提言では、イノベーションを通じた未来像の提示、データ活用による課題解決、世界レベルでの官民連携、人材育成の重要性を強調しました。こちらの提言の内容は、同年5月に開催された第2回国連STIフォーラムや関連行事、また、同年7月の国連経済社会理事会「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム (HLPF)」における岸田外務大臣（当時）によるプレゼンテーションにも反映されました。

このほか、日本の科学技術外交の主な取組としては、ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)* が2008年に始まり、2017年までに世界47か国において125件の共同研究プロジェクトが採択されています。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。マレーシアでは、1982年から進めてきた「東方政策」^{注6}の集大成として、日本型工学教育を行う高等教育機関であるマレーシア日本国際工科院 (MJIIT : Malaysia-Japan International Institute of Technology) が設立され、日本はこのMJIITに対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本は日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。

ほかにもタイに所在する国際機関であるアジア工科大学 (AIT : Asian Institute of Technology) は、工学・技術部、環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であり、同大学に対する日本の拠出金は、日本人教員が教鞭をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科の学生に対する奨学金として支給されており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。

エジプトでは、日本は2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする公的な大学「エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)」の運営を支援しています。日本国内の15大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援してきており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

さらに、日本は開発途上国の社会・経済開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものとして期待されています。

用語解説

* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

(SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装（研究成果を社会に普及させること）を目指し、開発途上国および日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省および国際協力機構 (JICA) が文部科学省、科学技術振興機構 (JST) および日本医療研究開発機構 (AMED) と連携し、日本側および相手国側の研究機関・研究者を支援している。

注6 東方政策は、1981年にマハティール・マレーシア首相（当時）が日本の発展の経験や労働倫理、経営哲学等を学ぶことを目的として提唱したマレーシアの人材育成政策。

(7) 債務問題への取組

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用する限りにおいては、債務は経済成長に役立つものです。しかし、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8ブレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）がIMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がなされました^{注7}。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が拡大HIPCイニシアティブ^{注8}の対象となっていますが、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を

満たした結果、2016年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ^{注9}において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ」（エビアン・アプローチ）が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

< 日本の取組 >

円借款の供与に当たっては、日本は被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は前述の拡大HIPCイニシアティブ

やパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限り債務の繰延^{注10}、免除、削減といった債務救済措置を講じています。現在（2017年末時点）、日本は2003年度以降33か国に対して総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2016年に引き続き、2017年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

注7 マルチ債務救済イニシアティブ MDRI。

注8 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%の削減などを行うこととしたもの。

注9 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注10 債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

1-2 基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するための支援

日本は、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するという「人間の安全保障」の考え方を、国際社会の中で積極的に提唱してきました。このような「人

間の安全保障」なくして、質の高い成長は実現され得ません。ここでは、こうした人間中心の視点から、基礎的生活を支える保健・水・教育・文化などを紹介しています。

(1) 保健医療、人口

開発途上国に住む人々の多くは、多くの先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けることができません。現在でもなお、感染症や栄養不足、下痢などにより、年間590万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています。^{注11}また、産婦人科医や助産師など専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約30.3万人以上の妊産婦が命を落としています。^{注12}さらに、貧しい国は、高い人口増加率により一層の貧困や失

業、飢餓、教育へのアクセス・質の悪さ、環境悪化などに苦しめられています。このため、SDGsでは、目標3で「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」と設定されました。

世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」*の達成が重要となっています。

< 日本の取組 >

● 保健医療

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。2015年2月の「開発協力大綱」の策定を受け、同年9月、日本政府は、保健分野の課題別政策として「平和と健康のための基本方針」を定めました。この方針は、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、①エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、②すべての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示しており、これらの取組は、SDGsに掲げられた保健分野の課題解決を追求していく上でも重要なものです。

また、日本は保健システム*の強化やUHCの推進などに関する国際社会の議論を主導してきました。2016年のG7伊勢志摩サミットでは、G7各国は感染症等の公衆衛生危機への国際社会の対応能力の強化、また幅広い保健課題への対応の鍵となり、危機へのより良い備えを有するUHCの推進、薬剤耐性 (AMR) への対応強化等が重要との点で一致し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発表しました。

さらに、2016年に開催されたTICAD VIでは、安倍総理大臣がUHCに関するサイドイベントにおいて、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」をアフ

力においても着実に実践するために、各国のオーナーシップとリーダーシップを重視しつつ、特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」および「アフリカにおけるUHCの推進」の実現に貢献していく決意を述べました。

2017年8月に開催されたTICAD閣僚会合では、人間の安全保障の観点および強靱な社会の促進の観点から、包括的で強靱な保健システムは、生活の質を高めるために不可欠であることが認識され、特にHIV/エイズ、マラリアおよび結核といった感染症の負担軽減を含むUHCに関する見解および経験を共有することが改めて確認されました。

こうしたコミットメントに対し、日本は、2016年以降6,700人以上の感染症対策の人材育成を行い、2013年以降では95,000人以上の保健人材育成を含む約576億円の取組を実施し、地方部も対象とした感染症対策を強化するとともに、母子保健の向上等に貢献するなど、着実に取組を進めています。

日本は、50年以上にわたり国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有しています。今後も日本は二国間援助のより効果的な実施、

注11 (出典) WHO "World Health Statistics 2016"

注12 (出典) WHO, UNICEF, UNFPA, and the World Bank "Trends in Maternal Mortality : 1990 to 2015"

国際機関等が行う取組との戦略的な連携の強化、国内

の体制強化と人材育成などに取り組んでいきます。

● 公衆衛生危機対応

グローバル化が進展する今日、感染症の流行は、容易に国境を越えて国際社会全体に深刻な影響を与えるため、新興・再興感染症^{*}への対策が重要です。2014年-2015年のエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、これらの問題は国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。

日本は、流行国や国際機関に対し、資金的支援に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本はその技術を活かした治療薬や迅速検査キット、サーモグラフィーカメラの開発等、官民挙げてエボラ危機の克服を後押ししました。従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本となるとの観点に立ち、人間の安全保障に直結する課題である保健分野における開発協力を重視し、UHCの推進を掲げ、保健システムの強化に継続的に取り組んできました。日本は、アフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力および予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした

保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障強化等、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する国家として、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組み（グローバル・ヘルス・アーキテクチャー）構築においても、G7やTICAD等の国際会議の場において議論を主導してきました。特に、WHOの健康危機プログラムには、安倍総理大臣が2016年のG7伊勢志摩サミットの際に5,000万ドルの拠出を表明し、そのうち2,500万ドルを年内に拠出したほか、緊急対応基金（CFE）には約1,080万ドルを拠出しました。加えて日本政府の後押しを受けて世界銀行がサミットの機会に創設したパンデミック緊急ファシリティ（PEF）^{*}に対しても、他国に先駆けて5,000万ドルの拠出を表明しました。さらに日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して危機に対応するための標準業務手順書の策定を主導しました。そのほか、日本は2015年に国際緊急援助隊・感染症対策チームを新設し、感染症流行国での迅速かつ効果的な支援に向けた取組を行っています。



■ ハバナ県ホセ・マルティ国際空港における防疫体制確保のための機材整備

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2015年3月～2016年11月）

ジカウイルス感染症について、中南米諸国では多数の患者が報告されています。キューバでも2015年3月に初めて報告されて以降、現在までに32例が報告されていますが（2016年10月時点）、そのほとんどが国外からの輸入症例と分析されています。このようなキューバの状況を改善するため、日本は、同国保健省の傘下機関であるメディクバに対して、76,563ユーロを資金協力するプロジェクトに署名し、これにより、首都ハバナにあるホセ・マルティ国際空港（第2、第3、第5ターミナル）に日本製の最新鋭サーモグラフィー4機が設置され、供与式が2016年11月に行われました。

これらの最新鋭のサーモグラフィーは、同時に複数の人の体温を非接触で測定できるため、検疫時の感染の拡大を防ぐと同時に、人の往来が激しい空港において、安心・安全な出入国管理が可能となります。この協力により、キューバの感染症に対する空港の防疫体制を高め、同国内にてジカ熱やデング熱などの感染症の流行を防ぐことが期待されます。



サーモグラフィーカメラ供与式の様子。中央は渡邊優在キューバ大使。（写真：在キューバ日本大使館）

● UHCの推進

UHCとは、すべての人が基礎的な保健サービスを必要とときに負担可能な費用で受けることができることを指します。保健医療サービスの格差を是正し、すべての人の基礎的な保健ニーズに^{こた}え、被援助国が自ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成が重要です。日本政府は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としてのUHC推進を積極的に主張してきました。このような日本の主張を背景に、2015年に採択された「2030アジェンダ」では、UHCの達成が国際的な目標の一つに位置付けられました。

日本は、UHC推進に向けた国際機関・ドナー国等による知見の共有、開発途上国の保健システム強化に向けた連携強化の必要性につき、国連総会やG7伊勢志摩サミットで訴え、これまでの保健分野の援助協調枠組みを発展させた「IHP for UHC2030」（通称：UHC2030）の設立に主導的な役割を果たしました。

また、安倍総理大臣はTICAD VIにおいて、UHC推進のために、アフリカにおけるUHCの先駆的な国の取組がアフリカ大陸全体に広がるよう、モデルとなり得る国への重点的支援を表明しました。加えて、日本はUHC達成の上で参考となる道筋や具体的行動を示す「UHC in Africa」を世界銀行、WHO、グローバルファンド等と共に発表しました。さらに、日本は2017年9月の国連総会ハイレベルウィークの機会に、UHC推進のためのイベントを主催してUHCの重要性に対する国際的な関心を喚起しました。これに続き、2017年12月に東京で開催されたUHCフォーラム2017には、安倍総理大臣、グテーレス国連事務総長、サル・セネガル大統領等の国際保健分野を^{けんいん}牽引するリーダーが出席し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルな機運（モメンタム）の強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」が採



ブルンジ南部に位置するマカンバ州で、栄養治療食による治療を受ける子どもたち。（写真：中秋真太郎）

択され、その上で、安倍総理大臣は、各国、各機関のUHCの取組を後押しするため、日本は今後29億ドル規模の支援を行うことを表明しました。

日本は、2015年に「平和と健康のための基本方針」を定め、同方針において、国際社会でのUHCの主流化のために必要な支援を引き続き行うことを挙げています。具体的には病院建設や医薬品・医療機器の供与などのハード面での協力や、人づくり、制度などのソフト面での協力等、日本の経験・技術・知見を活用した協力を促進し、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民などの「誰一人取り残さない」UHCを実現することが示されています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善（94ページの（3）食料安全保障および栄養を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護などすべてのサービスが含まれます。

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。^{注13} 開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGaviワクチンアライアンス*に対して、日本は2011年に拠出を開始して以来、累計約7,246万ドルの支援を

注13 （出典）WHO “Health topics, Immunization”
<http://www.who.int/topics/immunization/en>

行いました。Gaviは2000年の設立以来、5億8,000万人の子どもたちに予防接種を行い800万人以上の命を救ってきました。Gaviは2016年から2020年の戦略期間では、さらに3億人の子どもたちに予防接種を行い、500万人以上の命を救うことを目標に掲げています。この取組を推進すべく、日本政府は2016年、2020年までに新たに7,600万ドルを拠出する方針を表明しました。また、二国間援助においては、日本はワクチンの製造、管理およびコールドチェーン維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献していきます。

MDGsに含まれていた母子保健分野（目標4：5歳未満児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康改善）においては、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加など大幅な改善は見られたものの、目標値の達成には至らず、SDGsにおいても母子保健には大きな課題が残されています。日本は包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、開発途上のオーナーシップ（主体的な取組）と能力向上を基本とし、持続的な保健システムを強化することを中心とした支援を目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュなどの国において、効率的に支援を実施しています。日本はそれらを通じ、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。また、日本は、日本の経験・知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳



マラウイ南部のクィーンエリザベス中央病院で、同僚スタッフと薬疹の確認をする青年海外協力隊員（薬剤師）の塩田浩平さん。（写真：久野真一/JICA）

は、妊娠期・出産期・産褥期（^{さんじょく}出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、ほぼ産後1～2か月間）、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができることが特徴です。日本の協力により、全国に母子健康手帳が定着しているインドネシアは、他国での母子手帳導入や全国展開に役立つように2007年以降8回の国際研修を実施しました。インドネシアは2017年に「国別比較」を目的として、母子手帳を活用して母子保健サービスを提供しているタイ、フィリピン、ケニアの母子保健関係者を^{しょう}招聘し、各国での経験を共有し共に学び合い、母子手帳のさらなる可能性と課題を議論しました。また、インドネシアは、2018年以降の母子手帳に関する国際研修実施に関するニーズを検討するために、現在母子手

帳の試行運用を実施しているアフガニスタン、タジキスタンの参加者も同時に招聘し、意見交換を行いました。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）など、ほかの開発パートナーと共に性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健の推進によって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。



インド・タミル・ナド州において、日本の支援で建設された小児科総合外来病棟で緊急移送された乳児を手当する看護師。（写真：サンディーブ・ビスワス）



■ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための 基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト

技術協力プロジェクト (2015年10月～(実施中))

ザンビアは、アフリカ諸国の中でも母子保健や感染症の対策が遅れている国の一つです。特に本件プロジェクトの対象州であるルサカ州および南部州は、国内のほかの州からの流入による人口増加が顕著であり、保健施設、スタッフ、医療機器・消耗品などの不足による保健サービスの量・質の低下が著しい地域となっています。

日本は、すべての人が基礎的な保健医療サービスが必要なときに負担可能な費用で受けられるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を積極的に推進してきました。ザンビアもUHC達成に向けた種々の政策を導入、実行しつつあります。しかし、ザンビアでは2000年からの12年間で平均余命が16年長くなり、急激な人口増加と高齢化が進む一方、医療人材の不足などによって、適切な医療サービスを提供するための体制が追いついていないのが現状です。

こうした状況下、日本は「UHC達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクト」を実施し、地域の状況や情報に基づいて保健活動計画の立案から実施、評価、改善について支援していくことで、管理能力強化に取り組んでいます。具体的には、ルサカ州と南部州の中の4つの郡の保健局に対し、保健活動計画を支援しつつ、保健システム上の課題解決に焦点を当てた活動計画の管理指針 (ガイドライン) を策定しています。郡保健局がこの管理指針に基づいて保健計画を定期的に見直し継続的に管理



プロジェクトの活動対象地域郡で実施される保健計画活動についての会議風景。州や郡の担当者、プロジェクト専門家に参加。(写真：JICAプロジェクト)

していくこと、さらに将来的には州内のほかの郡保健局でもこの管理指針が活用され保健サービスが改善されることを目指しています。

また、プロジェクトでは、地域の産科病院の搬送状況、高血圧と糖尿病に関するサービス提供状況の調査も行い、これら調査の結果をもとに、保健省が行う政策策定に役立つような提言も行っていきます。

本プロジェクトは、開発途上国の基礎的保健サービスの向上に取り組むプロジェクトとして、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に貢献する事業といえます。

(2017年12月時点)

また、日本は高齢化対策における国際貢献を強化するために、2016年に議長国としてG7の枠組みで初

● 感染症の薬剤耐性 (AMR) への対応

感染症の薬剤耐性 (AMR: anti-microbial resistance) * は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年対策の機運が増しています。日本は、AMRへの対策を進めるために2016年4月に「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」を策定するとともに、同月にアジアAMR東京閣僚会議を開催し、検査機関ネットワークや抗微生物剤の規制等の4本の柱から成る「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアティブ」を採択しました。G7伊勢志摩サミットにお

● 三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア)

SDGsのターゲット3.3に2030年までの三大感染症*の終息が掲げられており、日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド)」を通じた支援に力を入れています。グローバルファンド

めて高齢化を議題として取り上げました。

いても、保健アジェンダの柱の一つにAMRを取り上げ、G7として協働して取り組む方針をまとめました。さらに、同年9月の国連総会AMRハイレベル会合では、「国連総会AMRに関する政治宣言」が採択され、各国や関係国連機関が対策を推進していくことや、国連事務総長が分野横断的な作業部会を設置することが求められ、2017年11月にはAMRワンヘルス東京会議が開催されました。

は2000年G8九州・沖縄サミットで感染症の対策を初めて議論したことをきっかけに設立された、三大感染症対策を行う官民連携パートナーシップ機関です。日本は同ファンドの創設者の一人として、2002年の

設立時から資金支援を行ってきており、設立から2017年10月末までに約28.38億ドルを拠出しました。また、日本は、2016年には、G7伊勢志摩サミットに先立ち、第5次増資に向け、当面8億ドルの拠出を表明しました。同ファンドによる支援により、これまでに救われた命は2,200万人以上と推計されています。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、グローバルファンドの取組を日本の二国間支援でも補完できるようにしています。日本は保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化するなどの支援を行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「感染症・エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関して、2008年に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核

●ポリオ

日本は、根絶目前のポリオについて、ポリオ常在国*であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携し、その撲滅を支援しています。ナイジェリアでは、2014年以来発見されていなかった野生のポリオウイルスからの感染症例が、2016年に報告されました。日本は、2017年2月にUNICEFと連携して、ナイジェリア、チャド、ニジェール、カメルーン、中央アフリカ共和国におけるポリオ対策のため、40億円の支援を行い、推定7,200万人の5歳未満の子どもにワクチン投与することができました。

ほかにも、日本は、アフガニスタンにおいて、2002年以降UNICEFと連携して累計115億円を超える支援を行っています。また、パキスタンにおいて、日本は1996年以降UNICEFと連携した累計



グローバルファンドはHIV/エイズ・結核・マラリアの予防、治療、保健システムの強化を100か国以上で支援している。(写真提供：グローバルファンド/John Rae氏)

死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。また、2014年にWHOが採択した、2015年以降2035年を達成目標年とする新たな世界戦略（Global strategy and targets for tuberculosis prevention, care and control after 2015）を踏まえ、外務省と厚生労働省、JICA等は2014年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を再び改訂し、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、WHOとの協力による支援を行っています。

110億円を超える支援を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。これにより、ポリオの新規感染の減少・撲滅に貢献しています。この円借款については、新しい方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。これは一定の目標が達成されるとパキスタン政府の返済すべき債務を民間のゲイツ財団が肩代わりするものです。さらに、日本は2016年度には、アフガニスタンに対する約12.6億円の支援、2016年および2017年には、パキスタンに対し、約4.04億円および約5.2億円の支援を行いました。この事業により、5歳未満児へのワクチン接種を通じ、パキスタンにおけるポリオの新規発症件数の減少および全国5歳未満児約3,800万人の発症率低下につながることを期待されます。

● 顧みられない熱帯病 (NTDs)

また、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」(NTDs)*には、世界全体で約10億人が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しました。日本はフィラリア症についても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、日本は青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まっ

た状態の維持を目指しています。

さらに2013年、NTDsを含む開発途上国の感染症に対する新薬創出を促進するための日本初の官民パートナーシップ、一般社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund : Global Health Innovative Technology Fund) を立ち上げました。日本国内外の研究開発機関とのグローバルな連携を推進しながら、効果の高い治療薬・ワクチン・診断薬等の研究開発を通じて開発途上国における感染症の制圧を目指しています。また、日本政府は2016年、NTDsの治療薬等の研究開発・普及の促進や、医薬品の供給準備・供給支援のため、1億3,000万ドルの資金拠出を行う方針を表明しました。今後アフリカなどで顧みられない熱帯病に苦しむ人々の治療に貢献することが期待されます。



* ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC : Universal Health Coverage)

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。

* 保健システム

行政・制度の整備、医療施設の改善、医薬品供給の適正化、正確な保健情報の把握と有効活用、財政管理と財源の確保とともに、これらの過程を動かす人材やサービスを提供する人材の育成・管理を含めた仕組みのこと。

* 新興・再興感染症

新興感染症とは、SARS (重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。再興感染症とは、コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

* パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility)

保険メカニズムを活用して、民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。ドナー国等が保険会社に保険料を支払う。パンデミック発生によりあらかじめ合意された条件が満たされた場合、即座に保険金が開発途上国や国際機関、NGO等に保険会社からPEFを通じて支出され、緊急対応の経費に充てられる。

* Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。

* 感染症の薬剤耐性 (AMR : anti-microbial resistance)

病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

* 三大感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアを指す。これらによる世界での死者数は現在も年間約360万人に及び。これらの感染症の蔓延は、社会や経済に与える影響が大きく、国家の開発を阻害する要因ともなるため、人間の安全保障における深刻な脅威であり、国際社会が一致して取り組むべき地球規模課題と位置付けられる。

* ポリオ常在国

ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国。

* 顧みられない熱帯病 (NTDs : Neglected Tropical Diseases)

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等の18種類の熱帯病。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるが、感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。2016年のG7伊勢志摩サミットでは、G7諸国として、NTDs対策の研究開発・イノベーションの促進を進める方針が示された(「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」)。



マラウイ版 母子健康手帳への 支援

～子どもの成長記録、
ヘルスパスポートの改善活動～

マラウイは、アフリカ大陸南東部に位置する内陸の国で、人口約1,700万人の8割近くが主に自給を目的とした農業に従事する農業国です。

マラウイでは、出産したお母さんにヘルスパスポートと呼ばれる乳幼児用健康手帳が配布されます。これは子どもに必要なタイミングで必要な医療機会を与えると同時に、栄養不良に陥っていないかなどの判断を行う上でも大切な記録で、予防接種や栄養投与のスケジュールと実施日の記録欄、出生から5歳に至るまでの毎月の身長と体重の記録欄、通院歴の記録欄などから構成されています。日本の母子健康手帳から子どもに関する部分だけを抜き出したようなイメージで、前述したように、栄養不良の子どもを早期に見つけ出して、必要な対処をするためにとても役立つものですが、マラウイではこのヘルスパスポートの活用状況において、これまで様々な問題が存在していました。

2016年に青年海外協力隊員としてマラウイに派遣され、ムジンバ県保健事務所でヘルスパスポートの改善に取り組んだ看護師の野田いづみさんは、派遣当時の様子を「ヘルスパスポートの記録の間違いが非常に多く、そこに書かれた子どもたちの成長記録をもとに適切なケアをすることが難しい状況でした」と語ります。

野田さんによると、問題は大きく3つ存在していました。1つ目はお母さんたちの問題です。ヘルスパスポートの表紙に子どもの名前と誕生日を記載する欄があるのですが、冊子の意味や大切さを理解していないお母さん方の管理の悪さのため表紙がすっかり取れてしまい、そこに書かれている名前や予防接種の記録が失われてしまっていたものが多くありました。また、自宅を出産後、時間が経ってから病院を訪れてヘルスパスポートを受け取ることも多いため、子どもの正確な誕生日を記憶していないお母さんもいました。正確な生年月日がわからないと、その後の記録も不正確なものになり、成長不良の子どもを見逃すことになってしまいます。

2つ目はヘルスワーカーの問題です。ヘルスワーカーとは、短期間の教育を受けたのち医療現場で働くスタッフで、

ヘルスパスポートに成長の記録を書き込んだりすることが仕事です。しかし、ヘルスパスポートへの記入の方法や、正しい記入の大切さを理解



検診で改訂版ヘルスパスポートに体重を記入するヘルスワーカー。
(写真：JICA)

していない人も多く、数字を間違った場所に記入してしまう例が多発していました。また欠勤も多く、一度の検診に100名から200名の子どもが集まることもある中で、残った少数のヘルスワーカーで対応した結果、記入を間違ってしまうということもありました。3つ目はヘルスパスポート、そのものの問題です。記入欄が非常に分かりづらく、記入場所が見つげにくい上に、文字や記入欄も小さすぎ、これが原因で誤記入が起きていました。

野田さんたちが、地元の病院の協力を得て調査したところ、97%のヘルスパスポートに間違いが見つかり、そのうちの8割が間違った月齢へのマークでした。この調査結果で野田さんたちは多くの改善が必要なことを痛感し、以下の3つを活動の柱に据えました。

- ・体重と身長記入欄のデザイン改良
- ・ヘルスワーカーに対する再教育とトレーニング
- ・お母さんたちに対するヘルスパスポートの適切な管理のお願い

上記のうち、デザインの改良は、どのように変更すれば間違いを防げるかを念頭において、日本から来ているボランティア5人ほどで試行錯誤しながら進めました。それまで記載欄のなかった検診日の記入欄を追加したり、マークするとき間違いが起きないように5kgごとに太線を追加したりするなど、細かい部分にも気を配りました。また表紙が取れても記録が追跡できるように、体重と身長の記入欄にも名前や生年月日などを記入する場所を追加しました。そして、完成したヘルスパスポートをムジンバ県の5つの施設で仮導入し、2016年5月から1年間の実地調査を行いました。

実地調査にあたっては、ヘルスワーカーに対して、新しいデザインの狙いを説明するとともに適切な記入のやり方を教育し、それを保管するお母さんたちには、汚れや破損を避けるためのビニール製の袋に入れて保管するなど適切な管理をお願いしました。

最終的に、配布した7,036部の新ヘルスパスポートのうち、5つの施設からそれぞれランダムに20部、計100部を回収して確認したところ、マークする場所や内容の間違いは大幅に減少していました。また、ヘルスワーカーからも使いやすくなったと好評でした。この結果を受けて新ヘルスパスポートがマラウイの保健省でも正式採用となり、予算が確保され次第、全国規模で使われる見通しとなっています。



マラウイ保健省の母子保健担当オフィサーと共にヘルスパスポート運用状況を視察する野田隊員。(写真：JICA)

フィリピンで自立支援介護サービスを展開

～高齢者に寄り添う日本式介護システムの導入～

2012年以降、ASEAN主要国の中でも著しい経済成長を遂げているフィリピンでは、1億人を超える人口と平均年齢23歳（2014年調査）という若い労働力がその経済成長を押し上げている一方で、出生率の低下と医療の発達によって健康寿命^{※1}が延びています。同国でもいづれ迎える高齢化社会と介護難民（家庭や病院・施設でも介護を受けることができない人）の増加に今から備えなければなりません。

ところが、医療や介護に従事する国内の人材不足とともに、都市部での核家族化の進行から、自宅だけで高齢者を介護することが難しいケースが生じています。また、政府が介護に関する人員や設備などの明確な運営基準を設けていないため、無認可の民間介護施設の急増とともに、施設の衛生面や運用面での品質が低いなど、適切な介護が行われていないのが現状です。

このような同国の介護事情を分析するのは、静岡市を拠点に介護総合支援事業を展開するインフィック株式会社代表取締役社長の増田正寿^{まさただ まことし}さん。同社が培ってきた“自立支援介護”のノウハウと質の高い日本の介護サービスを、フィリピンに根付かせることを目指し、2016年にJICAの中小企業海外展開支援事業として「日本式介護システム導入基礎調査」を実施し、2017年10月からは案件化調査へと進んでいます。当初、大きな介護施設の導入を想定していましたが、コストの問題や家族を大切にすフィリピンの文化を活用し、“小規模多機能型居宅介護サービス”の導入に舵を切りました。これは、小規模の介護施設への通所（デイサービス）、訪問介護、宿泊（ショートステイ）の3つのサービスに、インフィックの独自開発によるIoTシステム^{※2}を活用した枠組みをフィリピンに合った形で導入しようとするものです。また、施設内スタッフとしてもフィリピン人を雇用・育成していきます。これにより、一人ひとりの高齢

者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように支援します。このプロジェクトの成功が、フィリピン国内に介護職の雇用を生み出すとともに、働き盛りで優秀な医療・介護従事者の海外流出を防ぐことにもつながると期待されています。

「海外では“介護”の概念が異なり、介護は“メディカル＝治療する”ことと認識され、日本のように高齢者に寄り添うといった手厚い介護は存在しません。また、日本式の介護が高齢者のできないことをフォローしつつ自立を促す形であることと対照的に、『お金を払っているのに、なぜすべてやってくれないのか』といった利用者の声も聞かれます」と増田さん。高齢者の生活リハビリテーションや介護側のホスピタリティを重視する日本式介護システムをフィリピンの人たちに受け入れてもらうには、“自立支援を目的とする介護”が結果的には、医療費や介護費を抑えるだけでなく、高齢者の尊厳を守り、健康で長生きできるというメリットがあることを、政府と地域社会を巻き込んで啓発^{けいはつ}していく必要があると増田さんは指摘します。

「まずは何より、“自立支援介護”でフィリピンに貢献することが大切だと思っています。本プロジェクトで介護システムを確立した後、フィリピン国内には5年以内に10拠点を開設したいと考えています。そして、いずれはASEANを中心に日本式介護システムを広め、アジアの国々に貢献していきたい」と、増田さんは日本式介護事業の普及に意欲を示しています。

※1 フィリピンの健康寿命（日常生活に健康上の問題がない期間）は61.1歳。世界183国の平均は63.1歳。日本は74.9歳で世界1位。

※2 Internet of Thingsの略。モノがインターネットを通じて情報交換することで相互に制御するしくみ。インフィックが開発した生活支援IoT機器は、自宅に設置されたセンサーが高齢者の日常生活や行動をデータ化し、クラウド上で管理・蓄積・分析して高齢者を見守るシステム。



ミンダナオ島ダバオ市内の民間高齢者施設（グループホーム）にて。
（写真提供：インフィック（株））



フィリピンの高齢者制度の問題点や日本式介護の可能性につき、セント・ラサール大学関係者に調査依頼をしている様子（左が増田社長）。
（写真提供：インフィック（株））

(2) 安全な水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2017年に世界で約8億4,400万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約23億人に上ります。約36万人の5歳未満の子どもが安全な水と衛生施設が不足しているために引き起こされる下痢によって命を落としています。^{注14} さらに、安全な水にアクセスできないことは経済の足かせにもなっています。

< 日本の取組 >

日本は、1990年代から累計して水と衛生分野での援助実績が世界一です。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保（衛生施設の整備）、③食料増産などのために水を安定的に利用できるようにする支援（農業用水など）、④水質汚濁を防止（排水規制等）・生態系の保全（緑化や森林保全）、⑤水に関連する災害の被害を軽減（予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化）な

たとえば、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っています。時には何時間もかけて水を汲みに行くので、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、水の供給が不安定だと、医療や農業にも悪影響を与えます。

こうした観点で、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことはSDGsの目標6に定められています。

ど、ソフト・ハード両面で支援を実施しています。

日本の開発協力では、専門家の派遣や開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力や円借款や無償資金協力により、開発途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、国際機関を通じた支援も行っています。

たとえば、アジア・大洋州地域において、日本は、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、パラオといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施中であり、地方の給水率の改善が課題となっているカンボジ



■ 自動漏水音検知器を用いた漏水検知システムの普及・実証事業

中小企業海外展開支援事業（普及・実証事業）（2015年2月～2017年2月）

インドの都市部では、経済成長と都市化が急速に進み、特に人口が集中する地域では、水道管の施工技術の成熟度が低く、漏水問題等の発生により、水の供給が追いついていません。しかしながら、地下漏水の調査は行われておらず、地表から観察できる漏水のみが補修されているという状況です。このような中で、漏水率を少しでも削減して給水需給ギャップを緩和することが求められています。

漏水調査技術に豊富な実績を有する水道テクニカルサービス(株) (神奈川県横浜市) は、JICAの中小企業海外展開支援を受け、インドで3番目に人口の多いカルナタカ州都ベンガルール市で、自動漏水監視装置「L-sign」の普及・実証事業を開始しました。同社は、「音」で漏水を検知する独自の音聴工法を強みとしており、様々な漏水検知機器を用いた技術によって漏水率の低減に取り組んでいます。同社は、ベンガルール市東地区事務所が管轄する地域のうち、給水戸数3,000戸、管路延長約50kmに対して、自動漏水監視装置「L-sign」を配水管に20器、給水管に3,000器設置し、最終的に29か所の漏水を発見し、対策を行いました。

同社の取組によって、地下に潜在する漏水の発見も可能となり、貴重な水の損失防止につながっています。

共同でL-signの有効性検証を行ったベンガルール上下水道公社は、「我々の意向を汲んで、環境に適応するようきめ細やかに取り組んでもらった」と非常に高く評価するとともに、漏水防止の重要性の観点から新たに無収水対策部門を設置しました。それに伴い、水道テクニカルサービス(株)は現地エンジニアへの漏水調査トレーニング（漏水検知音の聞き分けなど）を新たに請け負い、機器提供だけではなく技術供与も積極的に行っています。



漏水音と確認されたLED点滅箇所に対し、漏水探知器により、漏水確認および漏水位置の特定を行う技術講習の様子。

注14 (出典) WHO/UNICEF "Progress on Drinking Water, Sanitation and Hygiene : 2017 Update and Sustainable Development Goal Baselines"

アにおいても2017年3月に無償資金協力「コンポントム上水道拡張計画」の署名が行われました。人口増加や経済発展が進むインドにおいては、2017年3月、新たに円借款「アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画（フェーズ2）（第一期）」および「ラジャスタン州水資源セクター生計向上計画（第一期）」の署名が行われました。バングラデシュでは、農村部における小規模水資源管理施設整備や農道整備、さらには水管理組合への研修・技術指導等を行う円借款「小規模水資源開発計画（フェーズ2）」の署名が2017年6月に行われました。

中南米地域のホンジュラスでは、2017年6月、浄水施設を含む上水道施設の整備・拡張を通じ、水質や衛生環境の改善を図る無償資金協力案件「コマヤグア市給水システム改善・拡張計画」の署名が行われました。

また、アフリカでは、エチオピア、スーダンなどにおいて、日本は安全な水へのアクセス改善、給水率の向上に向けた事業を実施中であり、ウガンダについては、2017年5月に新たに無償資金協力「ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画」の署名が行われました。

ほかにも、日本は日本NGO連携無償資金協力に

よって、日本のNGOによる水・衛生環境改善事業を支援しています。たとえば、特定非営利活動法人APEXは、インドネシアにおいて2017年2月から3年間の予定で、低コストで運転管理が容易でありながら、良好な処理水質が得られるコミュニティ排水処理システムの広域的普及促進事業に取り組んでいます。2017年度には、ジャワ島内で12基分の設置が進んでおり、このシステムはインドネシアの公共事業国民居住省の推奨するシステムとなりました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力などによる協力、国内および現地の民間団体と連携した開発途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。

環境省でも取組を行っています。たとえば、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁の問題が生じており、関連する情報・知識不足を解消するため、同省はアジア水環境パートナーシップ（WEPA）を開始しました。アジアの13の参加国^{注15}の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築等を通じて、アジア水環境ガバナンスを強化することを目指しています。



■ 横浜市水道局の連携ボランティア派遣

自治体連携ボランティア（2014年～2016年、2017年から3年）

2008年に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を契機に、JICAと横浜市、水道局が連携し、アフリカへの支援を進めています。2014年9月には、横浜市水道局から3名の職員を短期ボランティアとして、マラウイのブランタイヤ水公社（BWB）へ派遣し、水道事業の改善に向けた業務支援を行いました。この事業に対し、BWBより引き続きボランティア派遣の要望があり、横浜市水道局は、2016年度まで3年間にわたってBWBに毎年3名ずつ、総勢9名の短期ボランティアを派遣しました。この中で、BWBのスタッフと共に現場に入り、漏水探査や料金滞納者への対応方針など経験を活かした技術指導を行いました。あるボランティアは、日本の経験を途上国の発展に役立てたいという強い思いを持ってマラウイを訪れ、マラウイ人の熱心に学ぶ姿勢に感銘を受けたといいます。

現地のBWBの課題は無収水です。「無収水」とは、配水管からの漏水や違法な接続による盗水により、料金請求ができない問題のことです。ブランタイヤ市の無収水率は40%（横浜市は8.2%）であり、早急な改善が必要です。そこで、JICAは、2017年4月に横浜市水道局と「マラウイ共和国ブランタイヤ水公社支援のためのボランティア

連携に関する覚書」を締結し、2017年度からさらに3年間、横浜市水道局から毎年4名の短期ボランティアを派遣し、モデル地区を選定しながら、総合的に無収水対策、料金徴収を含む顧客サービス向上に取り組むことになりました。

この取組により、①水道管（布設工事）の設計・施工に関するチェックポイントが作成され、現地実施機関であるBWB職員の技術向上に役立つこと、②検針員の意識向上、技術向上のためのワークショップ（研修）マニュアルの作成によって、BWB職員自身でワークショップを開催できるようになること、③BWBの職員たちが適切なデータ収集方法を習得し、無収水の原因究明・対策ができるようになることが期待されます。

（2017年12月時点）



技術指導を受けるBWBのスタッフ。

注15 日本、カンボジア、タイ、ラオス、マレーシア、中国、インドネシア、韓国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、スリランカ、ネパール

(3) 万人のための質の高い教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たします。また教育は個人が持つ才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にし、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。ところが、未だ世界には小学校に通うことのできない子どもが約6,100万人もいます。特に、紛争の影響下にある国や地域で学校に通えない児童の割合は、初等教育では2000年に29%であったもの

< 日本の取組 >

日本は従前から、「国づくり」と「人づくり」を重視して、開発途上国の基礎教育*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っています。

2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のための国連サミットに合わせ、日本は教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。この戦略は開発協力大綱（2015年閣議決定）の教育分野の課題別政策として策定されたもので、策定に当たり、開発教育専門家や教育支援NGO、関連国際機関等と幅広く意見交換を行いました。同戦略では基本原則として①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2017年7月の国連ハイレベル政治フォーラムで、岸



机の数が足りないケニアの小学校。草の根・人間の安全保障無償資金協力を受ける前の教室の様子。(写真:富樫美紗子/在ケニア日本大使館)

が、2014年には35%（約2,150万人）に上昇しており、深刻な課題となっています。^{注16}

このような状況を改善するために、SDGsの目標4として「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられました。

国際社会は、2015年に「教育2030行動枠組」*を策定、SDGs目標4の達成を目指しています。



ネパールの小学校で、板書を一生懸命に書き写す子ども。(写真:山下さくら)

田外務大臣（当時）は、子ども・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨表明し、日本は脆弱な立場に置かれた子どもへの教育機会の確保や職業訓練、女性・子どもの人権状況の改善や子どもの感染症対策・衛生改善等の支援を着実に実施中です。

また、初等教育の完全普及を目指す国際的な枠組みである「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」*に対しては、日本は2007年度から2016年度までに総額約2,476万ドルを拠出しました。GPEの支援を受けたパートナー国では、2002年と比較し2015年には7,200万人以上の子どもが初等教育を受けられるようになりました^{注17}。

アフリカに対しては、2013年のTICAD Vにおいて、日本は理数科教育の支援拡充や学校運営改善プロジェクトの拡充等を通じて、2013年からの5年間で新たに2,000万人の子どもに対して質の高い教育環境を提供することを表明し、その着実な実施に努めています。加えて、2016年のTICAD VIで日本は、2016

注16 (出典) Global Education Monitoring Report 2016

注17 Global Partnership for Education HP (<https://www.globalpartnership.org/data-and-results/key-results>)

年からの3年間で約2万人の理数科教員を育成することを表明し、科学技術分野の基礎学力強化にも貢献しています。

さらに、アジア・太平洋地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、日本は国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、生涯教育の推進等のためのコミュニティ・ラーニングセンターの運営能力の向上等の事業を実施しています。

日本は日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究等を行っています。また、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れも含め、日本はこれらの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援していきます。

ケニアでは、長崎大学熱帯医学研究所が、2005年にケニア教育研究拠点を設置し、熱帯感染症、国際保健などにかかわる研究活動を展開しており、このような活動を通して、ケニア人、日本人の学部学生、修



ボツワナ東部の小学校で、英語を指導している青年海外協力隊員（青少年活動）の本間亜衣さん。（写真：本間尚）

士・博士課程学生などを受け入れ、将来のアフリカでの保健医療を担う研究者、専門家などの中核人材を育成しています。また同大学はJICA草の根技術協力プロジェクトの学校保健活動を通じた学童の保健教育を行い、地域保健活動の実践を行っています。

● 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2014年に日本で開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）*に関するユネスコ世界会議」以降、「国連ESDの10年（UNDESD）」の後継プログラムとして採択された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の下で、世界中でESD

に関する活動が展開されています。日本は、UNESCOに拠出している信託基金を通じてGAPの実施を支援するとともに、「ユネスコ／日本ESD賞」を創設するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

用語解説

* 教育2030行動枠組

(Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択されたEFAダカール行動枠組の達成期限が2015年までとなり、その後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会とあわせて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

* 基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

* 教育のためのグローバル・パートナーシップ

(GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された開発途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）から改称。

* 持続可能な開発のための教育

(ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとしている。

2003年に訪日したホンジュラスのマドゥーロ大統領（当時）に対して小泉総理大臣（当時）が「米百俵」の故事を紹介しました。「米百俵」とは、1870年の日本で、貧困に窮していた長岡藩が他藩から百俵の米を譲り受けたものの、将来の教育発展を第一と考え、食料として消費するのではなく、学校建設の費用に充てたという史実に基づき、現在の辛抱が将来の利益となることを象徴する故事です。それに感銘を受けたマドゥーロ大統領が、ホンジュラスの学校教育を充実させる計画を策定し、これに対し日本が協力をすることとなりました。

ホンジュラスでは、2004年、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、100校の学校を整備する「米百俵プログラム」を開始しました。このプログラムは、同国100校の小中高等学校を対象に校舎の新規建設、増改修および教育機材整備を行い、教育環境の改善を図るものです。対象案件には米百俵学校記念碑を設置してきま

した。2016年2月、100校目の学校として「テグシガルパ市ハポン小学校増改修計画」が完了し、プログラムの目的が達成されました。



引渡し式においてハポン小学校の児童たちにより発表された「米百俵」の演劇。（写真：在ホンジュラス日本大使館）

（4）格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの実施に向けた取組が進められる中、大局的に国家レベルで見ると課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化していますが、「格差の拡大」はその一つです。また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課

題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとって不可欠といえます。

< 日本の取組 >

●人間の安全保障

このような背景から、日本が重視している理念が「人間の安全保障」です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて、国・社会づくりを進めるという考え方です。

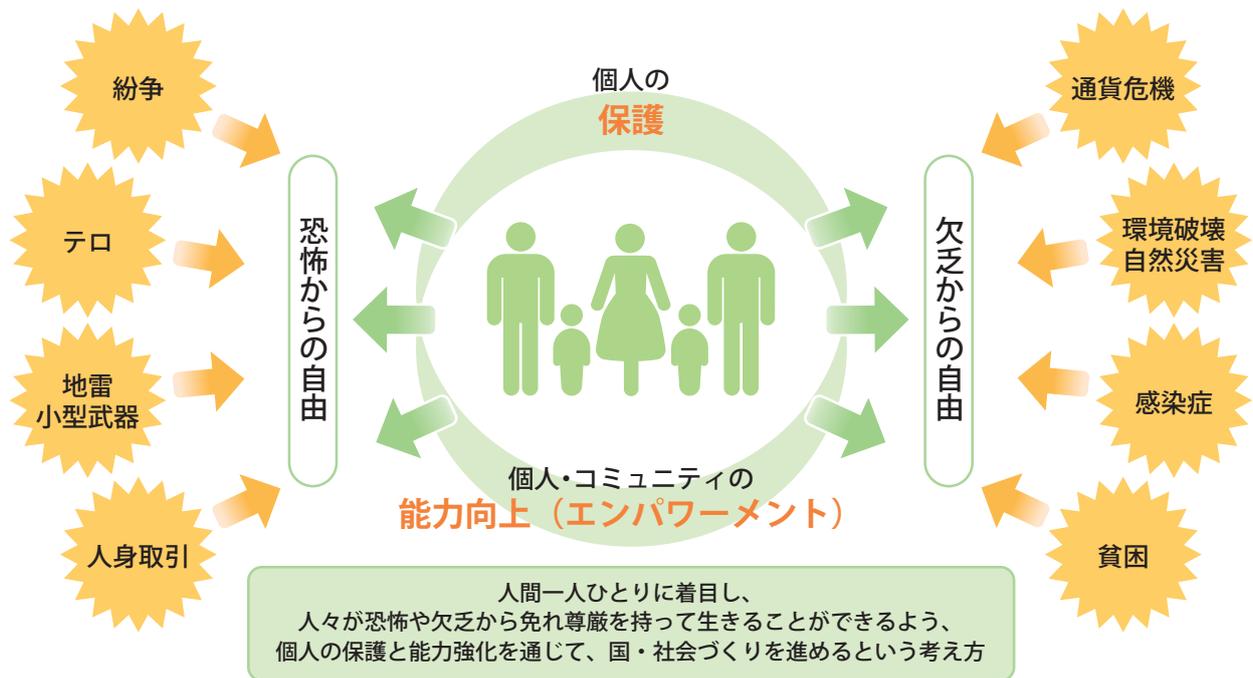
日本政府は、人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

①概念の普及について、日本は国際的な有識者委員会である「人間の安全保障委員会」およびその後継となる「人間の安全保障諮問委員会」の設置や、非公式・自由なフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」の開催を主導してきました。

2012年には、日本が主導して、人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されました。

②現場での実践について、日本は国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導しました。これまで日本は累計で約453億円を拠出し、90の国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト238件を支援してきました（数字はいずれも2016年12月末時点）。開発協力大綱（2015年閣議決定）でも、人間の安全保障は、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられています。

「人間の安全保障」の考え方



● 障害者支援

若者や女性など、社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが、社会に参加し、包容されるように、能力強化とコミュニティづくりを促進していくことが重要です。

日本は開発協力において、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮することとしています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用等の多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術・経験などをODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。たとえば、鉄道建設、空港建設においてバリアフリー化を図った設計を行ったり、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行ったりするなど、日本は現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。

また、日本は開発途上国の障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、青年海

外協力隊の派遣などの幅広い技術協力も行っているところ です。

2014年、日本は障害者権利条約を批准しました。同条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしています(第32条)。日本は、今後もODA等を通じて、開発途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。



ボルネオ島農村部の障害者施設の利用者送迎のため日本から供与された車両。



きめ細やかで 高い技術の義肢 装具製作を人々に

～東ティモールにおける
義肢装具士の奮闘～

2002年にインドネシアからの独立を果たした東ティモールでは、岩手県ほどの広さに約118万人が住んでいます。独立後は石油・天然ガスを中心とした豊富な資源収入を背景に、近年はGDP成長率が約4%超となる経済成長を遂げてきました。しかしその一方で、医療関連インフラの未整備により医療施設へのアクセスが容易ではなく、医療関係者の人材不足や質の低さなどの理由で保健分野の水準は極めて低い状態にあります。

東ティモールには、独立戦争時の負傷、病気、交通事故、不慮の事故などで手足を失い、日々の生活に支障をきたしている人々が多く存在しています。特に地方ではワニによる被害で手足を失う人もいます。ところが、こうした人々への義肢や、脊髄損傷、脳梗塞などの後遺症のある人々へ装具を提供できる義肢装具士は、アシスタントも含めて国内にわずか5名しかいない状況でした。

義肢装具士の宮田祐介さんは、青年海外協力隊員として現地の国立リハビリテーションセンターに2016年7月から派遣されています。このセンターは、東ティモールの首都ディリにある国内唯一のリハビリテーションセンターで、この国で義肢装具が必要な患者は全員がここで診察を受けています。

同センターのスタッフは、首都ディリ以外の地方も巡回訪問し、手当てが必要と診断された人々を同センターで診断し、適切なリハビリを行うとともに義肢、装具の提供を行っています。宮田さんは、派遣された当初の現場の様子を次のように振り返ります。「現在は、現地の同僚が5人、自分を含めて6人で活動していますが、ここに来た当時、正直なところ義肢装具の質自体は非常に低い状態でした。たとえば、患者さんに義足が合わなくて痛みがあって歩けないような状態でも、それは患者さんの脚が悪いと判断してしまうような状況でした。しか



装具製作指導を行う宮田隊員。(写真提供：宮田祐介)

し、それは技術的に解決できる、という基本を教えることから始め、その後少しずつ一緒に仕事をしながら義肢装具技術を指導してきました。]

宮田さんはまず患者からの聞き取りを行い、装具が必要とされる部位の麻痺や怪我の程度を判断した後、必要な装具製作を行います。また、過去に装具を提供した患者に対し、身体の状態変化に合わせた装具の修正も行っています。交通事故などで手足を失った患者は、1週間もすると筋肉の減退などにより装具の接続部となる部位の太さや形状が微妙に変化してしまうため、短時間での装具製作が重要になります。現地の同僚が1か月かけて製作する装具を、宮田さんは早ければ2、3日で製作することもあり、約10か月の派遣期間の間に新しく製作した義肢装具は100個以上に上ります(2017年5月時点)。東ティモールの高温な気候に合わせ、装具に穴を開けて通気性を確保するなど、使用者を第一に考えた工夫も多く施してきました。こうした繊細で、かつ高度な技術に裏打ちされた仕事は、実際に装着した多くの患者に感謝され、医療関係者からも高い評価を得ています。一方で、宮田さんは、同国には特有の課題もあると指摘します。

「東ティモールで大きな課題となっているのが、住民のみなさんの医療に対する意識です。病気や怪我で病院にすぐ行くという習慣がありません。各地域には祈祷師のような人が行う伝統医療が根強く存在していて、たとえば骨折をした場合でも塗り薬だけで治療するようなことが普通に行われています。実は、同じ施設で働くスタッフが先日骨折してしまったのですが、そんな医療関係に勤めている人でさえ病院に行こうとせず、伝統医療で治そうとしていました。スタッフが地方を訪問し、治療や義肢装具などを必要とする患者を探すようなことを行っているのは、こうした背景があります。まず、伝統医療による治療の遅れを少しずつでも直していき、病院は怖いところではないということを伝えていきたい」と宮田さんは話します。

同国には地域住民の医療への認識の改革、新しい技術者の育成など未だ多くの課題が存在しています。義肢装具士である同僚に対しての医療的・技術的な支援や助言を行う日々の中、日本の高い技術を駆使して「患者第一」をモットーに、宮田さんの奮闘は続きます。



子どもの患者と装具の歩行練習を行う宮田隊員。(写真提供：宮田祐介)

(5) 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニウム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、女子の就学率は格段に向上し、女性の政治参加は増加し、より多くの女性が幹部公務員級、大臣級のポストに就いています。^{注18}しかし、政府による高度な意思決定など公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定に参加する機会を、女性が男性と同じように持っているとはいえない状況が多く、国で続いています。

一方で、女性は開発の重要な担い手でもあり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機

会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズ等の感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画の策定につながり、女性の社会進出、女性の経済的エンパワーメントの促進につながります。

「2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると、力強く謳われています。そして、SDGsの目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、そのためには開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要なのです。

< 日本の取組 >

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしたい。ため、日本は、国内外で「女性が輝く社会」を構築すべく、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際社会の先頭に立ってジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

2017年5月に開催されたG7タオルミーナ・サミットでは、G7各国は首脳宣言でジェンダー間の平等のあらゆる政策での主流化を謳い、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」を採択し、主に、女性の参画拡大およびすべての段階での平等な機会および公正な選考過程の促進、働きがいのある人間らしい質の高い仕事への女性のアクセスの基盤強化、生涯を通じた女性および女児に対する暴力の排除に関し達成目標を掲げました。また、同年11月には、G7の枠組みにおいて初となる男女共同参画担当大臣会合がタオルミーナで開催されました。同会合では、国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍に関する様々な課題について意見交換を行い、G7男女共同参画担当大臣宣言をとりまとめました。

2017年7月、G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げられた女性起業家資金イニシアティブ（We-

Fi）^{*}が発表されました。開発途上国の女性が自ら生計を立て、社会への積極的な参画・貢献を促すこの重要な取組を、日本として強く支持し、5,000万ドルの支援を行うことを表明しました。

2017年9月、安倍総理大臣はUN Womenが進めるHeForShe^{注19}男女平等報告書発表式に出席し、日本の「女性が輝く社会」実現に向けた取組と成果を発信するとともに11月に東京で開催される第4回WAW!2017を紹介し、「女性が輝く社会」を世界中で実現するため、WAW!でつながり、共に取り組んでいくことをHeForShe支持者に呼びかけました。



2017年11月、東京で開催されたWAW!2017でスピーチを行う河野太郎外務大臣。

注18 （出典）The Millennium Development Goals Report 2015

注19 UN Womenによる、ジェンダー平等のために男性・男児の関与を呼びかけるキャンペーン。

2017年11月に開催されたWAW! 2017では、女性起業家支援、SDGs達成に向けた企業におけるジェンダー分野の取組、技術革新と女性の人材育成、無償労働の分担、女性・平和・安全保障、メディアにおける女性、若者が考える女性活躍の未来とは、自然災害下におけるジェンダー平等およびレジリエンス向上といったテーマの下、参加者たちは幅広い議論を行いました。日本は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2016年度には約3,000万ドルの拠出を行い、女性の政治的参画、経済的エンパワメント、女性・女兒に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化等の取組に貢献しています。たとえば、日本はコートジボワールにおいて、1,000名以上の女性と女兒に対してビジネスプランの研修等、所得向上のための財務トレーニングと能力強化を実施しました。10年に及ぶ情勢不安



2017年11月、東京で開催されたWAW!2017の2日目に行われたハイレベルラウンドテーブルの様子。

や軍事危機を経験した同国において、日本は暴力過激主義の横行を防止すべく、雇用の創出、収入活動の促進および女性・女兒の能力向上といった地域全体の経済的エンパワメント、地域における対話促進、教育を通じた意識啓発を行いました。

また、紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるという立場から、日本は紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSO-SVC：Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict）事務所との連携を重視しており、2016年度は同事務所に対し、シリア、ヨルダン、ソマリアにおける案件に対し100万ドルの拠出を行い、司法アクセスの強化や地域リーダーとの協力などへの支援を通じ、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しました。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要との考えから、日本は、2015年に女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議第1325号および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定し、2016年から「行動計画」の実施段階に入るとともに、モニタリングを開始し、2016年度末には年次報告書を公表しました。

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女兒のエンパワメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、多様化する開発課題に対応するため、各国と協力していきます。

用語解説

*女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、開発途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画を促進することを目的とする世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、開発途上国の法制度改善に向けた技術協力等。同イニシアティブはドナー国から約3.4億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指す。

(6) 文化・スポーツ

開発途上国では、自国の文化の保護・振興に対する関心が高まっています。その国を象徴するような文化遺産は、国民の誇りであり、同時に観光資源として周

辺住民の社会・経済の発展に有効に活用できる一方、資金や機材、技術等の不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在します。このような文化遺

産を守るための支援は、その国民の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象となる国のみならず国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、誰にとっても親しみやすい話題であり、老若男女を問わず、参加が容易な分野です。

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、日本は開発途上国の文化遺跡、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、日本は「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援や日本のコンテンツ普及につながる支援にも力を入れています。

2016年度も引き続き、2020年東京オリンピック・

健康の維持・増進を通じて、人々の生活の質を向上させることができ、また公正なルールにのっとり競い合い、同じ体験を共有することで相手を尊重する気持ちや、相互理解の精神、規範意識を育むものです。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国の開発・発展に「きっかけ」を与える役割を果たします。

パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」を推進すべく、日本はODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を積極的に行いました。具体的には、日本は文化無償資金協力を活用して12か国に対してスポーツ施設・器材を整備するとともに、241名のスポーツ分野のJICAボランティアを派遣しました。また、日本は文化無償資金協力を活用した文化遺産の保全のための支援として、パレスチナなどに施設や機材の整備の実施を決定しました。このほか、日本は3か国において、日本のテレビ番組ソフトの提供整備なども行っています。



■ 柔道道場建設計画

草の根文化無償資金協力 (2016年2月～2017年2月)

ボツワナ柔道連盟は、国内唯一の柔道関連団体としてボツワナでの柔道普及等に努めています。青年海外協力隊員であった故・井坪圭祐氏 (2014年に不慮の事故により逝去) の柔道指導等により、ボツワナの柔道選手はアフリカ地域を中心とした国際的な大会でも活躍するようになりました。

しかし、国内には専用の柔道場が一つもなく、ボツワナの柔道選手は国立競技場観客席下の狭く薄暗いスペースに畳を敷き、練習に励んでいる状況でした。また国内大会は、小学校などの公共の施設に畳を持参し開催されているような状況であったため、専用柔道場がないことは柔道の普及やレベル向上の大きな障害となっていました。

このような状況を改善してほしいとのボツワナの要請を受け、日本は「草の根文化無償資金協力」によりボツワナに柔道場の建設を支援することとしました。国際柔道連盟や井坪氏ご遺族の支援もあり、完成した柔道場は「井坪先生記念道場」と命名され、2017年2月28日に引渡し式が開催されました。この引渡し式には井坪氏の大学時代の同級生であった2016年リオデジャネイロオリンピック金

メダリストの田知本遙さんが参加し、日本の柔道関連団体から柔道衣が寄贈されました。

現在、この道場では2020年の東京オリンピック出場を目指し、ボツワナの柔道選手たちが練習に励んでいるほか、様々な試合や審判コースも開催されています。また柔道への関心が高まり、地元コミュニティを対象とした柔道クラスも新設されました。



完成した柔道場で、井坪氏の遺影を持つ田知本さんと関係者たち。

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。特に、将来はその国の人々が自分たちの手で自国の文化遺産を守っていただけるようにとの考えから、日本は開発途上国の人材育成には力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だ

けでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存、保護体制づくりなどの支援を行っています。

ほかにも、文部科学省では、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア・太平洋地域から文化遺産保護に関する若手専門家を招き、研修事業を実施しています。

用語解説

*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とした資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。



■ サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト

技術協力プロジェクト（2012年9月～2016年8月）

天然資源が乏しいヨルダンにおいて、文化遺産や死海などの自然環境を利用した観光産業は、経済の安定と発展を支える主要な産業の一つです。日本は、有償・無償資金協力による観光施設建設、観光開発の専門家の派遣等、様々なスキームを活用し、長年にわたり、ヨルダンの観光産業振興の推進を継続的に支援してきました。

サルト市は、19世紀後半頃に通商で栄えた街で、当時の黄色い石灰岩を用いた特有の建造物と固有の文化が息づく、歴史的都市です。同市は、考古遺跡が中心である他都市と異なり、景観と人々の生活が一体となって継承された遺産都市であるところに観光資源としての価値があります。しかし、これらの観光資源を活かした開発は十分になされていませんでした。そこで日本は、山口県萩市で取り組まれた住民参加型の観光モデル「まちじゅう博物館」を参考に考案された「エコミュージアム」^{注1}を基本コンセプトとする、サルト市の観光開発プロジェクトを実施しました。

このプロジェクトでは、伝統文化を体感できる家庭訪問、宗教や日常生活等テーマに基づいた散策ルートの開発といった住民参加型の取組みの推進や、地元産品を扱うブランドショップの設置などの観光商品開発支援のほか、観光プロモーション能力向上等を目指した支援を行いました。この結果、約3,000人程度だったサルト歴史博物館の入場者数が、2017年には約5,000人近くに増加し、また、最初は一ツしかなかった散策ルートも新たに三つ設けられ、育成されたローカルガイドが散策ルートを案内しながら歴史や文化を観光客に紹介しています。さらに、ロー



住民ガイドによる散策の様子。

カルブランドの生産者も増加し、ブランドショップが開店し、地域経済の活性化に寄与しています。

これらの取組は、ヨルダンの経済発展のみならず、住民が地域を誇りに思う気持ちや、観光に対する意識を高めることにつながったと、高い評価を得ています。また、プロジェクトが終了した後も、サルト市は、日本の支援から得た知識やノウハウを活用し、サルト市の世界遺産登録を目指し、さらなる努力を続けています。

注1 「エコミュージアム」は、一定の地域を「屋根のない博物館」と見立て、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化（建造物、道具など）、生活様式といった資源を、持続的な方法で保存・保全・展示・活用していくという考え方。



日本の高度な修復技術をネパールの技術者へ

～地震で倒壊した世界遺産の修復を目指して～

2015年4月25日。ネパール中部を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生し、首都カトマンズを含む広い地域で大きな被害がもたらされ、世界遺産「カトマンズ盆地」を構成する王宮前広場や寺院に建てられた多層塔形式の建物も倒壊し、壊滅的損傷を被りました。「カトマンズ盆地」にある多くの文化財は、ネパールの人々の生活・文化のアイデンティティーであるとともに重要な観光資源でもあり、早期に元の姿に復原することが、国民全体の願いでした。このため、文化財を正確に復元するための資料の作成や、倒壊した文化財の部材の確保などが急務となっていました。

日本は、震災直後から積極的な支援を行い、ネパールの世界遺産修復に向け、修復関連機材の支援だけでなく文化遺産災害復旧事業に対する技術的アドバイスの提供や、プロジェクトマネジメント能力の強化などを実施しています。文化的価値を損ねずに耐震性を強化するという、日本で培われてきた高度な文化財修復技術を現地の技術者に伝え、カトマンズの技術者と共に修復に向けた調査・計画を進めています。

ネパールの歴史的建造物は、外壁がレンガ造りで一見西洋の組積造建造物のようですが、実はレンガ内部には木製部材が構造材として多用され、レンガ造りと木造の混構造である建物といえます。このため木材の腐朽などにより、150年から200年程度の周期で大規模な補修が必要となります。また、ネパールでは数十年から百年程度の周期で大きな地震が発生しています。これらは、多湿で地震も頻発する日本の状況と非常に似ています。このようなネパールの文化財を、日本の文化遺産修復技術の移転等で復旧することにより、ネパールの人々の文化的アイデンティティーを支え、同国の観光産業の復興にも大きく寄与することが期待されます。



アガンチェン寺と旧王宮の正門ハヌマン門。(写真提供：多井忠嗣)

今回、ネパールの考古局（DOA：Department of Archaeology）に派遣されたのは、日本の文化財建造物修理主任技術者として、これまでも国宝、重要文化財、世界遺産などの建物の

修復に携わってきた多井忠嗣さんです。多井さんは、DOAの技術者と共に今後の修復のための計画策定や修復作業の基となる調査工事を行う準備を進めています。対象となっているのは、1649年に建てられたカトマンズ旧王宮（ハヌマンドカ）の中にあるアガンチェン寺（王族の私的な神を祀るための三重の塔）と、同じく1640年代に建てられたシヴァ寺（王宮の東の端にある二重の塔の建物）の2か所です。まずは、王宮の正面に建ち観光的な価値も高く、世界遺産の中心的存在の一つでもあるアガンチェン寺の修復を先に行っています。



アガンチェン寺の屋根上で実測調査を行う多井忠嗣さん。(写真提供：多井忠嗣)

調査に当たってネパールには大きな課題がありました。従来、ネパールでは歴史的建造物の詳細な図面や記録写真、調査報告書などを作成する習慣がなく、倒壊した多くの建物で修復のための十分な根拠となる記録が存在していませんでした。多井さんたちが、修復に向けた第一段階として、準備に時間をかけて調査工事を行うのも、一つにはこうした事情が背景にありました。また多井さんは、ほかにもいくつか課題が存在していたといいます。たとえば、通常日本では文化財建造物修復を行う主任技術者は、調査、修理計画策定、施工管理、写真撮影、図面作成、報告書編集のすべての作業に通じていることが前提となっています。しかしネパールでは、習慣としてすべての作業が分業化され、小さな調査の場でも担当者がばらばらに存在します。そのため技術をどの立場の人に伝えるべきかが分かりにくくなっていました。

こうした課題に対し、多井さんは、改めてDOAの組織系統を確認し、技術の伝達相手として適任と思われる立場の人を特定、もしくは新たに設定するための作業を進めています。一方で多井さんは、こうした課題が存在する中でも、現地の若手職員に実測調査や仮設工事の計画などの大切な作業を分担させることにより、精度の高い仕事をする必要性への理解が深まっていることが実感できるといいます。

「なにより日本人専門家が現場で自ら埃にまみれ、必ず自分で実測や写真撮影などの作業を行っている姿を見て、彼らの行動が少しずつ変わっていくのが分かりました」と多井さん。調査工事は、今後2018年初めから着手され、同年9月から10月に完了する予定です。その後も数か月かけて修復計画を立てたのち、アガンチェン寺は約2年間で修復作業が完了する見通しです。

調査に当たってネパールには大きな課題がありました。従来、ネパールでは歴史的建造物の詳細な図面や記録写真、調査報告書などを作成する習慣がなく、倒壊した多くの建物で修復のための十分な根拠となる記録が存在していませんでした。多井さんたちが、修復に向けた第一段階として、準備に時間をかけて調査工事を行うのも、一つにはこうした事情が背景にありました。また多井さんは、ほかにもいくつか課題が存在していたといいます。たとえば、通常日本では文化財建造物修復を行う主任技術者は、調査、修理計画策定、施工管理、写真撮影、図面作成、報告書編集のすべての作業に通じていることが前提となっています。しかしネパールでは、習慣としてすべての作業が分業化され、小さな調査の場でも担当者がばらばらに存在します。そのため技術をどの立場の人に伝えるべきかが分かりにくくなっていました。

世界中に笑顔の種まきをして30年 ～草の根・人間の安全保障無償資金協力～



草のネコ

「草の根無償」誕生30周年を前に、2017年に東京で開催された「グローバルフェスタJAPAN2017」に登場。手に草を持ち、世界中の人々に笑顔を届けます。



草の根・人間の安全保障無償資金協力って何だと思うにゃん？

草の根・人間の安全保障無償資金協力って、長い名称だから、略して草の根無償っていわれることもあるんだ。草の根無償はね、開発途上国で生命の危機や厳しい生活状況に晒されている人を守るために日本が行っている支援だにゃん。
「ク・サ・ノ・ネ」で覚えてね。



どんな支援をしているかって？

小・中学校を建てたり、病院に医療機材を整備したり、井戸を掘ったりと様々な支援をしているにゃん。ほかにも、日本で使われなくなった消防車や救急車をリサイクルして使ってもらう支援もあるよ。リサイクルについては、また後で詳しく説明するね！



(実施前)



(実施後)

エルサルバドル：平成28年度「イサルコ市ロス・サペス地区初等学校整備計画」



写真を見ても、日本って色々な支援をしていることが分かるね。具体的にはどんな国に支援をしていると思う？

141か国、1地域が対象になっているんだよ。



そんなに多くの国と地域に支援をしてるってすごいね！
そもそも草の根無償っていつから始まったか知ってる？

平成元年に始まったから、草の根無償は平成30年で30年目になるんだよ。平成元年は32か国に対して95件、約3億円の支援をしたんだ。平成28年度には、122か国・1地域に対して、822件、約92億円の支援をしたから、この30年で大きく日本の支援が広がったことが分かるね。





実際には、どんな方法で支援しているか知ってる？

草の根無償は、地域に密着した支援をするために、草の根レベルで活動する様々な団体を通じて支援しているよ。たとえば、現地で活動するNGO（非政府組織）や国際NGO、地方公共団体、教育機関、医療機関へ支援をしているんだよ。色々なニーズに対してきめ細やかな対応を行っているんだよ。



やっぱり…草の根無償ってすごいでしょ！

さっきのリサイクルの話。リサイクルで消防車や救急車を支援することもあるんだけど、詳しく説明するにゃん！

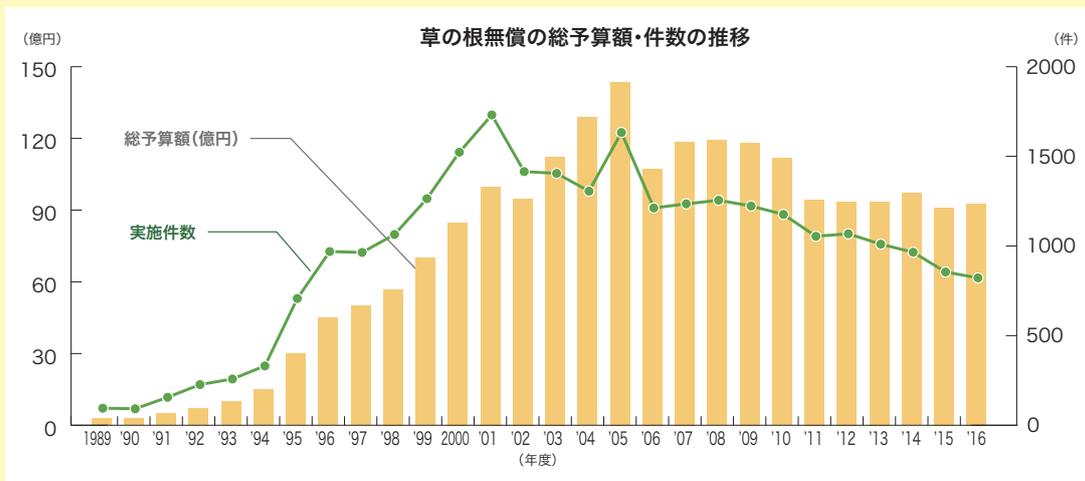


日本で使われていた消防車や救急車などを海外の必要とする国・地域で使ってもらうための支援なんだよ。たとえば、消防車だと、整備と輸送の費用を支援しているんだよ。



ケニア：平成27年度「ナイロビ郡における中古消防車再利用計画」

日本の車両が海外でたくさん再利用されているってことが分かるね！日本では「もったいない！」といってモノを大切にできる文化があるけれど、そうした文化が海外でも生きてるってことだよ！



(草の根無償ホームページ) :

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会という基盤が必要です。そうした基盤強化の観点から、自由、民主主

義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

自助努力による国の発展の基礎を築くには、インフラ（経済社会基盤）の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等が鍵となります。この観点から、法の整備や、法曹、矯

正・更正保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

< 日本の取組 >

日本は、法制度支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人の協力」の代表例であり、日本の「顔の見える開発協力」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年国際研修（年2回）と国際高官セミナー（年1回）を実施しています。毎回国連をはじめとする国際社会での重

要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では主として犯罪防止や犯罪対策の問題を、秋の国際研修では主に犯罪者の処遇の問題を、そして、国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも法務省では、開発途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア等のアジア諸国から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地セミナー等を実施しました。

さらに、開発途上国のニーズに沿った支援を能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度やその解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済が発展する中で、公務員の収賄など汚職事件が発生し、これが国家の健全な経済成長を妨げる要素ともなっています。公正かつ安定

した社会の実現のため、援助国は開発途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

< 日本の取組 >

日本は、2017年7月、国際社会における腐敗対策のための唯一の普遍的枠組みである国連腐敗防止条約を締結しました。同条約の下で、締約国は腐敗に関する法執行や、腐敗に脆弱な国に対する能力構築支援に、他国と協力し、より一層積極的に関与することが求められます。また、日本は、これまでも腐敗対策について、2016年度に約10万ドルを国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に拠出し、国連腐敗防止条約に基づく、腐敗対策の促進および国際協力の強化を目的として同条約の各国における実施状況を審査するレビュー・メカニズムの運営を支援し、国際的な腐敗対策における課題の同定と解決に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象

に、「汚職犯罪の収益に関する効果的な捜査の在り方」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。汚職防止刑事司法支援研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国における取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2017年はベトナム・ハノイで「汚職防止の成功事例：東南アジアにおけるこの10年の制度的又は実務的発展」をテーマに開催しました。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開

発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

< 日本の取組 >

2013年に開催された日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相から安倍総理大臣に対して、選挙改革への支援が要請されました。これを受け、日本は①技術的助言、②専門家派遣、③機材供与から成る選挙改革支援を実施し、日本やEUが中心となって、有権者リストの刷新や有権者教育等を支援した結果、選挙プロセスへの信頼が高まり、2017年6月の円滑な地方選挙につながりました。

東ティモールに対して日本は、「社会的包摂^{ほうせつ}、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP連携）」を2016年に国連開発計画（UNDP）との間で署名し、同国の2017年の大統領選挙および国民議会選挙をはじめとした、国内の選挙の民主的かつ平和的な実施のために、選挙管理機関、ジャーナリズム、司法および警察への研修・技術支援や機材の供与等を行いました。

また、2017年3月にキルギスに対し、日本は同国の公正な選挙運営および電子化政府の基盤となる国家統一登録制度の構築を支援するために、本人確認のための生体認証データを組み込んだIDカード・パスポー

トの発行、および遠隔地における効率的な情報収集に必要な機材を搭載した専用車や情報通信技術（ICT）機材を供与する6億4,900万円の無償資金協力「電子政府システム設立のための国家統一住民登録支援計画（UNDP連携）」に署名しました。2017年10月に行われた大統領選挙では、これらの機材が有効に活用されることで、重複投票や成り済まし投票等の不正を防止することができ、同選挙は大きな混乱もなく、平和的に実施されました。

2017年9月、日本は、リベリアの大統領および下院議員選挙の公正・公平な選挙の実現を目的として、同国国家警察の治安維持体制の強化を支援するために、1億2,800万円の無償資金協力「選挙における治安の支援計画（UNDP連携）」を実施しました。

ほかにも、2018年にパキスタンで総選挙の実施が予定されていることから、2017年11月に、日本はUNDPとの間で「選挙支援計画」（6.39億円）に署名し、選挙が自由で公正かつ円滑に実施されるよう、選挙プロセスに係るパキスタン政府の能力向上を支援しています。

このような支援を通じて、選挙が公正かつ透明性を持って円滑に実施され、日本の支援がその国の平和や

民主主義の定着に寄与するとともに、国際社会の平和と安定につながる事が期待されます。

●メディア支援

世界では、紛争の影響下にある国で、メディアが政治に利用されるケースも多くあります。政治家に利用されない、公正・中立・正確なメディアの育成が紛争予防の大きな課題ともなっています。

上述の2017年11月に日本が署名したパキスタンに対する「選挙支援計画」は、バランスの取れた、中立的かつ客観的な選挙報道の実施や平和で民主的な論考のため、選挙プロセスや選挙報道に係る各種研修を通じてメディア関係者の能力向上を支援しています。



ミャンマーの国营放送局の収録スタジオのオペレーションルームで、スタッフの動きを確認する林樹三郎 JICA 専門家。(写真：久野真一/JICA)



■ 中波ラジオ放送復旧計画

無償資金協力 (2015年8月～2017年8月)

中波ラジオ放送復旧計画は、2014年9月の選挙で8年ぶりに民政に復帰して以来初めての本格的なフィジーへの無償資金協力です。フィジー放送会社 (FBC: Fiji Broadcasting Corporation) の中波アンテナ、中波送信機、送信機建屋などを整備することにより、中波ラジオ放送の放送範囲の拡大と放送の安定化・品質改善を図り、それによって国民に対して災害情報等を確実かつ迅速に伝達することを目的としています。

人口約90万人のフィジーは、330の島々から構成されています。同国においては、ニュース、天気および教育等、生活に必要な情報の入手手段として日常的にラジオが使用されており、特にサイクロン等の自然災害が多い同国において、ラジオ放送は、国民に対し確実かつ迅速に災害情報を発信するための極めて重要な手段です。

現在、中波ラジオ (AM) 放送はFBCによって提供されていますが、2000年に設置された送信機は経年劣化による故障を繰り返していました。FM放送による放送サービスは継続されているものの、中波ラジオ放送に比べ受信可能範囲が狭く、災害情報などを離島部まで伝達できないため、中波ラジオ放送の早期復旧が求められていました。また、フィジー政府は「民主化及び持続的な社会経済開発2010-2014」において、情報・通信や防災を重要な政策



中波ラジオのアンテナ。(写真：JICA)

として掲げ、国民の情報へのアクセスとコミュニティの災害対応能力の向上を重要視していることから、この事業は災害情報などの確実かつ迅速な伝達に寄与することが期待されています。

この事業により、ロトウマ島域を除くフィジー全土でラジオ放送が受信可能となり、放送中断時間も年平均100時間から8時間に大幅に削減される予定です。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・国内避難民支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権を侵害する問題を引き起こします。そして、紛争は長年にわたる開発努力の成果を

損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

< 日本の取組 >

2005年に設立された国際連合平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本もこれまで平和構築基金に4,850万ドルを拠出しています。また、国連の場を活用し、ハイレベルでも平和構築の重要性が確認されており、2016年には岸田外務大臣（当時）がニューヨークにおいて、「アフリカにおける平和構築」に関する国際連合安全保障理事会（安保理）公開討論の議長を務めるとともに、日本は平和構築基金プレッジング会合において、当面1,000万ドル規模の拠出を目指す旨を表明しました。そのほか、2017年4月からは、日本は平和構築委員会の制度構築に関するフォーカルポイントとして議論を主導するなど、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。

るように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）への取組を支援し、治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。また、日本は難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、その国の復興のための支援を行っています。さらに、平和が定着し、次の紛争が起こらないようにするため、日本はその国の行政・司法・警察の機能を強化し、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。また、これらの取組において平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うために、日本は国際機関を通じた二国間支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

また、日本は、紛争下における難民の支援や食料支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。紛争の終結後は、日本は平和が定着す

開発協力大綱において、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが掲げられました。国連PKO等の現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子ども

ODAによる平和構築支援



の保護や基礎的インフラの整備など、開発に役立つ取組が多く行われており、その効果を最大化するため

● 難民・国内避難民支援

シリア等の情勢を受け、2016年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がるよう自立を支援するため、難民・国内避難民支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や国際移住機関 (IOM) をはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的生活物資等の支援を世界各地の難民、国内避難民に対し、継続的に実施しています。日本は国連世界食糧計画 (WFP)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)、赤十字国際委員会 (ICRC) などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用しつつ、難民等への支援を実施しています。

また、日本は、国際機関を通じた難民支援を行う際、日本の開発協力実施機関である JICA や民間企業

に、このような連携を推進することが、引き続き重要です。

との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば UNHCR が行う難民支援においては、JICA と連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。

ほかにも、2000年に NGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム (JPF)」(148ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照) が難民・国内避難民支援を行っており、2016年度には、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援などを実施しました。

2016年、日本はロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において表明した、総額約3.5億ドルの支援を速やかに実施しました。この支援は、第一に特定の集団が疎外され過激化することを防ぐための包摂的なものであり、第二に人道支援と開発支援の連携を通じてシリア人に将来の復興への希望を与え受入国の負担を軽減する必要があるとの考えに基づいて、



■ パレスチナの初等教育の質向上事業 ガザ紛争後の長期化した人道危機に直面する子ども・青少年・家族の支援

日本 NGO 連携無償資金協力事業 (2016年3月~実施中) ジャパン・プラットフォーム事業 (2016年5月~実施中)

パレスチナのガザ地区では、10年以上続く経済封鎖に加えて、2014年夏のガザ紛争で多くの脆弱な人たちが被災し、困窮した生活を送っています。

日本の NGO であり、パレスチナにおいて長年支援活動を行っている「パレスチナ子どものキャンペーン (CCP)」は、ガザ地区において、子どもの基礎学力の向上や初等教育の質的向上を図るため、公立小学校や児童館で補習の授業の実施、教員の研修、教材の開発等を行っています。補習授業では、アラビア語、英語、算数、理科の各科目を詰め込み型ではなく楽しく学習することに気を配り、またレクリエーションの時間も持つことによって子どもたちが抱えているストレスを発散させ、子どもたちの健全な成長や学力の向上に大きく貢献しています。

また、CCPは、2014年のガザ紛争後の緊急人道支援の一環として、紛争被害を受けた家族への緊急物資配布、訪問診療やリハビリ器具の提供といった医療支援、子どもや青少年の居場所提供と心理サポート、道路清掃や農作業補助などの生活環境改善事業などを実施しています。物資配布や道路清掃では、パレスチナの青少年が担い手として参



タレク・ブン・ズィヤド小学校の混雑する下校時の様子。(写真: 特活パレスチナ子どものキャンペーン)

加するなど、青少年の積極的な社会参加を促すことにもつながりました。

CCPはこれらの事業と併行して、国連人口基金 (UNFPA) と連携して乳がんの早期発見と治療に向けた啓発活動や乳がん患者の心理的サポートなども実施するなど、パレスチナにおいて複合的な支援に取り組んでいます。

(2017年12月時点)

女性や若者も含めた職業訓練等を含んでいます。2011年のシリア危機発生以降、シリア、イラクおよび周辺国に対する日本の支援は、総額約19億ドル以上となりました。

2016年のG7伊勢志摩サミットにおいては、日本は「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の今後の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。これに基づいて、日本はこれまでに、食料支援、教育、電力センターおよび上下水道分野に対する支援、経済社会開発支援等の支援を着実に実施しています。この中東支援策の一つとして、日本は5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとし、2017年には28名の留学生を受け入れました。

2016年の国連総会で開催された「難民および移民に関する国連サミット」において、安倍総理大臣は、難民への人道支援、自立支援（教育・職業訓練等）や受入国の支援のために、今後3年間で総額約28億ドル規模の支援を実施する旨表明し、日本はこれを着実に実施しているところです。

2017年9月には、エジプトで初めての「日アラブ政治対話」を実施し、河野外務大臣は、シリア、イラクおよび周辺国の人道危機に対し、避難民の帰還を促進し、地域のさらなる不安定化を防ぐ目的で、新たに約2,500万ドル規模の支援を発表しました。

こうした支援の一環として日本は、シリア・イラクの難民・国内避難民に対する保健、衛生、教育、食料分野などにおける支援や、シリア難民を受け入れている周辺国に対する支援を行っています。たとえば、日本はシリア難民の受入に伴い、財政負担が増加したヨルダンに対して、廃棄物処理および水分野におい



UNWOMENアズラック難民キャンプが運営するヨルダン東部の難民女性支援センターで、縫製作業に従事するシリア難民女性。(写真：Christopher Herwig/UN Women)



UNWOMENアズラック難民キャンプが運営するパソコン教室に参加するシリア難民の子どもたち。(写真：Christopher Herwig/UN Women)

て、日本で製造された医療機材等を調達するための資金を供与しました。

また、日本は2017年2月にミャンマー・ラカイン州北部の住民および避難民に対し、食料やシェルター等の人道支援を実施しました。その後、バングラデシュへ避難民が大量流入したことを受け、これら避難民の劣悪な人道状況を改善するための人道支援を複数回にわたり実施しました。バングラデシュへの避難民の流入の勢いは収束を見せず、11月初旬には60万人を超えました。これを受け、日本は避難民の劣悪な人道状況を改善すべく、同年11月に食料、物資運搬、道路補修等の分野に対するさらなる支援を決定しました。

このほか、2017年6月に開催されたウガンダ難民連帯サミットにおいて、日本はウガンダにおける難民および受入れコミュニティに対する支援を表明しました。

しかし、長期化および深刻化する人道危機に対処するに当たっては、前述のように、人道支援と開発協力を並行して実施する（「人道と開発の連携」）だけでは効果的に対応できません。紛争発生後の対応のみならず、紛争の発生・再発予防にも重点を置くことにより、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視していきます。具体的に、日本は、紛争による人道危機が発生している国・地域では、緊急に必要とされる「人道支援」と、中長期的な視点の下に自立を後押しする「開発協力」を連携させて実施します。そして、人道危機の収束後、日本は、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開します。この考え方にに基づき、日本はその強みを活かした取組を行っていきます。

● 社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

国内避難民の支援に関して、日本政府は日本の NGO であるチェルノブイリ連帯基金（JCF）と共に、イラク・クルド自治区エルビル県において、現地医師

● 社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興について日本は、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機

● 治安・統治機能の回復

治安と統治機能の回復は、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至る切れ目のない支援を行う上でたいへん重要です。こうした観点から、日本は紛争当事国に平和が定着し、再び紛争状態に戻ることがないよう、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）への取組を支援しています。また、日本は国内の安定・治安の確保を図るとともに、行政体制の復旧、選挙制度改革等を通じた統治機能の回復への取組に対する支援や行政・司法・警察の機能を強化する取組を進めています。（選挙制度改革については、65 ページ（3）民主化支援を参照）

● 地雷・不発弾除去および小型武器対策

かつて紛争中であった地域には不発弾や対人地雷が未だに残るとともに、非合法的な小型武器が広く使われています。これらは一般市民に対しても無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因にもなります。不発弾・地雷の除去や小型武器の適切な管理、地雷被害者の能力強化など、国内を安定させ、治安を確保することに配慮した支援が重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、また、人道と開発

への投薬指導や医療機材の供与等を通じ、国内避難民の健康・保健サービスの向上を支援しました。

また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行ってきており、たとえば中央アフリカにおいては UNICEF を通じて「武装グループからの子どもの解放及び社会統合支援」事業に拠出しています。

能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興について日本は、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。



ケニア国家警察への警察車両15台と二輪車2台の引渡し式の様子。（写真：柴岡久美子／在ケニア日本大使館）



地雷汚染レベルが高いイラクの地雷対策組織に、日本が長年支援してきたカンボジア地雷対策センターの知見・技術を移転している。

と平和の連携の観点から、除去、被害者支援、リスク低減教育等にまたがる国際的な協力も着実に実行しています。

たとえば、(認定特定非営利活動法人) 日本地雷処理を支援する会 (JMAS) は、2014年から日本NGO連携無償資金協力を通じて、カンボジアにおける国立の地雷処理センター (CMAC) に地雷処理の教育課程を新設し、地雷処理教育の基盤づくりを行っています。さらに、この課程で教育を受けた職員は、カンボジアの国内および国外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。

また、アフガニスタンにおいては、(特定非営利活動法人) 難民を助ける会 (AAR Japan) が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム (JPF)^{注20} 事業を通じて、アフガニスタン各地において、教材の開発や講習会等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が進んできています。

ほかにも、地雷回避教育支援として日本は、国連児童基金 (UNICEF) 経由で2015年以降パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラ

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し複雑になってきています。これらに対応するため、日本は2007年度から2014年度にかけて、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援 (プライマリー・コース) を柱としてきました。2015年度以降は、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、事業内容を拡大し、これまでのプライマリー・コースに加え、ミッドキャリア・コース、およびキャ

ク、ウクライナにおいて支援を実施しました。

また、不発弾の被害が特に大きいラオスに対して日本は、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われてきており、2014年から不発弾処理機関の能力向上支援のほか、2015年からは、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において^{かんぼく} 灌木除去の機械化および前進拠点の整備を行うとともに、不発弾除去後の土地の開発支援を行っています。

2017年には、イラク、南スーダンを含む中東およびアフリカ諸国に対して、日本は国連PKO局地地雷対策サービス部 (UNMAS) を通じた地雷・不発弾対策支援 (除去・危険回避教育等) を行っています。加えて、日本は日・UNDP パートナーシップ基金を通じ、これまでにガーナのコフィ・アナン国際平和維持訓練センターによるリベリア治安当局関係者を対象とした小型武器管理訓練プロジェクトを実施しています。

小型武器対策として日本は、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、日本は武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して関連する法制度の整備や、税関や警察など法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰事業支援等も実施しています。



人材育成事業「プライマリー・コース」の国内研修の様子。(写真提供：一般社団法人広島平和構築人材育成センター)

リア支援セミナーを実施しています。その修了生の多くが、南スーダン、ヨルダンやイスラエルなどの平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。

注20 ジャパン・プラットフォーム (JPF) は、日本のNGOが紛争や自然災害に対し迅速かつ効果的に緊急人道支援を行うことを目的に、NGO、経済界、政府の三者で立ち上げた組織 (NPO法人)。2000年8月設立。

ア. ミンダナオ和平

40年間にわたってフィリピン南部のミンダナオ地域では紛争が続いていましたが、2014年には包括和平合意文書が署名されました。

この合意では、新自治政府（バンサモロ^{注21}）が発足するまでの移行プロセスとして、バンサモロ基本法の制定、住民投票、暫定統治機関の設置などが予定されています。これと同時に、MILF正規軍の武装解除と兵士たちの社会復帰、現地に数多く存在する私兵グループ等の解体、新たな警察組織の創設による治安の

回復、紛争のため立ち後れている社会経済開発の促進など、様々な「正常化」プロセスを円滑に実施することも課題となっています。

和平合意が着実に実施され、これらのハードルをクリアしていけるかどうか、ミンダナオ地域における真の和平達成の重要な鍵となります。そのためには、フィリピン政府とMILFのたゆまぬ努力に加え、日本を含む国際社会の支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、国際監視団（IMT）の社会経済開発部門へJICAから開発専門家を派遣し、必要とされている支援が何かを調査し、小学校や井戸、診療所、職業訓練所などをつくるための支援に結びつけています。また、元紛争地域に対して草の根・人間の安全保障無償資金協力など開発協力プロジェクトを集中的に実施しています。これらは「日本バンサモロ復興開発イニシアティブ」（J-BIRD）と呼ばれる支援で、現地住民やフィリピン政府から高く評価されています。2011年には、日本の仲介により、アキノ大統領（当時）とムラドMILF議長との初のトップ会談が成田で実現し、ミンダナオ和平問題の解決に向けて信頼関係が築かれるきっかけになりました。

2014年にはJICAが「ミンダナオ和平構築セミナー」を広島市で開催し、アキノ大統領（当時）出席の下、ムラドMILF議長、デレス和平プロセス大統領顧問室（OPAPP）長官をはじめとする関係者が一堂

に会し、和平プロセス推進に向けた決意を表明しました。この際には、バンサモロ地域の経済的自立の確保により一層焦点を当てる「J-BIRD2」への移行を表明しました。2017年3月に、日本は無償資金協力によるバンサモロ地域への配電網整備用の機材供与や紛争の影響を受けたミンダナオの子どものための平和構築および教育支援を決定しました。さらに、2017年11月には、日本は、武力衝突により壊滅的となったミンダナオ島マラウィ市の復興のための機材供与を決定しました。日本は、引き続き、学校・診療所・井戸などの建設、移行プロセスにおける人材育成、持続的発展のための経済開発（農業、鉱工業、インフラ整備などを見据えた協力）などの分野を柱として、真の和平達成のため、支援を継続・強化していく考えです。

ほかにも、日本は日本NGO連携無償資金協力によって、日本のNGOによる平和構築活動事業を支援しています。

注21 「バンサモロ」とは、イスラム反政府派が自分たちを指す呼び方。



社会・経済開発を通じ復興と平和を後押し

～フィリピン・ミンダナオ
平和を持続させるために～

ASEAN諸国で唯一のキリスト教国であるフィリピンは、人口約1億98万人のうち、キリスト教徒が90%以上、イスラム教徒が5%を占めています。そのイスラム教徒たちは、フィリピン南端のミンダナオ島南西部に多く、そこに暮らすイスラム教徒は「モロ (Moro)」、その地は「バンサモロ (Bangsamoro) (=モロの地)」と呼ばれています。バンサモロのイスラム教徒たちは、かつてスペインの占領下でキリスト教化が進められてきたことに反発して、分離独立を目指すために反政府組織を結成し、1970年代から武装闘争を繰り返してきました。2014年3月、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線 (MILF^{*1}) は、イスラム住民の自治政府を新たに設立するための包括和平合意文書に署名しました。

日本は、和平合意前からフィリピン政府とMILFとの和平プロセス促進に尽力し、2006年よりミンダナオ和平国際監視団 (IMT^{*2}) へJICAの職員を派遣し続けるなどの協力を継続しています。2013年7月には「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」(CCDP^{*3}) を立ち上げ、長引く紛争の影響で高い貧困率、行政サービスやインフラの不足などの課題を抱えるバンサモロ地域の復興と開発を支援しています。同プロジェクトでは、ミンダナオ和平と開発に貢献するため、「ガバナンスの強化」「行政サービスの拡充・コミュニティの開発」「地域経済の促進」の3本柱を軸に支援を続けています。

この3本柱の一翼を担う行政サービスの拡充・コミュニティ開発担当の出水幸司さんは、農業で生計を立てている「半農半兵」のMILF兵士にとって、農作物収入は数少ない収入源であり、商品価値の高い農作物の生産量増加は生計向上/貧困削減対策として重要だといいます。しかし、MILFが実行支配する多くのコミュニティは幹線道路から遠く離れた山奥にあり、まさに「陸の孤島」状態です。そもそもフィリピン政府から公共サービスが提供されていなかったことに加え、灌漑施設がないため収量の多い水稻栽培が困難であり、トウモロコシなどよりは売値の高い陸稲の栽培を始めようとしても、畑で稲を育てる技術などの情報を持っていませんでした。そのためこのプロジェクトでは、2016年4月から陸稲営農支援の一環として、フィリピン政府機関である稲研究所での陸稲の生産技術向上トレーニングを提供しています。各回約30名ずつのMILF兵士たちが、稲研究所での



農業技術指導を受けるMILF兵士 (右端が出水さん)。(写真: JICA フィリピン事務所)

講習と1,000m²ほどの畑での実地指導を受け、これまでに362名が新たな栽培技術を習得しました。「今まで家庭菜園程度の技術でさえ手に入れられなかったコミュニティが、日本の支援によって、農業技術や知識を学ぶ機会を得られ、そして、その技術を活用することで陸稲の収穫が大幅に増加したという声を聞いて、成果を実感しています」と出水さん。

日本が支援を始める以前、MILFのコミュニティにおける他の国際機関の活動実績はありませんでした。その理由の一つとして、紛争下にあったMILFの人々は疑心暗鬼から同じイスラム教徒であっても外部からの介入を拒む傾向にあったことが挙げられます。「このコミュニティでプロジェクトを始めること自体が大きき一歩だった」と、出水さんはいいます。この活動の礎は、日本とフィリピン政府および紛争当事者のMILFそれぞれとの「信頼関係」にあります。これを築き上げた一人が、通算17年もの間、フィリピンでの支援に携わってきたCCDPの総括を担当する落合直之さんです。IMTのメンバーでもあった落合さんは、MILF幹部との交渉のほか、現地の人々の声を直接聞きながら、長きにわたって現場に根付いた活動を続けてきました。「人から信頼を得るには、その人の“そばにいる”ことが大事です。私たち専門家が現場に赴き、相手がどのような問題を抱え、何を必要としているか、現実のニーズを汲み取るためにも、その人たちの近くにいることが大切なのです」と話します。また、「バンサモロに新たな自治政府をつくる、という和平に向けたゴールが見えてきたことで、緊張状態にあったMILFの人々の心境が変化するとともに、平和への期待から地域の経済活動が活発となり、ゆっくりと真の平和へと近づいていることを実感します」と、落合さんはいいます。

出水さんや落合さんたちは、バンサモロ新自治政府の誕生を“そばにいて”見守り、行政と住民を支えています。開発を通じたバンサモロ地域の復興と平和に貢献する取組は、これからも続きます。

- *1 Moro Islamic Liberation Frontの略。フィリピンの旧反政府武装勢力のことを指す。
- *2 International Monitoring Teamの略。2003年のフィリピン政府とMILFの停戦合意を受けて発足、数か国で構成。日本は、社会・経済開発促進に向けた開発ニーズの調査、具体的案件の発掘・形成・実施・モニタリングなどを担う。
- *3 Comprehensive Capacity Development Project for the Bangsamoroの略。協力期間は、2013年7月～2019年7月の6年間。



MILF兵士が栽培した収穫前の陸稲栽培地にて。(写真: JICA フィリピン事務所)

イ. アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンでは、タリバーン等の反政府武装勢力等が各地で攻撃を繰り返しており、厳しい治安状況が続いています。2017年5月31日には、首都カブールにおいて、320名以上の死傷者を出す大規模テロが発生しました。2014年に発足したガーニ大統領率いる国家統一政府は、国際社会の支援を得つつ、国家の自立と安定に向けた改革努力として、汚職対策やガバナンスの改革を進めており、2018年7月に下院議員選挙・郡評議会選挙、2019年に大統領選挙が予定されています。また、国家統一政府は、2017年6月、主要国・周辺国を一同に集め、「カブール・プロセス」会合を開催し、アフガニスタン政府とタリバーン等反

政府武装勢力との和解・和平の進展を目指し、地域の共通認識を形成するための議論を行いました。同年8月には、トランプ米大統領が、アフガニスタンに関する新たな戦略「対アフガニスタン・南アジア戦略」を発表し、米国のアフガニスタンに対する関与を引き続き表明しています。アフガニスタン、およびパキスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に両国への支援を行っています。また、パキスタンの安定は、アフガニスタンをはじめとする周辺国のみならず、世界全体の平和と安定にとって重要です。日本は、同国に対し、テロ対策や民生分野で様々な支援を行っています。

< 日本の取組 >

●アフガニスタン

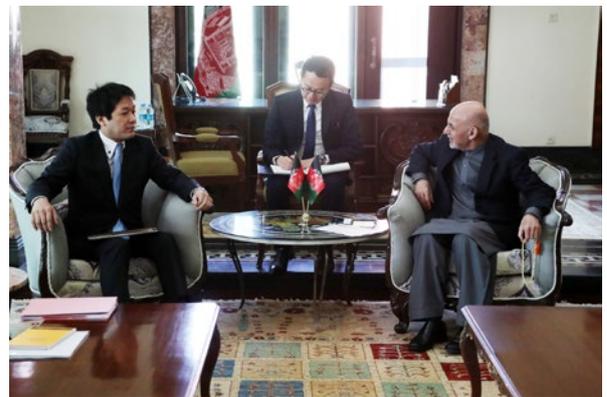
日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年以降の支援総額は約64億ドルに上ります（2017年10月初旬現在）。日本は、アフガニスタン支援における主要ドナーとして、同国政府および他のドナー国・機関との協調に努めてきました。

2012年、日本は、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、約80の国および国際機関の代表が参加する中、成果文書として「東京宣言」を発表しました。この東京会合において、日本はアフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確にするとともに、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク（TMAF）」を構築しました。日本は、アフガニスタンに対し、「2012年よりおおむね5年間で開発分野および治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、着実に実施しました。

2016年に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」では、これまでの国際社会と同国政

●パキスタン

2001年の米国同時多発テロ後に、国際社会と協調してテロ対策を行うことをパキスタンが表明して以来、日本は同国に対して積極的な支援を行っています。また、日本はパキスタンにおける治安改善に貢献するため、アフガニスタンとの国境地域で教育、保



2017年1月、アフガニスタンの首都カブールを訪問した園浦健太郎外務副大臣（当時）は、モハンマド・アシュラフ・ガーニ大統領を表敬し、意見交換を行った。

府の相互のコミットメントを更新する重要な機会となり、日本は2017年から2020年末までの4年間に年間最大400億円の支援を表明するとともに、アフガニスタン側のさらなる改革努力を求めました。

アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、現在の日本の支援は、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発、人づくり、輸送インフラ整備に重点を置いています。

健、職業訓練等について協力をを行い、民生安定化を支援してきています。

このほか、テロ対策に資する機材等を購入するための資金として、日本は2017年2月に5億円の無償資金協力を実施しました。

ウ. 中東和平 (パレスチナ)

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブとイスラエルの紛争の核心であり、中東和平の問題は日本を含む世界の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすものです。日本は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持しています。

長年の占領により、パレスチナはイスラエル経済と国際社会の支援に頼らざるを得ない状況です。また移

動制限等のイスラエルによる占領政策や経済の停滞により失業率は高止まりしており、特に封鎖されたガザ地区では厳しい人道状況が継続しています。二国家解決の実現には、将来の独立したパレスチナが持続可能な国家となるよう人々の生活状況を改善しつつ、同時にパレスチナ経済を自立させることも重要な課題になっています。

< 日本の取組 >

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、特に1993年のオスロ合意以降、パレスチナに対して総額約18億ドル以上の支援を実施しています。具体的には、日本は東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その厳しい生活状況を改善するために国際機関やNGO等を通じた様々な人道支援を行うとともに、民生の安定・向上、財政基盤の強化と行財政能力の強化、経済的自立のための支援のために、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備とパレスチナ経済の自立化を目指した取組も行っています。

2006年以降は、日本独自の中長期的な取組として、日本は、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンとの4者による域内協力により、ヨルダン渓谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ農産加工団地 (JAIP) 開発に取り組んでいます。



2017年4月、パレスチナのジェリコ農産加工団地 (JAIP) を視察する岸信夫外務副大臣 (当時)

さらに、2013年、日本は人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア

パレスチナの地図



パレスチナ	
ガザ地区	西岸地区
●面積：365km ² (福岡市よりやや広い)	●面積：5,655km ² (三重県とほぼ同じ)
●人口：約194万人	●人口：約300万人

協力促進会合 (CEAPAD)』を立ち上げ、これまで人材育成のための三角協力^{注22}や貿易・投資拡大に向けた会合を実施しています。

2015年には、安倍総理大臣がパレスチナを訪問し、アッバース大統領と会談し、ガザ復興、経済・社会開発、財政、医療・保健分野等での支援を目的に、総額約1億ドルの支援を伝えました。

2016年には、アッバース大統領が訪日し、安倍総理大臣は、7,800万ドル以上の支援を伝え、アッバース大統領から多大な感謝の表明がありました。

また2017年9月に国連で開催されたパレスチナ支援のための閣僚級会合には河野外務大臣が出席し、パレスチナに対する約2,000万ドルの支援を表明するとともに、今後上述の「平和と繁栄の回廊」構想を拡大していく旨述べました。

注22 123ページの用語解説「南南協力」を参照。



工業団地の 開発支援で 経済的自立を促進

～イスラエルとパレスチナの
仲介役を果たす日本の支援～

イスラエルとパレスチナの関係において、日本は、2006年に「平和と繁栄の回廊」構想を掲げ、その実現に向けて、パレスチナの経済・社会の自立を促進することで平和構築に貢献しています。その中核となる事業が、ジェリコ農産加工団地（JAIP：Jericho Agro-Industrial Park）です。パレスチナ東部に位置するジェリコ市は、海拔マイナス250mと世界で最も標高の低い町で、冬でも暖かく、巨大なオアシスや湧き水に恵まれた土地であり、オリーブやバナナ、ナツメヤシなどの栽培に適しています。JAIPは、ジェリコ市とその周辺地域で生産が盛んな農作物を加工し、付加価値を高め、ヨルダン経由で湾岸諸国への輸出を目指しています。

ところが、近年、人口の急増や新たな産業の勃興および施設の老朽化による漏水等で水不足が問題となっています。また、パレスチナは、電気の供給や土地の利用をはじめ、人とモノの移動においても制約を受けており、これらの改善が工業団地の開発には必要不可欠です。パレスチナの経済発展のためにも、今後、JAIPの稼働企業を増やしていく必要があります。ジェリコ市を含むヨルダン川西岸地区における天然資源はイスラエルの管理下にあるため、JAIP専用の井戸の掘削など工業団地に必要なインフラの開発については、イスラエルとの交渉なしに進めることはできません。

日本はこれまでJAIP開設に伴い、貸し工場建設やインフラ整備、工業団地運営能力向上のための技術協力などを通じて、JAIPを開発・運営するパレスチナ工業団地・フリーゾーン庁（PIEFZA^{※1}）の能力強化に努めてきました。2009年8月よりフィージビリティ・スタディ（F/S^{※2}）の補完調査に従事した後、2010年～2013年のジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化プロジェクトおよび2014年からのジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクトを総括する松澤猛男^{まつざわたけお}さんは、今後の展望を次のように話します。

「パレスチナ内の企業を工業団地に誘致して、国際競争ができるように事業を拡大させ、輸出を促進していこうと、JAIPの開発に着手しました。イスラエルから湾岸諸国への輸出が制限されている中、イスラエルと競合しない産業を育てることに同国も反対する余地がありません。そこで、パレスチナ産の製品を中東、特に湾岸地域へと輸出できるようにすることで、将来パレスチナが経済的に自立できることを目指します。」

JAIPの成功の鍵を握る輸出ルートを確認するために、流通の要となるJAIPとヨルダン国境をつなぐ道路の建設も予定しています。日本は定期的な協議を実施してイ



2017年12月、パレスチナを訪問中の河野太郎外務大臣が、日本が主導する「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を訪問した。

スラエル・パレスチナ双方の合意を図りつつ、現在、具体的な調査、計画などを進めています。JAIPの開発が進み、生産物の出荷数や輸送に当たっての交通量などの具体的な内容が明らかになってきたことで、イスラエルも道路の建設を推進しています。パレスチナにとって、中東・湾岸地域とつながることは一つの大きな進展であり、「日本がその橋渡しをできれば」と、松澤さんは意欲的に語ります。

本件の試みは、これまでの約7年間にわたって多くの成果を上げています。その一例として、2017年10月時点で約40社のテナントと契約を結び、そのうち、オリーブを加工したサプリメントや石鱈、冷凍ポテト、梱包用緩衝材の製造、デザート（ナツメヤシの実）のパッケージングなどを行う8社の工場が既にJAIPでの操業を開始しています。これは、JICA専門家が継続的に、PIEFZA職員およびPIEFZAを通じた工業団地開発業者（デベロッパー）のJAIP運営・開発能力の向上を支援してきた成果の現れといえます。また、JAIPの開発を機に、水・電気・道路建設をはじめとする必要な幅広い分野におけるイスラエルとの交渉には、日本が仲介役となって両者の対話を促進しています。パレスチナの産業開発のために、イスラエルとパレスチナが議論の場を持つということとはかつてない試みで、日本がいかに双方の信頼を得ているかを物語っています。現地の人々と共に日々問題解決に当たりながら、根気強く彼らの能力強化に努めてきた松澤さんたちのサポートの成果が見て取れます。

長期的視野から労を惜しまず、現地の人々の自立を促す日本の開発協力によって、経済発展という果実がパレスチナの人々のもとに届く段階に入ってきています。

※1 Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authorityの略。パレスチナ自治政府内にある、民間が開発する工業団地をサポートする政府機関のこと。1998年設立。

※2 Feasibility Studyの略。プロジェクトを開始するに当たって、実行可能かどうかを検証する予備調査のこと。

エ. サヘル地域

「サヘル^{注23}諸国」に厳密な定義はありませんが、主に、モーリタニア、セネガル、マリ、ブルキナファソ、ニジェール、ナイジェリア、カメルーン、チャドの8か国を指します。

砂漠を含む広大な領土を持つサヘル地域は、干ばつ等の自然災害に加え、貧困、国家機能の脆弱^{せいじやく}さなどにより、政情不安の問題、テロや武器・不法薬物等の不

法取引、誘拐等組織犯罪の脅威が深刻になっています。サヘル地域諸国では、テロリスト等の出入りを防ぐための十分な国境管理を行うことが難しく、また、武器密輸の温床にもなっています。したがって、この地域全体の治安能力・ガバナンスの強化や、難民等の人道危機への対処および開発が、地域および国際社会の課題となっています。

< 日本の取組 >

日本は、2013年の在アルジェリア邦人に対するテロ事件^{注24}を受けて、岸田外務大臣（当時）が外交の3本柱^{注25}を発表しました。さらに、2015年には、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けた今後の日本外交として、日本は新たな3本柱^{注26}を打ち出し、サヘル地域の平和と安定に向けた取組を加速させています。

日本は2008年以降、マリ^{注27}の平和維持学校に対して累計4億500万ドルの支援を行っており、また2017年には国立警察学校の改修等の支援を実施しました。これに加え、日本は治安・司法当局に対する機材の供与も実施しています。

また、サヘル地域の平和と安定に貢献する支援として、日本は国境管理を通じたサヘル地域の安定と人間の安全保障計画や若年層の過激派対策支援および市民権啓発活動計画等を実施しています。

これらの支援を通じて、国境管理能力が強化され、

若者の暴力的過激主義への傾倒を防ぐことが期待されるとともに、サヘル各国における治安状況の改善、テロなどの潜在的脅威の低減、ひいては地域全体の対処能力の向上が期待されます。

法務省では、UNAFEIを通じて、「第4回仏語圏アフリカ刑事司法研修」として、仏語圏アフリカ諸国の刑事司法実務家を対象に、捜査・訴追・公判能力の向上、コンピュータ・ネットワークを使用した犯罪への対策をテーマとした研修を実施しました。この研修は、仏語圏アフリカ諸国における刑事司法を充実・発展させることで、これら地域において世界的な課題ともなっている治安の悪化や深刻な汚職問題の解決に寄与するものです。

日本は、サヘル諸国の平和と安定のため、サヘル諸国および国際機関、そしてほかの支援機関と一層密接な連携を図り、支援を着実に実施していきます。

オ. 南スーダン

南スーダンでは、2016年に、首都ジュバにおいてキール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で衝突が発生し、同地の治安が急速に悪化したため、JICA関係者を含む邦人が退避しました。その後、

ジュバは比較的落ち着いているものの、地方では政府軍と反主流派の衝突や武装強盗の活動など、現在も不安定な情勢が続いており、南スーダンは依然として多くの困難を抱えています。

< 日本の取組 >

日本の対アフリカ外交にとって、平和構築は重要課題の一つです。中でも、南北スーダンの安定はアフリカ全体の安定に直結することから、アフリカにおいて重点的に平和の定着支援に取り組まねばならないうち

の一つです。このような認識の下、日本は、2005年以降スーダンおよび南スーダン両国に対し15億ドル以上の支援を実施しています。

南スーダンに対して、日本は平和の定着に関する支

注23 「サヘル (Sahel)」とはサハラ砂漠南縁部に広がる半乾燥地域。主に西アフリカについて用いられるが、場合によりスーダンやアフリカの角の諸地域を含めることもある。語源はアラビア語の「岸辺」という意味。サヘル諸国のことをサハラ南縁諸国ともいう。

注24 武装集団が、アルジェリア東部のティガントゥリン地区にある天然ガス関連施設を襲撃し、作業員などを人質にして立て籠もった。アルジェリア軍部隊が1月19日までに制圧したが、邦人10人を含む40人が死亡した事件。

注25 ①国際テロ対策の強化、②サハラ砂漠の南のサヘル・北アフリカ・中東地域の安定化支援、③イスラム・アラブ諸国との対話の推進の3本柱。

注26 ①テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた外交の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援の3本柱。

援を行うとともに、平和の定着を同国の国民が実感し、再び内戦に逆戻りすることがないように基礎生活分野^{注27}等に対する支援を行っています。また、日本はインフラ整備やガバナンス（統治）分野を重視した支援も実施しています。

2017年3月、日本は、今後の対南スーダン支援について、東アフリカの地域機構（IGAD）を通じた衝突解決合意の監視活動への支援など、政治プロセスの進展への支援、宗教団体や青年団体など南スーダン国内の各種団体が対話に参加できるようにするための支

(2) 自然災害時の緊急人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム（被災者の捜索・救助活動を行う）、②医療チーム（医療活動を行う）、③感染症対策チーム（感染症対策を行う）、④専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う）、⑤自衛隊部隊（大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）の5つがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2017年には、スリランカ、シエラレオネ、キューバ、ベトナムなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

援等の国民対話支援、公務員の財政管理能力の構築支援、警察能力の強化支援などの人材育成、食糧援助を含む人道支援といった支援を継続・強化していくことで、新たな段階を迎えつつある南スーダンの国づくりにおいて、積極的に貢献していくことを表明しました。2017年5月、5年以上にわたって国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣されていた自衛隊の施設部隊が活動を終了しましたが、司令部要員の派遣を継続することで日本のUNMISSの活動への貢献は引き続き行われています。



2016年12月、インドネシア・アチェ州の地震被害に対し、日本の緊急援助物資が届けられた。（写真：アフマド・アリスカ）

関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

また、日本のNGOがODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」（148ページ「ウ. NGOが行う事業への資金協力」を参照）は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・国内避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。

また、日本はASEAN^{アセアン}防災人道支援調整センター（AHA^{アハ}センター）に対して、情報通信システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

注27 基礎生活分野：衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの。

開発協力のトピックス 3

国際緊急援助隊（JDR）法30周年

2017年は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（JDR：Japan Disaster Relief法）が1987年8月に施行されてから30周年の節目の年でした。JDR法は、日本の国際協力を推進するため、海外の特に開発途上にある地域で発生した大規模な災害等に対して、被災国政府または国際機関等の要請に応じ、国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定めることを目的として制定された法律です。その後、1992年に国際平和協力法（PKO：Peace Keeping Operation法）が施行され、紛争起因の人道支援はPKO法に基づき対応し、JDR法は、自然災害や大規模な事故等の人為的災害に対する緊急支援を対象とすると整理されました。1987年のベネズエラにおける洪水被害に対し専門家チームが初めて派遣されて以降、現在に至るまで延べ145チームが45の国・地域に派遣されました（2017年12月現在）。

日本政府が実施する国際緊急援助には、大きく分けて①国際緊急援助隊の派遣、②緊急援助物資の供与、③緊急無償資金協力があり、災害の規模や被災国等からの要請の内容に基づいて、これらの国際緊急援助のいずれか、または複数を組み合わせて実施されます。国際緊急援助隊には5種類のチーム（救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊）があり、被災国政府または国際機関等からの要請の内容（どのような支援が必要とされているか）、災害の規模・種類等に応じて、外務省が関係省庁・機関と連携してチームの種類や活動内容を検討し、派遣が決定されます。

最近では、日本時間2017年9月20日未明にメキシコ中部で発生したマグニチュード7.1の地震被害に対して、国際緊急援助隊・救助チームを派遣しました。救助チームの主な任務は、倒壊した建物などから被災者を捜索、発見、救出し、必要な場合は応急処置をした上で、安全な場所へ移送することです。チームは、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、JICAの隊員で構成され、今回は地震発生翌日の21日、70名の隊員が成田空港からメキシコに飛び立ちました。国際緊急援助隊は活動に必要な資機材だけでなく、隊員のための水・食料・テント等を持ち込み、なるべく被災地域に負担をかけず自己完結できるよう、平時から準備しています。携行装備は、技術の進歩とともにこの30年間で常に改善が図られてきました。今回の捜索・救助活動は、救助犬と共に生存者を探すことから始まり、時には2か所の現場で同時に、24時間体制で行われました。高地であるメキシコシティでは夜間の気温が10度近くまで下がり、冷たい雨が降ることもありましたが、幸いにもメ

キシコ在住の日系人等によって設立された日墨協会の施設を活動拠点とすることができたため、このような環境で懸命に過



メキシコ地震で捜索・救助活動に従事する国際緊急援助隊・救助チーム。（写真：JICA）

酷な活動を行った隊員にとって、安全な建物で休息をとれたことは、大きな助けになりました。また、救助チームが行く先々でメキシコ市民からいただいた歓迎や応援の言葉は、隊員たちにとって大きなエネルギーになりました。国際緊急援助隊の30年の歴史の中では、被災地での温かいサポートや現地の人々との交流が多くあり、国際緊急援助隊は日本の顔が見える支援として重要な役割を果たしています。

近年、開発途上国では、防災を含め災害への対応能力の向上が顕著です。この中で、日本の国際緊急援助隊には、国内での災害対応経験や技術力に基づいた質の高い支援の実施が期待されており、年間を通じて行われている各チームの研修・訓練で能力構築・向上に取り組んでいるほか、より良い支援のための国際的なガイドライン作りにも積極的に関与しています。たとえば、被災国の支援活動において海外の医療チームが被災国に報告すべき診療情報の共通項目（MDS：Minimum Data Set）が挙げられます。MDSは、国際緊急援助隊・医療チームが2013年のフィリピン台風の被災地における医療支援の経験を基に発展させたもので、2017年2月に世界保健機関（WHO）によって国際標準として採択され、世界各地の災害医療現場への普及が進められています。

日本の国際緊急援助隊は30年の経験を活かし、これからも、国際社会と協調しながらより一層質の高い援助の実現に向けた取組を続けていきます。



2015年のネパール地震で手術を施す国際緊急援助隊・医療チーム。（写真：JICA）

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引*、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。ISIL等の影響を受けた各地の関連組織等が中東やアフリカのみならず、アジア地域にまでその活動を拡大しているほか、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるテロや外国人テロ戦闘員の問題

も深刻な脅威をもたらしています。また、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。

日本は、治安情勢が引き続き予断を許さない状況のアフガニスタンに対し、2017年は女性を含む警察官支援などの技術協力を行っています。日本は2001年以降2017年10月末までに同国における治安維持能

力の向上を目的として約19.80億ドル（約1,960億円）の支援を行いました。日本を含む国際社会の支援もあって、アフガニスタンの国家警察官（ANP：Afghan National Police）の数は、2008年の7.2万人から2016年には15.7万人と倍増しました。

警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の在り方を伝えています。

● テロ対策

2017年も、英国・ロンドンにおけるテロ事件（3月、6月）、同国マンチェスターにおけるテロ事件（5月）、スペイン・バルセロナにおけるテロ事件（8月）など、世界各地でテロが頻発しています。

テロおよび暴力的過激主義の脅威が、中東・アフリカのみならずアジアにも拡大している現在、G7伊勢志摩サミットで策定した「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の確実な実施が求められています。国際社会は、テロリストにテロの手段や逃避地を与えないようにしなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。

G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表

明しました。これに基づいて、日本はこれまでに、食料支援、教育、電力センターおよび上下水道分野に対する支援、経済社会開発支援等の支援を着実に実施しています。

また、2016年、日本が議長国を務めた国連安全保障理事会公開討論の場において、岸田外務大臣（当時）は、アフリカの平和と安全への日本の強いコミットメントを強調するとともに、アフリカのテロ対策のため、2016年から2018年までに3万人の人材育成を含む1.2億ドル（約140億円）の支援実施を表明しました。

さらに、2016年、ケニアの首都ナイロビで開催されたTICAD VIの機会には、安倍総理大臣は、ナイロビ宣言の三つの優先分野の一つである「優先分野3：繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向けて、アフリカの若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎づくりに貢献する取組を

実施していくことを表明しました。

2016年の日ASEAN首脳会議においては、日本はアジア地域に対し、総合的なテロ対策支援として、①テロ対処能力向上支援、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発支援の分野で、今後3年間で450億円の規模で実施するとともに、今後3年間で2,000人のテロ対策人材を育成することを発表しました。

● 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧あんねいの基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき

■ 薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に拠出し、薬物対策を支援しています。日本は、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、北アフリカや中央アジアにおいて、国境管理支援を行い、薬物の不正取引の

■ 人身取引対策

日本は2014年人身取引*対策行動計画2014に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な支援を行っています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓

日本は、各国政府や国際機関とも連携し、「テロに屈しない強靱なアジア」の実現に向け、世界トップレベルの日本製機材である生体認証（顔認証、指紋認証等）システムや爆発物・麻薬検知機材を導入するなど、日本の技術を活用した支援を着実に実施しています。2017年3月末までに、日本は355億円以上の支援と670人以上の人材育成を実施しています。

問題です。このような国際組織犯罪に対処するために、日本は2017年7月、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）を締結したほか、主に次のような国際貢献を行っています。

防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部しやうへいを招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

練等を実施しています。また、UNODCの法執行機関能力強化プロジェクトへの拠出や、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」にも日本は積極的に参加しています。さらに、2017年7月に、日本は、人身取引に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国となりました。

用語解説

* 人身取引

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、そうとく蔵匿し、または収受する行為。

■資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題となっています。そのため日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された「金融活動作業部会（FATF）」等の政府間枠組みを通

じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）*対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。

また、日本はUNODCを通じて、イランや東南アジア地域等におけるテロ資金対策に取り組んでいます。

用語解説

*資金洗浄（マネーロンダリング）

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。
例) 麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

●海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しています。海上の安全の確保は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題であり、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。しかし、日本が原油の約8割を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾、スルー・セレベス海などの国際的にも重要なシーレーンにおいて、海賊の脅威が存在します。

そのため、日本は、アジアの海賊・海上武装強盗対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策協定（ReCAAP）の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を実施しており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年9月30日から10月7日に、ASEAN50周年を機会として、日本はASEAN10か国の海上法執行機関職員等を対象とした海賊対策に係る海上法執行能力向上研修を、関係省庁と協力して実施しました。

さらに、海における「法の支配」の確立・促進のため、日本はODA等のツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN諸国の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握能力向上といった国際協力も推進しています。具体的には、日本はベトナムに

対して中古船舶7隻の供与を2017年2月までに完了し、新造巡視船の供与に向けた準備を進めています。フィリピンに対しては2013年度に円借款による資金協力を決定した新造巡視艇10隻の供与のうち、8隻目までがそれぞれ現地に到着し、活動を始めています。また、日本は2017年1月には無償資金協力により小型高速艇を供与することを決定しました。さらには、2017年11月の日フィリピン首脳会談において、日本は無償資金協力により沿岸監視レーダー機材供与を表明するなど、船舶の供与のみならず、これら2か国へは関連する海上保安関連機材の供与を実施中であるほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油流出事故などは、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、中東地域と日本を結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し、2015年から2017年にかけて、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（海上防災対策および海洋環境保護能力強化アドバイザー）の派遣を実施しています。

国際水路機関（IHO）では、日本財団の助成を受け、各国の海図専門家を育成するための15週間の研

修プロジェクトを2009年度から毎年、英国海洋情報部において実施しており、プロジェクトの開始以来36か国から58名の修了生を輩出しています。日本の海上保安庁海洋情報部はこのプロジェクトの運営に参画しています（2017年12月末時点）。

このIHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、全世界を均質にカバーする海底地形図である大洋水深総図（GEBCO：General

Bathymetric Chart of Oceans）の作成を共同で行っており、1903年の第1版以来、日本の海上保安庁海洋情報部も含め世界の専門家の協力により改訂が重ねられています。また、日本財団の助成を受け、GEBCOの事業に貢献できる若手研究者の育成を目的に、2004年から毎年、約1年間の研修が米国ニューハンプシャー大学において実施されています。同研修ではこれまで35か国から78名の修了生を輩出しました（2017年11月時点）。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案の発生件数は現在は低い水準で推移しています。しかし、海賊による脅威は引き続き存在しており、日本は、2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本はソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組みであるジブチ行動指針の実施のために国際海事機関（IMO）が設立したジブチ行動指針信託基金に1,460万ドルを拠出し、この基金

■ 宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。たとえばインドネシアについて、日本は、2017年3月に宇宙協力および衛星



民間船舶を護衛する護衛艦「てるづき」。(写真提供：防衛省)

により、海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援、ジブチ地域の訓練センターの設立のほか、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

このほか、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金^{注28}に対し累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、ソマリア国内の基礎サービス改善、治安回復、経済活性化、緊急人道支援等のために約4億4,700万ドルの支援も実施しています。

データを活用した海洋協力の協力に関する文書にそれぞれ署名し、2017年11月から具体的な事業化に向けた調査を開始しました。また、タイについて、日本は、衛星測位技術を活用した電子基準点網の整備協力に関する文書に署名するとともに、タイで建機・農機

注28 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所（UNDP-MPTF）が資金管理を行っている。

の自動運転等の衛星測位サービスの実証試験を行いました。

また、日本は、宇宙開発利用に取り組む新興国・開発途上国に対する人材育成を積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション「きぼう」実験棟を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は高く評価されており、2017年度はモンゴル、バングラデシュ、ガーナ、ナイジェリアの各国の学生が九州工業大学のプログラムの下で開発した超小型衛星

■サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっていますが、近年、サイバー空間がもたらす利益を損なう活動も増加してきています。国境を越えるサイバー空間の脅威には、世界各国の多様な主体が連携して対処していく必要があり、一部の国や地域において脅威に対処する能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとってのリスクとなります。また、日本国民の海外への渡航や日本企業の海外への進出が増加を続けていますが、その活動は、情報化の進展に伴い、渡航先国・進出先国の管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。こうしたことから、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国に対する能力の構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

総務省では、サイバー攻撃に関する情報を収集・分析の上、情報共有を行い、サイバー攻撃発生の予兆を検知し、即応を可能とする技術を確立するためのプロジェクト「PRACTICE」や国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）による、マルウェア感染をリアルタイムに警告するシステム「DAEDALUS」を通じて、サイバー攻撃に関するデータ交換等を行うことで、サ

を同実験棟から軌道に放出したほか、トルコの国産衛星開発のための材料サンプルの曝露実験を開始しました。

日本は、2016年12月、宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うため、関係省庁が支援の基本方針を策定し、宇宙開発戦略本部に報告しました。今後、日本は同方針に沿って積極的に支援を行っていきます。



2017年11月、インドのニューデリーにおいて行われた「サイバー空間に関するニューデリー会議」でスピーチを行う堀井学外務大臣政務官。

イバーセキュリティ分野におけるASEAN諸国との連携を推進しています。

また、インドネシアに対しては、2014年から2017年にかけてJICAの技術協力プロジェクトを実施しており、専門家派遣や研修の実施、ソフトウェア等の導入を通じ、インドネシアの情報セキュリティ能力の向上のための支援を行っています。警察庁では、2017年10月に、ベトナム公安省のサイバーセキュリティ対策担当幹部を招聘して、サイバーセキュリティ能力向上のための研修を実施しています。

3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境問題、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼします。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組む必要があります。

2017年、7月にSDGsの国際的なフォローアップ

(1) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7/8、G20サミットで繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、近年では2015年に国連総会で採択された「2030アジェンダ」においても取り上げられるなど、

< 日本の取組 >

●環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。2013年に日本で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導するとともに、開発途上国の環境汚染対策として2014年から3年間で20億ドルのODAによる支援、および水銀汚染に特化した人材育成支援を行うことを表明し、世界的な環境汚染対策に積極的に取り組む姿勢を国際社会に示しました。

水俣条約は2017年8月に発効し、同年9月にスイス・ジュネーブで第1回締約国会議が開催されました。日本は、水俣病^{注29}の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策を推進すべく、世界の国々と共に、引き続きリーダーシップを発揮していく旨を表明しました。

として、ニューヨークにて国連ハイレベル政治フォーラムが開催され、日本を含む43か国が自国の2030アジェンダに関する取組を発表しました。日本は、岸田外務大臣（当時）が、SDGsの実施を通じた「誰一人取り残さない」多様性と包摂性^{ほうせつ}のある社会の実現のため、国内実施と国際協力の両面でSDGsを力強く推進する旨を発表しました。

国際的にその取組の重要性が一層認識されています。これまでも日本は、これらの問題解決に精力的に取り組んできており、今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。



水俣高校生徒が書いた「水俣」の墨書を掲げる水俣条約第1回締約国会議参加者たち。(写真提供：環境省)

注29 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式確認された。

「水銀に関する水俣条約」の発効

水銀は、金属でありながら常温で液体であるという特殊な性質を持つため、様々な排出源から容易に環境中に排出され、分解されず地球上を循環します。また、水銀はその毒性についても知られており、特にメチル水銀は食物連鎖により濃縮され、胎児や小児などの発達途上の神経系に悪影響を及ぼします。環境中の水銀濃度は、工業化の進展に伴う人為的な排出により上昇しており、特に近年は開発途上国における水銀排出への対応が地球規模の課題であると認識されています。このような認識を背景に、地球規模の水銀汚染やそれによって引き起こされる健康被害を防ぐため、2013年10月、熊本市および水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」（以下、「外交会議」）において、「水銀に関する水俣条約」（以下、「水俣条約」）が採択されました。

水俣条約は、水俣病の重要な教訓も踏まえて、水銀とその化合物の人為的な排出・放出から人の健康と環境を保護することを目的とし、水銀の採掘から貿易、製造、使用、環境への排出、廃棄の各段階における包括的な対策をとることを定めています。世界中の多くの国々が、この条約の下で、水銀による悪影響を最小限にすることに合意したことは特筆すべき成果といえます。

水俣条約は、締結数（条約を結んだ国の数）が50か国に達した日の90日後に発効するとされていましたが、2017年8月16日にこの要件が満たされ正式に発効しました（84か国と欧州連合が2017年末までに締結の手続きを完了）。同年9月にはジュネーブ（スイス）において第1回締約国会議（COP1）が開催され、事務局の体制、事業計画、予算などの条約の運営に係る事項や、水銀の規制に関する技術的事項が決定されました。また、COP1には、水俣市長をはじめとする水俣市内在住者が参加し、特別イベント「水俣に思いを捧げる時間」においてスピーチを行うなど、地元からの情報発信を進めました。水俣病の教訓や経験を世界に伝えるとともに、水俣病のような健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの思いを世界各国からの参加者と共有できたとの点で、水俣市関係者のCOP1への参加は非常に有意義なものとなりました。

日本は、外交会議において、石原環境大臣（当時）から、「水俣からの情報発信」および「途上国支援」を軸とした取組である「MOYAI イニシアティブ」*の推進を表明しました。水俣には様々な知見や人的なリソースがあり、それらを活用し水俣に根ざした貢献として、条約の周知と理解を進めるための情報発信を行っています。また、開発



東南アジアの技術者に水銀モニタリング技術を指導する様子。（写真提供：環境省）

途上国支援についても、内容をより強化、発展させ、水銀マイナスプログラム（MINAS）として実施しています。具体的には、（1）アジア太平洋地域における水銀モニタリングネットワークの構築、（2）開発途上国の水銀使用、排出、実態等の調査・評価の支援、（3）開発途上国における水銀対策ニーズの把握と日本の水銀対策技術の国際展開等の取組が進められています。あわせて、外交会議で、日本は、安倍総理大臣および岸田外務大臣（当時）から、2014年以降の3年間で、開発途上国に対し20億ドル分の環境汚染対策をODAとして実施することや、JICAを通じた研修により水銀による環境汚染の対策に特化した人材育成支援を行うことも表明し、これらの計画を着実に実施してきています。

日本は、先進的な水銀管理・削減技術や高度な水銀リサイクルシステムを有していますが、その中でも特に水銀モニタリングに関する協力は、日本の技術的な貢献が期待されている分野です。環境省と米国環境保護庁による日米政策対話では、アジア太平洋地域の水銀モニタリングネットワークについて共同で支援することが合意され、国連環境計画や世界保健機関などとも連携して、地域内諸国の技術者の研修や専門家会合などが実施されています。今後とも、日本としては水俣条約実施の有効性を評価する際に活用できる信頼性のある水銀モニタリングデータの取得などの分野で、地域協力を推進していく予定です。

国際的には今も水銀による環境汚染や健康被害が懸念される状況は続いています。今後、発効した水俣条約による国際的な枠組みが有効に機能し、世界的な水銀対策が進むことが期待されています。

* 「もやい」とは、舟と舟をつなぎとめる筋い綱や農村での共同作業のことで、水俣では水俣病により破壊された地域社会を対話や協同により再生する試みとして「もやい直し」の取組が続けられています。

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみ削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年のパリでの気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、パリ協定が採択されました。2016年、パリ協定は発効し、同年にマラケシュで開催されたCOP22では、協定実施のための指針の策定期限を2018年とすることが決定されました。2017年11月のCOP23においては、実施指針の採択に向けて、各分野の議論の進捗^{しんちよく}状況に応じ、各指針のアウトラインや要素が具体化されるなど、一定の成果がありました。また、2020年において、気候変動対策にかかる資金(気候資金)を先進国から開発途上国に対し、1,000億ドル供与する目標に向けて、着実な進捗が各国から確認されました。2018年には、温室効果ガスの削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討するために促進的対話^{しんちよく}が実施されます。COP23では、この対話を議長国フィジーの提案により、フィジー語で「透明性・包括性、調和」を意味する「タラノア」対話と呼称するとともに、この対話のデザインが完成しました。

日本としても、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%(2005年度比で25.4%)削減する「自国が決定する貢献(NDC:Nationally Determined Contribution)」*の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、開発途上国における気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。

その一つとして、日本は優れた低炭素技術などを世界に展開していく「二国間クレジット制度(JCM)」*を推進しています。これは開発途上国への低炭素技術等の普及や気候変動対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度です。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めてJCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、2017年末までに17か国との間でJCMを構築しました。2016年以降、インドネシア、モンゴル、パ

ラオ、ベトナムで省エネルギーや再生可能エネルギーのプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは、世界全体での排出削減に寄与しています。

また、日本は「緑の気候基金(GCF)」*を通じて、気候変動分野で開発途上国支援を行っています。これまでに53件の案件がGCFのプロジェクトとして承認されており、また、2017年7月にはJICAが認証機関として承認されたことにより、日本が案件形成の段階から協力が可能となりました。

さらに、気候変動は、地球規模の安全保障および経済の繁栄に脅威をもたらすものとして、最も深刻な課題の一つととらえられており、G7外相会合下のプロセスにおいても「気候変動と脆弱性」のテーマについて継続的に議論が行われています。2016年にG7議長国を務めた日本もこの議論を主導しており、2017年1月、日本は「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーを開催し、国内外からの知見を集約しました。また、国内の研究機関、専門家の協力を得て、日本政府は「気候変動に伴うアジア・太平洋地域における自然災害の分析と脆弱性への影響を踏まえた外交政策の分析・立案」を作成し、2017年9月6日にその成果を発表しました。日本政府はこの報告書をCOP23等の様々な機会をとらえて発信するとともに、各国関係者との間で議論を行っています。こうした議論は、日本の気候変動分野における対外的な発信を強化するだけでなく、SDGsや国際協力、防災をはじめとする様々な外交分野における協力の素地となることが期待されます。



2017年11月、ドイツ・ボンにおいて開催された国連気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)の様子。

●生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。生物に関する問題に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要なことから、1992年に「生物多様性条約」がつけられました。その目的は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用*、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分です。先進国から開発途上国への経済的・技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいます。

日本は、2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋で開催するなど、生物多様性の分野を重視しています。また、愛知目標*の達成に向けた開発途上国の能力養成等を支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップ開催等が進められています。

●海洋環境の保全

四方を海に囲まれた島国であり、海洋の恩恵を受けてきた日本をはじめ、国際社会にとって海洋環境の保全は、差し迫った課題です。

2017年6月、ニューヨーク・国連本部にて、持続可能な開発目標（SDG）14実施支援国連会議が開催され、海洋・海洋資源の保全および持続可能な利用に



ガボンの首都リーブルビル郊外の海岸。大西洋に面して海岸線が800キロに及び、多様な生物が生息する。（写真：松田奈緒／在ガボン日本大使館）

焦点を当てたSDGsの目標14の実施の推進に対する取組や、太平洋・島サミット（PALM）や小島嶼開発途上国（SIDS）国際会議などに関する協力^{とうしょ}を発信するとともに、SDG14の実施促進に向けた自主的取組を登録し、SDGsの達成に向け引き続き貢献していく姿勢を表明しました。

用語解説

* 自国が決定する貢献

(NDC : Nationally Determined Contribution)

パリ協定第4条2に基づく、各国が自ら決定する温室効果ガスの削減目標のこと。パリ協定においては、5年ごとに提出し、目標を達成するために国内措置をとることとされている。

* 二国間クレジット制度

(JCM : Joint Crediting Mechanism)

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

* 緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応を支援する基金。

* 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること。人間の生活は、食料や生活資材など様々な形で生物多様性の構成要素を利用することによって成立しており、その構成要素の持続可能な利用の観点からも生物多様性の保全を図ることが重要である。

* 愛知目標 (戦略計画 2011-2020)

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施するため、20の個別目標を設定。

インドネシアで 無煙の完全自動小型焼却炉が活躍

～環境汚染を防止し、危険な医療廃棄物を無害化～

東南アジア南部に位置し、およそ13,000もの島々から成るインドネシアは、人口約2億5,500万人（世界第4位）、アジアで3番目に広い国土を有し、20年前から右肩上がりの経済成長が続いています。その一方、海洋に流出するプラスチックゴミ^{*1}の世界第2の排出国で、大都市を中心に廃棄物の発生量は増加の一途をたどり、リサイクルや焼却、埋め立ての処理が適切に行われていない現状にあります。また、各島々から海を渡って最終処分場までゴミを運搬するにも回収や管理にコストと手間がかかることから、不法投棄も多く見られます。焼却処理の施設や行政の対応は追いつかず、ゴミは分別されずにオープン・ダンプ（野積み・投棄）で処分場に埋め立てられ、廃棄物による衛生面・環境面での問題が深刻化していました。特に、医療廃棄物の適正処理は急を要する課題となっています。

このような状況に対し、沖縄県の株式会社トマス技術研究所の代表取締役、福富健仁^{みくとかねひと}さんは「沖縄と同じく離島が多いインドネシアには、ゴミを分別せずに処理できる小型の焼却炉を」と提案しています。離島でのゴミ処理は通常、「あれもこれも燃やさなければならぬ」ために焼却炉の運転・管理が難しく、焼却炉を傷めて使えなくなってしまうケースが多々あるそうで、インドネシアにおいても同じ状況に陥っていることが懸念されます。

奄美大島で生まれ育った福富さんは、漂着ゴミなどの廃棄物処理に悩まされる離島の人の苦労を解消しようと、チリメーサーを開発しました。2006年環境大臣賞を受賞した同製品は、どんなゴミを入れて燃やしても「煙を出さない」「有害物質の排出を抑える^{*2}」、そして「完全自動運転^{*3}」なので誰もが使えて「簡単設置」が可能であり、国内では沖縄県を中心に佐賀県・長崎県の離島地域や、山間部にある僻地など、自治体を含む70か所以上に納入実績があります。このチリメーサーであればインドネシアの離島のゴミ処理ニーズ^{こた}にこたえられると、福富さんは語ります。さらに、焼却後に灰となるゴミの体積は、燃やす前に比べて100分の1に容量が減り、最終処分場までの輸送コストも抑えることができます。



小型焼却炉チリメーサーにゴミを入れているところ。
(写真提供：(株)トマス技術研究所)

このチリメーサーは、厳密な管理が求められる医療廃棄物処理にこそ大きな力を発揮することから、2016年12月、JICAの中小企業海外展開支援事業に提案した「島嶼地域における環境に配慮した小型焼却炉の普及・実証事業」で、バリ島で2番目に大きいデンパサール市立ワンガヤ総合病院に1基を設置しました。チリメーサーの医療廃棄物の焼却能力は、1基につき1日当たり約250kgの焼却処理が可能です。ワンガヤ総合病院では、これまで1日100kgもの医療廃棄物が不適切な処理で焼却されていたため、黒煙が上がり続け、近隣住民から排ガス汚染と悪臭に関する苦情が絶えず、焼却炉の稼働時間も限られていました。また残渣は、焼却炉での燃焼温度が低く滅菌が不十分な状態のまま、ジャワ島のボゴールにある産業廃棄物処分場へと輸送、廃棄されていたため、輸送経路や最終処分場における感染症蔓延^{まんえん}のリスクが懸念されていました。チリメーサーの導入によって、これらの問題が大幅に改善し、その効果を目の当たりにしたインドネシア政府の各省庁職員や病院関係者は驚き、本格導入の検討が開始されました。ほかの病院でも共通の問題を抱えているため、チリメーサーの稼働が実証されれば、市内の多数の病院の焼却炉がチリメーサーに置き換わる可能性が期待されます。

“煙を出さずに、燃やしたゴミをいかに減らして、いかに無害化するか”に心血を注ぐ福富さんは、「沖縄の高い技術力、ものづくりの力を世界へと発信していきたい。廃棄物問題が顕在化し、社会的な衛生改善へ期待が高まっているインドネシアを中心に、東南アジア市場への参入を本格化させたい」と意欲を示しています。

- ※1 世界の海洋に流出するプラスチックゴミの量は、年間480万～1270万トン。中国が1位（世界合計の約28%）、インドネシアが2位（約10%）、日本は30位（約0.4%）。海洋に浮かぶ量ではなく海岸線から流出した量を、海に面する192の国や地域を対象に、アメリカ・ジョージア大学などの研究チームが調査・分析（2010年調査）。
- ※2 たとえば、ダイオキシンの排出量は基準値（日本の法規制）の50分の1に抑制されている。
- ※3 特許技術の燃焼制御方法で、温度・ばい煙濃度・燃焼速度などを制御する自動制御システム。焼却炉が自ら運転状況を検知して技術燃焼効率を高め、適正な運転ができる。

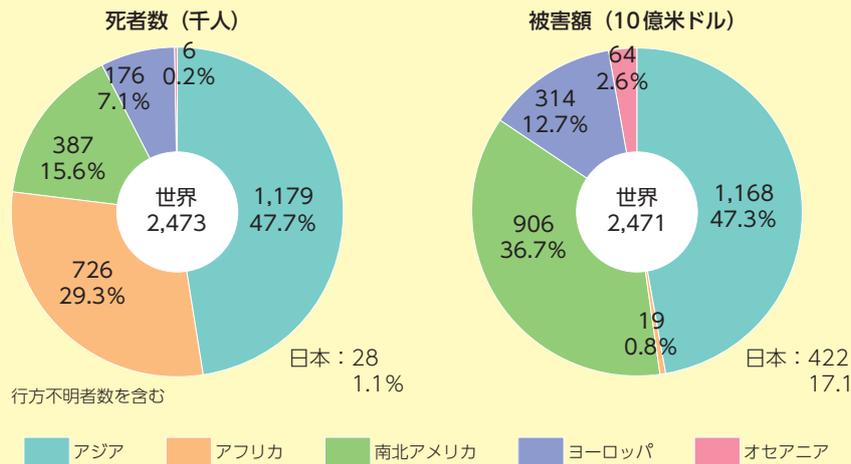


チリメーサーの建屋前でワンガヤ総合病院関係者と（右から2人目が福富さん）。（写真提供：(株)トマス技術研究所）

日本の防災協力と「世界津波の日2017」高校生島サミットin沖縄

世界では、2005年から2014年までの10年間で、約70万人が自然災害で命を落とし、被災による経済損失は約1兆3,000億ドルに上りました。また、以

下のグラフにもあるように、自然災害の死者数、被害額は、日本が位置するアジア地域が世界の約半数を占めています。



2015年12月、第70回国連総会において、人々の津波に対する意識向上と世界中の津波対策の強化を目的として、日本をはじめ世界142か国が共同提案した、11月5日を「世界津波の日」とする決議が全会一致で採択されました。

この「世界津波の日」に制定された11月5日は、日本の「稲むらの火」という逸話に由来しています。江戸時代後期の1854年11月5日、紀伊半島や四国等を震源とする安政南海地震が発生した際、和歌山県の海辺にある広村（現・和歌山県広川町）を治めていた庄屋の濱口悟稜は、伝統的知識から津波が来ることを察知し、自らの稲むらに火をつけ、それを目印に多くの村人を高台に避難させ、命を救いました。彼はその後、巨額の私財を投じ、4年の歳月をかけて村に堤防を造りました。安政南海地震から92年後に発生した昭和南海地震の際には、その堤防は揺らぐことなく、

津波から人々を守ったそうです。

日本は地理的条件等からこれまで各種の自然災害に見舞われてきましたが、それによって蓄積された防災・減災に関する知見を活かし、より強靱な社会をつくる「より良い復興」の実践や支援など様々な取組を実施し、国際社会をリードしてきました。今後は「世界津波の日」を一つの切り口として、防災の様々な分野で国際協力を一層推進していきます。今回紹介する



第70回国連総会にて、「世界津波の日」を制定する決議が採択される様子。



「世界津波の日」2017 高校生島サミット in 沖縄 開会式の様子。

「世界津波の日 高校生サミット」は、そのような日本の防災協力の大きな柱の一つです。

このサミットは、津波の影響を受けやすい国々の高校生を日本に招聘し、日本の高校生と共に日本の津波の歴史や各国における防災・減災の取組などの学習を通じ、防災の経験と教訓を未来世代である若者に引き継いでいく青少年交流事業です。2016年11月に高知県黒潮町で開催された第1回「世界津波の日」高校生サミットに続き、2017年11月7日、8日に沖縄県宜野湾市で、第2回となる「『世界津波の日』2017 高校生島サミット in 沖縄」（主催：沖縄県、沖縄県教育委員会）を開催し、島嶼国を中心に、日本を含む26か国の高校生が参加しました。日本で唯一の島嶼県であり、1771年に世界でも最大級とされる「明和の大津波」で甚大な被害を受け、現在でも県内各地に津波石が残る沖縄県に、同じような自然環境を有する島嶼国の高校生が集まりました。外務省は、高校生サミットに参加する海外高校生の招聘を担当しました。

サミット前日には、海外の高校生が宮古島・石垣島を訪問し、防災センターや津波石などの視察、県内の地元高校生との交流も行われました。

サミットでは、26か国の合計255名の高校生たちが、全体テーマ「みんなを守りたい」津波の脅威を知り、備え、いま自分ができること。～万国津梁の島から発信する“ゆいまー”の心～の下、国籍を超えて、防災・減災に関する活発な議論を行いました。（“ゆいまー”とは“助け合い”の心を表現した沖縄の言葉です。）サミットの成果物として、防災・減災に関する具体的なアクションプランをまとめた「若き津波防災大使ノート」を発表し、高校生たちは、“ゆいまー”の心を持ち、それぞれの地域で防災リーダーとして取り組んでいく決意を表明しました。

高校生サミットを通じ、各国の高校生が津波をはじめとする自然災害の脅威や防災・減災の取組を学び、理解を深めることができたことは非常に有意義でした。このサミットに参加した高校生が将来、地震・津波の被害を最小化し、防災・減災分野において主導的な役割を担うリーダーとして活躍することを大いに期待しています。日本は、そのような若い防災リーダーの育成に尽力し、一人でも多くの尊い命を災害から守るために、引き続き防災分野での国際社会に貢献していきます。

(2) 防災の主流化、防災対策・災害復旧対応

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、干ばつ、土石流などの災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が開発途上国の経済や社会の仕組み全体

< 日本の取組 >

● 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。

2015年に、仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。これは、国際的な防災戦略について議論するために国連が主催して開かれる会議で、日本は防災に関する知見・経験を活かし、積極的に国際防災協力を推進していることから、第1回（1994年横浜）、第2回（2005年神戸）に続き、第3回会議もホスト国となりました。この会議には185の国連加盟国、6,500人以上が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加する、日本で開

に深刻な影響を与えています。

こうしたことから、開発のあらゆる分野のあらゆる段階において、様々な規模の災害を想定したリスク削減策を盛り込むことによって、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組である「防災の主流化」を進める必要があります。

催された史上最大級の国際会議となりました。会議の結果、仙台宣言とともに、第2回会議で策定された防災の国際的指針である「兵庫行動枠組」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組には、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～2018年の4年間で40億ドルの資金協力、



■ 中古消防車再利用計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2016年3月～2016年8月）

ケニアの首都ナイロビは、約390万人が居住し、人口密度も高い（5,652人/km²）大都市ですが、消防署の数は3か所と少なく、消防車の保有台数はわずか6台でした。そのため、火事が発生した際に対応が遅れてしまうこともしばしばありました。たとえば、2013年8月に、東アフリカ最大級のハブ空港を誇るジョモ・ケニヤッタ国際空港で配電盤の漏電を原因とする大規模火災が発生した際、消火活動の遅れにより、空港が全面閉鎖となる深刻な事態が発生しました。また、2014年12月の、東アフリカ最大のスラムであるキベラスラムの火災発生の際には、消火活動に時間を要し、100軒以上の家屋が被害を受け、住民5人が亡くなるなど、頻発する火災の一方で、消防体制の整備が十分ではなく、特に消防車不足に悩まされていました。

そこで日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、日本消防協会の協力も受け、ナイロビ消防本部に中古消防車4台を寄贈しました。4台のうち3台は最大2,000リットルの水を積載できる車両で、消火栓や貯水池のない火災現場でも消火活動が行えます。もう1台は化

学工場の火災など水で消火できない火災発生時に出勤し、薬剤による消火活動を行う化学消防自動車です。

加えて、日本消防協会から5名の日本人消防士がナイロビに派遣され、ケニア人消防隊員24名に対し、消防車に搭載されている機材の操作方法や車両の整備方法の指導を行い、また、日本式の消防士訓練も実施しました。この協力は、消防車の寄贈にとどまらず、日本で蓄積された専門家集団によるノウハウの継承（技術指導）が行われたこと

で、ナイロビの消防体制の底上げが行われた点で意義深いものとなりました。



技術支援最終日の記念写真。

4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測等の人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。

2015年9月の2030アジェンダを採択する国連サミットにおいて、安倍総理大臣は「仙台防災枠組」の実施をリードする決意を示すとともに、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、同年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2017年には、11月7～8日、島嶼国等を対象にした『世界津波の日』2017高校生島サミットin沖縄が沖縄県宜野湾市で開催されました。



2016年11月、世界津波の日に合わせて、インドネシア・アチェ州とJICAの共催で、津波防災セミナーが行われた。(写真：石垣滋樹/JICAインドネシア事務所)

2017年12月にミャンマーで開催された第3回アジア・太平洋水サミットで、日本は、社会全体で常に水災害に備える「水防災意識社会の再構築」の日本の施策を紹介するとともに、各国の取組を情報交換する「水防災リーダー国際対話」を行うことを提案しました。



■ 震災弱者の回復と地域復興のための チャングナラヤン村ラーニングセンター改修

日本NGO連携無償資金協力（2016年3月～2017年3月）

2015年4月にネパールで起きた大地震により、15年前に特定非営利活動法人ICA文化事業協会が日本政府の支援で建設した「女性と子供のためのラーニングセンター」の壁などが破損したため、レンガ壁の取り替えと修理、台所、電気ソーラーパネル、貯水タンク等の修復を行いました。日本からは構造建築専門家を派遣し、耐震性や建築方法の確認も実施しました。

この協力では、住民参加の地域復興ワークショップを開催し、以前は主に地域女性によるセンター活用が主体であったものが、今後は村の男女が共に参加できる場として利用するというで住民の意識の統一が図られました。センターの活用は多岐にわたります。たとえば、震災後の子どもたちは不安定な精神状態が続き、夜泣き、夜尿などが見られたため、メンタルケア専門家による心理ケアを実施しました。その結果、子どもたちのストレスが減り、十分な睡眠、健康的な食欲等を取り戻すことができたことが確認されました。センター内の敷地には、子どものストレスを発散させる遊び場を設置したことで、母親たちも安心して働ける環境が整い、母子ともに笑顔が見られるようになりました。

また、この協力が行われた地域には、一人暮らしの高齢被災者が多く、経済面、社会面での孤立を防ぐため、センター内に老人クラブを作りコミュニケーションの場を提供しました。高齢者23名の参加者の中から5人の実行委員を選出し、毎月1回集まり、庭の手入れや手芸、踊りなど、話し合いによってプログラムを決定していきました。家にいると誰とも話す機会のない高齢者からは、「センターで友達と話すことができ、毎日が楽しい」というコメ

ントが寄せられました。

さらに日本人専門家により、被災者の心理ケアに関する精神状態検査



チャングナラヤン村ラーニングセンターで生理用品の製造を始めた女性たち。(写真：特定非営利法人ICA文化事業協会)

によって、前向きな思考プロセスを指導した結果、参加者は震災後に起きる心理状況やメンタル面での困難を次第に克服できるようになりました。

ほかに、ネパールの農村では、月経期間は家の隅に隔離され、学校に行けないなどの女性の生理に対する偏見がある中、センターでは少女が安心して学校に行くことができるよう、清潔で、安く、質の高いナプキン製造を開始しました。また、被災者の女性たちはナプキン製造のための技術訓練を受け、農村での女性の収入の向上につながる事業が展開されています。

こうした活動を通じ、地震前に実施していた貧困家庭の収入向上活動が再開され、2017年3月9日までにセンター利用者数は合計8,047名となり、その後は地域の活動拠点として機能しています。

(3) 食料安全保障および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）共同の報告「世界の食料安全保障と栄養の現状2017」によると、2016年の世界の慢性的な栄養不足人口は8億1,500万人と推定され、前年の7億7,700万人から増加しました。過去10年以上飢餓人口は減少傾向にありましたが、これが増加に転じたことは、これまでの傾向が反転する兆候である可能性も考えられます。このことは、SDGsの目標2として掲げられる「しゅうえん飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するための取組のあり方を問い直

し、努力を新たにすることがあることを示唆するものであり、世界に向けて警鐘を鳴らしています。

食料安全保障（すべての人がいかなるときにも十分に安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態）を確立するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善（特に妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における栄養改善はその後の成長過程にも多大な影響を与える）、社会的セーフティー・ネット（人々が安全で安心して暮らせる仕組み）の確立、必要な食料支援や家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2016年度には、二国間食糧援助として15か国に対し総額43.4億円の支援を行い、日本

政府米を中心に約7万トンの穀物（コメ、小麦等）を供与しました。2018年に、日本は「食糧援助規約」のすべての締結国で構成する食糧援助委員会の議長国を務めます。

日本の食料安全保障のための外交的取組

【背景】

日本の状況

- ✓ 食料供給のうち、カロリーベースで6割、生産額ベースで3割を海外に依存
- ✓ 農地の減少、農業人口の高齢化等の生産拡大に向けた課題



世界の状況

- ✓ 世界人口の増加
- ✓ 新興国の経済発展による食生活の変化
- ✓ バイオエネルギー生産の増加
- ✓ 気候変動、異常気象の頻発
- ✓ 輸出余力のある国は限定的
- ✓ 食料価格の不安定性の拡大、農産品の金融商品化

【日本の外交的取組】

1. 世界の食料生産の促進

・投資促進

責任ある農業投資の推進に向けて、世界食料安全保障委員会（CFS）が策定した「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の推進、FAO・世界銀行等の調査研究の支援、官民連携によるフードバリューチェーン構築に向けた二国間対話や官民ミッションの開催 等

・農業・農村開発、研究開発・技術普及の推進

アフリカにおける稲作振興（CARD） 等

・気候変動への対応等

干ばつ等の自然災害の予防・早期警戒システム構築 等

2. 安定的な農産物市場・貿易システムの形成

・自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、市場機能に対する監視

WTOの下での輸出制限の原則禁止、経済連携協定における輸出制限に関する規律の強化、価格動向のフォロー（農業市場情報システム（AMIS）等）、価格変動への対策 等

3. 脆弱な人々に対する支援・セーフティネット

・国際機関との連携

FAO、WFP 等

・栄養支援

栄養指導、栄養補助食品の供与
栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP） 等

・社会的セーフティネット構築支援

最貧困層に対する生活手段付与 等

※G7伊勢志摩サミットにおいては、2015年の独エルマウ・サミットで掲げられた「2030年までに5億人を飢餓・栄養不良から救出する」との目標に向け、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を策定。また、そのフォローアップとして「食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム」を開催。

4. 緊急事態や食料危機に備えた体制づくり

・国際的な協力枠組

ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）、G20の迅速対応フォーラム（RRF）

（注）FAO：国連食糧農業機関

また、国際社会において、飢饉^{ききん}の大きな要因は紛争であるといわれている中、飢饉に対する対応の重要性が議論されています。日本は飢饉の再発を防止するため、紛争発生後の対応のみならず、紛争の発生・再発予防にも重点を置くことにより、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要との考えの下、2017年3月および9月に中東・アフリカ地域に対してFAO等の国際機関を通じ、食料配布等の人道支援に加えて、害虫の駆除・予防や栄養状況のモニタリングに従事する現地の人々の育成等の分野への支援として緊急支援を実施しました。さらにWFPを通じて、日本は緊急食料支援、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。2016年には、WFPは世界82か国で約8,200万人に対し、約350万トンの食料を配布するなどの活動を行っています。2017年、日本はWFPの事業に総額1億7,546万ドルを拠出しました。また、FAOを通じて、日本は開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。

また、15の農業研究機関から成る国際農業研究協議グループ (CGIAR) が行う品種開発等の研究にも支援を行うとともに、研究者間の交流を通じ連携を進めています。

(4) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電気にアクセスできない人々は約13億人(世界の人口の18%に相当)、特に、サブサハラ・アフリカでは、人口の約6割(約6億3,000万人)に上るといわれています。また、サブサハラ・アフリカでは、人口の7割以上が調理用のエネルギーを木質燃料(木炭、薪など)に依存しており^{注30}、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の一つにもなっています^{注31}。電気やガスなどのエネルギー・サービスの欠

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能

ほかにも日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。日本は口蹄疫^{こうていえき}などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)など国際獣疫事務局(OIE)やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

日本は、栄養改善の取組に関して、二国間支援では母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っており、多国間支援では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じて協力しています。ほかにも、日本は国際的に栄養改善の取組を牽引^{けんいん}する国際的イニシアティブであるSUN (Scaling Up Nutrition) にドナー国として参加しています。近年では、日本は民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム(NJPPP)を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は民間企業、市民社会、アカデミア(学術研究機関)といったパートナーと協同で、食品関連事業者等による開発途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献します。このほか、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA)をJICAが中心となり立ち上げるなど、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層深め、医療サービスや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、日本は省エネルギー

注30 (出典) World Energy Outlook Special Report 2016

注31 (出典) 国際エネルギー機関 (IEA) 「2015年世界エネルギー展望」(2012年時点の推定)、国際エネルギー機関 (IEA) 「アフリカエネルギー展望」(2015)

ギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。

世界のエネルギー情勢に大きな変化が起きていることを踏まえ、2017年7月、外務省は、日本が今後のエネルギー・資源外交において目指すビジョンと、その実現に向けた戦略をまとめた「日本のエネルギー・資源外交－未来のためのグローバル・ビジョン」を発表しました。具体的には、日本は日本へのエネルギー・資源の安定供給確保を第一命題としつつ、グローバルな課題の解決へ貢献し、資源国との相互利益を強化していくことが日本のエネルギー安全保障にもつながるとの考えに基づき、①外交におけるエネルギー・資源問題への戦略的取組の強化、②多様なニーズに解決策を提示できるエネルギー・資源外交の重層的な展開、③エネルギー・資源分野における「日本らしさ」の定着・浸透に向けた取組の「3つの柱」を中心に取り組むことを表明しました。

特に2つ目の柱に取り組む上では、国際協力銀行

(JBIC)、日本貿易保険 (NEXI)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。また、国際的な取組として、G7の枠組みで2014年に発足した「G7複雑な契約交渉の支援強化 (コネックス) イニシアティブ」では、G7各国は開発途上国における天然資源に関する契約を交渉する能力を強化し、さらにはSDGsの達成に貢献することを目指しています。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ (EITI) を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、その政府は受け取った金額をEITIに報告し、資金の流れを透明化します。52の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。



■ 産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト

技術協力プロジェクト (2015年3月～2016年12月)

パキスタンでは、計画停電^{注1}が行われるなど、一般的に電力不足等のエネルギー問題が大きな課題となっています。しかしながら、パキスタンでは省エネルギー対策に対する意識が低く、取組を指導する専門家も不足していました。

日本は、「産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」を通じ、パキスタンの中小企業庁 (SMEDA)^{注2}をカウンターパート機関として、特にエネルギー消費が大きい鑄造業・自動車部品製造業を対象に工場10社をモデルとして選定し、日本人専門家による省エネ技術指導を行い、パキスタンの製造業が実行可能なエネルギー管理効率モデルの構築を支援しました。

日本人専門家の改善提案にしたがって省エネ活動に取り組んだ結果、プロジェクト期間中に、モデル企業合計で年間約123万kWh (1,320万円相当) の消費エネルギーを削減することができました。このことはプロジェクト成果普及セミナーや現地紙において紹介され、これまで省エネ活動に接する機会がなかった企業に対しても省エネ活動の有効性を広めることができました。

プロジェクト終了後もSMEDAは、省エネ診断を継続して行っており、製造業界においても省エネルギー活動がコスト削減につながるという意識が生まれ、自社の省エネ



工場技術者に高圧エアの管理方法を指導する様子。(写真：平山良夫/ (株)テクノソフト)

ギー診断を求める企業が増えるなど、自立的な活動が展開されています。

注1 電力不足が予測される場合に、大規模な停電を回避するために、電力会社が事前に日時・地域などを定めて (計画的に) 電力の供給を一時停止すること。

注2 Small and Medium Enterprises Development Authority

未電化農山村に水力と太陽光の ハイブリッド発電システムを

～電化で、マラウイの人々の生活向上に貢献～

アフリカ南東部の内陸国で人口1,800万人（2016年世界銀行調べ）のマラウイは、アフリカの最貧国の一つです。人口の約8割が暮らす地方部の電化率はわずか1%未満で、農山村では夜間の灯りさえも満足に得られない生活をしています。

マラウイ政府は、国家政策の柱の一つとして、水力による電源開発と地方電化に力を入れています。厳しい国家財政の中、多額の費用をかけて送電施設を未電化農山村まで延ばしていく見込みは立っていません。また、水源豊かな丘陵地帯・山地を活かした小水力発電^{※1}など、再生可能エネルギーを活用した小規模な電源開発も推進していますが、財源もさることながら技術やシステムの設計水準が低く、小規模発電・売電ビジネスの運用経験も不足しており、持続的な村落電化の動きには結びついていません。

マラウイの農村電化をめぐる、こうした状況に着目し、山梨県南アルプス市に本社を置く株式会社日建は、2016年3月、JICAの中小企業海外展開支援事業の案件化調査に応募し（7月に採択）、同年12月から約1年間、提案製品である「蓄電式マイクロ水力・太陽光ハイブリッド発電システム」のマラウイ農山村への現地適合性、運用可能性や課題、未電化農山村でのニーズ等につき調査をしました。

同社は、首都リロングウェから北に340km離れた北部州カタベイ県の山岳地帯に点在している未電化農山村（1集落100世帯規模）10か所を訪れ、設置候補地の水流や周辺の環境調査、住民へのニーズ調査を行いました。この結果、対象の農山村では、既に自動車やバイクのバッテリーを利用して、明かりを灯したり、携帯電話の充電やラジオの電源として使ったりしていることが分かりました。しかし、農山村には充電施設がなく、住民たちは都市部の充電所まで一日がかりで出かけなければならない問題があることも明らかになりました。

これらの調査結果から、代表取締役の雨宮誠^{あめみやまこと}さんは「集落の中心部に、『充電ステーション』を設置し、運営することで、住民の電力へのアクセス機会を提供することができ、村落の生活水準や教育環境の向上につながっていくという仮説が間違っていなかったことを検証でき

ました」と振り返ります。

「充電ステーション」システムによる発電・充電サービス事業は、マラウイのエネルギー局やカタベイ県地方開発局職員、そして地域住民などから構成される「村落電化委員会」を通じて運営する計画です。なお、充電サービスは無料ではなく有料を前提としています。その理由は、電化の恩恵を受ける住民が持続的にシステムを運用していくためには、電化委員会が充電料金を管理し、将来的にシステムのメンテナンス費用などに充てる資金運用モデルの構築が不可欠と考えられたからです。

システムの導入プロジェクトには、明かりを灯すといった目的以外にも大切なテーマがあります。雨宮さんは「電化を足掛かりに、より豊かなコミュニティづくりを推進していくことです。電気が通ることをきっかけに村人の意識が変わっていくことが大切です」といいます。「現在、この地域に暮らす人たちは電気に十分にアクセスできないため、携帯電話やラジオなどを通じた情報にアクセスする機会が著しく制限されています。しかし、普段からリアルタイムの情報にアクセスできれば、たとえば作物を売るときの適正卸売価格を調べるなど、生活水準の向上に直結する重要なことです。電気を活用してどうやって生活を変えていくか、自主的に考えていけるようになることが狙いです。」

さらに大切なのは、その後だと雨宮さんは力を込めて語ります。「マラウイ人自身の手によって未電化地域の電化に向けた波を拡げていってほしい。電化により満面の笑みを浮かべている『アフリカの温かい心』を持ったマラウイ人たちの姿を全国津々浦々に連鎖させていってほしい。そのきっかけを私たちは、技術とビジネスモデルの提供を通じてつくっていく役割を担いたい」と話します。

高品質な日本製品とアフターサービスが、マラウイをはじめとする南部アフリカ諸国へ浸透していくための足掛かりをつくることできれば、これからアフリカ大陸へ進出しようとする日本の中小企業の動きに弾みをつけることになると、雨宮さんの期待がふくらみます。

※1 小水力発電の多くは、ダムのような大規模な構造物を必要とせず、河川の自然の流れで水車を回し発電する点が特長の一つ。



未電化地域の農山村で聞き取り調査を行う様子。（写真提供：（株）日建）



小水力発電ができる場所を探索する（株）日建の関係者（右端が雨宮さん）。（写真提供：（株）日建）

第2節 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。現在の国際社会における開発課題の多様化、複雑化、広範化、グローバル化の進展等を考えると、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要があります。日本は、これらの問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に開発協力などを行って開発途上国の問題解決に取り組んでいます。

図表Ⅲ-7 二国間政府開発援助の地域別実績（2016年）

（単位：百万ドル）

援助形態 地域	二国間政府開発援助											
	贈与			計	政府貸付等			支出純額		支出総額		
	無償資金協力		技術協力		貸付実行額(A)	回収額(B)	(A)-(B)	合計	対前年比(%)	合計	構成比(%)	対前年比(%)
	うち国際機関を通じた贈与											
アジア	610.29	137.37	673.09	1,283.39	5,754.40	5,250.18	504.22	1,787.61	9.9	7,037.79	52.3	11.1
東アジア	384.56	52.13	459.90	844.45	2,876.20	3,983.18	-1,106.98	-262.52	-336.3	3,720.66	27.7	5.3
北東アジア	9.70	0.09	30.47	40.17	179.31	993.26	-813.95	-773.78	-17.3	219.48	1.6	-13.0
東南アジア	374.03	51.21	425.11	799.14	2,696.89	2,989.92	-293.03	506.11	-14.1	3,496.03	26.0	6.9
南アジア	135.78	31.51	171.57	307.35	2,607.79	1,163.70	1,444.10	1,751.45	20.9	2,915.14	21.7	18.2
中央アジア・コーカサス	46.25	10.69	28.30	74.54	252.53	103.31	149.22	223.77	7.2	327.07	2.4	7.9
アジアの複数国向け	43.71	43.05	13.33	57.04	17.87	-	17.87	74.91	160.9	74.91	0.6	160.9
中東・北アフリカ	687.85	595.52	125.60	813.45	1,131.23	656.83	474.41	1,287.86	49.1	1,944.69	14.5	36.9
サブサハラ・アフリカ	688.69	367.35	397.05	1,085.75	404.32	101.39	302.93	1,388.68	-23.2	1,490.07	11.1	-21.0
中南米	118.29	14.90	165.30	283.59	145.35	346.55	-201.19	82.39	592.8	428.94	3.2	-2.0
大洋州	80.48	2.03	47.65	128.13	52.64	17.80	34.84	162.97	46.0	180.77	1.3	40.0
欧州	13.95	8.67	17.94	31.90	370.16	66.00	304.17	336.06	598.4	402.06	3.0	259.7
複数地域にまたがる援助等	612.75	474.46	1,350.93	1,963.68	2.76	-	2.76	1,966.44	16.1	1,966.44	14.6	16.1
合計	2,812.31	1,600.30	2,777.57	5,589.88	7,860.87	6,438.74	1,422.13	7,012.01	14.3	13,450.75	100.0	12.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・[-] は、実績が全くないことを示す。

・卒業国向け援助を含む。

・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。

・「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。

・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

1 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国(LDCs)、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように市場経済化を進める国など様々な国

< 日本の取組 >

日本は、質の高いインフラ（経済社会基盤）整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。日本は、近年では、基本的な価値を共有しながら開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのために、日本は、これまでのインフラ整備と並行して、

● 東南アジアへの支援

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国^{注1}は、日本のシーレーンに位置するとともに、多くの日系企業が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。2015年に6億人の単一市場や共生社会を掲げる「ASEAN共同体」が発足し、域内の連結性強化と格差是正に取り組んできました。日本は、こうしたASEANの取組を踏まえ、連結性強化と格差是正を柱として、インフラ整備、法の支配の強化、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築等の様々な分野でODAによる支援を実施しています。

連結性の強化に関しては、2016年のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」の後継文書である「ASEAN連結性マスタープラン2025」*が採択されました。日本は、この新しい文書に基づいて、引き続きASEAN連結性支援を行っていきます。

日・ASEAN友好協力40周年であった2013年に

が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力内容の変化に対応しながら、開発協力活動を行っています。

防災、環境・気候変動、法の支配の強化、保健・医療、海上の安全等様々な分野での支援を積極的に実施するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げるためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。

は、東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議において「日・ASEAN友好協力ビジョン・ステートメント」が採択され、日・ASEAN関係の強化に向けた中長期ビジョンが打ち出されました。また、その際日本はASEANに対し、5年間で2兆円規模のODAによる支援を表明しました。防災分野では、日本は、2015年から「ASEAN地域強靱な都市づくりに関する基礎情報収集・確認調査」を、2016年7月から「ASEAN災害リスク低減と気候変動適応の統合に対する制度・政策枠組みに関する基礎情報収集・確認調査」をそれぞれ実施しています。日本は、いずれもASEAN加盟10か国を対象に現地調査、ワークショップ、フォーラムなどを開催し、それらを通じて、自然災害に強い都市づくり、および気候変動適用の防災への統合を促進するための体制強化、実施計画策定、実施ツール等の開発を支援しています。これらの成果はASEAN防災委員会で承認され、ASEAN防災大臣会合へも報告されています。また、日本は各国のニーズ

注1 ASEAN諸国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。（ただし、シンガポール、ブルネイはODA対象国ではない。）

に沿った個別の支援を進めるとともに、2016年には、ASEAN全域を対象としたASEAN災害医療連携強化プロジェクトを開始し、ASEAN地域の災害医療分野における連携体制構築を目指し、同分野の調整能力強化を進めています。

インフラ整備に関しては、日本は、東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、「質の高いインフラ投資」の重要性を表明しています。2015年の日・ASEAN首脳会議では、安倍総理大臣が「質の高いインフラパートナーシップ」^{注2}のフォローアップとして、円借款の迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことや、アジア開発銀行（ADB）との連携をさらに進め、国際協力銀行（JBIC）や日本貿易保険（NEXI）の制度改正・運用改善を行うことなど、抜本的な制度拡充策を発表しました。

また、2016年のG7伊勢志摩サミットに先立ち、安倍総理大臣は「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善を進めていくことを表明しました。

さらに、日本は、アジアにおける持続的成長には、インフラ整備に加え、各国の基幹産業の確立や高度化を担う産業人材の育成が不可欠との考えの下、安倍総理大臣が、2015年の日・ASEAN首脳会議の場において今後3年間で4万人の産業人材の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表し、2017年3月までに、アジア地域において49,000人以上の産業人材育成を実施しました。日本は今後も、アジアにおける産業人材育成を積極的に支援していきます。加えて、2016年のASEAN関連首脳会議の際に日本は、ASEANを含むアジア諸国との間で、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップ等を通じ、高度人材が環流することをODAで支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベティブ・アジア」事業を2017年度から開始することを発表し、ASEAN諸国から歓迎されました。

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域^{注3}

に関しては、毎年開催している日本・メコン地域諸国首脳会議（日・メコン首脳会議）のうち日本で開催する回（おおむね3年に1度）において、地域に対する支援方針が策定されています。

現在、2015年に開催された第7回日メコン首脳会議で採択された「新東京戦略2015」に基づき、4つの柱（①メコン地域における産業基盤インフラの整備と域内外のハード連結性の強化、②産業人材育成とソフト連結性の強化、③グリーン・メコン^{注4}の実現、④多様なプレーヤーとの連携）に沿って協力が進められています。2017年11月にフィリピン・マニラで開催された第9回日メコン首脳会議では、2015年に発表した3年間で7,500億円のODAによる支援の3分の2以上が実施されるなど、「新東京戦略2015」に基づく協力が順調に^{しんちよく}進捗していくことへの評価、および日本の貢献への謝意がメコン諸国から示されました。特にこの1年で、日本は、カンボジアのシアヌークビル港、ミャンマーのヤンゴン・マンダレー鉄道、タイの高速鉄道等のインフラ整備に係る協力を進めることができました。

2017年8月、フィリピン・マニラにおいて、第10回日メコン外相会議が開催され、河野外務大臣が出席し議長を務め、2年目を迎えた「新東京戦略2015」は、多くのプロジェクトが順調に実施されていること、この1年間で南部経済回廊を構成するカンボジアの国道5号線の改修事業やベトナムの南北高速道路建設事業を実施し、また、タイとの間で「産業人材育成に関する覚書」を締結するなど、ハード・ソフトの両面で、域内連結性強化に資する取組が進展している旨を述べました。



2017年8月、フィリピン・マニラにおいて第10回日メコン外相会議が開催され、河野外務大臣が議長を務めた。

注2 「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

注3 メコン諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）。

注4 日本とメコン地域諸国が豊かな緑、豊富な生物多様性および自然災害への強靱性を有する「緑あふれるメコン（グリーン・メコン）」を達成しようとする取組。

メコン地域の中では、特に民主化の進展に取り組むミャンマーに対して、2012年、日本は経済協力の方針を見直し、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため、①少数民族に対する支援を含む国民の生活向上、②法整備支援や人材育成、③インフラ整備を3本柱とし、幅広い支援を行っています。特に、最大都市ヤンゴン近郊のティラワ経済特別区（SEZ：Special Economic Zone）の整備のため、日本は官民を上げて協力しており、日本政府はODAにより周辺インフラの整備に貢献しています。2017年9月現在、世界から85社（そのうち43社が日本企業）が進出し、既に37社（うち日本企業は28社）が稼働しています。これは、日本の「質の高いインフラ投資」が世界からの信頼に結実した成功例といえます。



ミャンマーの商業都市ヤンゴン近郊で開発が進むティラワ経済特別区の入口。(写真：久野真一/JICA)

また、2016年にミャンマーのアウン・サン・スーチー国家最高顧問が訪日した際には、日本は、ミャンマーの民主化の定着、国民和解、経済発展を、官民を挙げて全面的に支援するとの方針に基づき、「日本・ミャンマー協力プログラム」*を踏まえて、官民合わせて2016年度から5年間で8,000億円規模の貢献を行うこと、その一環として国民和解の進展を支えるため、少数民族地域へ同じく5年間で400億円の支援を行うことを安倍総理大臣から表明しました。日本は、この日本・ミャンマー協力プログラムを通じて、ミャンマーの実情を踏まえつつ日本の知見と経験を活かし、ミャンマーの地方と都市のバランスの取れた発展を支援していきます。同時に、日本は今後年間1,000人規模の交流・人材育成を行い、国づくりを支えていくことも伝えました。



2018年1月、カンボジアのシェムリアップ浄水場視察時に現地要人と記念撮影する中根一幸外務副大臣。

用語解説

* ASEAN 連結性マスタープラン 2025

2015年を目標年としていた「ASEAN 連結性マスタープラン」（2010年採択）の後継文書として、2016年のASEAN 首脳会議にて採択された、ASEAN 連結性強化のための行動計画。2015年採択の「ASEAN2025：共に前進する」の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を5大戦略としており、それぞれの戦略の下に重点イニシアティブが提示されている。

* 日本・ミャンマー協力プログラム

ミャンマーの開発を考える上で重要な主要9分野で取り組むべき課題を抽出したもので、具体的には、Ⅰ「地方の農業と農村インフラの発展」、Ⅱ「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」、Ⅲ「都市部の製造業集積・産業振興」、Ⅳ「地方と都市を結ぶ運輸インフラ整備」、Ⅴ「産業発展を可能とするエネルギー協力」、Ⅵ「都市開発・都市交通」、Ⅶ「金融制度整備支援（政策金融／民間金融）」、Ⅷ「国民をつなぐツールとしての通信・放送・郵便」、Ⅸ「国民生活に直結する保健医療分野の改善」を柱としている。

● 中国との関係

日本は、1979年以降、日中関係の柱の一つとして中国に対するODAを実施してきましたが、中国の経済的発展および技術水準の向上を踏まえ、既に一定の役割を果たしたとの認識の下、対中ODAの大部分を占めていた円借款および一般無償資金協力は、約10年前に新規供与を終了し、円借款は既存の事業の貸し付けについても完了しました。過去の支援は、中国経済の安定的な発展に貢献し、ひいてはアジア・太平洋地域の安定、さらには日本企業の中国における投資環境の改善や日中の民間経済関係の進展に大きく寄与したと認識しています^{注5}。

現在の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等の協力の必要性が真に認められるものに絞って極めて限定的に実施しており、技術協力（2016年度実績5.00億円）^{注6}と、草の根・人間の安全保障無償資金協力（2016年度実績0.29億円）^{注7}によるものです。

技術協力について、日本は、たとえば、日本への影響も懸念されているPM2.5を含む大気汚染を中心とした環境問題に対処する案件や現地進出日本企業の円滑な活動にも資する中国の民法や特許法等の起草作業を支援する案件を実施しています。

また、中国の経済発展を踏まえた新しい協力の在り方として、最近では中国側が費用を負担する形での協力を進めています。たとえば、2013年に四川省で発生した芦山地震の被災地において、中国側が進める防災教育や防災館の建設において、日本は防災対策の共有や耐震免震技術の指導等の支援をしていますが、その費用は中国側が負担しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力については、大気汚染の原因となっている野焼きの防止に向けた支援や、女性の社会進出の促進に向けた出稼ぎ女性労働者への支援等を実施しました。



■ 初等教育カリキュラム改訂プロジェクト

技術協力プロジェクト（2014年5月～（実施中））

ミャンマーでは、2011年の民政移管後、国際水準の学力達成を掲げ、法改正や学制改革など大規模な教育改革に着手しています。日本は、ミャンマーが東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した1997年から、子どもの主体的な学びを促す児童中心型教育の普及を支援してきました。その一方で、授業で使用される教科書の大半は20年近く改訂されておらず、暗記中心の指導法や試験は児童中心型教育の障害となっていました。

2014年から実施された「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」は、児童中心型教育を効果的に実施するため、新たなカリキュラムや教科書・指導書、評価ツールの開発とこれらを用いた教員養成校教官などの人材育成を支援するものです。本事業では、日本とミャンマーの教育専門家がカリキュラム開発チームを編成し、小学校の全学年（ミャンマーの初等教育は1年生から5年生までの5年制）、全10科目（ミャンマー語、英語、算数、理科、社会、体育、道徳・公民、音楽、図工、ライフスキル）の教科書と教師用指導書を開発しています。そして遂に、2017年6月から、ミャンマー全土の新1年生約130万人が新しい教科書で学び始めました。

また、新教科書の導入に先立って、2017年1月から5月にかけて現職教員に向けた新初等教育カリ



新しいカリキュラムの教科書を使って学ぶ子どもたち。（写真：JICA）

キュラムの導入研修を実施し、約10万人の教員が全国各地で参加しました。6月からは、全国に25校ある教員養成校の教官・学生を対象とした導入研修を実施しています。

教育セクターに対する支援は、国家の発展の根幹にかかわるものです。その意味で、ミャンマーの初等教育のカリキュラム改訂や教科書策定を日本が支援していることは非常に価値のあることです。日本は今後も、教育の質の向上を通じてミャンマーの国づくりを支援していきます。

注5 2016年度までの有償資金協力の累計は33,165億円（約束額）、無償資金協力の累計は1,576億円（約束額）、技術協力は累計1,845億円（JICA支出額）。（ただし、円借款（有償資金協力）および一般無償資金協力は既に新規供与を終了している。）

注6 技術協力の近年の実績
32.96億円（2011年度）、25.27億円（2012年度）、20.18億円（2013年度）、14.36億円（2014年度）、8.06億円（2015年度）、5.00億円（2016年度）

注7 草の根・人間の安全保障無償資金協力の近年の実績
8.43億円（2011年度）、2.88億円（2012年度）、2.84億円（2013年度）、0.85億円（2014年度）、1.07億円（2015年度）、0.29億円（2016年度）

◆ 東アジア地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-8 東アジア地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ベトナム	9.28	2.76	95.47	104.75	1,478.72	417.41	1,061.32	1,166.06	1,583.47
2	ミャンマー	209.58	37.90	97.96	307.54	199.28	-	199.28	506.82	506.82
3	タイ	11.10	0.02	24.77	35.87	378.18	302.39	75.79	111.66	414.05
4	インドネシア	7.67	-	59.79	67.46	332.46	1,606.26	-1,273.80	-1,206.34	399.92
5	フィリピン	20.64	0.05	61.70	82.34	219.17	512.11	-292.95	-210.60	301.51
6	モンゴル	8.72	0.09	24.36	33.08	158.35	16.14	142.20	175.28	191.43
7	カンボジア	76.04	3.14	33.24	109.28	31.64	4.92	26.72	136.00	140.92
8	ラオス	16.62	-	30.35	46.97	16.81	4.97	11.83	58.80	63.77
9	マレーシア	0.05	-	12.08	12.13	35.33	141.85	-106.51	-94.38	47.46
10	東ティモール	21.99	6.27	9.43	31.42	5.29	-	5.29	36.71	36.71
11	中国	0.98	-	6.03	7.01	20.97	977.12	-956.15	-949.15	27.97
	東アジアの 複数国向け	0.82	0.82	4.32	5.15	-	-	-	5.15	5.15
	東アジア地域合計	384.56	52.13	459.90	844.45	2,876.20	3,983.18	-1,106.98	-262.52	3,720.66
	(ASEAN合計)	352.04	44.95	415.68	767.72	2,691.60	2,989.92	-298.32	469.40	3,459.32

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



高齢化問題に備えた年金制度を確立

～モンゴルにおける「SINRAI Project」～

開発途上国においても高齢化現象は確実に進んでいます。モンゴルも例外ではなく、現在は25人に1人が65歳以上（高齢化率^{※1}は約4%）ですが、50年後には5人に1人が65歳以上になると予測されています。このような高齢化に対応するために社会保障システムの整備が必要不可欠となる中、「国民皆保険」「国民皆年金」を中核として高齢化問題に備えてきた、日本の社会保障制度のノウハウが求められています。こうした中、モンゴルの労働・社会保障省、医療・社会保険庁と協力し、モンゴルの社会保険実施能力の強化を目的とする技術協力プロジェクトが2016年5月末に開始されました。

「国民に“信頼”される社会保険サービスを国が提供できるようにする。年金制度の正しい知識、メリット、意義を広めていく。それが私たちの目的です」。本プロジェクトを「SINRAI Project」と命名したと話す、チーフアドバイザーの山下護^{やましたまもる たか}さん。社会保険実務専門家の高梨昭浩^{たか なるあきひろ}さん、業務調整専門家の菊池枝里香^{きくちえりか}さんと共に、現地スタッフと連携して活動に取り組んでいます。

1992年まで社会主義国だったモンゴルでは、1942年から年金制度が存在し、すべての労働者が年金制度に加入し、退職後には一律の年金が支給されていました。しかしその後、民主化とともに年金制度は変革され、被用者は強制加入、自営業者や遊牧民などのインフォーマルセクター^{※2}は任意加入として運用されています。現在の制度の問題点は、主にインフォーマルセクターの人々の加入率の低さ、年金制度に対する基本的な理解不足にあると、菊池さんは話します。約300万人の国民のうち遊牧民が1割を占めますが、その多くが年金未加入（加入率20%）であり、将来「無年金」者となって大きな社会問題となることが懸念されます。

「年金は、弱者を守るためのもの」と考える菊池さんは、まず年金加入のメリットや意義を広く伝えるために、モンゴル国立大学をはじめ、ロータリークラブ、自営業者組合、市民講座などで、これまでに22回セミ-



遊牧民宅を訪問し、年金保険加入の意義について伝える高梨専門家。
(写真提供：JICA)

ナーを開催してきました。セミナーを聞いた人々からは「社会保険の意味を初めて理解した」との声が多くあったり、また、現地メディアによる山下さん、高梨さんのインタビューや、Facebookなどの投稿記事を読んだ人からは「こんなセミナーはできないか?」「うちでもやってほしい」との話もあるなど、国民の年金制度への関心が高まってきています。一方で、高梨さんが指摘する運用面での課題の一つが、医療・社会保険庁職員による対応でした。それは、職員が無愛想であったり、人が並んでいても担当が違ふと気にも留めなかったり、「お客様サービスを全く意識していなかった」という状況であったためなどで、日本から短期専門家を招き、基本的な接遇研修を導入しました。その結果、どの職員もすべてのお客様に対応できるようになり、サービスを提供する側の意識が少しずつ変わってきたと、高梨さんは手応えを感じています。

このほかにも、管理職やサービスリーダー向け研修を実施。日本の年金事務所の実務経験などを伝えることで、現状の問題に気づき、「もっと研修を受けたい」「業務効率の悪さを改善したい」といった要望を寄せる職員が増えてきたそうです。

また、モンゴルの現在の年金受給開始年齢は、男性60歳、女性55歳ですが、これから発展していくモンゴルにはあまりに開始が早すぎると考えた山下さんは、受給開始年齢を65歳まで引き上げることを提案し続けました。結果として、モンゴルでは、2018年から段階的に引き上げることとなっています。年金制度の継続的運営には、将来の人口から支給額と保険料を予測し、収支を見通して正しく立案できる人材が不可欠であり、優秀な人材の養成を通じて、将来的にモンゴルの人々が自分たちで維持していけるように支援していくことが必要です。

「SINRAI Project」の活動がモンゴルの高齢化社会の備えに寄与し、ひいては日本とモンゴルの信頼関係を深めていくことが期待されています。

※1 高齢化率7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」といわれる。日本は1970年に高齢化社会、1995年に高齢社会、2010年に超高齢社会に移行。2016年の時点で27.3%と世界一。

※2 インフォーマルセクターとは、行政の指導下で行われていない経済活動で、開発途上国に見られる国家の統計や記録に含まれていない経済部門のこと。



社会保険の意義についてモンゴル国立大学で講義を行う山下チーフ。
(写真提供：JICA)

2 南アジア地域

南アジア地域には、インドをはじめとして、大きな経済的潜在力を有する国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的に南アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、この地域はテロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域には、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如、人口の増大、初等教育を受けていない児童の割合の高さ、水・衛生施設や保健・医療制

＜日本の取組＞

日本は、南アジア地域の中心的存在であるインドと、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて電力や運輸などの経済インフラの整備等を支援しています。

2015年には、安倍総理大臣がインドを訪問しモディ首相との間で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道に日本の新幹線システムを導入することを確認し、2016年には、モディ首相が訪日し、首脳会談において、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業の着実な進捗が歓迎されました。2017年9月に安倍総理大臣がインドを訪問した際には、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道整備計画への1,000億円の供与を含む円借款、および無償資金協力に関する書簡の交換が行われました。たとえば、高速鉄道整備計画は、在来線特急で最速7時間、飛行機で約1時間半かかるムンバイ・アーメダバード間を2時間で移動でき、料金は交通運賃の約半分になることが見込まれます。日本のODAは、インフラ開発、貧困対策、投資環境整備、人材育成等を通じ、インドの成長において大きな役割を果たしています。

近年、発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加し

度の未整備、不十分な母子保健、感染症、そして法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、この地域に住んでいる約17億人のうち約2.5億人が貧困層ともいわれ、世界でも貧しい地域の一つです。^{注8}SDGs達成を目指す上でも南アジア地域はアフリカに次いで重要な地域となっています。

日本は、南アジア地域の有する経済的な潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差をやわらげるため、経済社会インフラ整備の支援を重点的に行っています。

ているバングラデシュと日本は、二国間関係強化の中で、①バングラデシュの経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想を中心に、政策対話を強化し、経済協力を進めています。2016年には、ハシナ・バングラデシュ首相が、G7伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合参加のため訪日し、安倍総理大臣は、「日本は、バングラデシュの『2021年までの中所得国化』実現に向けて支援を継続していく」と述べた上で、BIG-B構想の推進、両国間の人物交流の拡大や貿易・投資の一層の促進への期待等を表明しました。また、日本はバングラデシュ政府との間



2017年1月、武井俊輔外務大臣政務官（当時）は、バングラデシュのアラム外務担当国務大臣と会談し、ダッカ襲撃テロ事件後の同国政府による安全対策措置に謝意を表明し、邦人の安全確保に対する一層の取組を要請した。

注8 （出典）世界銀行HP 人口 <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=85>
貧困率 <https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?locations=85>

で2017年3月および同年7月にそれぞれ10億円および5億円の「経済社会開発計画」に署名し、バンラデシュのテロ対策・治安改善分野における能力向上を支援しています。

スリランカと日本との協力関係は、2016年にシリーサーナ・スリランカ大統領がG7伊勢志摩サミットのアウトリーチ会合参加のため訪日したのに続き、2017年4月にはウィクラマシンハ首相が訪日し、両国は2015年に発表した「包括的パートナーシップに関する共同宣言」の下での協力をさらに深化・拡大させることを決定するとともに、日本は、復興地域における地方インフラ開発およびカル河上水道拡張に係る総額約450億円の円借款、トリンコマリ港整備に係る10億円の無償資金協力を実施しました。たとえば、カル河上水道拡張計画により、上水道の普及が遅れている西部州カルタラ県およびコロンボ県において、新たに約10万戸が上水道に接続される見込みです。

今後も日本は、スリランカの質の高い経済発展とともに、進出している日系企業の活動環境の改善にも寄与する港湾、道路等の運輸ネットワークや電力基盤等のインフラ整備の分野で協力を行っていきます。また、同国の紛争の歴史や格差が拡大している現状を踏まえ、日本は開発の遅れている地域を対象に生計向上や農業

分野を中心とした産業育成など、国民和解に役立つ協力、および災害対策への支援を継続していきます。

パキスタンは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っており、アフガニスタンの安定にとって、パキスタンの協力は極めて重要です。これまで日本は、空港・港湾の保安能力向上支援や、テロ掃討軍事作戦で発生した国内避難民への支援を実施しています。また、日本は不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力強化のための支援や、平和構築・人道支援・テロ対策分野の機材、製品を供与する支援を実施しています。さらに、ポリオの感染拡大を防ぐために必要なワクチンの調達や2018年のパキスタンでの総選挙の実施に向けて選挙が自由で公正かつ円滑に実施されるよう、日本は選挙プロセスに係るパキスタン政府の能力向上を支援しています。

新憲法制定プロセスを通じて民主主義の定着と発展に向けた取組をしているネパールに対しては、中央および地方政府のガバナンス能力向上を支援するとともに、社会的弱者を含む住民のニーズを行政施策に反映させるための支援等を行っています。地域間、民族間における教育へのアクセスの格差や児童の学力差の是正のため同国政府の教育開発計画である「学校セクター開発計画」を支援するための援助資金の供与や、



■ トリブバン国際空港近代化計画 補給管理センター及び航空路レーダー管制業務整備プロジェクト

無償資金協力（2013年3月～2017年1月） 技術協力プロジェクト（2014年2月～（実施中））

内陸国であるネパールでは、空路は重要な移動・流通手段となっています。首都カトマンズにあるトリブバン国際空港は、ネパール唯一の国際空港であり、国内線のハブ空港としても重要な役割を果たしています。しかし、同空港では近年、航空機発着数の急増と空港監視レーダー等の老朽化などにより、航空管制の安全性が十分に確保できないことが差し迫った課題となっていました。

このような状態の中、日本はネパールに対し、無償資金協力「トリブバン国際空港近代化計画」を実施し、同空港にある既存の空港監視レーダーの更新等とともに航空路監視レーダーの新設を支援しました。また、この協力により導入されたレーダー等を適切に運用するための規程・要領等の整備および管制業務を行う管制官の教育・訓練、ならびに航空保安施設の運用維持管理に係る能力開発を目的に技術協力も実施し、施設整備のみならず人材育成強化についても支援しました。これらの協力により、同空港の安全性の強化と輸送能力が増強され、ネパールの社会・経済基盤の整備を通じた経済成長や国民生活の改善に貢献しています。

このほかにも、航空保安施設に障害が発生した際の迅速



トリブバン国際空港レーダーオペレーションビル航空路管制室管制卓。

な復旧を可能にするため、トリブバン国際空港に「補給管理センター」を設置し、全土に配置される航空保安施設の部品の補給管理を一元的に行うというネパール政府の計画に対し、日本は運営技術面の支援を技術協力プロジェクトとして行っています。

日本が培った航空の安全確保技術は、ネパールの航空の安全を支え続けています。

（2017年12月時点）

ネパールの若手行政官が日本で学位を取得するために必要な学費等を供与する「人材育成」の支援も行いました。そのほか2015年に発生したネパール大地震に対して日本は、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与とともに、シェルターや生活物資の提供により13,592世帯の避難生活の状況改善を行った国際移住機関（IOM）の支援をはじめ、8つの国際機関等を通じて1,400万ドル（16.8億円）の緊急無償資金協力を実施しました。また、ネパールの中長期の復興プロセスとして、仙台の国連防災世界会議の成果である「より良い復興」のコンセプトを活用し、強靱なネパールの再建に向けて総額2.6億ドル（約320億円超）規模の住宅（約4万戸）、学校（約280校）および公共インフラの再建を中心とする支援策を実施しているほか、地震災害軽減のための各種技術支援を実施しています。

ブータンにおいて、日本は1986年に国交を樹立して以来良好な関係を築いてきており、2016年には国交樹立30周年を迎えました。ブータンに対する日本の経済協力は、両国間の友好関係の礎となっており、ブータンの基本理念である国民総幸福量（GNH：Gross National Happiness）を念頭に置いた国家開



2017年7月、小田原潔外務大臣政務官（当時）は、ネパールのデウバ首相を表敬し、意見交換を行った。

発計画を尊重しつつ、主に技術協力と無償資金協力を通じた支援を実施してきています。これらの支援を通じ、日本は農業生産性の向上や人材育成、道路網、橋梁等の経済基盤整備をはじめとする分野で着実に成果を挙げてきています。日本は2017年12月に、ブータンの災害時等における移動通信ネットワークをより強固なものにするための「災害用緊急時移動通信網整備計画」に署名し、自然災害時におけるリスクの軽減を目指すことで、ブータンの防災分野における機能向上を支援しています。

パキスタン

■ シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画 シンド州北部農村部女子前期中等教育強化計画

無償資金協力（2014年2月～2016年12月）（2016年3月～（実施中））

パキスタンでは多くの学校が男女別に設置されていますが、女子については基本的に家にいるべきものとの慣習化した認識から長距離の通学が困難であることが多いため、男子校に比べて多くの学校が必要とされています。特に、農村部では女子児童が通学可能な距離に学校が存在しないことが多く、進学を阻害する要因となっています。

パキスタンのシンド州全体における前期中等教育の就学率は34%と全国平均より高いものの、女子の就学率（2013/14年度）は17%にとどまっています。同州内でも都市部と農村部の格差は大きく、農村部女子の前期中等教育（10～12歳が対象）の就学率はわずか6%と非常に低くなっています。

2014年から開始した「シンド州南部農村部女子前期中等教育強化計画」では、シンド州南部の農村地域に位置する既存初等学校（5～9歳を対象）29校において、既存校舎の改築を行う中で、女子前期中等学校用の校舎も建設し、2016年11月の完工を経て、2017年4月に授業が開始されました。2016年からは、同州北部地域の25校でも同様の整備を進めており、完成すれば、南部の29校と

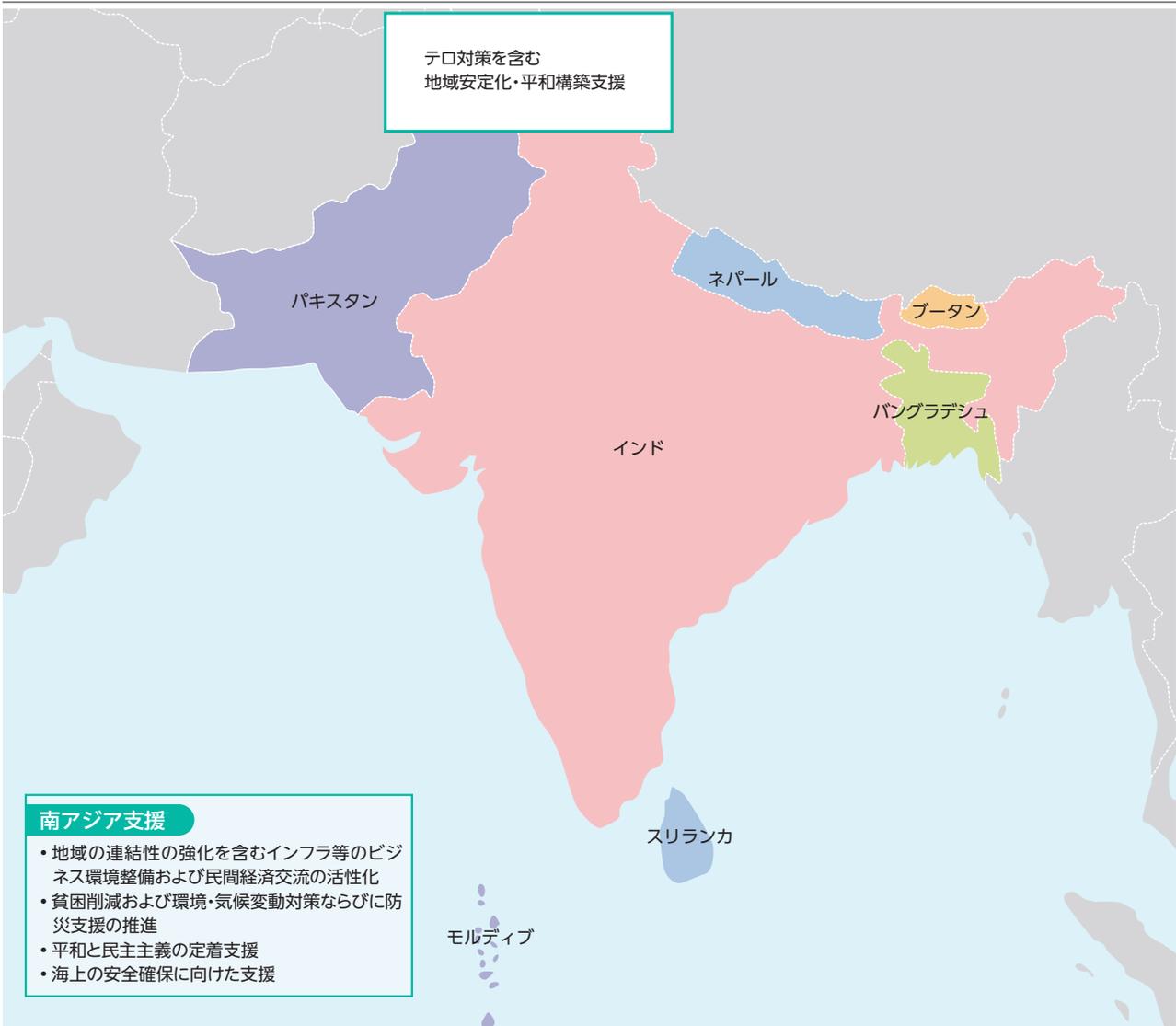


新校舎で学ぶ生徒たち（中学1年生レベル）。（写真：在カラチ日本総領事館）

合わせて、約6,600人の女子生徒が新たに前期中等教育を受ける機会を得ることになります。

これらの取組は女子の教育へのアクセス改善に貢献しており、「女性の輝く社会」の実現に寄与する案件といえます。（2017年12月時点）

◆ 南アジア地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-9 南アジア地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	インド	7.89	—	48.62	56.50	1,743.96	792.68	951.28	1,007.78	1,800.47
2	バングラデシュ	24.65	—	42.50	67.15	501.13	107.01	394.13	461.27	568.28
3	パキスタン	58.38	30.84	23.72	82.10	162.60	52.05	110.55	192.65	244.70
4	スリランカ	13.83	0.67	20.57	34.40	164.63	202.63	-38.00	-3.60	199.03
5	ネパール	16.13	—	22.49	38.62	35.28	8.77	26.50	65.13	73.90
6	ブータン	9.29	—	10.31	19.60	0.19	—	0.19	19.79	19.79
7	モルディブ	5.61	—	2.49	8.09	—	0.55	-0.55	7.54	8.09
	南アジアの 複数国向け	—	—	0.88	0.88	—	—	—	0.88	0.88
	南アジア地域合計	135.78	31.51	171.57	307.35	2,607.79	1,163.70	1,444.10	1,751.45	2,915.14

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



日本の生産性向上の ノウハウを伝える ～パキスタンアパレル製品の 付加価値向上のための KAIZEN～

パキスタンは、西はアフガニスタンとイラン、北は中国、東はインドと国境を接し、南はアラビア海に面する人口1億9,540万人の国です。農業と繊維産業が盛んで、特に綿花の生産量は世界4位。繊維産業の規模はGDPの約10%、総輸出額の約50%を占め、製造業従事者の約40%を雇用する重要な産業です。しかし、この基幹産業である繊維産業において、パキスタンは長年にわたり大きな課題を抱えています。同国が作り出し、輸出している製品の多くが未だ低技術・低付加価値のホームテキスタイル（ベッドカバー、シーツ、タオルなど）であり、同国は世界有数の綿花の産地でありながら、その利点を活かせていません。原因として次のような点が考えられます。

まず、パキスタンは世界有数の綿花の生産地ですが、加工して輸出するという付加価値の向上に着目せず、安価で高品質の「完成品」を求めるようになった世界の需要に対応できなかった点があります。また、女性は家庭を守るものという伝統的な価値観が強く、縫製作業で求められるムラのない作業のための女性労働力の不足も指摘されています。

このような背景から、2016年6月「アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト」が開始されました。このプロジェクトの目的は、競争力を高めるための生産ラインの個々のワーカーたちの技能向上と、工場全体、特に管理層に生産管理的視点を備えさせること、つまり品質を向上させていくという意識と知見を植え付けることです。そのためプロジェクトではアパレル産業の人材育成を目的とした研修校への指導、技術支援が行われました。



職業訓練校で行われた講師向け研修修了証書授与の様子。(写真提供：藤田綾)

同プロジェクトにおける中心的存在であり、これまで世界各国でアパレル産業育成のためセミナーや工場での生産性向上指導を行ってきた正田康博専門家は、着任当時の学校の様子を次のように語っています。「現場を詳しく視察して、まず気づいたのは、研修校の研修内容がパキスタンのアパレル産業の要望に添えていない、という点でした。また、洋服製造の経験も乏しく、パターンメイキング（型紙作成）をはじめとした技能・技術教育においての基本的能力が不足していました。また、今や現場の環境改善や品質管理の手法として世界の共通語となっている『KAIZEN』、特に品質改善のための5S（『整理』『整頓』『清掃』『清潔』『躰』）がなぜ必要なのかも理解されておらず、伝えてもなかなか実行されないため、できるだけやって見せて、なぜそれが大事なのかを具体的に分かるように見せていくということの繰り返しでした。」

4年間（2016年6月～2020年5月）にわたる同プロジェクトは、開始から1年半が経ち、教員訓練においては、全科目の教員が知っておくべき基礎分野（繊維、染め・仕上げ、品質管理等の10科目）の訓練がようやく一巡した段階です。作業現場においては、教員たちが5Sの中で基本となる清掃のほか、実習態度、躰等の面でも研修生に指導するようになり、機器の清掃やメンテナンス管理を日々行うようになりました。「教員訓練はまだ途上であり、日本のアパレル教育水準に追いつくにはまだ先は遠いといわざるを得ませんが、それでも教えていく中で日々の進歩を感じます。中国での人件費の高騰でASEAN諸国等に生産拠点が移行している現在、ここパキスタンはまだまだ潜在力があり、良い製品を安く作れるようになれば競争力を持つことができると思います。そのためには、付加価値を上げるための企画設計の力を身に付けたり、女性が参加しやすい労働環境づくりも必要です。プロジェクト最終年次（4年次）には政策プロポーザルを繊維省に提出することを目標にしております」と正田さんは話します。

現在、パキスタンにおいて、繊維産業の発展は官民を挙げた重要課題となっており、2019年までに現在の輸出額の130億ドルを2倍にするという大きな目標も掲げられています。この国の大きな変革の時期に、その根底を支える人々の改革を正田専門家たちの地道な支援が後押ししています。



職業訓練校で、工業用ミシンの使い方を指導する正田専門家。(写真提供：藤田綾)

3 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれていることから地政学的に重要な地域であり、この地域の発展と安定は、ユーラシア地域全体の発展と安定にとっても大きな意義を有しています。また、この地域には石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富な国も含まれることから、資源供給国の多様化を目指して、資源・エネルギー外交を展開す

< 日本の取組 >

日本は、旧ソ連の崩壊に伴い独立した中央アジア・コーカサス諸国に対し、1991年の独立以来、市場経済体制への移行と経済発展に向けた各国の取組を支援するため、経済発展に役立つインフラ（経済社会基盤）整備、市場経済化のための人材育成、保健医療など社会システムの再構築など多彩な分野で支援を行っています。

2017年5月、トルクメニスタンで開催された「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合に参加した岸田外務大臣（当時）は、北朝鮮問題も含めた、日本と中央アジア各国との幅広い協力関係を象徴する「共同声明」に署名し、今後の優先的な実践的協力分野として、地域内外の相互の連結性を強めることは地域の発展に資するとの考えの下、運輸・物流分野のこれまでの協力と今後の協力の方向性を打ち出した「運輸・物流協力イニシアティブ」を発表し、このイニシアティブに基づき、240億円規模の支援を行っていくことを表明しました。たとえば、このイニシアティブの下で実施されるキルギスの国際幹線道路改善計画によ

る日本にとっても戦略的に重要な地域です。この観点から日本は、この地域の国々に人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう、そして同時にアフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに近接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

り、道路改善・防災対策（地滑り対策等）を支援することで、道路の輸送力と安全性の向上が期待されます。また、日本は、今後5年間で2,000名の研修生を受け入れる旨も表明しました。日本は中央アジア・コーカサス諸国に対して、2016年までに10,270名の研修員の受入れ、2,303名の専門家の派遣をはじめ、若手行政官の日本留学プロジェクトである人材育成奨学計画や、日本人材開発センターを通じたビジネス人材育成など、新しい国づくりに必要な人材の育成を支援してきています。

さらに、共通の課題を抱えるこの地域の国々が協力し合うことが大切との考えから、日本は国境管理、テロ・麻薬対策、防災、農業などの分野で、地域内協力の促進を支援しています。このほか、民主化を進めるキルギスに対して、日本は選挙関連機材を供与し、2015年の議会選挙や2017年の大統領選挙で、それらが有効に活用された結果、選挙が大きな混乱もなく平和的に実施されるなど民主主義の定着にも貢献しています。



2017年6月、滝沢求前外務大臣政務官（当時）（右）は、ジョージアを訪問し、ギオルギ・クヴィリカシヴィリ首相と会談を行った。

◆ 中央アジア・コーカサス地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-10 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ウズベキスタン	9.77	2.42	6.84	16.61	178.49	28.59	149.90	166.51	195.10
2	アゼルバイジャン	0.46	—	0.92	1.38	57.25	20.44	36.81	38.18	58.63
3	タジキスタン	25.41	8.27	5.63	31.04	—	—	—	31.04	31.04
4	ジョージア	1.07	—	0.84	1.92	16.13	2.63	13.50	15.42	18.05
5	キルギス	4.48	—	8.33	12.81	—	0.48	-0.48	12.34	12.81
6	アルメニア	2.02	—	2.62	4.64	—	10.32	-10.32	-5.67	4.64
7	カザフスタン	0.31	—	1.99	2.30	0.66	38.84	-38.18	-35.88	2.96
8	トルクメニスタン	—	—	0.50	0.50	—	2.01	-2.01	-1.51	0.50
	中央アジア・ コーカサスの 複数国向け	2.72	—	0.62	3.34	—	—	—	3.34	3.34
	中央アジア・ コーカサス地域合計	46.25	10.69	28.30	74.54	252.53	103.31	149.22	223.77	327.07

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



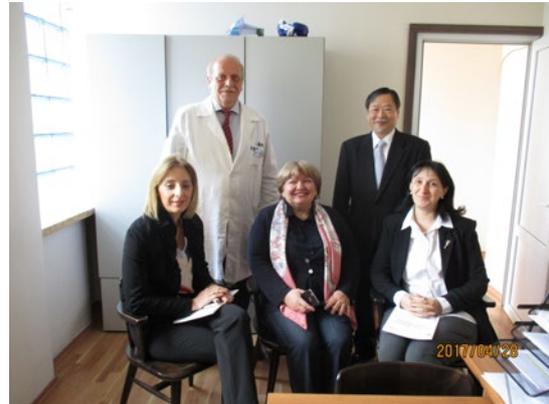
■ 日本方式普及ノン・プロジェクト無償資金協力 (医療・保健パッケージ) ノン・プロ無償資金協力 (平成26年度)

日本の約5分の1の国土に約400万人が居住するジョージアでは、病院の医療機器が著しく老朽化しており、多くの国民が質の高い医療サービスを受けることが困難な状況にあります。こうした状況の改善のため、この協力では、日本の優れた医療機材 (CT、デジタル方式X線撮影装置、超音波診断装置等) をジョージアの2つの病院に供与するとともに、ジョージア各地の救急用に約140台のAED (自動体外式除細動器)^{注1} を供与することとし、2017年4月に供与式が実施されました。

供与式当日、貝谷在ジョージア日本国大使 (当時) が供与先を視察した際、日本から供与されたCTによって初期の肺がんが発見され、早期治療で完治した女性が紹介され、同大使に対して心から感謝を述べる場面がありました。病院長は、その女性は日本が供与したCTによる最初の救命例であり、そうした機器のない状況では早期発見は不可能であったと述べています。

供与式ではセルゲイニコラ労働・保健・社会福祉大臣から、AEDのおかげで患者の生存率が70%以上上昇したとして、日本の支援に対する謝意表明がありました。

また、日本の企業が生産した製品が調達されたことで、



グヴァミチャヴァ院長 (後列左)、貝谷大使 (当時) (後列右) と早期発見により肺がんを完治したマリナさん。(前列中央)

今後の日本企業の海外展開が促進され、両国間の経済関係がより強化されることが期待されます。

注1 心停止状態に陥ったときなど、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻すための医療機材

4 中東・北アフリカ地域

中東・北アフリカ地域は、石油と天然ガスの埋蔵量がともに世界の約5割を占めており、世界のエネルギーの一大供給地です。また、日本は原油輸入の8割強を中東地域に依存している上、日本と欧州とを結ぶ貿易の中心となる航路は中東地域を経由しており、この地域は日本の経済とエネルギーの安全保障という意味からも極めて重要な地域となっています。

中東・北アフリカ地域は2011年以降、大きな政治的変動を経験しました。長期政権が崩壊した国では民主化プロセスが進められています。そうした国々の改革努力を、経済的支援や人材育成等を通じて後押ししていくことは、その国自身や周辺諸国だけでなく、世界全体の平和と安定にもつながります。

一方で、この地域は、「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」などの暴力的過激主義、大量の難民の発生、シリア危機、湾岸諸国間の緊張関係の継続、イラク北部における緊張、中東和平問題、アフガニスタン、イエメンおよびリビアの国内情勢など、同地域を不安定化させる様々な課題を抱えています。ISILは

2014年にイラクおよびシリアの国境をまたぎ、「国家」の樹立を一時的に宣言しましたが、米国を中心とする「対ISIL連合」の支援等を受けて、2017年7月にはイラク政府がISILの重要拠点であるモースルの解放を宣言しました。また、ISILが「首都」と称していたラッカについても、同年10月にシリア民主軍 (SDF) によって解放が宣言され、ISILの支配地域の縮小は顕著となっています。しかしながら、ローンウルフ型テロなどへの脅威は残り、ISILをはじめとする暴力的過激主義が伸張した原因の根本に対処することは、引き続き、国際社会全体の大きな課題です。

人口に占める若者の割合が高い国が多いことも中東・北アフリカ地域の特徴であり、そのような国が今後も安定した成長を実現できるよう支援していくことも重要です。このような諸課題を抱えるこの地域の平和と安定を実現することは、日本を含む国際社会全体にとって極めて重要であり、国際社会もその解決に向けて取り組んでいます。

< 日本の取組 >

中東・北アフリカ地域には、パレスチナに加え、アフガニスタンやシリア、イラク、イエメン、リビアなど、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在します。これらの国や地域の平和と安定は、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすことから、これらの国・地域に対しては、持続的な平和と安定の実現、国づくりや国家の再建のために国際社会が一致団結して支援していくことが重要です。このような中東・北アフリカ地域の位置付けから、日本として積極的に支援を行う大きな意義があります。

たとえば、国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2017年4月、ブリュッセルで開催されたシリアおよび地域の将来の支援に関するブリュッセル会合において、人道上の危機に対応するため、総額約2.6億ドルの追加的な支援を表明し、緊急性に鑑み、速やかに実施しました。この支援は、現地における緊急の人道の必要性に対応するため、避難民

支援や電力供給の復旧に加え、若者の人材育成、女性のエンパワーメントといった分野が含まれています。2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラク、および周辺国に対する支援の総額は19億ドル以上となっています。シリアでは、ISILの拠点となっていた主要都市ラッカやデリゾールの解放が宣言され、国内避難民、難民が帰還するなど、絶えず人道状況が変化している中で、日本は時宜に即した効果的な人道支援を実施しています。

また、2017年9月には第1回日アラブ政治対話が開催され、河野外務大臣は日本の対中東外交の基本姿勢として、「河野四箇条」^{注9}を提案し、それを実現するための具体案として新たな「5つのイニシアティブ」^{注10}を表明しました。

日本は、このような支援を着実に実施し、国際社会と協力して、人道支援のみならず中長期的な視点から、日本の強みを活かした「人づくり」など、社会安定化と包摂的成長のための支援を行っていきます。



■ スエズ運河庁能力開発
国別研修（2016年4月～(実施中)）

スエズ運河は、1869年の完成以降、アフリカ大陸を迂回せずに欧州とアジアを結ぶ最短航路として、世界の物流・経済を支えています。スエズ運河の料金収入は年間約50億ドル（2009年）と、エジプトにとって重要な外貨収入源（全体の1割に相当）です。一方、近年は船舶の大型化、パナマ運河拡張、北極海航路開拓、海運業界の世界的な不況など、世界の海上交通に係る変化が生じており、スエズ運河も時代の動きに合わせて進化していく必要があるため、スエズ運河を管理するスエズ運河庁（職員数15,000名）の能力・体制強化が急務となっています。

こうした状況の中、日本は、スエズ運河を適切に運営するために必要な知識・能力の向上を目的として、国別研修「スエズ運河庁能力開発」を実施しました。この研修では、スエズ運河庁の職員を対象とした最新の海運市場動向等に関する講義やコンテナターミナル等の視察を行いました。さらに、運河通航量予測モデルや通航料金設定システム等の分析・演習を研修に盛り込み、スエズ運河の収入最適化に必要な実務能力の向上を図っています。

この研修を通じて、同庁の運河運営体制・能力が強化さ

れ、スエズ運河の持続的な運用管理が実現することが期待されています。研修に参加したスエズ運河庁職員は、「この研



専門家による講義と討論の様子

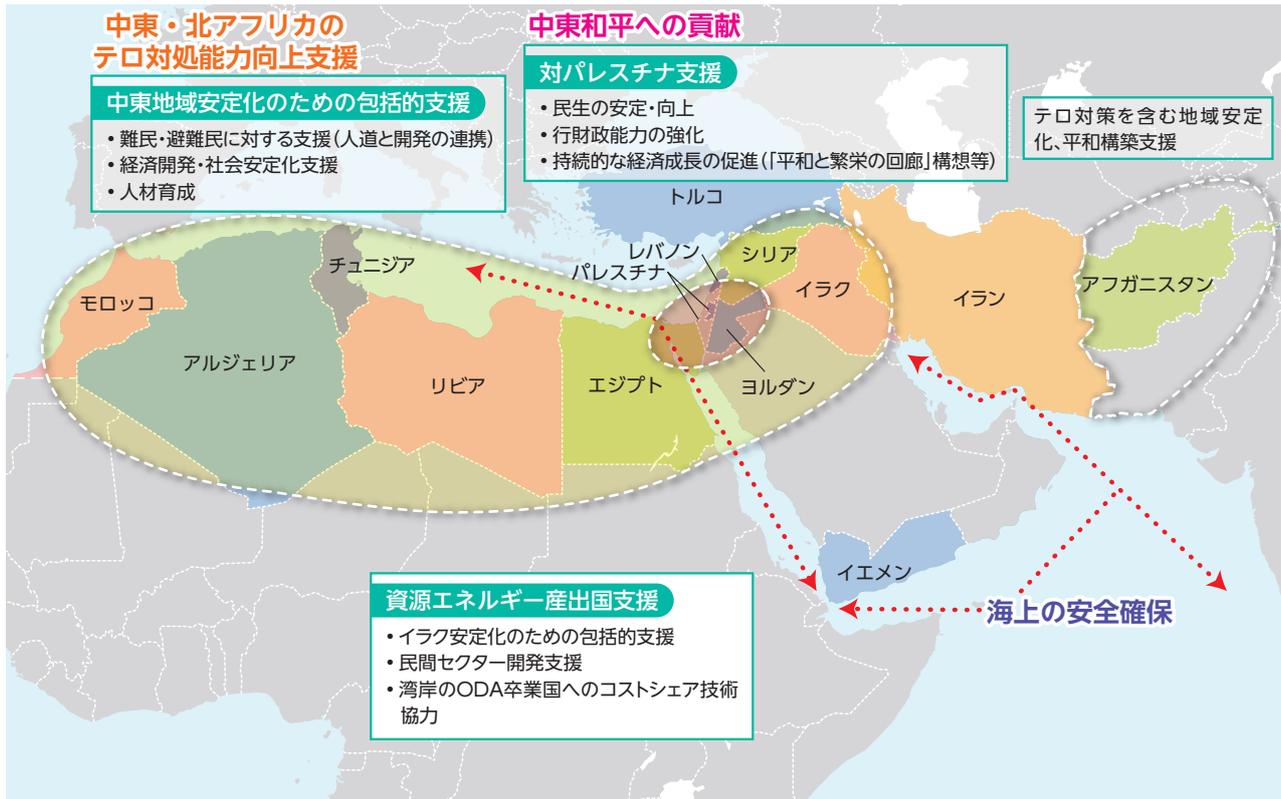
修は今後のスエズ運河の適切な運営に必要である重要な知見を与えてくれました。」と話しています。

スエズ運河に対する日本の協力は、船舶の大型化に対応するために必要となった、運河の拡張増深工事や工事に必要な作業船の調達を円借款により支援したことから始まりました。以降、継続的にスエズ運河庁への支援を行い、強い信頼関係を築いてきました。今後も目まぐるしく変わる世界の海運市場に対応できるよう、日本は協力を続けていきます。（2017年12月時点）

注9 (1) 知的・人的貢献、(2) 「人」への投資、(3) 息の長い取組、(4) 政治的取組の強化。

注10 (1) 「平和と繁栄の回廊」構想のグレードアップ、(2) シナイ半島駐留多国籍軍監視団(MFO)へのさらなる貢献、(3) 教育・人材育成分野での協力拡大、(4) 政治的取組の強化、(5) 難民、人道・安定化に関する新たな支援、の5つの新たなイニシアティブ。

◆ 中東・北アフリカ地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-11 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	イラク	50.87	48.67	15.22	66.08	562.84	10.26	552.58	618.66	628.93
2	アフガニスタン	267.94	263.30	32.89	300.83	-	-	-	300.83	300.83
3	エジプト	6.68	6.10	20.46	27.15	188.23	186.60	1.62	28.77	215.37
4	ヨルダン	51.60	23.18	11.35	62.94	91.91	90.32	1.59	64.53	154.85
5	モロッコ	1.22	-	10.37	11.59	141.03	69.83	71.20	82.79	152.62
6	トルコ	20.94	20.65	7.40	28.34	89.95	193.86	-103.91	-75.57	118.29
7	チュニジア	3.94	-	4.85	8.79	51.01	65.53	-14.52	-5.73	59.80
8	[パレスチナ]	45.92	32.28	10.82	56.75	-	-	-	56.75	56.75
9	シリア	42.73	42.73	0.80	43.52	-	-	-	43.52	43.52
10	イエメン	37.08	31.34	0.01	37.09	-	0.07	-0.07	37.02	37.09
11	レバノン	27.80	26.70	0.81	28.61	-	6.40	-6.40	22.20	28.61
12	イラン	7.57	7.01	7.65	15.22	-	33.21	-33.21	-17.99	15.22
13	アルジェリア	0.08	-	0.88	0.96	-	0.74	-0.74	0.22	0.96
	中東・北アフリカの 複数国向け	123.09	93.16	1.22	124.31	6.26	-	6.26	130.57	130.57
	中東・北アフリカ 地域合計	687.85	595.52	125.60	813.45	1,131.23	656.83	474.41	1,287.86	1,944.69

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・[] は地域名を示す。



森林・草地の再生と新たな所得機会の創出

～イランにおける住民参加型森林・草地管理プロジェクト～

世界第三位の埋蔵量を誇る産油国であるイランの国土のほとんどはイラン高原上の砂漠、牧草地に覆われています。そのイランの南西部を流れるカルーン川は、5つの州にまたがり、国内最大の流域面積を有しています。近年、このカルーン川の流域では、違法伐採や家畜の過放牧によって、土地の表面を覆う草木が減少し、土壌侵食、土石流、地滑りなどの自然災害の原因ともなっています。

このような状況の中、日本は2000年から2002年にかけてカルーン川の上流域を対象とした「カルーン川流域管理計画調査」を実施し、植生の回復・改善や住民の生活水準の向上などに何が必要かを調べました。この調査の結果を踏まえ、イラン政府は、過剰な森林伐採や過放牧による土地の荒廃を防ぐため、森林・草地を管理・保護しつつ、住民の代替生計手段を導入し、自然資源を適切に利用することを目的とした技術協力プロジェクトを日本に要請しました。

こうして2010年から始まったのが「チャハールマハール・バフティヤール州住民参加型森林・草地管理プロジェクト」です。同州はカルーン川流域の約5割を占めています。まず、州の自然資源・流域管理局と共にパイロット村として5つの村を選び、日本とイランの専門家が協力し、地域住民との信頼関係を築きながら、森林・草地管理と村の発展の両立を図ることとしました。

同プロジェクトのリーダーを務めた三島征一^{みしませいいち}さんは、プロジェクトが開始された当時の様子を次のように語っています。「イランは急激に人口が増えています。こうした急激な人口増加に対応するためには、農地改革以降も農牧業など産業の持続可能な発展が必要でした。しかし、農牧業に利用できる森林・草地の面積は限られており、いくら国が規制しても、森林・草地には、飼育可能な頭数以上の家畜の過放牧により森林・草地の減少・劣化が進んでしまっていました。」

プロジェクトの具体的な活動として、まず行ったことは、森林・草地の植生回復のために郷土の有用樹木であるナラ類の種子や過剰採取で消失した地域特産品の山菜の種子を蒔いて再生することでした。あわせて土壌流失が激しい場所に土砂止めのための小さな石積みガムの設置等の活動も行いました。



遊牧民集落での高原草地管理計画説明会の様子。
(写真提供：(一社)海外林業コンサルタンツ協会 (JOFCA))

「ナラ類の大きなドングリの実は、イランでは以前は食用、今は飼料用に利用されています。この種子が地面に落ち発芽・成長し、また、牧草や山菜などの草が成長し、植生が回復していく過程で一つの障害となっていたのが、放牧されている家畜の存在です。発芽・成長中の木や草が家畜に食べられてしまうと、次世代の木や草が成長できません。それを防ぐため、家畜が入れないように柵を作ったり、見張りを付けたりする保護地を作りました。プロジェクトの最後の時期には、家畜も食べられ、植生も回復できる保護方式の実施事例もできました。このように両立が可能なモデルを実証できたことは、今回のプロジェクトの中でも大きな成果の一つだったと思います」と三島さん。

また、このプロジェクトでは、同時に村落開発活動も行いました。たとえば代替生計手段として、モモ、クルミ、ブドウ、アプリコットなどを栽培する小規模な果樹園を造成し、間作として豆類、野菜も試験的に栽培しました。また、女性を対象にした洋裁研修も実施し、学校の制服の販売等を目指しました。女性が主体のこの活動は、のちには自己資金積立方式のマイクロクレジットボックス活動に発展し、参加者も増加し、貧しい女性メンバーへ無担保で小額の融資を行う金融サービス拠点ができました。女性たちは、ミシンやミツバチの巣箱の購入など仕事を始めるための資金源として、これを活用しています。

「彼らと仕事をしていく上で大切なことは、決して嘘をつかないこと。できないことはきちんと断ること。この2つに特に気を付け、代替生計手段創出活動ではプロジェクト終了後も自力で活動が続くように、経費負担を求めました。一番の成果は、村の人やイランの林野局の人が日本とのプロジェクト実施を本当に喜んでくれたこと。最後に心のこもったプレゼントとして村人からクルミをいただいたことです」と三島さんは語ります。

同プロジェクトは2016年に終了しましたが、プロジェクト全体で住民参加型手法による森林草地管理の技術が適切に移転されたとしてイラン政府から評価されました。2017年度から同じ流域に位置する周辺州に拡大するプロジェクトの開始が予定されています。三島さんの指導を受け、そのプロジェクトを監督指導する立場にまで成長した職員もいて、その活躍が期待されています。(2017年5月時点)



現地関係者と共に野生ニンニクの生長確認をしている三島専門家(右端)。(写真提供：(一社)海外林業コンサルタンツ協会 (JOFCA))

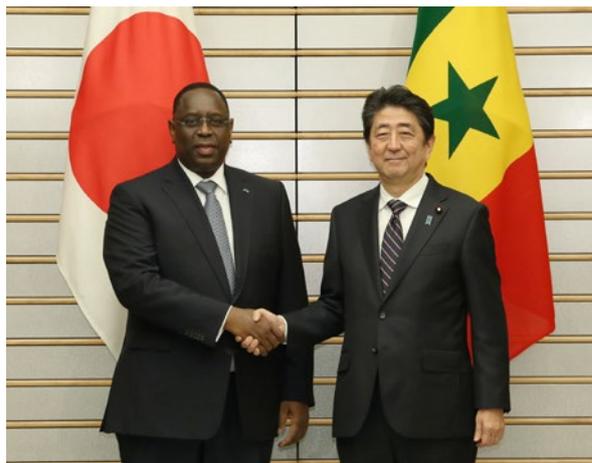
5 サブサハラ・アフリカ地域

サハラ砂漠より南に位置するサブサハラと呼ばれる地域は、豊富な天然資源と12億の人口を背景に大きなポテンシャルを有していますが、近年、国際資源価格の下落、脆弱な保健システムやテロ・暴力的過激主義の台頭など新たな問題にも直面しています。こうした課題に対応するため、2015年のアフリカ連合

(AU) 首脳会合において、アフリカ自身の新たな開発アジェンダである「アジェンダ2063」が採択され、国連でも同年「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が新たに採択されるなど、アフリカ自身の取組と密接に結びついた国際社会による新たな取組も開始されています。

< 日本の取組 >

国際社会との協調の下で、上記のようなアフリカ自身の取組を後押しする枠組みとして、日本が、国連、国連開発計画 (UNDP)、および世界銀行、アフリカ連合委員会 (AUC) と共に、継続的に開催している、アフリカ開発会議 (TICAD) ^{ティカッド} があります。2016年にケニアのナイロビで開催された第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) は初のアフリカ開催となり、アフリカ53か国、開発パートナー諸国およびアジア諸国、国際機関および地域機関の代表、ならびに民間セクターやNGO等市民社会の代表など、約11,000名以上 (会場内のサイドイベント含む) が参加しました。



2017年12月、安倍総理大臣は「UHCフォーラム2017」に出席するため訪日中のマッキー・サル・セネガル大統領と首脳会談を行った。(写真提供：内閣広報室)



■ 学校運営委員会支援プロジェクト・フェーズ2

技術協力プロジェクト (2014年5月～2017年12月)

ブルキナファソは、2012年から「基礎教育戦略開発プログラム (PDSEB2012-2021)」に基づき、基礎教育へのアクセス・質の向上、ノンフォーマル教育^{注1}の発展と教育システムの分権化などの取組を行っています。また、教育分権化の潮流の中で学習環境改善の担い手になり得るとして、地域住民による「学校運営委員会 (COGES)」の設置を推進しています。15歳以上の識字率が34.6% (2014年) と低い水準にとどまっているブルキナファソでは、学校で教育を受けたことのない親を持つ子どもも少なくありません。教育の質の向上には、学校の授業の改善だけではなく、子どもを取り巻く親やコミュニティが教育の必要性を理解し、子どもたちを支援していくことが重要です。

日本は、ブルキナファソの要請を受けて、2009年から2013年に技術協力プロジェクト「COGES支援プロジェクト」を実施し、有効なCOGESモデルを確立し、パイロット地域4州における2,780のCOGESの設置に貢献しました。

2014年5月から開始された「COGES支援プロジェクト・フェーズ2」では、第1フェーズの終盤に新設されたパートナー機関の職員と日本人長期専門家が、第1フェーズの対象外であった残りの州においても、国民教育・識字



学校運営委員会 (COGES) モニタリングの様子。

省予算によるCOGESの全国普及 (合計設置数11,700) を行いました。COGESは、それぞれの学校のニーズに応じて活動計画を立案・実施することで、教育の質の改善に貢献するとともに、将来的には教育の分権化を担う組織として、学校補助金の交付や給食提供等を行う受け皿となることも期待されています。

注1 正規な学校教育の枠外で、ある目的を持って組織的に行われる教育活動。

TICAD VIでは、2013年に開催されたTICAD V以降のアフリカの開発をめぐる環境変化を踏まえ、①経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、②質の高い生活のための強靱な保健システム促進、③繁栄の共有のための社会安定化について集中的な議論が行われ、その成果として、今後のアフリカ開発の方向性を示す「ナイロビ宣言」がまとめられました。

日本政府は、TICAD VIの取組として、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さを活かした約1,000万人の人材育成をはじめ、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や強靱な保健システム促進、平和と安定の基盤づくりなどのアフリカの未来への投資を行う旨を発表しました。こうした取組の中には、約3万人の産業人材の育成、基礎的保健サービスにアクセスできる人数をアフリカ全体で約200万人増やすこと、約5億ドル以上の支援により約30万人の命を救うことなどが含まれています。

2017年8月にはモザンビークのマプトでTICAD閣僚会合が開催され、参加者たちは2013年のTICAD Vおよび2016年のTICAD VIのコミットメントの進捗状況を確認し、2016年以降、16,000人



2017年8月、モザンビークで開催されたアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合において、河野外務大臣がアジアとアフリカの連結性強化の重要性を強調。

以上への職業訓練や、約250万人への教育機会の提供を含む、約50億ドル以上の取組を実施したことを確認しました。これに対し、アフリカの多くの国から日本のこれまでの支援に対する高い評価を受けました。また、閣僚会合のサイドイベントの一つとして日本政府は「日・アフリカ民間セクターとの対話」を実施し、アフリカの経済開発に民間部門の関与が不可欠であることを再確認しました。

次のTICAD 7は、2019年に横浜で開催予定です。



■ クウェネン地区セラメン小学校教室棟建設計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2016年2月～2017年2月）

ボツワナでは、1991年時点で約132万人であった人口が、2015年時点で約226万人まで増加しています。セラメン小学校は、首都ハボロネから車で約30分のモホディツァーネ地域に位置する公立校です。この地域はハボロネへ通勤可能な距離に位置するものの、家賃など生活費が比較的安価であるため、地方から出稼ぎのために移動してきた人々が住む場所として人気が高く、人口増加が著しい地域です。その結果、同校では急増する児童数に対応する教室が不足しており、児童たちの一部は屋外に机を並べて学習することを強いられていました。このような状況は、授業が天候に左右されるだけでなく、同校のすぐ横を通る国道からの騒音もあり、児童が集中して学習するには程遠い環境でした。

この案件の被供与団体であるクウェネン地区評議会モホディツァーネ・タマハ地域支部は、教室棟建設を計画していましたが、予算不足の状態にある地方自治体からの資金支援は期待できず、ほかの財源も目途が立っていませんでした。このような中、日本は草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援を実施しました。

2016年2月に始まった教室棟の建設は、2017年2月に完了し、これにより、セラメン小学校の児童約70名（2

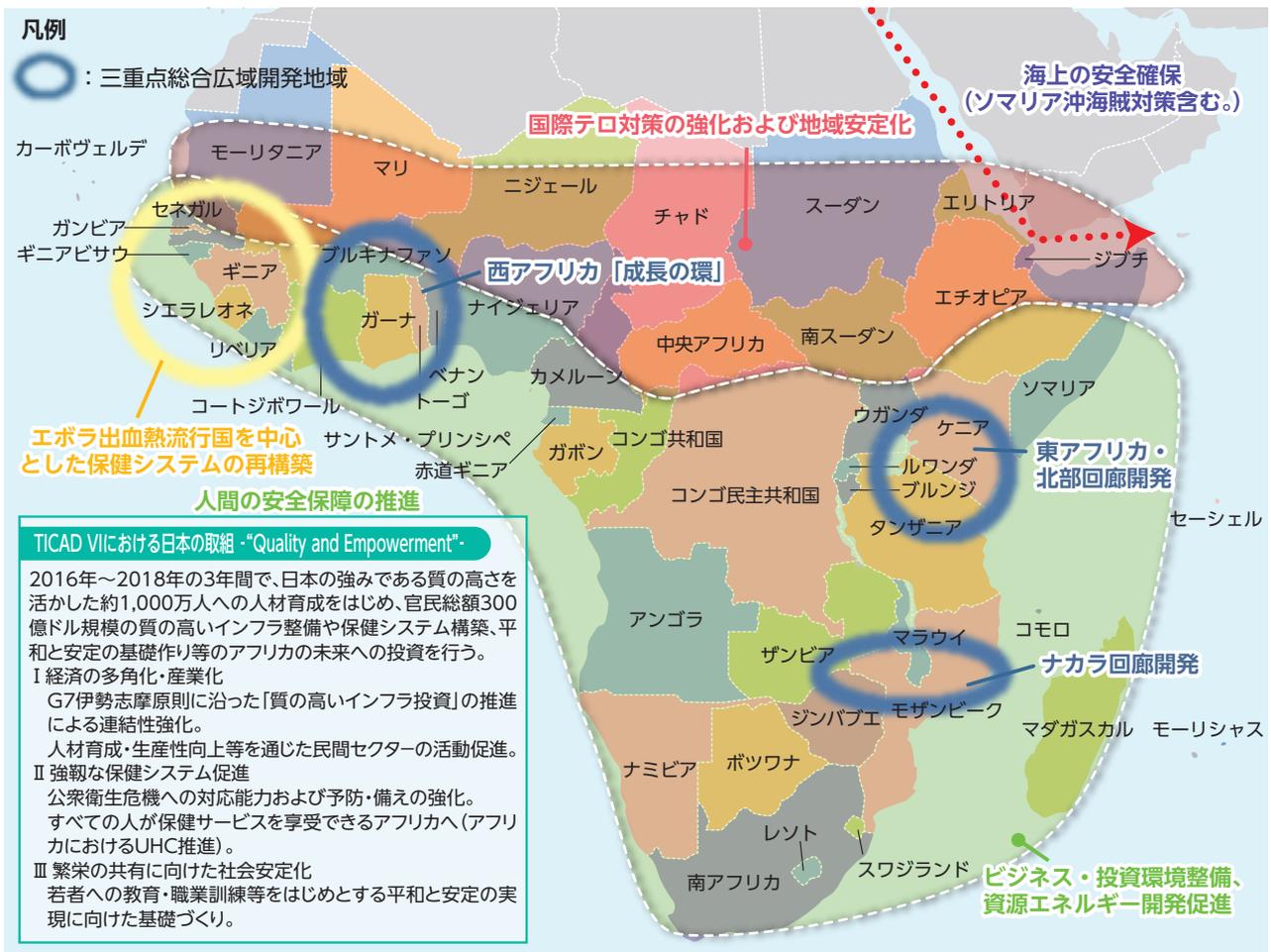


引渡し式に参加したセラメン小学校児童たち。（写真：堀尾麗華）

学級）が新たに室内で授業を受けられるようになりました。また、屋外で学ぶ学級も1週間交代で新設した教室を利用しており、合計約140名（4学級）の児童が室内で授業を受けることができるようになりました。

この地域の人口は今後も増加することが見込まれ、特に小学生を子どもに持つ若い労働者層が増えると予想されていることから、教室は今後も長く活用されることが見込まれています。

◆ サブサハラ・アフリカ地域における日本の国際協力の方針



■ 小学校教員の算数指導力向上プロジェクト

草の根技術協力（2016年11月～(実施中)）

ルワンダは、科学技術人材育成による社会・経済開発を目指しており、理数科教育の質の向上は最重要課題の一つです。しかし、内戦の影響による教員の人材不足や教授言語の改正（学校の授業で使用する言葉がフランス語から英語に切り替わった）で、教育現場では適切な指導力のある教員が不足しており、教員の能力強化が喫緊の課題となっています。

そこで、日本のNPO「ルワンダの教育を考える会」は、2001年から教育支援しているウムチョムィーザ学園小学校の教員とガサボ郡教育行政官を日本に招聘し、小学校などの教育現場において、実際に日本の教員が実践している校内研修（授業研究）を紹介し、その実践法を学ぶことにより算数指導の質を高めていく取組を行っています。研修員は帰国後、所属先の同僚教員への共有はもちろん、行政官を通じて同じ地区にある小学校の教員も巻き込み、校内研修として日本の授業研究を実践しており、この案件はルワンダにおける教員の算数指導力向上に向けたモデル事業となっています。

さらに、JICAが実施中の技術協力プロジェクト「学校

ベースの現職教員研修の制度化・質の改善支援プロジェクト（2017年1月～2019年12月）」と連携し、ルワンダ教育委員会を通じ、ルワンダ全国に授業研究を広げることを目指しています。ルワンダで



キガリ市キミロンコ地区小学校教員に対する日本人専門家による算数教授法指導の様子。（写真：ルワンダの教育を考える会）

は、2016年に施行された新カリキュラム普及のため校内研修制度が導入されましたが、多くの学校では校内研修の経験がなく戸惑いが見られていることから、「具体的なやり方」を見せることができる両プロジェクトへの期待が高まっています。日本による複数の開発協力案件が有機的につながり、日本の教育を支える校内研修制度のノウハウがルワンダに広まっています。

（2017年12月時点）

図表Ⅲ-12 サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	タンザニア	46.33	4.30	35.26	81.58	111.07	-	111.07	192.65	192.65
2	ケニア	33.51	11.52	44.97	78.48	86.47	81.84	4.63	83.10	164.95
3	モザンビーク	34.06	0.47	25.41	59.47	30.01	-	30.01	89.47	89.47
4	ウガンダ	24.87	11.19	18.06	42.94	23.91	-	23.91	66.84	66.84
5	エチオピア	38.76	14.10	23.85	62.61	-	-	-	62.61	62.61
6	南スーダン	48.24	21.65	6.91	55.15	-	-	-	55.15	55.15
7	コンゴ民主共和国	29.23	17.59	12.20	41.43	-	-	-	41.43	41.43
8	ザンビア	21.14	2.00	16.03	37.17	1.78	-	1.78	38.94	38.94
9	スーダン	22.28	9.30	14.54	36.82	-	-	-	36.82	36.82
10	ガーナ	12.23	-	21.19	33.42	-	-	-	33.42	33.42
11	ブルキナファソ	20.44	2.50	9.80	30.25	-	-	-	30.25	30.25
12	セネガル	4.71	0.09	23.33	28.04	-	0.28	-0.28	27.76	28.04
13	ルワンダ	14.02	3.79	13.38	27.40	-	-	-	27.40	27.40
14	リベリア	23.72	6.37	2.55	26.27	-	-	-	26.27	26.27
15	カメルーン	7.97	7.70	7.93	15.89	7.83	-	7.83	23.72	23.72
16	コートジボワール	9.62	1.00	12.93	22.55	-	-	-	22.55	22.55
17	ソマリア	20.90	20.80	0.65	21.55	-	-	-	21.55	21.55
18	マラウイ	6.92	5.00	13.60	20.52	-	-	-	20.52	20.52
19	ギニア	14.57	11.09	3.48	18.06	-	-	-	18.06	18.06
20	ナイジェリア	4.27	3.91	11.57	15.85	0.15	-	0.15	16.00	16.00
21	中央アフリカ	15.70	15.70	-	15.70	-	-	-	15.70	15.70
22	モーリタニア	14.77	5.50	0.81	15.58	-	-	-	15.58	15.58
23	ジンバブエ	9.27	2.76	5.79	15.05	-	-	-	15.05	15.05
24	シエラレオネ	7.75	7.41	5.65	13.39	-	-	-	13.39	13.39
25	ボツワナ	0.33	-	7.41	7.74	4.40	4.15	0.25	7.99	12.13
26	南アフリカ	1.29	-	9.76	11.05	-	0.86	-0.86	10.18	11.05
27	ベナン	6.97	-	3.95	10.92	-	-	-	10.92	10.92
28	ニジェール	8.68	8.50	2.06	10.74	-	-	-	10.74	10.74
29	カーボヴェルデ	0.11	-	0.43	0.54	9.59	-	9.59	10.13	10.13
30	マリ	8.29	4.70	0.95	9.24	-	-	-	9.24	9.24
31	ジブチ	5.56	5.39	3.56	9.13	-	-	-	9.13	9.13
32	マダガスカル	3.24	2.21	5.25	8.48	-	-	-	8.48	8.48
33	チャド	4.89	4.89	0.19	5.08	-	-	-	5.08	5.08
34	アンゴラ	0.39	-	4.15	4.54	-	-	-	4.54	4.54
35	ガボン	0.31	0.06	4.03	4.34	-	0.87	-0.87	3.47	4.34
36	モーリシャス	2.81	-	1.01	3.82	0.46	2.90	-2.44	1.38	4.28
37	コンゴ共和国	2.83	2.50	0.99	3.82	-	-	-	3.82	3.82
38	ブルンジ	2.65	2.65	0.99	3.64	-	-	-	3.64	3.64
39	トーゴ	1.63	-	1.71	3.34	-	-	-	3.34	3.34
40	ナミビア	-	-	2.99	2.99	-	8.63	-8.63	-5.64	2.99
41	サントメ・プリンシペ	2.25	-	0.13	2.37	-	-	-	2.37	2.37
42	ガンビア	1.19	1.19	0.59	1.78	-	-	-	1.78	1.78
43	ギニアビサウ	1.19	1.19	0.09	1.28	-	-	-	1.28	1.28
44	スワジランド	0.13	-	1.06	1.18	-	1.85	-1.85	-0.67	1.18
45	エリトリア	-	-	1.12	1.12	-	-	-	1.12	1.12
46	セーシェル	0.07	-	0.91	0.98	-	-	-	0.98	0.98
47	レソト	0.15	-	0.25	0.40	-	-	-	0.40	0.40
48	コモロ	0.07	-	0.22	0.29	-	-	-	0.29	0.29
49	赤道ギニア	-	-	0.06	0.06	-	-	-	0.06	0.06
	サブサハラ・アフリカの複数国向け	148.37	148.32	13.33	161.70	128.67	-	128.67	290.37	290.37
	サブサハラ・アフリカ地域合計	688.69	367.35	397.05	1,085.75	404.32	101.39	302.93	1,388.68	1,490.07

(注)
 ・順位は支出総額の多い順。
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[-] は、実績が全くないことを示す。
 ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
 ・[サブサハラ・アフリカの複数国向け]の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
 ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



共に歩む日本の 支援で行政と 住民の信頼を回復

～コートジボワールの行政
サービス能力強化プロジェクト～

アフリカ大陸西部に位置するコートジボワールは、1960年にフランスから独立した人口約2,270万人の国です。カカオ、天然ゴムなどの生産が盛んで、独立後の70年代には「象牙の奇跡」といわれる飛躍的な経済成長を遂げました。しかし、1993年、建国の父と呼ばれたウフェ＝ボワニ初代大統領の死去以降、徐々に不安定化の道をたどり、2002年には事実上の内戦状態に突入しました。その後、約10年間にわたり国家は南北に分断され、政治的混乱の中、和平と和解への模索が繰り返されました。

この間、行政機能は低下、住民に対する基礎的社会サービスが行き届かない状況が継続しました。国際社会が「ミレニアム開発目標」に向かって、保健や教育、給水などへの支援を強化していた時期に、同国の国民は、紛争による影響に加え、開発の機会も失ったのでした。

2011年、内戦が収束すると、コートジボワールは、国民和解と社会的統合を進めるとともに、復興と開発への取組に着手しました。そうした中で、行政機能の回復と基礎的社会サービス提供のための能力向上、行政と住民の信頼回復、紛争で引き裂かれたコミュニティの融和などが大きな課題となっていました。

JICAは、本格的協力再開の端緒についた2013年、「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(PCN-CI)」をスタートさせました。プロジェクトの対象は、同国中北部に位置するベケ州という、紛争影響が色濃く残る地域です。PCN-CIは、地方行政を所管する内務・治安省と、周辺9つの県と協働し、過去10年間ほとんど機能していなかった基礎的行政サービスを立て直し、計画的に地方行政を進めていくための能力強化に取り組みました。住民の基礎的ニーズとして優先度の高い村落給水と、小学校整備を内容とするパイロット・プロジェクトを実施。住民の計画づくりへの参加、施設の有効活用、維持管理組合の設置など、参加型のパートナーシップ形成を目指しました。



プロジェクトで建設した学校と子どもたち。
(写真提供：オリエンタルコンサルタンツグローバル)

しかし当時、中央と地方、住民と行政の間には、それぞれ信頼関係の面で深い溝があり、実際に活動しようとしても、最初はシナリオどおりに進みませんでした。

現地で日本人専門家として2013年からプロジェクトに参加したオリエンタルコンサルタンツ(株)の副リーダー岡本純子さんは、当初の先方パートナーの反応について、「州知事にしても、関心は『いつになったら学校を作ってもらえるのか?』ということばかりですべて受け身の態度でした」と語ります。「しかし、地域で少しずつ成果が上がり、行政が機能と信頼を取り戻す姿が見られるようになってからは、全く反応が変わりました」と岡本さん。

プロジェクトは、まず行政官と共に現地に足を運び、きめ細かく現地調査を行うことから始まりました。住民が何を必要とし、何に困っているのか。どの事業を優先して進めなければならないのか。まず、これを知る必要があったためです。これまで現地においてこうした調査は全く行われておらず、そのため、たとえ様々な事業が行われたとしても、その多くが住民の意向に沿わないものでした。そして、調査で判明した結果や事業の優先順位などについて、自治体を構成する村の代表をはじめ、住民に対して丁寧な説明を繰り返し行うことで、住民の行政に対する信頼は少しずつ回復していきました。

給水施設や学校の建設を目的にしたパイロット事業は、その一つひとつの行程を地方の行政官と共に進めていきました。現況の調査、最優先プロジェクトの選択、開発計画の策定、事業実施に際しての入札、そして施工管理。正しい工程を行政官と共に体験し、そのノウハウを実地で伝えていきました。

2013年11月から2017年4月まで行われたこのプロジェクトでは、11の小学校の増築・改修、78か所の給水施設建設・改修が実施されました。各施設が本当にそれを必要とする住民のもとに届けられたことも大切ですが、それと同時に、行政機能の回復、住民の行政への不信の払拭、住民同士および住民と行政の協力関係を取り戻すことに寄与することができたのも大きな成果です。

当初、施設建設にばかり関心を示していた州知事は、他人に頼るばかりでなく、自らの手でやっていく必要性を述べるまでになりました。

共に歩む日本の支援がコートジボワールに根付き始めています。



ベケ州での最終会議の後、ベケ州知事、県知事、市長等と記念写真撮影。
(写真提供：オリエンタルコンサルタンツグローバル)

6 中南米地域

中南米地域は人口6億人、域内総生産約5.6兆ドル（2015年）の巨大市場であり、通商戦略上も重要な地域です。また、民主主義が根付き、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル（希少金属）、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、この地域は国際社会での存在感を着実に高めています。また、約213万人に上る日系人の存在など日本との人的・歴史的な絆も伝統的に深く、日本は中南米地域と長い間安定的な友好関係を維持して

< 日本の取組 >

中南米地域は、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。日本は、2010年のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対する累計2.6億ドル以上の復旧・復興支援、カリブ海上の国々や地震が頻発するメキシコをはじめとする太平洋に面した国々に日本の防災分野における知見を活かした支援を行っています。中米域内においては、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」が大きな成果を上げています。

2017年9月に発生した非常に強い地震（マグニチュード7.1）は、メキシコの首都メキシコシティを含む広域にわたり、この地震により死者369名（現地時間10月6日時点）をはじめとする、人的・物的被害が発生しました。これに対して日本はメキシコ政



2017年9月、メキシコ中部で発生した地震被害で、捜索・救助活動に従事する隊員と救助犬。（写真：JICA）

きました。

平均所得の水準はODA対象国の中では比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多いことも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、この地域は地震、ハリケーンなど自然災害に脆弱な地域でもあることから、環境・気候変動、防災での取組も重要となっています。



2017年9月、ドミニカ国におけるハリケーンによる被害に対する緊急援助物資が同国へ到着した。

府の要請を受け、行方不明者の捜索・救助を行うため、72名から成る国際緊急援助隊（救助チーム）の派遣を決定しました。同隊はメキシコシティ中心部の被災地3か所で捜索・救助活動を実施しました。そのほか、日本は累次のハリケーンによる被害があったアンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、キューバ等のカリブ諸国に対して、緊急援助物資の供与を行いました。

中南米は、近年、生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。日本は、メキシコの医師を対象とした心臓カテーテル技術の研修を2011年に実施した後、同様の研修を2014年から2016年まで、メキシコのほか、アルゼンチン、コロンビアおよびブラジルの医師に対しても実施しました。これらの研修を通じて中南米地域における日本企業の技術がさらに普及することが期待されています。また、中南米諸国の経済開発のための基盤整備の観点

から、日本は首都圏および地方におけるインフラ整備も積極的に行っており、パラグアイで浚渫船整備のための無償資金協力、ニカラグアにおける橋梁・国道整備計画に係る円借款およびボリビアにおける国道の防災対策のための無償資金協力の供与を決定しました。

環境問題に対しては、日本は、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、アマゾンの森林における炭素動態^{注11}の広域評価や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野において、日本は太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、コスタリカやボリビア等では地熱発電所の建設に向けた支援も行っているほか、ジャマイカにおける省エネルギー導入促進のための借款の供与を決定しました。

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。中米地域において日本は、病院前診察の整備や医療技術の普及への協力、母子保健分野では、妊産婦や乳幼児死亡率低下等の問題解決のために技術支援を行っています。衛生分野では、日本は、安全な飲料水の供給や生活水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行っており、ホンジュラスでは上水道施設の整備のための協力を決定しました。キューバに対しては、2016年に安倍総理大臣が訪問し、経済協力の強化を表明しています。2017年3月には、日本は、その具体的な成果として、2016年の医療分野の無償資金協力に続く本格的な無償資金協力の第2号案件となる、稲種子の生産能力強化のための機材の供与に係る交換公文に署名しました。また、日本は廃棄物処理のための機材の供与など、環境分野の協力も行っています。



2016年8月、日本の草の根無償資金協力で整備されたイロパスコ市のエル・メスティン地区初等学校の生徒たち。(写真：フローレンス・バサゴイティア／在エルサルバドル日本大使館)



ペルー北部のフントウル・ワシ遺跡にて、青年海外協力隊員（文化財保護）の照屋真澄さんが社会科見学で訪問中の小学生たちに説明。(写真：ファン・カバニジャス・エスカランテ)

今も多くの貧困が残存し、教育予算も十分でない中南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、ハイチに対する「中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画」などの基礎教育施設の建設や、指導者の能力向上のためのボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

カリブ諸国に対しては、気候変動や自然災害に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するため、日本は1人当たりの所得水準とは異なる観点からの支援も行っています。環境・防災分野では、災害に強靱な橋梁や緊急通信体制の整備、災害対策能力強化に資する機材の供与等に加え、カリブ8か国に対する広域の気候変動対策支援や技術協力等を行っています。また、水産分野では、日本は施設整備や専門家派遣を通じて限りある海洋生物資源の持続可能な利用促進に貢献しています。

長年の日本の開発協力の積み重ねが実を結び、第三国への支援が可能な段階になっているブラジル、メキシコ、チリ、およびアルゼンチンの4か国は、南南協力*で実績を上げています。また、これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを締結し、たとえば、ブラジルと共に、アフリカのモザンビークにて、三角協力*として農業開発分野の協力を実施しているほか、アルゼンチンと協力し、中南米やアフリカにおいて中小企業支援を行う予定です。チリでは、三角協力を通じて中南米諸国の防災に資する、4,000人を目標とした人材育成を行っています。

より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題について、日本は中米統合機

注11 一定期間中における炭素量の変動。

構（シカ）やカリブ共同体（カリコム）といった地域共同体とも協力しつつ、広い地域にかかわる案件の形成を進めています。

半世紀以上国内紛争が続いたコロンビアに対しては、日本は地雷除去や被災者支援等の平和構築分野の支援をこれまで実施しており、和平プロセスの進展を踏まえつつ、2017年6月、地雷除去関連機材等の供与に係る無償資金協力の供与を決定しました。

日本は官民連携で地上デジタル放送の日本方式

（ISDB-T方式）の普及に取り組み、2017年12月時点で中南米では14か国が、日本方式を採用しています。日本はこれら採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。また、中南米各国には日系社会が形成されており、日本は日系福利厚生施設への支援、研修員の受入れ、日系ボランティアの派遣等を継続しています。

用語解説

* 南南協力（三角協力）

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の開発途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナー（援助国）や国際機関が、このような開発途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。



■ 基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト

技術協力プロジェクト（2017年1月～（実施中））

キューバは、国民の食料確保を海外からの輸入に大きく依存してきました。1990年代初頭には、経済の後ろ盾であった旧ソビエト連邦が崩壊したため、エネルギーと農業資機材の調達が困難になり、食料事情が極度に悪化しました。とりあえずは都市部の空き地を利用した野菜生産などの応急策により窮地を脱しましたが、主要穀物の食料自給率は依然低い水準にあり、2014年時点でもコメ55%、フリホール豆53%、トウモロコシ35%となっています。このため、キューバ政府は農業生産増大による自給率の向上による食料安全保障の強化を国の重要課題の一つとしています。

日本は2003年にキューバの主食であるコメの生産強化に着手し、以来足かけ14年間にわたり支援を継続してきました。協力の中心は、コメの優良種子の生産拡大に焦点を当てたものです。

2017年1月に「基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト」が開始され、それまでの14年の協力の成果を踏まえ、コメのみであった対象作物をフリホール豆、トウモロコシを含む3つの主要穀物とし、種子生産から消費作物生産の普及に焦点を移し、また対象県も拡大しました。これは、同プロジェクトに先立って実施された「中部地域5県における米証明種子の生産に係る技術普及プロジェクト」が、当初目標の4倍以上の証明種子（9,824トン）を生産し、これをキューバ政府が高く評価し、日本による農業普及システムの強化・構築を要請したためです。

キューバ政府は2007年に農地拡大を目的とした未利用

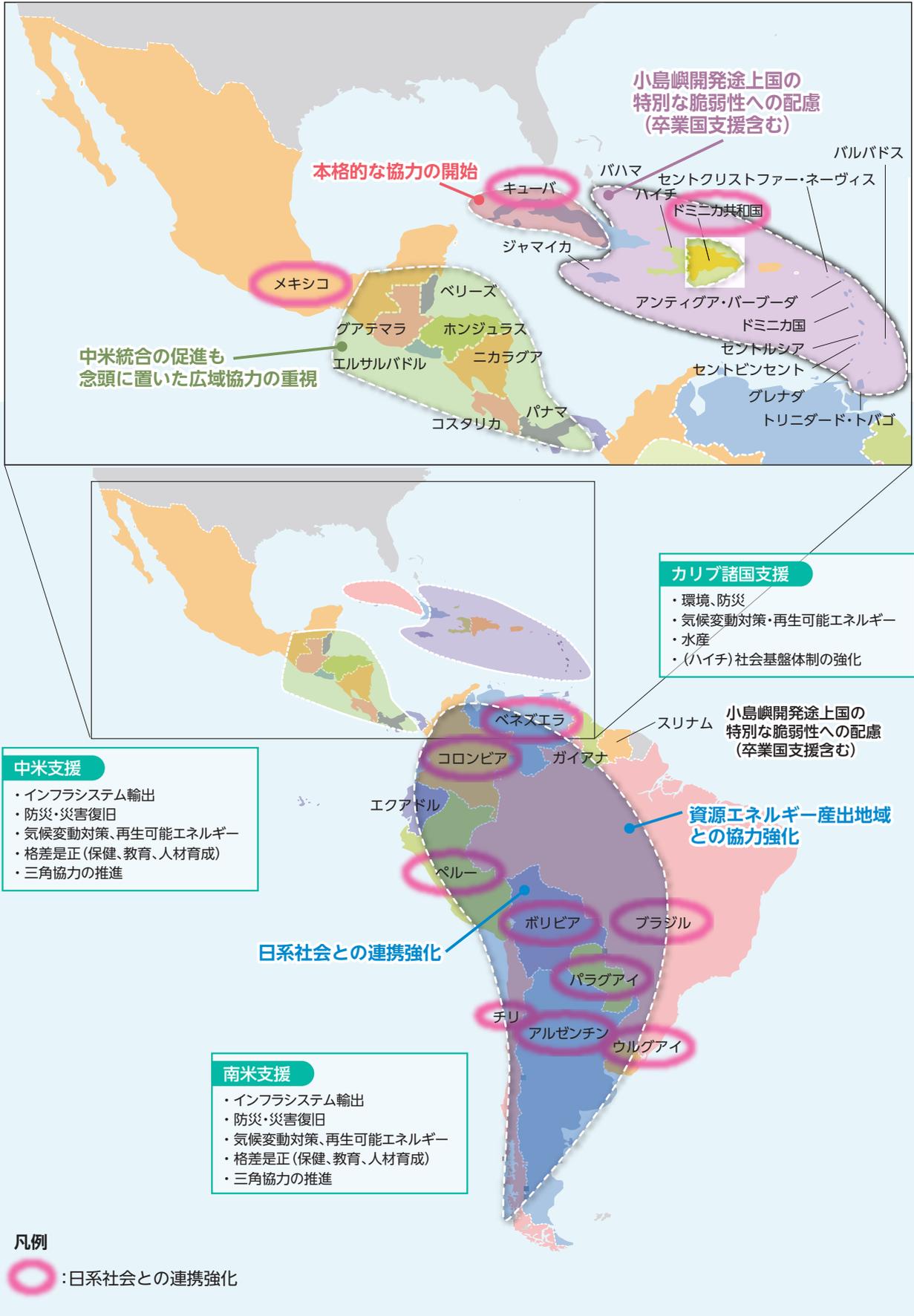


プロジェクト対象の稲田でコンバインを利用して作業する農業組員。
（写真：イイノグラノスプロジェクト）

国有地の無償貸与を開始し、2015年までに161万ヘクタールが農業未経験者を含む約21万人に貸与されました。残りの貸与可能国有地は59万ヘクタールと少ない上に、近年は降雨量の減少など生産環境も悪化しています。今後は農地の面積拡大よりも単位面積当たりの収量増がより重要なテーマとなります。このためには、各農家の能力強化が不可欠で、営農技術情報を農家に行き渡らせる普及体制の強化が急務となっています。今後のキューバ農業の方向性を占う上で、このプロジェクトの果たすべき役割は極めて大きく、まさに日本の農業協力の見せどころといえます。

（2017年12月時点）

◆ 中南米地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-13 中南米地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ブラジル	2.76	-	18.17	20.93	63.93	99.00	-35.08	-14.15	84.86
2	コスタリカ	2.98	-	4.33	7.31	38.42	17.29	21.13	28.44	45.73
3	ペルー	5.64	-	12.54	18.18	25.61	99.76	-74.15	-55.97	43.79
4	パラグアイ	12.54	-	10.80	23.34	8.68	35.72	-27.04	-3.70	32.02
5	ニカラグア	10.02	-	9.29	19.32	3.25	-	3.25	22.57	22.57
6	ハイチ	18.95	10.23	2.51	21.45	-	-	-	21.45	21.45
7	キューバ	16.40 (1.08)	-	4.08 (4.08)	20.48 (5.16)	-	-	-	20.48 (5.16)	20.48 (5.16)
8	エクアドル	9.78	1.49	9.40	19.18	-	9.14	-9.14	10.04	19.18
9	コロンビア	3.93	1.75	9.27	13.21	-	-	-	13.21	13.21
10	ホンジュラス	2.87	0.20	9.87	12.75	-	-	-	12.75	12.75
11	エルサルバドル	1.72	-	10.07	11.78	0.10	16.66	-16.55	-4.77	11.88
12	ボリビア	1.79	-	8.04	9.83	1.16	-	1.16	10.99	10.99
13	ドミニカ共和国	0.81	0.09	9.32	10.14	-	9.26	-9.26	0.88	10.14
14	メキシコ	0.15	-	9.36	9.51	-	3.35	-3.35	6.16	9.51
15	パナマ	0.63	-	5.99	6.62	0.16	16.06	-15.89	-9.28	6.78
16	グアテマラ	0.25	-	5.07	5.32	0.84	10.51	-9.66	-4.34	6.16
17	セントルシア	4.16	-	1.43	5.59	-	-	-	5.59	5.59
18	アンティグア・バーブーダ	4.93	-	0.21	5.14	-	-	-	5.14	5.14
19	グレナダ	4.25	-	0.09	4.34	-	-	-	4.34	4.34
20	アルゼンチン	0.41	-	3.54	3.95	-	14.36	-14.36	-10.42	3.95
21	セントビンセント	3.43	-	0.32	3.74	-	-	-	3.74	3.74
22	チリ	0.37	-	2.88	3.25	-	0.93	-0.93	2.32	3.25
23	ジャマイカ	0.55	-	2.59	3.14	-	14.52	-14.52	-11.37	3.14
24	ドミニカ国	2.90	-	0.01	2.91	-	-	-	2.91	2.91
25	ウルグアイ	0.67	-	1.62	2.29	-	-	-	2.29	2.29
26	ベリーズ	0.09	-	1.10	1.20	-	-	-	1.20	1.20
27	ガイアナ	0.08	-	0.59	0.66	-	-	-	0.66	0.66
28	ベネズエラ	0.12	-	0.51	0.63	-	-	-	0.63	0.63
29	スリナム	0.18	0.09	0.09	0.27	-	-	-	0.27	0.27
	中南米の 複数国向け	1.04	1.04	11.99	13.04	3.19	-	3.19	16.23	16.23
	中南米地域合計	118.29 (102.97)	14.90 (14.90)	165.30 (165.30)	283.59 (268.27)	145.35 (145.35)	346.55 (346.55)	-201.19 (-201.19)	82.39 (67.07)	428.94 (413.62)

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・() 内の値は債務返済を含まない金額。



母子の健康向上を目指して

～ホンジュラスの保健医療サービス体制を強化～

中南米諸国の中でも貧困率^{*1}が高いホンジュラスは、出生1000人当たりの5歳未満児死亡数が22.2人(2013年)、出生10万人当たりの妊産婦死亡数も129人(2015年)^{*2}と、同様に悪い状況にあります。

一方で、近年の中南米では、必要不可欠な保健医療サービスを地域の住民自らが自分たちの健康について考え行動し、保健課題の解決を目指すプライマリーヘルスケア(PHC)の考え方が主流になっています。ホンジュラスにおいてもPHCの考え方にに基づき、「国家保健モデル」が策定されました。同モデルでは、医師や看護師などからなる家庭保健チームが各家庭の巡回診療等を行い、包括的な保健医療サービスを提供することを最重要課題として提唱しています。

しかし、ホンジュラスは、このような保健医療サービスを標準化するノウハウを持っていなかったため、日本に対し技術協力支援を要請しました。日本は同要請を受け、地方自治は進んでいるが全国の中で貧困率の高いレンピーラ県と、地方自治は進んでいないが平均的な保健サービス網を有するエル・パライン県という特徴的な2つのパイロット地域を選択し、母子保健に焦点を当てた「国家保健モデル」の保健医療サービスを実施するためのプロジェクトを2013年から開始しました(2018年までの予定)。

このプロジェクトでは、PHCの考え方にに基づき、行政と住民が協力して地域の保健問題を解決していく仕組みを整備し、その結果として住民の健康向上が継続的に行われることを目指しています。また、その過程で、サービス改善の中心となる、行政側の家庭保健チームの能力強化も目的としています。

ホンジュラスでは、「国家保健モデル」が策定されて以降、住民がどんな保健状況にあるかを知るため、全戸を対象に継続的に調査が行われています。同調査の結果、様々な課題が浮かび上がりました。たとえば、妊婦検診に行っている女性が非常に少ない、あるいは行ったとしても、懐妊後数か月が経過してからというケースも多く見られました。そのため、出産予定日が正確に算出できず、危険な状態になってからあわてて医療施設を訪れ、手遅れになってしまうケースも少なくありませんでした。

同プロジェクトの委託契約を受け、現地で活動するアイ・シー・ネット株式会社

の池田高治^{いけだ たかほる}さんは、活動の様子を次のように語ります。

「まず、早期の妊婦検診が必要だということを住民のみなさんに分かってもらうことから始めました。どうして早期に妊婦検診が必要なのか。出産予定日が分かっているということにど



家庭保健調査の監督方法を指導する池田専門家。(写真提供：池田高治)

んな意味があるのか。そのことを具体的に例を挙げながら、説明していきました。」こうした活動を家庭保健チームが持続的に行ったことで、2つのパイロット地域での産前検診の受診率、施設での分娩率は目に見えて向上しました。

また、家庭保健チームの活動の現場では、日本から持ち込まれた携帯型超音波診断装置が大きな力を発揮しています。この装置は、超音波(エコー)を用いて身体の中を見るものですが、これを日本の技術によって小型化して携帯できるようにしたことで、農村に医療施設がなくても、お母さんたちが自分の村にいながらお腹の中にいる赤ちゃんの発育の様子を知ることが可能となり、その効果は絶大でした。

さらに、これまで不正確な記録で母子を危険に晒していた出産日の正確な算出や、早期に異常を発見することも可能となりました。また、診断データを病院などの専門医と共有し、適宜助言を受けられるような連携を強化し、より専門的な診断、早期の治療もできるようになりました。そして、一軒一軒の家を家庭保健チームが訪問して診察を行うことで、住民たちの医療への信頼度も大きく向上しました。

「私がこのプロジェクトを行っていく上で最も心がけたのは、ホンジュラスの人々自身の手でプロジェクトを進められるような知識、技能を習得してもらうという点です。最初、彼らは日本人に協力するだけという傍観者の意識でしたが、日本人は自らやりたいことをしに来たのではなく、「国家保健モデル」に基づいて行すべき仕事、すなわち彼ら自身の仕事を助けに来たのだという趣旨を伝えたとき、彼らは初めてプロジェクトの目的を理解し、本当に喜んでくれました。」と池田さんは語ります。

同プロジェクトの成果、ガイドラインや研修の内容は、ホンジュラス政府にフィードバックされ、また、国立大学の家庭保健の講義や実習との連携が始まりました。今後も医学部などの学生や卒業生にも継承されることにより、他地域での保健体制の向上のノウハウとして活用されることが期待されます。

^{*1} 世界銀行が、国別の社会経済的な環境に見合う形で貧困を推計するために用いる統計。世帯構成員1人当たりの収入が、カロリー所要量に見合う食料品の購入に必要な支出レベル(食料貧困ライン)および、基本的ニーズを満たすために最低限必要な非食料品支出(非食料貧困ライン)を合計した額より低い場合、貧困に位置付けられるもの。

^{*2} 出典：Millennium Development Indicators (The Official United Nations Site for the MDG Indicators)



家庭保健チーム向けの講師養成研修の様子。(写真提供：池田高治)

匠の技術、 世界へ

6

パラグアイのゴマ産業の復活へ！

～生産管理技術の向上と新しい市場の開拓に向けて～

パラグアイの産業の中心は農畜産業です。国内には約25万戸の小規模農家が存在します。その数は全農家数の約83%を占め、これら農家の多くが貧困の度合いが高い東部地域に居住しています。

こうした小規模農家では、90年代半ばまで綿花が主要産品でしたが、綿花の国際価格が低下し、代わって2005年ごろからゴマが主要産品としての役割を果たしてきました。ゴマ栽培は細かい手作業を要するため、小規模農家に適した作物であったことがその背景にあります。

パラグアイのゴマ産業は、日本とたいへん深い関係があります。もともとパラグアイのゴマ産業は日本人移住者である白沢寿一さんにより1989年に始められました。そしてできあがったゴマのほとんどは日本に送られ、一時期は日本へのゴマの最大輸出国として日本の食用ゴマを支えてきました。しかし、近年はゴマばかり連続して栽培することによる連作障害の影響等による生産量の減少、農作物に関する日本の残留農薬基準の強化によって、その輸出量が減少しています。また、生産経費の安いアフリカなどの競合国が多くなり、ゴマの価格が下落し、多くの小規模農家にとって、ゴマ栽培の魅力は薄れていました。

こうした状況の中、京都に本社のあるゴマ製品の専門メーカー株式会社わだまんサイエンスは、パラグアイのゴマ産業をもう一度復活させ、小規模農家が豊かに暮らしていける環境を作り上げるため、JICAの協力の下、「ゴマ加工品の生産管理技術の普及・実証事業」の活動を2016年から2年間の予定で開始しました。

プロジェクトの活動には3つのテーマがありました。

1つ目は、ゴマの加工技術の移転と加工による高付加価値化を図ることです。同社は、まず企業やゴマ生産農家など、パラグアイのゴマ関係者に対して加工技術の移転を試みました。ゴマ加工品が生産できるようになれば、国内消費が増え、また現在の生ゴマでの輸出から将来は加工品として高付加価値の製品が輸出できます。

2つ目は、ゴマを素材に現地のニーズに合わせた商品開発を行い、パラグアイ国内に市場を作ることです。海外市場の価格競争が激化し輸出量が低下してしまうと、ゴマ産業自体が消滅しかねません。こうした事態を防ぐため国内にも新たな市場、さらに将来に向けて周辺諸国にも市場を広げることを目指しました。



サンペドロでの講習会（杵つき）参加者と深堀社長。（写真提供：（株）わだまんサイエンス）

そのためパラグアイ側の協力機関である国立アスンシオン大学とともに市場調査から商品開発までを行い、7つの試作品を完成させ、消費者の反応などを見る市場アンケートを実施しました。その結果は非常に好評で、たとえばゴマと砂糖を混ぜた“ゴマシュガー”は現地の人々に大人気でした。また、ゴマ関連企業に向けて、技術的な講習会を実施し、独自の商品開発を技術面でサポートしています。

3つ目は、ゴマ食文化の普及を図ること。実はパラグアイでは輸出品としてゴマの生産は盛んに行われていますが、ゴマが食べ物であるという認識はほとんどの人が持っていません。ゴマが美味しく健康にも良い食品であるということを知ってもらうため、ゴマ生産農家を集めて何度も講習会を実施し、ゴマの利用方法を紹介するとともに、実際に臼などでのゴマの加工を実演することも繰り返しました。

こうした活動を、パラグアイの農家の人々はどのように受け止め、変わっていったのでしょうか。わだまんサイエンスの深堀勝謙社長は、現地の様子を次のように語ります。

「パラグアイでは日系人やJICAの活躍もあって、日本人への信頼はとても厚いものでした。ただ、当初は熱心に技術を学ぶ様子はあまり見られませんでした。しかし、ゴマで世の中を良くしていきたい、という私たちの会社の姿勢が徐々に伝わっていったことで、どんどん意見交換もできるようになりました。特に女性のみなさんには美容に良いというアピールポイントが大いに受け、積極的に活動に参加していただけるようになりました。」

こうした参加者の変化に影響されるように、講習会の協力者である農牧省農業普及局職員、農協職員にも変化が見られてきたそうです。参加された農家の方からも、実際に自分の家で食用の素材としてゴマを使い始めたとの報告もあります。また、地元レストランでもゴマを使った製品の販売が始まった等々の知らせも届いています。

近い将来、わだまんサイエンスでは、パラグアイで精製したゴマ油を輸入し、サラダ油と配合させ、おいしい揚げ物ができるセサミックスオイルを日本で発売する計画もあり、付加価値の高いゴマ製品の新品開発も動き出しています。原料としての生ゴマ輸出だけであったパラグアイのゴマ産業にとって、この事業を通じて始まった加工品のゴマ油の輸出は、新たな一歩となりました。



最終報告会（アスンシオン）での参加者集合写真。（写真提供：（株）わだまんサイエンス）

III

2

第Ⅲ部 2017年の開発協力

第2章 日本の開発協力の具体的取組

7 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、遠洋漁業にとって大切な漁場を提供しています。太平洋島嶼国の平和と繁栄は日本にとって重要です。

一方、太平洋島嶼国には比較的新しい独立国が多

< 日本の取組 >

太平洋島嶼国における政治的な安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）^{注12}との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています。また、

く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の問題があります。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施しています。

2010年以降、3年ごとに太平洋・島サミットの間際に中間閣僚会合が開催されているほか、2014年以降、毎年国連総会の機会をとらえ、日本・太平洋島嶼国首脳会合が開催されています。

第8回太平洋・島サミット（PALM8）に向けた準備プロセスを開始するため、2017年1月に東京で開催された太平洋・島サミット第3回中間閣僚会合で



■ マーシャルにおける干ばつ支援

草の根・人間の安全保障無償資金協力／経済社会開発計画（2015年～（実施中））

マーシャルは平均海拔2mの環礁低地国であり、高潮被害を受けやすいなど自然災害に対する脆弱性への対処が大きな課題となっています。また、降雨量が少ない時期には干ばつが頻繁に発生しています。近年では2013年と2016年に深刻な干ばつ^{注1}が、2017年5月にも、北部環礁地域において干ばつが発生し、いずれも緊急事態宣言が発出されました。

マーシャルの国土の大部分はサンゴでできた環礁島であり、水の確保自体が困難であるため、飲料水および生活用水のほとんどを雨水に頼っており、干ばつによる水不足は、人々の生命にかかわる重要な問題です。2015年以来、マーシャルに対し、日本は草の根・人間の安全保障無償資金協力「メジット島貯水槽建設計画」、「ジャルート環礁ジャルート高校貯水槽建設計画」、および「アルノ環礁イネ小学校校舎及び貯水槽改修計画」を実施し、合計3基の貯水槽が建設・改修^{注2}され、各地域の貯水能力が向上し、将来の干ばつへの備えともなりました。

また、2017年2月には、首都マジュロにあるマジュロ病院敷地内に3基の海水淡水化装置が中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力で調達されました。この海水淡水化装置により、離島が干ばつ等で水不足の際も、生成された

水が各離島に配給されるようになりました。

気候変動対策は、日本の対マーシャルの開発協力方針の重点分野の一つとなっており、日本の無償資金協力のスキームを効果的に組み合わせることで、災害に備える支援から災害時の支援までを幅広く行っています。



左から、江崎 JICA 支所代行、光岡英行在マーシャル大使、トニー・ムラー公共公益事業・インフラ大臣それぞれが今回の援助物資を手に入れている。

（2017年12月時点）

注1 一般的に11月から3月にかけて乾期に当たり、例年、降雨量が少ない。特に2016年は2015年からのエルニーニョの強い影響により極端な水不足が発生する厳しい干ばつ状態にあった。

注2 5,000ガロンの貯水槽1基および4,000ガロンの貯水槽1基建設、3,000ガロンの貯水槽1基の改修を含む。

注12 PIF加盟国・地域：オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア

は、参加国は第7回太平洋・島サミット（PALM7）で表明した支援のフォローアップと日本と太平洋島嶼



バヌアツのポートビラ港パタシ国際多目的埠頭整備計画プロジェクトサイト。排水パイプの設置のための掘削工事の様様。(写真：武田晶／(株)エコー)

国の共通の課題を踏まえた協力等について議論を行いました。

PALM7で表明した支援方針を踏まえ、日本は、港湾など基礎インフラ整備などの二国間の協力や、複数の国を対象とした技術協力を実施しています。重点分野の一つである「防災」については、太平

洋島嶼国において災害に強靱な社会を構築するため、日本の知見や経験を活用しつつ、各国気象局の人材の育成や、住民が適切に避難できる体制づくりなどの包括的な支援を行い、「防災の主流化」に取り組んでいます。

また、太平洋島嶼国の気候変動問題への対処を支援するため、日本はサモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局（SPREP）と連携し、各国の気候変動対策に携わる人材の育成に向けた取組を進めています。日本は、国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）の議長国を務めるフィジーを支援するべく、2017年9月に、フィジーの首都、スバにおいてオーストラリア政府と共催の下、COP準備ワークショップを開催しました。このワークショップは、小島嶼国の行政官が参加し、気候変動への適応や、気候変動と安全保障（脆弱性）との関係、実効的な国際的枠組みのあり方等について技術的・実務的な観点から議論を行いました。



■ 生物浄化法による村落給水のための専門家派遣

個別専門家・シニア海外ボランティア派遣（2014年6月～(実施中)）

フィジーでは憲法の中で、すべてのフィジー人には安全な水へのアクセスを有する権利があるとしており、国家開発計画では2030年までに離島を含む国民への安全な水の供給の実現を目指しています。フィジー国インフラ・運輸省では、遠隔地の給水インフラはコミュニティベースで整備する方針の下、給水システムの拡充に取り組んでいますが、対象地は2,000か所以上にわたり、また対象地域の住民の多くは、浄水処理がされておらず同国の水質基準を満たさない水の利用を余儀なくされています。そのため、維持管理が容易な持続性のある給水システムを迅速に整備することが急務となっています。

2012年にJICA課題別研修「島嶼における水資源管理」にフィジーから参加した研修員が、同研修で紹介された生物浄化法（EPS：Ecological Purification System）をフィジーに持ち帰り、国内で紹介しました。EPSは沖縄県宮古島等で採用されている微小生物による食物連鎖のメカニズムを利用した浄水システムです。電動機材を使用しないため、低コストかつ維持管理が容易であり、低環境負荷を目指した浄水処理法です。フィジーインフラ・運輸省は、村落部の給水に適したシステムとして評価し、村落部への本格的な展開を目指し、日本に対し協力を要請しました。

これを受け、2013年1月にフォローアップ研修として現地スバにてワークショップを開催し、その後2014年11月から現在まで、継続中の個別専門家と2015年1月以降に派遣されたシニア海外ボランティアにより、EPSを

用いた村落給水システムの整備に係る計画を策定、適切なEPSの建設および維持管理の指導、マニュアル作成等の支援を実施しています。

同案件は小規模ながらも課題別研修、研修フォローアップ、個別専門

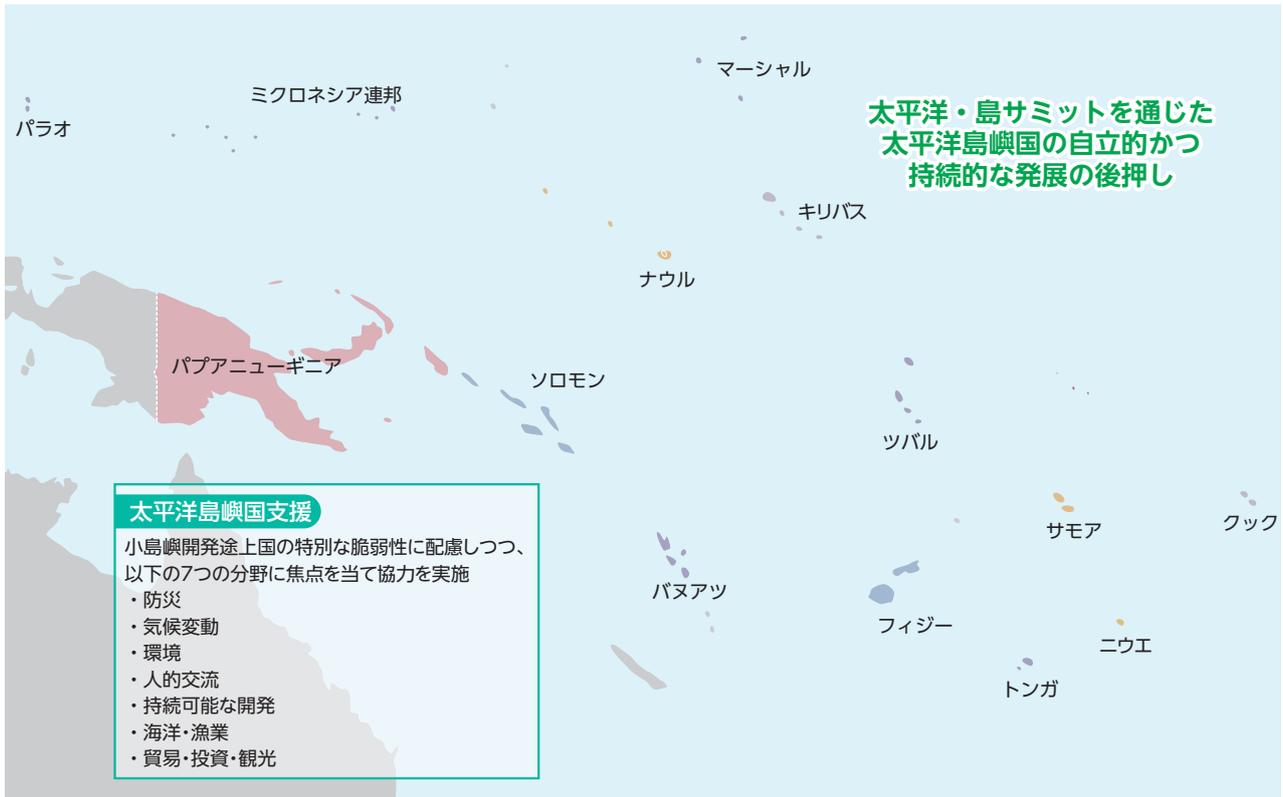


現地で指導を行う中本専門家。(写真：JICA)

家、ボランティアといったスキームを組み合わせた事業であり、これまでに設置されたEPSはビチレブ島53か所、バヌアレブ島22か所など計75か所以上に及んでいます。この恩恵を受けている人口は2万人を上回り、上水インフラが未整備であるフィジー村落部において、低コスト、低環境負荷により導入するEPSを用いた安全な水を供給する本事業は、直接的に住民の役に立っており、フィジー政府からも高い評価を受け、今年度予算でさらに30か所への設置を見込んでいます。同技術は様々な環境下において、適応性、持続性が高いため、この事業のさらなる展開により、大部分の対象地で安全な水へのアクセスを提供できるものと期待されています。

(2017年12月時点)

◆ 大洋州地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-14 大洋州地域における日本の援助実績

2016年

(単位：百万ドル)

順位	国名または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	パプアニューギニア	19.76	1.10	12.59	32.34	28.74	16.68	12.06	44.40	61.08
2	バヌアツ	0.49	—	3.53	4.02	23.82	—	23.82	27.84	27.84
3	ソロモン	15.25	—	3.87	19.13	—	—	—	19.13	19.13
4	サモア	11.66	—	4.89	16.55	0.08	—	0.08	16.63	16.63
5	トンガ	10.41	—	2.50	12.91	—	—	—	12.91	12.91
6	フィジー	3.97	—	6.80	10.77	—	1.12	-1.12	9.66	10.77
7	パラオ	8.20	—	2.28	10.48	—	—	—	10.48	10.48
8	ミクロネシア連邦	3.56	—	2.17	5.74	—	—	—	5.74	5.74
9	マーシャル	2.25	—	1.62	3.87	—	—	—	3.87	3.87
10	キリバス	0.72	—	2.13	2.85	—	—	—	2.85	2.85
11	ナウル	2.06	—	0.13	2.19	—	—	—	2.19	2.19
12	ツバル	0.57	—	1.28	1.85	—	—	—	1.85	1.85
13	ニウエ	0.18	—	0.05	0.24	—	—	—	0.24	0.24
14	クック	0.17	—	0.06	0.23	—	—	—	0.23	0.23
15	【トケラウ】	—	—	0.00	0.00	—	—	—	0.00	0.00
	大洋州の複数国向け	1.22	0.93	3.72	4.94	—	—	—	4.94	4.94
	大洋州地域合計	80.48	2.03	47.65	128.13	52.64	17.80	34.84	162.97	180.77

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・【-】は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・【 】は地域名を示す。



ゴミ処理問題の 解決とリサイクル システムの導入

～マーシャルに
リサイクルセンター建設計画～

マーシャル諸島共和国は赤道の北800km、太平洋ミクロネシア海域に位置し、1,200以上の島々と5万人強の人々から成る小さな国家です。島々は輪の形に並んでいて、その美しさから「太平洋に浮かぶ真珠の首飾り」とも呼ばれています。

今、この小さな国の首都マジュロにおいてゴミ処理の問題が起きています。マーシャルではこれまでずっと伝統的な生活が営まれ、ゴミもほとんどが自然にかえっていくものでした。しかし近年、国民の生活が欧米化するにつれ様々な物資が輸入されるようになり、これまでは存在しなかったプラスチックや金属などの自然に分解されないゴミが大量に排出されるようになりました。また、2013年からの4年間に、ゴミの排出量が日量23トン程度から30トン程度へと、急速に増加しました。しかし、ゴミ処理施設が整っておらず、また、そもそも処理技術もなかったマーシャルでは、このような変化に対処できず、排出されたゴミは処理しきれずにゴミの山となって蓄積され続けていました。

こうした状況を受け、マーシャルは日本に対して、廃棄物の適正管理、リサイクルの促進を目的とした技術支援を要請しました。この問題の解決のために、JICAからシニア海外ボランティアとして派遣されたゴミ処理の専門家、富野正弘とみの まさひろさんは赴任当時の様子を次のように語ります。

「私が赴任した当時、ゴミの山は既に強風などで拡散されない高さの限界を超えて10mほどに達していました。ゴミの中にはプラスチックや金属などの分解困難な物が多く含まれていて、このままでは、せっかくの美しい島にゴミが散乱し、海中のサンゴの上にビニール袋が漂うような事態も考えられました。」

こうしたゴミ処理問題の背景には、マーシャル特有の事情も存在していました。国土のほとんどがサンゴでできた環礁であるため、国全体が平坦な土地で、日本で



マジュロ環礁廃棄物公社の処分場の様子。ゴミの山は高ければ10mほどにもなる。(写真提供：在マーシャル日本大使館)

行っているような谷にゴミを集積させる方法もとれず、ゴミがそのまま、むき出しのゴミの山になってしまう点、また投入したゴミを覆土するための土が存在しないため、ハエや害虫が発生しやすい環境である点などです。

富野さんの活動は、こうした課題を解決していくため、二つの方向で進められました。一つは、ゴミの山を減らすために、リサイクル可能なものをゴミの中から取り出して適正に処理するとともに、一般ゴミの焼却施設を試験的に導入し、周辺環境への影響確認や対応を図りながら継続的に使用できるか検討すること。もう一つは、ゴミの発生元である家庭や商店、あるいは学校でのリサイクル活動を推進していくことでした。

ちょうど富野さんが赴任した当時、日本の外務省の無償資金協力で、マジュロ環礁内で発生するゴミ処理を担っているマジュロ環礁廃棄物管理公社において、リサイクルセンター1棟が建設され、ここに廃金属圧縮機1台とペットボトル圧縮機1台を導入する作業が進められていました。

これらの機器を円滑に導入し、現地の人々が運用方法を理解、対応できる形で日々の生活の中に取り込み運営していくための技術指導が富野さんの手によって行われています。

また、家庭や学校、地域のコミュニティーミーティングに参加して、現在はゴミになってしまっているものの有効利用や、リサイクルに関する啓蒙活動も富野さんも協力して継続的に行われています。

現在、ゴミ問題の解決は、マーシャル全体の最も重要な課題の一つとなっており、様々な試みがなされています。たとえば、分解しにくい発泡スチロールのトレイやカップ、プラスチック素材のレジ袋は法律で使用禁止という厳しい規制がなされ、缶やペットボトルはあらかじめ課金され、回収時に返金する制度も導入される予定です。

「ゴミ処理の問題は、リサイクルで作り出された素材の輸出という目標まで考えると、とても1、2年で解決するものではなく、私の任期中にすべてを見届けることはできません。しかし、できれば5年程度で分別収集のシステムを完成し、10年以内には周辺の大洋州諸国とも協力することにより、付加価値の高いリサイクル素材をスケールメリットを持って輸出できるような体制にしていきたい。こうした目標の中で、現在の活動を続けています。」と富野さん。大きな期待の中で富野さんの活動は続きます。



無償資金協力で建設されたリサイクルセンターで廃金属圧縮機を稼働させている様子。右から2人目が富野専門家。(写真提供：在マーシャル日本大使館)

8 欧州地域

過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化と自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これらの地域、ひいては欧州全体の一層の安定と発展のため、また、

< 日本の取組 >

西バルカン諸国^{注13}は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していました。しかし、ドナー（援助国）や国際機関などの支援があり、また、それぞれの国が自身で改革のための努力を行ったことにより、復興支援を必要とする段階を卒業しました。現在は、持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は、2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を重点分野として開発協力を展開してきました。引き続き、日本は、西バルカン諸国の開発途上国において、特に「持続可能な経済成長の促進」を重点方針として支援しています。

旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという地政学上の重要性を持っています。これらの諸国の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとってなくてはならないものです。民主主義が根付き、市場経済を確立させるための努力を支援する必要があります。日本は、2014年以降のウクライナ情勢の悪化を受け、国別では最大規模となる

普遍的価値（人権、民主主義、市場経済、法の支配等）を共有する関係をさらに強化するため、市場経済化、経済インフラの再建、環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

約18.6億ドルの支援を表明し、保健医療分野、民主主義の回復、財政、経済基礎インフラ等の幅広い分野において、ウクライナの国内改革を後押しする支援を、また、情勢が悪化したウクライナ東部に対しては、国内避難民等への水・衛生分野の支援、シェルターの提供、子ども、女性、障害者および高齢者など最も脆弱な人々のための社会ケア機関の修復、地雷除去、住居修復等の支援を着実に実施しています。日本は、資金供与以外でも、技術協力を通じた行財政改革支援、汚職対策支援、メディア支援を含む民主化支援等を実施しています。

欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、EUに加盟した国々に対して、日本は、援助を卒業したものとして、その支援を段階的に縮小させるとともに、ドナー国として欧州地域の開発途上国に対する開発協力に一層積極的に取り組むことを促していきます。日本は、どの国に支援を行う場合にも、ドナー国および国際機関等の動きに注意を払いながら、日本の知識と経験を活かして、より成果を重視した効率的かつ効果的な支援を行っていくことに努めています。



2016年8月、ウクライナ・ドネツク州に位置するミコライウカ第43幼稚園にて、UNICEFを通じた日本のウクライナ東部復興支援により教育用具を受け取る子どもたち。(写真：UNICEFウクライナ)

注13 西バルカン諸国：アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ。(クロアチアについては、EU加盟国となったため、ODA対象国から卒業。)

◆ 欧州地域における日本の国際協力の方針



図表Ⅲ-15 欧州地域における日本の援助実績

2016年 (単位：百万ドル)

順位	国名	贈与			計	政府貸付等			合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)		
		うち国際機関 を通じた贈与								
1	ウクライナ	6.82	5.94	4.19	11.02	339.78	8.56	331.22	342.24	350.80
2	アルバニア	0.09	-	1.76	1.84	16.05	3.12	12.92	14.77	17.89
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.55	-	2.42	2.97	9.20	1.24	7.96	10.94	12.17
4	セルビア	4.05	2.73	3.85	7.90	0.47	0.51	-0.05	7.85	8.37
5	モルドバ	1.09	-	1.03	2.12	0.60	-	0.60	2.72	2.72
6	コンボ	0.33	-	0.97	1.30	-	-	-	1.30	1.30
7	モンテネグロ	0.46	-	0.66	1.12	-	-	-	1.12	1.12
8	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	0.39	-	0.53	0.91	-	4.81	-4.81	-3.90	0.91
9	ベラルーシ	0.16	-	0.06	0.22	-	-	-	0.22	0.22
	欧州の 複数国向け	-	-	2.10	2.10	-	-	-	2.10	2.10
	欧州地域合計	13.95	8.67	17.94	31.90	370.16	66.00	304.17	336.06	402.06

(注)
 ・順位は支出総額の多い順。
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[-] は、実績が全くないことを示す。
 ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
 ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
 ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
 ・「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
 ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

第3節 効果的で適正な実施に向けた取組

日本の長年にわたるODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきたわけではありません。ODAは、日本と開発途上国との間の友情と信頼の確かな絆^{きずな}を築くとともに、日本の国際社会における地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとするために役に立ってきましたが、課題や困難に直面したこともありました。ODA事業に際して、不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。また、環境や地元コミュニティに予期せぬ影響が出たり、累積債務問題が生じたりしたこともあります。さらに、日本政府は、日本の顔が見えにくい、援助目的が達成されていないといったご意見をいただくこともあります。

日本政府としては、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うといった努力を続けてきました。そうして、日本のODAが、効果的で無駄のない方法で、開発途上国の人々に真の豊かさをもたらすよう、しっかりとした環境社会配慮の基準や、不正を防ぐ仕組み、受入国側との丁寧な対話と調整、また、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスを整えてきました。今後ともより効果的で適正な開発協力の実施に向けて、日本政府はこのような努力を不断に続けていくことが求められています。

1 効果的・効率的な開発協力の実施

日本政府は、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう、効果的・効率的な開発協力の推進に努めています。そのため、政府・実施機関の一体性および様々な関係主体との連携強化に努めること、PDCA

サイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化に努めること、さらには、日本の持つ強みを活かした協力を行うこと等に努めています。

(1) 開発協力の実施体制の強化

ア. 政府の体制

外務省の国際協力局は、ODAを含む開発協力にかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体の政策を調整する中心的な役割を担っています。有償資金協力、無償資金協力、技術協力の三つの援助手法を一体的に活用した支援や、二国間協力と多国間協力（国際機関を通じた協力）の連携を図り、効果的なODAの実施に取り組んでいます。また、外務省は、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。関係府省庁間の連携強化の取組の一つとして、経協インフラ戦略会議があります。これは、海外経済協力に関する重要事項を審議し、戦略的・効率的な実施を図るため、内閣官房長官の下に置かれた会議で、副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等がメンバーとなっています。開発

協力の効果的・効率的推進のため、日本政府は様々なテーマについて議論を行い、政府一体となった開発協力の推進に努めています。



ブルキナファソの首都ワガドゥグの小学校において、子どもの視点に立った授業研究会を行う青年海外協力隊員（小学校教諭）の市川さん。（写真：占部未来）

イ. 在外機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、外務省は原則としてすべてのODA対象国について、在外公館（海外の日本大使館）やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース」を設置しています。^{注1}タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別開発協力方針や事業展開計画などのODA政策を決めるプロセスにも参加します。また、タスクフォースは、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、タスクフォースは他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる

候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書（PRSP）^{*}に代表される当該国の開発戦略やセクタープログラム（総合事業計画）等の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調^{*}が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から特定の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行ったりする体制をとっています。

用語解説

* 貧困削減戦略文書

（PRSP : Poverty Reduction Strategy Paper）

世界銀行・国際通貨基金（IMF）により、1999年に導入された、重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずに済んだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料安全保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は開発途上国政府のオーナーシップ（主体的な取組）の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

* 援助協調

援助の効果を増大させるために、複数のドナー国が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになってきている。

(2) 戦略性の強化のための取組

戦略性の強化のために、外務省は、PDCAサイクルの強化に努めるとともに、それぞれの段階において、戦略性の強化のための意識を持つことが重要としています。政策立案に際しては、開発協力が外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分に認識しつつ、開発途上国をはじめとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画および支援対象となる国や課題の日本にとっての戦略的重要性を十分踏まえた開発協力方針の策定・目標設定を行っています。

開発協力の実施において、日本政府は、ODAとODA以外の資金・協力との連携強化や、無償資金協力、有償資金協力、技術協力を有機的に組み合わせること、諸制度の改善、柔軟な運用等に努めています。さらに、日本政府は、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも、政策や事業レベルでの評価をしっかりと行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする努力を行っています。

ア. 開発途上国との協議

より効果的な開発支援を実行するため、日本は開発途上国と密接に政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国のオーナーシップ（主体的取組）を通じた発展を促す支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上

国からの要請を重視する一方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本のODA政策との協調を図っています。

注1 JICAが本部で所管する一部の国を除く。

イ. プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、被援助国との協議等を通じて特定の開発課題の解決に向けた目標（プログラム目標）を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件（プロジェクト）を導き出していくアプローチのことです。

たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという

ウ. 国別開発協力方針

「国別開発協力方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本のODAの方針です。国別開発方針は、その国への開発協力のねらいや基本方針・重点分野等を簡潔にまとめ、「選択と

エ. 開発協力適正会議

ODA事業の妥当性を確認するとともに、ODAの質と透明性の向上を図ることを目的に、外務省は、関係分野に知識・経験を有する独立した委員と意見交換を行う開発協力適正会議を開催しています。2011年から開催されている開発協力適正会議は、PDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。この会議は、無償資金協力、有償資金協力および技術協力の

オ. 評価の充実

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクルの強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクルの強化について、日本は、①すべての被援助国における国別開発協力方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

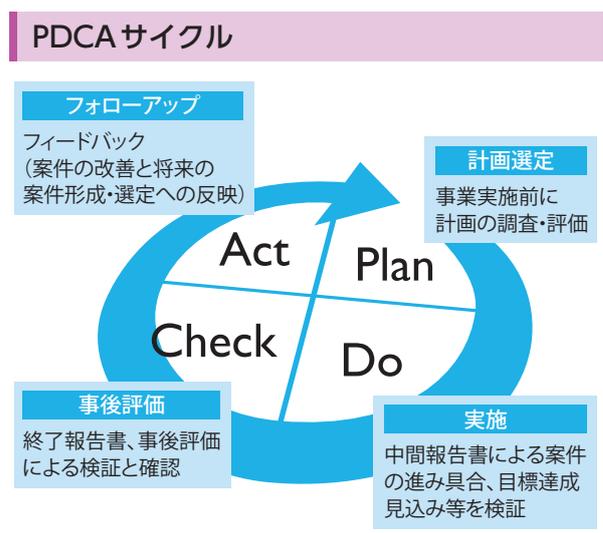
2016年5月の自民党外交部会「国際機関の評価に関するプロジェクト・チーム」による提言、同年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2016（閣議決定）」および同年12月の自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言等を踏まえ、外務省は、政策部局から独立した部署としてより客観的な観点から国際機関等への拠出金等に対する評価を行うことを目的として、2017年1月に大臣官房国際機関評価室を設置しました。

外務省は、この体制の下で、外部有識者の意見を聴

「目標」のために、無償資金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といった「具体的なプロジェクト」を導き出すケースが考えられます。現在、外務省は試験的な取組を進めており、その経験と成果を活かして、プログラム・アプローチの強化に取り組んでいきます。

集中」による開発協力の方向性の明確化を図っています。国別開発方針は原則としてすべてのODA対象国について策定することとしており、外務省は2017年10月時点で122か国の国別開発協力方針（旧称「国別援助方針」）を策定しました。

新規案件形成のための調査実施に先立ち、ODA関連分野に知見を有する外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点を新規案件に反映することを通じて、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的としています。



取して改善した評価基準（①国際機関等の専門分野における活動の成果・影響力、②組織・財政マネジメント、③日本の外交課題遂行における有用性、④日本人職員・ポストの状況等、および⑤日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保）に照らし、

140件を超える拠出金等に対する評価を行い、2017年8月にその結果を公表しました。評価の結果は、平成30年度予算概算要求に活用されました。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していく必要があります。外務省では、中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施しています。加えて「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて、経済協力に係る施策等について政策評価を実施しています。

第三者評価では、第三者が主に政策レベルの評価（国別評価、重点課題別評価など）を行い、開発の視点から政策やプログラムが日本のODA上位政策や被援助国のニーズに合致しているか（政策の妥当性）、当初予定されていた目標が達成されているか（結果の有効性）、政策の実施までに適切なプロセスがとられているか（プロセスの適切性）の3つの評価項目について評価を行います。2011年からは、開発の視点に加えて当該政策やプログラムの実施が外交上、どのような効果があったかの確認が重要との考えから外交の視点からの評価も行っています。海外から日本のODAがどのように見られているかの一例として、ASEAN（10か国）における対日世論調査^{注2}（2017年）では、日本のODAについて、9割近くが「日本のODAが自国の開発に役立っている」と回答しています。

また、評価結果をホームページなどで広く公表することは、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて説明責任（アカウントビリティ）を果たす役割も持っています。^{注3}

一方、JICAは無償資金協力、有償資金協力、技術協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ



2017年版のODA評価年次報告書

別の評価を実施しています。JICAは各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。また、事業の効果を定量的に把握することは重要であり、インパクト評価^{注4}の強化にも取り組んでいます。

こうしたODA評価の結果から得られた提言や教訓について、外務省は対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

また、政策評価法に基づいて、外務省では一定額を超える案件の事前評価*や未着手・未了案件*の事後評価も行っています。

用語解説

*事前評価

外務省は、政策評価法および関連政令に基づき、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。

*未着手・未了案件

「未着手案件」とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「未了案件」とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

注2 外務省が世論調査機関に委託して、2017年3月にASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）における対日世論調査（各国において18歳から59歳までの300名を対象に、インターネットおよび一部訪問面接を併用した調査）を行った結果。
URL : http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005211.html

注3 ODA評価 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

注4 インパクト評価という場合は、開発事業の効果を、統計学や計量経済学的手法を用いて検証する方法を意味する。

2 開発協力の適正性確保のための取組

日本の開発協力は、開発協力大綱の実施上の原則を

踏まえて立案・実施されています。

(1) 平和国家としての開発協力

日本は、開発協力大綱の下、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保により一層積極的に貢献するために開発協力を推進していくこととしています。そのため、日本は「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」という、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進することを基本方針としています。

開発協力大綱は、ODAを軍事目的に用いないというこれまでの原則を変えることなく、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」を掲げ、平和国家としての日本にふさわしい開発協力を推進する方針を堅持しています。一方、近年では、感染症対策や紛争後の復旧・復興等の民生分野や災害救援等、非軍事目的の活動において軍や軍籍を有する者が重要な役割を果たしており、国際社会における重要な開発課題への対応のためには、これらの者に対して非軍事目的の協力を行うことが必要となる場面がより増加しています。これを踏まえ、開発協力大綱では、「軍事的用途及び国際

紛争助長への使用の回避」の原則の下、これまで十分明確でなかった軍や軍籍を有する者に対する非軍事目的の開発協力に関する方針を明確化しました。また、日本はテロとの闘いや平和構築にも積極的に貢献していますが、日本の支援物資や資金が軍事目的に使われることを避けるため、いかなる場合でも、この原則を十分に踏まえることとしています。同時に、日本はこうした協力の適正性確保のため、開発協力適正会議のような事前の審査や事後のモニタリングにもしっかりと取り組んでいます。

また、日本はテロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、その国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払って、開発協力を行うこととしています。

(2) 環境・気候変動への影響、社会的弱者への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害被害の経験を活かし、ODAの実施に当たっては環境への悪影響が回避・最小化されるよう、慎重に支援を行っています。

開発協力を実施する際には、日本は事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。2010年に策定した「環境社会配慮ガイドライン」*に基づき、開発協力プロジェクトが環境や現地社会に望ましくない影響をもたらすことがないように、日本はその影響を回避・最小化するための相手国による適切な環境社会配慮の確保を支援してきています。このような取組は、環境・社会面への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、日本は開発政策によって現地社会、特に貧困



サントメ・プリンシペでは水道がなく、毎朝村の人々は川に集まって洗濯する。(写真：村元菜穂／在ガボン日本大使館)

層や女性、少数民族、障害者などの社会的に弱い立場に置かれやすい人々に望ましくない影響が出ないように配慮しています。たとえば、JICAは2010年に新環境社会配慮ガイドラインを発表し、事前の調査、環境レビュー（見直し）、実施段階のモニタリング（目標達成状況の検証）などにおいて、環境や社会に対する配慮を確認する手続きを行っています。

(3) 不正腐敗の防止

開発協力大綱には、不正腐敗の防止など、適正性の確保の観点からの新しい原則も盛り込まれています。

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODAに関連した不正行為等が行われることは、開発協力の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODAに対する国民の信頼を損なうものであり、絶対に許されません。

政府とJICAは、これまで、「入札排除措置期間の上限引上げ」等の不正行為に対する様々な再発防止策を講じてきました。しかし、近年においても、ODAに関連した不正行為が行われており、政府とJICAはさらなる対応が求められています。

2017年には、バングラデシュにおける円借款事業等をめぐる不正行為が発覚したことを受けて、政府および

JICAは、それぞれ不正行為を行った企業に対して、一定期間ODAに参加させない措置等を実施しました。

このような不正行為を防止するには、仮に不正行為を行っても、それは見破られ、厳しいペナルティが課されることを認識させる必要があります。そこで、政府とJICAは、過去に発生した不正行為も踏まえつつ、監視体制の強化として「不正腐敗情報に係る窓口の強化」、「第三者検査の拡大」等を行い、ペナルティの強化として「違約金の引上げ」、「重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入」等を行いました。

政府は、ODAに関連した不正行為は許さないという強い決意の下、JICAと連携し、引き続き、不正行為の防止に向けた対応について、しっかりと取り組んでいきます。

(4) 国際協力事業関係者の安全確保

JICA関係者のみならず、コンサルタント、施工業者、NGO等様々な国際協力事業関係者が活動している開発途上国の治安状況は複雑で、国ごとに状況が異なる上、常に変化しています。

2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を受け、外務省およびJICAは、関係省庁、有識者と共に国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、同年8月、新たな安全対策（最終報告）を発表しました。これは、最近の国際情勢を踏まえ、「安全はもはやタダではない」こと、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要性を認識し、より広範囲な国際協力事業関係者・

NGOの安全の確保に向け、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者およびNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方に関し、講ずべき措置をとりまとめたものです。これ以降、外務省およびJICAは、政府、企業、NGO関係者の出席を得た「国際協力事業安全対策会議」を常設化し、これまでに4回の会合を開催するなど、新たな安全対策における諸措置を着実に実施しています。

用語解説

* 環境社会配慮ガイドライン

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系および生物相等の自然への影響、住民が非自発的に移転しなければならないなど、環境面および社会面へその事業が与える可能性のある負の影響に配慮することをいう。環境社会配慮ガイドラインは、JICAが関与するODA事業において、こうした負の影響が想定される場合、JICAが必要な調査を行い、負の影響を回避、または最小化するとともに、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等が適切な環境社会配慮を確保できるよう支援し、確認を行うための指針。

ODA を活用した中小企業の海外展開支援

日本における中小企業は、企業数において全体の99.7%を占め、雇用面でも全従業員の約7割が中小企業で働いています。こうした中小企業は、長い伝統を有する老舗企業から新規の事業に取り組むベンチャー企業まで様々ですが、確かな技術とノウハウ、さらには、経験知、人材、商品・サービスを有している場合が多く、途上国の開発課題を解決できる可能性を大いに秘めています。そのような日本企業が持つ製品や技術を途上国の開発課題の解決に結びつけると同時に、中小企業の海外展開を後押ししていかうとするのがこの事業の目的です。

しかしながら、海外事業の経験の少ない中小企業にとって、海外市場の開拓はハードルの高い事業かもしれません。とりわけ、歴史や文化、経済の発展段階が異なる途上国に進出しようとするには、リスクが伴います。途上国において自社の製品・技術が役に立つのか、十分な市場ニーズは存在するか、存在する市場ニーズをどのように自社のビジネスにつなげられるかなど、確認すべき情報や克服すべき課題は多いと思われる。そうした中、「ODAを活用した中小企業海外展開支援」事業では、各企業の製品・技術の活用方法について、各社の創意工夫による企画を作って応募いただき、企画競争を経て採否を決定します。採択された場合には、国際協力機構（JICA）の委託事業という形で、現地での調査もしくは自社製品の現地適合性を確認するための実証を実施していただいています。現地で調査活動などを行うに当たっては、在外公館やJICAの現地事務所がこれまで培ってきた現地政府関係者などとの信頼関係を活かして、企業のみなさんを支援しています。



掘進機 (写真：(株)イセキ開発工機)



交通渋滞情報配信システム (写真：(株)ゼロ・サム)

この支援事業は、2012年の事業開始以降、既に5年が経過しました。これまでに事業を活用した企業は延べ600社を超え、開発課題への貢献、海外ビジネスの展開の両面で、好事例が出てきています。たとえば、東京にある土木機器メーカーは、インドネシアの下水道工事において、現地で大きな社会問題となっている交通渋滞に影響を与えることなく工事が可能な非開削型の推進工法技術が高く評価され、現地の公共事業で同社の技術が採用されました。また、京都にあるIT企業は、インドにおいて、モバイル通信やクラウドを活用した交通渋滞情報の配信システムを開発し、交通渋滞情報を提供するサービスの30年間の長期契約締結に至りました。鳥取にあるガラス発泡材等の開発・製造・販売を行う企業は、モロッコにおいて、廃ガラスを原料とした土壌改良材を使った節水型農業の普及に取り組み、水の使用量を従来の半分にまでカットするとともに、トマトの収穫量を約30%増やすことに成功しました。このように、分野も地域も様々ですが、世界の各地で、途上国と日本の中小企業とのwin-winの成功事例が開花しています。

この事業による中小企業にとっての利点は、新たな取引先・顧客の確保、現地生産・現地サービス提供の開始といった海外ビジネス面にとどまりません。企業の目が海外市場に向かったことで、社員の意識が変わり、自社の人材育成や、自社または自社製品・サービスの知名度向上、地域振興の活性化など幅広いメリットを強調する企業の声も聞かれます。

外務省およびJICAでは、引き続きODAを触媒として、中小企業と途上国を結び、中小企業の海外展開を支援するとともに、途上国の開発課題解決に向け取り組んでまいります。

3 連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様な主体とのパートナーシップの下で推進されており、その効果を最大限引き出すための様々な制度改善等を実施しています。政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化

(1) 官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を上回る民間資金が開発途上国に流入する現在、開発途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、開発途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。政府は、このような民間企業が開発途上国における活動を推進するために、2008年にODAなどと日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表し、開発途上国の経済成長や貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAが連携する官民連携案件に関して民間企業からの相談や提案を受け付けています。

また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任（CSR）活動や、生活の向上や社会的課題の解決への貢献が期待される低所得者層を対象にしたBOP（Base of the Economic Pyramid）ビジネス*が注目されています。日本の民間企業のCSR活動やBOPビジネスと、現地NGO等の活動の連携を促進するため、外務省は草の根・人間の安全保障無償

することとしています。

また、SDGsに関し、その達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO/NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の様々なステークホルダーの英知を結集させるべく、日本政府はSDGs推進円卓会議を設置し、SDGsの取組を加速させています。また、日本政府は2017年12月に行われた第4回SDGs推進本部会合と合わせて、第1回「ジャパンSDGsアワード」の表彰式を実施し、企業・団体等の取組の好事例を共有することで、さらなる取組の拡大を促進しています。



セネガルにおいて日本企業の支援により、トマトの収穫が増加した様子。

資金協力*の中で優先枠を設定し、積極的に民と民のマッチングを支援しており、2016年度は20件を認定しました。

ほかにも、日本政府は、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指す官民連携（PPP：Public-Private Partnership）*にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借款を活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援を行っています。

加えて、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関は、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂的ビジネス*を推進しています。

ア. 協力準備調査 (PPPインフラ事業)

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働による (PPP) インフラ整備の動きが世界的に拡大しています。こうしたPPPインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要であることから、JICAは、海外投融

資や円借款の活用を前提としたインフラ事業への参画を計画している民間企業から事業提案を広く公募し、その提案企業にフィージビリティ調査*を委託することで事業計画の策定を支援しています。2010年の制度開始以来これまで、JICAは水資源、都市開発、資源・エネルギー、運輸などの分野において70件の提案を採択しました (2017年11月末時点)。

イ. 開発途上国の課題解決型ビジネス (SDGsビジネス) 調査

貧困からの脱却と持続可能な開発を実現するためには、あらゆるステークホルダーの連携が一層重視され、民間企業による貢献が期待されています。そうした中、JICAは2010年に民間企業からの提案に基づき、BOPビジネスの事業化に向けた調査を目的に「協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)」を開始し、

2016年までに114件を採択しましたが、近年、国連の場において、SDGsが策定されたことを受け、BOP層にとどまらない、より包括的な課題である開発途上国のSDGs達成に貢献するビジネス (SDGsビジネス) に事業の対象を拡大し、2017年の事業開始より、これまで9件の提案を採択しました。

ウ. 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業とは、開発途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促すとともに、開発途上国の開発への活用可能性の検討を行うことを目的とした民間提案型事業です。JICAは民間企業から提案を募り、採択案件の実施は、提案した企業に委託します。その事業およびその後の

民間企業の事業展開を通じ、日本が開発途上国の課題解決に貢献することを目的としています。また、民間企業にとっては、その対象の国における自社の技術、製品、システムへの認知度の向上、公共性の高いビジネスの具体的な展開、開発途上国政府関係者との間の人的ネットワーク形成などの効果が期待できます。2013年の制度開始以来、これまでに94件の提案を採択しました (2017年12月時点)。

エ. 中小企業等の海外展開支援

発展著しい新興国や開発途上国の経済成長を取り込むことは、日本経済の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は世界に誇れる多くの優れた製品・技術を有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれずにいます。一方で、開発途上国においては、こうした日本の中小企業等の製品・技術等が活用され、その国の経済社会開発に役立つことが期待されています。

このような状況を受け、外務省・JICAは、ODAを活用して、日本の中小企業等の海外展開を積極的に後押ししています。具体的には、中小企業からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業に必要な基礎情報を収集し、事業計画を策定するた

めの調査 (基礎調査)、中小企業等の製品・技術等を相手国政府事業やODA事業に活用する可能性を検討するための調査 (案件化調査) および中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する開発途上国の開発へ



実証実験現場 (農作物栽培の様子)。140ページの「開発協力トピックス」を参照。(写真：(株)鳥取再資源化研究所)

の現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討するための事業（普及・実証事業）を実施しています。

これらの事業は、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図るものであり、2012年度から2017年度において、666件の中小企業による調査や普及・実証事業が採択されました。こうした事業の成果として、2017年5月末までに基礎調査、案件化調査および普及・実証事業を終了した296件について、企業アンケート調査を実施したところ、有効回答の約80%が対象国でビジネス展開を継続しているとの結果が出ています。

参加企業や経済団体等からは、こうした取組をさらに拡充してほしい、などの声が多く寄せられており、外務省・JICAは今後ともODAを活用した中小企業等の海外展開支援を積極的に推進していきます。

さらに、外務省は開発途上国政府の要望や開発二

ズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その開発途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業製品を活用した機材供与）も実施しています。

そのほか、日本政府は中小企業等が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、企業等の海外展開を積極的に支援しています。

また、経済産業省でも、日本の中小企業等が海外展開する際の課題である現地人材の育成を図るため、日本での受入研修や海外への専門家派遣を通じた人材育成への支援等、民間企業の力を活用した開発途上国の経済成長のための技術協力に取り組んでいます。



■ 社会基盤整備を加速する プレキャストコンクリート製品の普及に向けた案件化調査

中小企業海外展開支援事業（案件化調査）（2015年6月～2016年5月）

インドでは急速な都市化が進む一方で、雨期には河川の氾濫により道路の冠水や住宅の浸水などが頻発しており、道路脇の側溝や河川の堤防・橋梁・港湾などのインフラ整備に必要なコンクリート構造物の需要が拡大しています。そのような中、トヨタ工機(株)をはじめとするコンクリート二次製品製造関連企業4社は、JICAの中小企業海外展開支援を受け、加速するインド都市部のインフラ整備に対応し、日本のプレキャストコンクリート製造技術を用いてインフラ整備に必要なコンクリート製品を普及させるために、マハラシュトラ州、グジャラート州、デリー準州の3都市で案件化調査を行いました。「プレキャストコンクリート製品」とは、あらかじめ（プレ）工場で型枠に流し込んで成形（キャスト）したコンクリート製品のことで、工場で設計どおりに作られているので、後は工事現場に運んで据え付ければ高品質なインフラを短い工期で造れることが特長です。

調査期間中の2016年1月には、トヨタ工機(株)の現地法人Toyota Forms India Private Limitedと共同で調査を行った不二コンクリート工業(株)の現地法人Fuji Silvertch Concrete Private Limitedの現地工場がグジャラート州アーメダバード市郊外に完工しました。トヨタ工機(株)の製品を筆頭に、日本製の型枠を使って作られるプレキャスト製品は、用途・品質ともに世界でもトップクラスの水準を誇ります。



排水用プレキャスト製品。品質は日本国内と同等であり、インドでは最高品質と評価されている。

新工場が稼働し、工期の大幅短縮、浸水防止性、耐震性等の強みを持つプレキャストコンクリート製造技術をJICAと共に積極的に現地で紹介した結果、100km以上の側溝工事の受注が決まるなど、ビジネスも本格稼働しています。また、トヨタ工機(株)や不二コンクリート工業(株)によるインド進出は日本国内のコンクリート業界専門誌や新聞で取り上げられ、製品の普及により、インド都市部を中心とした市民生活を支えるインフラとして社会基盤整備に貢献し、防災・災害対策にも役立つと考えられています。

オ. 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、日本政府は、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目

的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2016年度はミャンマーにおける漏水対策と、ケニアにおける医療廃棄物対策、カンボジアにおける上水道拡張の3件の案件を実施しています。

カ. 円借款の制度改善

近年、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。そのためには開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要があります。

日本は、2013年にそれまでの重点分野を「環境」および「人材育成」に整理した上で、「防災」および「保健・医療」を加えました。また、日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国へ技術移転することを通じて日本の「顔の見える開発協力」を促進するために本邦技術活用条件^{注5}を導入し、適用範囲の拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款^{注6}の創設などの追加的な措置を行ってきています。次に、日本政府は、官民連携（PPP）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、開発途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、EBF円借款^{注7}やVGF円借款^{注8}などを導入しました。

また、2014年、日本政府は、同一セクター等の複数案件に対して包括的に円借款を供与する「セクター・プロジェクト・ローン」の本格活用を開始し、日本企業の参画が期待できる円借款事業の実施に当たっての事前資格審査と本体入札との一本化などを通

じ、円借款のさらなる迅速化を図りました。さらには、新たなPPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款^{注9}を導入することなどを決定しました。

2015年に日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」^{注10}のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善を行うことを発表しました。具体的には、たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を重要案件については最短で約1年半まで短縮し、その他の案件についても最短で約2年まで短縮することや、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款、ハイスpek借款および事業・運営権対応型円借款を創設すること、また交換公文（E/N）で約束（コミット）する金額の中に「特別予備費枠」を増額計上すること、などです。ほかにも、開発途上国の地方自治体や公社等（サブ・ソブリン主体）に円借款を直接供与するに当たり、相手国の経済の安定性や相手国政府の十分なコミットメントなど各種要件が満たされる場合には、政府保証の例外的な免除を経協インフラ戦略会議にてケース・バイ・ケースで決定することとしました。また、日本政府は、無償資金協力等を通じて、実証・テストマーケティング事業を実施することとしました。2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」^{注11}に

注5 本邦技術活用条件 STEP：Special Terms for Economic Partnership

注6 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注7 EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する開発途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注8 VGF（Viability Gap Funding）円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するもの。

注9 PPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款は、オフテイク契約の履行を確保する仕組みの整備と活用を開発途上国政府に促し、そのことにより官民の適切なリスク・シェアリングに基づくPPPインフラ整備を促進することを目的として、事業者からの保証履行請求に基づく貸付等を行うもの。

注10 「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

注11 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣が紹介。アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

において、迅速化のさらなる推進を発表し、事業実施可能性調査（F/S）^{注12}開始から着工までの期間を最短1

年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図ることとしました。

キ. 海外投融資

民間企業による開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICAの海外投融資*を活用して、開発途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。

海外投融資は、2001年に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないことになっていました。しかし、民間部門を通じて開発効果の高い新しい事業実施のための資金需要に対応する必要性の高まりから、JICAは2011年以降にベトナムにおける産業人材育成事業やパキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業など、民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。

2012年にJICAは海外投融資を本格的に再開し、ミャンマーのティラワ経済特別区（Class A）開発事業など2016年度末までに計16件の出・融資契約を調印しています。また、海外のインフラ事業に参画す

る日本企業の為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年）、米ドル建て融資（2015年）の導入を相次いで発表しました。2015年に日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始すること、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を2週間とすること、民間金融機関との協調融資を可能とすること、および「先導性」要件の見直し、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、JICA海外投融資の柔軟な運用・見直しとして海外投融資の出資比率を25%から50%（最大株主にならない範囲）まで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととしました。

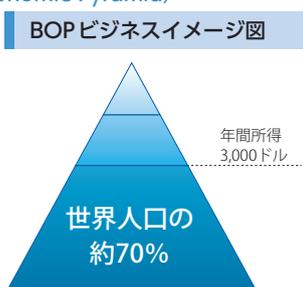
用語解説

* BOPビジネス

(BOP : Base of the Economic Pyramid)

開発途上国の低所得層*を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。事例として貧困層向けの乳幼児用栄養強化食品等の販売を通じて栄養改善を図るモデル、貧困農家に対する高品質の緑豆栽培に係る技術支援を通じて、収穫量・品質改善による所得向上を図るモデルなどが挙げられる。

*低所得層：1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたものの。



* 草の根・人間の安全保障無償資金協力

人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するもの（供与限度額は、原則1,000万円以下）。対象となる団体は、開発途上国で活動するNGO（ローカルNGOおよび国際NGO。ただし、日本NGO連携無償資金協力の対象団体は除く）、地方公共団体、教育機関、医療機関等の非営利団体。日本の企業および地方自治体と連携した案件も積極的に推奨されている。

* ODAを活用した官民連携

(PPP : Public-Private Partnership)

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。PPPの分野事例として上下水道、空港建設、高速道路、鉄道などが挙げられる。

注12 フィージビリティ・スタディ（フィージビリティ調査）。



用語解説

* 包摂的 (インクルーシブ) ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

* フィージビリティ調査

立案されたプロジェクトが実行 (実現) 可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

* 民間連携ボランティア制度

民間企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

* 海外投融資

JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業等の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援する。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs (Sustainable Development Goals) ・貧困削減、③気候変動対策。

(2) 大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や地方自治体が蓄積してきた実務的な経験や知見を活用

しています。

ア. 大学との連携

政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割等を踏まえ、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な協力を狙って、様々な大学と共同で技術協力や円借款事業、草の根技術協力事業をはじめとする市民参加事業等を推進しています。

一例として、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的に、政府はJICAの人材育成奨学計画 (JDS) を活用し、開発途上国の若手行政官等を留学生として累計36大学で受け入れており、2016年度は新規に266名を受け入れています。

また、産学官連携によるアフリカ産業人材の育成 (ABEイニシアティブ) では、日本全国の67大学123研究科が研修員を受け入れています。ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net) プロジェクト*を実施しており、日ASEAN大



長崎大学医学部病理学博士課程にて研究を行うミャンマー人研修員。
(写真: 長崎大学医学部)

学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究等を行っています。

これらの協力は、開発途上国の開発に寄与していることに加え、日本の大学の国際化にも貢献しています。

イ. 地方自治体との連携

日本の地方自治体の持つ様々なノウハウは世界中の開発途上国の経済や社会の発展において必要とされています。たとえば、多くの開発途上国では近年成長や都市化が著しい反面、環境問題やインフラの問題などへの対応が追いつかない中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で豊富な知見を蓄積している日本の地方自治体の協力がますます必要とされていることから、日本政府はODAへの自治体の参画を推進してきました。また、地方自治体の側のニーズの観点からも、日本の地域の活性化促進やグローバル化促進のため、自治体の海外展開を積極的に推進しています。

2016年度には、日本政府は海外展開経験を有する地方自治体等の経験・ノウハウ・ネットワーク等を、他の自治体や中小をはじめとする地元企業等と共有し連携を深めることで、開発途上国の開発や国際協力を実施する自治体等の裾野を拡大するとともに、国際化や産業振興など地域の活性化につなげることを目的と

した「自治体間連携セミナー」15件を実施しました。日本政府は、2017年度にはより内容の充実を図り、多くの自治体関係者に海外事業実施の魅力やノウハウを知っていただくことで、海外展開をさらに推進しています。

2015年に日本政府は、無償資金協力事業（地方公共団体提案型）を開始し、2015年度に大阪市のベトナム「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画」を、2016年度に横浜市のフィリピン「メトロセブ・腐敗槽汚泥処理施設建設計画」を条件付き採択しました。2016年より、日本政府は、地方自治体連携草の根無償を設け、日本の地方自治体が現地NGOや地方公共団体等の連携を促進する案件を積極的に採択するための優先枠を設定し、積極的にマッチングを支援しています。日本政府は、これらの様々な取組を通じ、自治体との連携をさらに促進していきます。

用語解説

*アセアン工学系高等教育ネットワーク

(AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network)

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施してきている。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力の下、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

(3) 市民社会との連携

現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）をはじめとする多様な主体が開発課題の解決、そして開発途上国の質の高い成長にますます大きな役割を果たしています。このような中で、

NGOを中心とする市民社会との連携は、開発協力に対する市民の理解と参加を促進し、開発協力を支える社会基盤をより一層広げ、強化していく観点から重要です。

ア. 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる開発途上国支援への直接参加

1965年に発足し、2015年に50周年を迎えた青年海外協力隊事業は、累計で88か国に約4万人を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。青年海外協力隊事業は、技術を有する20歳から39歳までの男女が、シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの男女が、開発途上国に原則2年間滞在し、ボランティアとして現地



モンゴルの職業訓練校にて、革・布等の手工芸製品の作成を指導する青年海外協力隊員の谷口圭太郎さん（中央）。（写真提供：谷口圭太郎）

の人々と生活や労働を共にしながら、経済社会開発に協力する国民参加型事業です。

これらのボランティア事業は、現地の経済社会発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善を促進しています。また、近年は帰国したボランティアが、日本の民間企業の開発途上国への進出

等に貢献するなどボランティア経験の社会還元という側面も注目されています。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うとともに、現職参加*の普及・浸透に取り組むなど、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

用語解説

* 現職参加

現在、企業や国・地方自治体、学校に勤務している者が、退職や職務専念義務免除などの形で所属先に身分を残したまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアに参加すること。

イ. NGOへの支援や活動への参加

日本のNGOは、開発途上国・地域において教育、医療・保健、農村開発、難民支援、地雷・不発弾処理技術指導など様々な分野において質の高い開発協力活動を実施しています。また、NGOは、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場において迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。このように日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができません。また、外務省はこうした「顔の見える開発協力」

を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして連携を重視しています。具体的には、外務省は①NGOの開発協力活動に対する資金面での協力、②NGOの能力強化に対する支援、③NGOとの対話を進めています。

さらに、外務省は開発協力大綱の下、NGOとの今後5年間にける連携の方向性にかかわる計画をNGOと共同で作成し、2015年に発表し、その後NGOと共に、2017年6月に同計画の2016年度進捗^{しん}報告^{ちよく}を行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

ウ. NGOが行う事業への資金協力

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ

効果的に実施できるように様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。2016年度に54団体が、この枠組みを通じて、29か国・1地域において、医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理のための人材育成支援等の分野で、総額約43.5億円の事業を102件実施しました。



パレスチナで被災した子どもの栄養改善のために医療支援を行う様子。詳細は68ページの「案件紹介」を参照。(写真：パレスチナ子どものキャンペーン)

■ ジャパン・プラットフォーム (JPF)

2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム (JPF)」には、2017年7月時点で47のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2016年度にJPFは、アフガニスタン人道支援、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア難民・国内避難民支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、モンゴル雪害支援など、10プログラムで77件の事業を実施しました。



JPF「南スーダン支援」プログラムにおいて設立した小学校の敷地で植樹をするJPF事務局スタッフ。(写真：JPF)

■ NGO 事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に総事業費の2分の1までの補助金を

交付しています。2017年には12団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■ JICAの草の根技術協力事業ほか

JICAの技術協力プロジェクトはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGO、大学や地方自治体といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しており、2016年度は260件の事業を世界51か国で実施しました。(注：2016年度の実施案件で、全支援形態の実績です。)



ベトナム・ナムザン郡少数民族地域における住民主体による地域活性化のための人材育成事業による少数民族の村で開発した観光特産品。(公益財団法人 国際開発救援財団) (写真：JICA)

用語解説

* 草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。

団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法がある。

- ① 草の根パートナー型 (事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内)
- ② 草の根協力支援型 (事業規模：総額1,000万円以内、期間：3年以内)
- ③ 地域提案型 (事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内。地域活性化特別枠は総額6,000万円以内)

Ⅰ. NGO 活動環境の整備

NGO に対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGO の活動環境を整備する事業があります。これは、NGO の組織体制や事業実施能力をさらに強化

するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■ NGO 相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富な NGO 団体（2016年度は16団体に委嘱）が、市民や NGO 関係者から寄せられる国際協力活動や NGO の組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応する制度です。そのほか、NGO の相談員は国

際協力イベントや教育現場等において国際協力に関する講演やセミナー等を無料で提供し、多くの人が NGO や国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■ NGO インターン・プログラム

NGO インターン・プログラムは、まず日本の国際協力 NGO への就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、将来的には日本の ODA にも資する若手人材の育成を目指しています。これを通じて日本の NGO による国際協力を拡充し、それにより ODA と NGO との連携関係をさらに強化していくことを目的として、外務省はインターンの受入れと育成を日本の国際協力 NGO に委託し、育成にかかる一定

の経費を支給しています。

インターン受入れ NGO は、「新規」に10か月採用されたインターンをさらに12か月間の「継続」インターンとして採用するための申請を行うことができ、最長22か月かけてインターンの育成を行うことが可能となっています。2016年度は、このプログラムにより、計10人がインターンとして NGO に受け入れられました。



■ 首都テグシガルパ市南東部における青少年育成を通じた住みやすいコミュニティづくり支援事業

日本 NGO 連携無償資金協力（2016年3月～（実施中））

ホンジュラスの首都テグシガルパ市は、治安が悪く、その治安の悪さが国全体の成長の大きな妨げにもなっています。また、犯罪の若年化も顕著です。安心して生活できない状況は住民同士のつながりを薄くしているようです。こうした状況の中、日本の NGO である特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構は、テグシガルパ市で犯罪の加害者・被害者の圧倒的な割合を占める若者を対象とした育成と治安を含めたコミュニティの生活環境向上を目指す事業を実施しています。

AMDA 社会開発機構は、青少年を含む地域コミュニティの強化を通じてホンジュラスの最大の問題の一つである青少年による犯罪の予防・対策に取り組んでおり、その活動の一つとして青年リーダーを中心に青少年が興味を持つテーマを取り上げ、科学、音楽、スポーツ等の校内クラブ結成とその活動を支援しています。また、日本の町内会活動を参考にしたコミュニティ活動の実施も推進しています。2017年5月にはコミュニティ・グループが企画したサッカー大会が開催され、「スポーツを通し、友情と親睦を深め健全な時間を共有しよう。」とのスローガンの下、



テグシガルパ市アト・デ・エンメディオ地区で開催されたコミュニティ活動。地区の平和を祈り「平和行進」が開催され、地域住民が行進を行った。（写真：特活 AMDA 社会開発機構）

青少年が健全にスポーツに打ち込める環境を取り戻すための第一歩とすることを目指すイベントとなりました。

また、コミュニティは日本が長年支援してきたコミュニティ警察等の地元の機関と協力しながら、持続的な活動ができるように工夫をしています。

■ NGO 海外スタディ・プログラム

NGO 海外スタディ・プログラムは、日本の国際協力 NGO の人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力 NGO の中堅職員を対象に、1 か月から6 か月程度まで、海外での研修を受けるための経費を支給するものです。このプログラムは、国際開発分野の事業や同分野の政策提言等において優良な実績を有する海外 NGO、または国際機関にて実務能力の向上を図る「実務研修型」と、海外の研修機関が提供す

る有料プログラムの受講を通じて専門知識の向上を図る「研修受講型」の二つの形態で実施しています。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかの NGO とも情報を広く共有し、日本の NGO 全体の能力強化に尽力することとしています。2016 年度は、このプログラムにより、13 人が研修を受けました。



■ イラク共和国エルビル県学校補修事業

日本 NGO 連携無償資金協力 (平成 28 年度)

イラクのクルディスタン地域では、度重なる紛争や石油価格の下落による経済危機の影響で、破損が多く危険な状態にある学校の補修工事ができず、生徒たちは、電気設備が壊れた暗い教室や水が流れないトイレを使用せざるを得ない劣悪な環境に置かれていました。さらに同地域には大量の難民・国内避難民が流入し、生徒数が大幅に増加することで、設備の劣化に拍車がかかり、学校を安全で衛生的な施設に改善することが差し迫った課題でした。

こうした課題に対し、日本の NGO である認定 NPO 法人 IVY は、イラクのエルビル県内にある老朽化した学校校舎 4 校の補修工事を実施しました。補修後は教員を対象に校舎維持管理のためのワークショップを開催し、維持管理体制の構築を図りました。



壁、天井も明るい色で塗り替えられて、きれいになったマム小学校の教室。(写真：認定 NPO 法人 IVY)



ゴミ集積所にゴミを捨てに来たジン小学校の子どもたち。(写真：認定 NPO 法人 IVY)

この事業により、約 4,000 人の生徒たちが安全で衛生的な環境で教育を受けられるようになりました。また、交通量の多い道路に校門が面しているため、年間数人の生徒が亡くなっていましたが、補修後の学校には新しい門の設置も行われ、同校校長は「日本の支援が生徒たちの命を救ってくれた」と感謝の言葉を述べています。また、教員向けワークショップにおいて、日本の学校では生徒が自ら清掃活動を行っていることを紹介したところ、イラクでも是非取り入れたいとの意気込みを持つ教員も出てきて、日本が提供した清掃用品を利用し、実際に生徒たちが清掃活動を行うようになるなど、教員や生徒らの意識改革にもつながっています。

■ NGO 研究会

政府は、NGOの能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的には、業務実施を委嘱されたNGOがほかのNGO等の協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ（参加型の講習会）、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することを通じて、NGO自身の組織および能力の強化を図ります。2016年度、NGO研究会は、「NGOセクター全体が取り組める『持続可能な開発目標（SDGs）』モニタリング・評価ツールの作成」、「緊急

人道支援関係者向けの指導要領と教材の開発を通じて、支援の質とアカウンタビリティに関する国際基準のさらなる普及と啓発方法の確立」、「脆弱国^{ぜいじやく}に対する教育支援とNGOの役割 中東地域を中心とする社会的弱者に対する質の高い教育の提供及びNGOと他のアクターとの連携」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

■ NGO等活動支援事業

外務省が行う支援のほかに、JICAでは国際協力活動を実施しているNGO・NPO、公益法人、教育機関、自治体等の団体（NGO等）が、より効果的で発

展的な事業を実施・推進するため、様々な形で研修等のプログラムを実施しています。

■ NGO-JICA ジャパンデスク

JICAはNGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的とし

て、「NGO-JICA ジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。

オ. NGOとの対話

■ NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設

置されています。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■ NGO・在外ODA協議会（通称：ODA・NGO（オダngo）協議会）

2002年以降、日本政府は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会（通称：ODA・NGO（オダngo）協議

会）」を開設しました。NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。

■ NGO-JICA協議会

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への

市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を年に4回開催しています。

(4) 国際機関・地域機関等との連携

ア. 国際機関との連携の必要性

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、一国のみで解決が困難な、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められています。このような中、積極的平和主義に基づく日本の政策目標を実現する上で、危険地域を含む幅

広いネットワークや、高い専門性を有する国際機関との連携は極めて重要です。

また、国際機関を通じた支援の実施においては、日本企業やNGO等、日本の様々な担い手との連携が図られています。

■ 政策における国際機関との連携の例

「2030アジェンダ」策定過程においても、日本は、国際社会と密接に連携し、新しい国際開発目標の策定に向けた議論を主導しました。

2016年、日本はOECD開発センターに復帰しました。^{注13}同センターは、開発途上国の開発問題に関する調査・研究を行うOECD内のシンクタンクです。OECD加盟国のみならず、OECDに非加盟の新興国・途上国も参加し、様々な地域における開発について政策対話を行う場として、重要な役割を持っています。日本も、同センターの活動に積極的に協力、関与していく考えであり、同センターとアジアとの関係をさらに強化していく役割を果たしています。2017年4月、日本はOECD開発センターや東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と共催で「第1回アジア国際経済フォーラム」を開催し、質の高いインフラ投資、循環経済、持続可能な都市を議題とする議論を行いました。このフォーラムでは、アジアにおけるインフラ需



2017年4月、日本がOECDと共催した「第1回アジア国際経済フォーラム」で、グリアOECD事務総長がスピーチをしている様子。

要への対応には、国際スタンダードに沿った形での質の高いインフラの供給量を増やすことが重要であり、そのためにOECDと緊密に連携することが必要であるとの認識が参加者の間で共有されました。

イ. 地域機関との連携の例

ASEAN（東南アジア諸国連合）は、2015年末に「政治・安全保障共同体」「経済共同体」「社会・文化共同体」から成る「ASEAN共同体」を構築し、域内の連結性強化を最重要の課題として掲げてきました。日本は、統合を強めたASEANが地域協力のハブとなることが、地域の安定と繁栄にとって重要であるとの観点から、これまでのインフラや投資環境整備の経験を活かし、連結性強化に向けたASEANの努力を支援し

てきました。

ASEAN共同体の構築およびその後の統合努力においては、域内の連結性強化や開発格差の是正など、残された様々な課題の解決に向けた取組を、これまで以上に推進していく必要があります。日本は引き続き、ASEANとの信頼と友好の絆を強化していきながら、ASEAN統合に向けた積極的な協力を行っていく方針です。

ウ. 他のドナー国との連携

日本は、他のドナー（援助国）との開発協力における協調を推進しています。2017年には、EUと開発協力に関する対話を行いました。主要ドナー全体の

ODA予算が減少傾向にある中で、限られたODA予算を効果的に活用し開発協力を進め、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、国際機関や他のドナー

注13 日本は、OECD開発センターに設立当時（1962年）から参加していたが、同センターのガバナンス等の問題により、2000年に脱退。しかしながら、同センターのガバナンスの改善に進展が見られ、また新規参加国が増加していることなどを踏まえ、復帰を決定した。

との協力や連携の重要性は高まっています。

米国との関係では、2017年2月に首脳間で立ち上げに合意した麻生副総理大臣とペンス副大統領の下での日米経済対話等でも協力が進んでいます。

2017年10月に行われた日米経済対話第2回会合では、インド太平洋地域におけるインフラ・プロジェクトは、市場競争、透明性、責任ある資金調達、開かれ、公平な市場アクセス、ならびにグッドガバナンスの高い基準と整合的であるべきことを確認しました。さらに、同年11月に開催された日米首脳会談では、新興市場における開発を支援するため、エネルギー、インフラ、その他の重要な分野における投資機会に関し協力するとのコミットメントを強調しました。また、第三国のインフラ整備を共同で進めるために関連機関を連携させることで一致しました。

これまで国際社会では、経済協力開発機構（OECD）

Ⅰ. 国際的な議論への積極的貢献

グローバル化が進む中で、世界の国々が相互に影響を与えたり、依存したりする度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題など、一国のみの問題ではなく国際社会全体にかかわるものとして協力して取り組むべき脅威や課題も少なくありません。

日本は、2030アジェンダの採択に向け、国際社会の議論が本格化する前から、MDGsフォローアップ会合の開催や非公式な政策対話の主催、国連総会サイドイベントの開催、また、2015年からの政府間交渉にも積極的に参加し、真に効果的な新しいアジェンダの策定を主導してきました。さらに、2015年に採択された仙台防災枠組では、各国政府が「防災」を政策の優先課題として位置付けること、防災の観点あらゆる開発政策、計画に取り入れること、結果として「防災」への投資が拡大されることの3点から成る概念である「防災の主流化」が強調されました。2017年7月の国連水と災害特別会合では、日本から国士強^{きょうじん} 韌化の国際的推進への意欲を示しました。日本は、その知見を十分に活用し、持続可能で強靱な社会の実現のため、国連の場を中心に、国際社会を主導していきます。

一方、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）では、対開発途上国援助の量的拡大とその

の開発援助委員会（DAC）の加盟国、いわゆる伝統的なドナー国が中心となって開発協力を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなどの新興ドナー国も開発途上国の開発課題に大きな影響力を持っています。

G20の枠組みにおいても、開発課題について先進国のみならず、新興国・開発途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの現れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した開発協力を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。

自らが援助を受ける側から主要な援助国へと歩んできた経験を持つ日本は、新興国をはじめとする諸国と連携して、南南協力を支援するための三角協力を推進しています。

効率化を図るべく、新興国や民間部門等の開発に携わる多様な主体との連携を強化し、また、公的および民間資金をより効果的に動員し、活用しようとしています。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、民間による投資や新興ドナー国の資金などのODA以外の開発資金を幅広く統計として捕捉する方策について議論が行われています。

また、SDGs等の国際的な開発目標を達成するため、援助の「量」に加え、援助効果（「質」）の向上のための取組が「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」において進められています。

2016年に開催された、第2回GPEDCハイレベル会合では、SDGs達成に向けた効果的な開発協力の貢献について有意義な議論が行われました。特に、開発に民間投資をより一層活用していく必要性が確認されました。また、日本は、SDGs達成の有効なツールの一つである三角協力について、コストシェアリングを含む日本の効果的な実施に係る考え方を説明しました。

日本は韓国等と共に2010年より、「アジア開発フォーラム」を開催し、ODAの効果的な利用や、アジアの開発経験がどのようにアジア内外の開発課題解決に適用できるか議論し、国際的な開発の議論に対し、「アジアの声」を形成、発信しています。

4 開発協力の日本国内の実施基盤強化に向けた取組

(1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

開発協力大綱（2015年閣議決定）は、持続的に開発協力を実施していくために国民の理解と支持を得ていくことの重要性を強調しています。

外務省およびJICAは、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。外務省およびJICAは、幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、外務省およびJICAは、開発課題の多様化・複雑化に適切に対応していくためには、

ア. 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するウェブサイト^{注14}を相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。また、外務省はODAメールマガジンを発行し、海外の日本大使館や総領事館の職員やJICA関係者、NGO職員、民間企業の駐在員などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソード



ODAメールマガジン第364号は、チリ共和国からシリーズ「周年記念と開発協力」第9弾として「太平洋を挟んだ隣国「チリ」日本チリ外交関係樹立120周年と経済協力」を、ジャパン・プラットフォームから「ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援【第2弾 シリア難民支援の今】」をお届けします。なお、肩書は全て当時のものです。



外務省が発行しているODAメールマガジン。様々な国々への日本の支援を紹介している。
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>)

人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、大学をはじめとする教育・研究機関やNGOとの連携もますます重要となりつつあります。

また、日本国内のみならず、開発途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

ソードなどを紹介しています。

1993年から外務省は、国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう、テレビ番組の放映にも取り組んでいます。2017年は、テレビ東京系列6局ネットで特別番組「宇宙船オリエンタルの地球スマイル探査隊」と、テレビ東京でミニ番組「MA-SAの発見★スマイルアース」が4回放送されました。番組では、地球に広がる「笑顔」の理由が調査され、その背景にある日本の開発協力が紹介されました。日本が世界各国で実施する開発協力の現状のほか、2015年国連で採択されたSDGsや「日本が開発協力を実施する意義」などについて解説されました。外務省はテレビのほかに開発協力をテーマにしたマンガを制作し、ホームページやソーシャル・ネットワーク・サービスなどを通じて、配信しました。



マンガで知る開発協力「ODAガール&主夫ボーイ」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/ebook/odagirl/html5.html#page=1>)

注14 外務省ODAホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>
JICA：<http://www.jica.go.jp> ODA見える化サイト：<http://www.jica.go.jp/oda>

毎年「国際協力の日」(10月6日)^{注15}の前後には、日本国内最大級の国際協力行事として「グローバルフェスタJAPAN」が開催されています。2017年は、東京・お台場のシンボルプロムナードで9月30日(土)、10月1日(日)の2日間にわたって外務省、JICAとJANIC(国際協力NGOセンター)が共催し、NGOや国際機関、在京大使館、企業、関係する省庁など266社・団体が参加し、120,861人が来場しました。



「グローバルフェスタJAPAN2017」で、スタンプラリーを通してSDGsを学ぶ子どもたち。

また、海外においても、在外公館はODAを通じた日本の積極的な国際貢献について理解を深めてもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力にかかわる署名式や引渡し式に際してプレスリリース(報道機関に向けて紹介する文書)を出すなど現地の報道機関も活用しつつ情報発信をしています。ほかに

イ. ODA見える化サイト

2010年に、JICAはODA事業の概要や成果等を分かりやすく説明し、ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設けました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、写真や事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に

ウ. 開発教育の推進

外務省は、職員を中学校、高校、大学、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAでも開発教育を支援するため、学校教育の現場などの求めに応じて、JICAボランティア経験者などを



東京お台場で開催された「グローバルフェスタJAPAN2017」において、堀井巖外務大臣政務官がオリエンタルラジオと共に国際協力について紹介。



も、在外公館では、現地の報道機関に対して日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道において日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。また、在外公館は様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレット等の作成も行っています。

努めています。

また、外務省のホームページにおいては、草の根・人間の安全保障無償資金協力および文化無償資金協力で実施された案件について効果が現れている案件や十分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたリストを公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。

講師として紹介し、開発途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解の促進を図る「国際協力出前講座」や、東京、名古屋、札幌にある展示施設「地球ひろば」や国内拠点で学校などの訪問を受け入れる「JICA訪問」への対応を行っています。また、中

注15 1954年10月6日、日本はコロンボ・プラン(第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された開発途上国援助のための国際機関)への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これにちなんで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

学生・高校生を対象に「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、JICAは教員に対して、「開発教育指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことを目的とした「教師海外研修」などを実施しています。

エ. ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。JICAはスタディツアー（大学のゼミ等）によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者などの現地視察へ

オ. 議論や対話の促進

日本政府は、ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、日本政府は国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民の方と対話する場を随時設けて

(2) 開発協力人材・知的基盤の強化

外務省は2015年度から、平和構築・開発人材の発掘・育成・キャリア構築を包括的に実施するため、従来の事業を刷新し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を開始しました。この事業では、平和構築・開発分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象に国内外での研修を行う「プライマリー・コース」、および平和構築・開発分野における実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施しています。さらに、日本政府は平和構築・開発分野の国際機関やNGO等での就職を希望する方を対象に、ポスト獲得に必要なスキル・知識を提供する「キャリア構築支援」を実施しています。

JICAは、開発協力にかかわりの深い研究を行い、将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生などに対しインターンシップを1997年から実施しており、2017年度は119人を開発コンサルタントの協力現場を含む様々な職場で受け入れています。また、2002年の第2次ODA改革懇談会の提言に基づいて、省庁、JICAやNGO、国際機関といった様々



2017年7月、福岡市の中村学園女子高等学校で開催された外務省職員によるODA出前講座。

の派遣支援にも力を入れています。一般から参加者を募集してODAプロジェクトの現場を実際に視察する機会を提供する「国際協力レポーター」事業では、2017年にガーナへ派遣しました。

います。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、国際協力を地域から発信するとともに地域の活性化を目指しています。

な専門的な知識や多様な経験を持つ人材に活躍してもらうため、JICA内の「国際協力人材センター」では国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」(<http://partner.jica.go.jp/>)を通じて国際協力に関する求人情報、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談（進路相談）なども行っています。またJICAは、国際協力人材の養成確保のため、ジュニア専門員、能力強化研修などを実施しています。

さらに、日本政府は国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。JICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

日本政府は、日本が持つ強みを活かして、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図るなど、大学・研究機関と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための知的基盤強化に努めています。

ODA (Official Development Assistance) の ルールブック「統計指示書」

本白書には各種ODA統計データが掲載されていますが、いかなる協力がODAに該当するか、それをどのように報告するかについて、国際的にはOECD開発援助委員会（DAC）がルールを定めています。そのルールは「統計指示書（reporting directives）」という文書にまとめられており、英語の原文テキストはPDFファイル3件、A4版で計300ページ近くに上ります。

ODAは、統計指示書において、①公的機関またはその実施機関によって供与される、②開発途上国の経済開発を主目的とする、③譲許的性格を有する（有償資金協力の場合、貸付条件（金利、償還期間等）が受取国にとって有利に設定されている）、と定義されており、これらの3要件はODAの基本原則といえます。また、行政経費、債務救済、留学生受入れ経費、ドナー国内難民に係る費用等、どこまでがODAと認められるか判断が難しい事項については、個別に説明する項目が設けられています。さらに、各国のDACへの実績報告においては、実施機関、案件概要、供与額、目的（分野）コード、引渡先、特定の政策目的の有無などといった事項について案件ごとに報告することが定められています。

統計指示書がDACで最初に策定されたのは1962年に遡りますが、1969年から1972年にかけて上記①～③のODAの定義付けが行われたのをはじめ、そ



2018年1月、パリで開催されたOECD－DAC統計作業部会の様子。



2018年1月、パリで開催されたOECD－DAC統計作業部会の様子。

の時々々の課題に対応すべく随時改訂が加えられています。現行の統計指示書は2016年4月に改訂されたものであり、改訂の大きなポイントとしては、2018年実績から有償資金協力について贈与相当額計上方式が導入されることです。これまでの純額方式では、支出の全額がプラス計上される一方、元本回収分については全額マイナス計上されるため、返済が予定どおり行われれば最終的にはプラスマイナス・ゼロという結果になりますが、贈与相当額計上方式では、貸付条件を決められた計算式に当てはめて贈与相当額を算出してこれを支出時に計上し（貸付条件が緩やかであればあるほど贈与相当額は大きくなる）、回収分のマイナス計上は行われないこととなります。

現在、DACの統計作業部会では、贈与相当額計上方式の導入に向け、この新方式による具体的な計上ルールについて検討が行われています。また、SDGsへの貢献、民間を含めた幅広い開発資金の動員といった現代の要請に^{こた}えるための方策も検討されています。

第Ⅳ部

資料編

第1章	日本の政府開発援助予算	160
第1節	2017年度政府開発援助予算（当初予算）	160
第2節	各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要	163
第2章	日本の政府開発援助実績	173
第1節	開発途上国への資金の流れ	173
第2節	二国間政府開発援助の所得グループ別実績	174
第3節	国別実績	176
第4節	分野別実績	186
第5節	緊急援助実績	187
第3章	二国間援助案件リスト	190
第1節	二国間贈与	190
第2節	二国間借款	197
第4章	国際機関に対する政府開発援助実績	199
第5章	政府開発援助に関する主な資料	203
第1節	日本の政府開発援助をめぐる動き （2017年1月～2017年12月）	203
第2節	政府開発援助に関する政策	207
第3節	重債務貧困国（HIPC）一覧	220
(参考)	諸外国の政府開発援助	221
第1節	DAC諸国の政府開発援助実績	221
第2節	DAC諸国の開発途上国への資金の流れ	231
第3節	DAC援助受取国・地域リスト	233
第4節	非DAC諸国・地域の政府開発援助実績	234

第1章 日本の政府開発援助予算

第1節 2017年度政府開発援助予算（当初予算）

図表Ⅳ-1 政府開発援助予算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	2016年度			2017年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,519	98	1.8	5,527	8	0.1
事業予算（純額）	11,673	272	2.4	13,704	2,031	17.4
事業規模（総額）	18,553	495	2.7	21,000	2,448	13.2
（参考）円／ドル・レート	120円			110円		

(注)

・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

図表Ⅳ-2 政府開発援助一般会計予算（政府全体）

(単位：億円、%)

区 分	2016年度			2017年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,075	137	2.8	5,076	0	0.0
1. 二国間贈与	4,153	69	1.7	4,155	2	0.1
(1) 経済開発等援助	1,629	24	1.5	1,631	2	0.1
(2) 技術協力	2,508	45	1.8	2,508	1	0.0
(3) その他(*1)	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	923	67	7.8	921	-2	-0.3
(1) 国連等諸機関	599	39	7.0	607	8	1.4
(2) 国際開発金融機関	324	28	9.5	313	-11	-3.3
II 借 款	444	-39	-8.1	452	8	1.8
JICA（有償資金協力部門）	444	-39	-8.1	452	8	1.8
III 計	5,519	98	1.8	5,527	8	0.1

(注)

・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 2016年度は貿易再保険特別会計へ繰入、2017年度は株式会社日本貿易保険への交付金（2016年度をもって貿易保険特別会計が廃止され、その資産および負債が2017年度から株式会社日本貿易保険へ承継されることに伴う変更）。

図表Ⅳ-3 政府開発援助事業予算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	2016年度				2017年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈 与	7,942	-36	-0.5	42.8	8,090	149	1.9	38.5
借 款	10,611	531	5.3	57.2	12,910	2,299	21.7	61.5
計（事業規模）	18,553	495	2.7	100.0	21,000	2,448	13.2	100.0
（参考）回収金	-6,879	—	—	—	-7,296	—	—	—
純 額	11,673	272	2.4	—	13,704	2,031	17.4	—

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表Ⅳ-4 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳（政府全体）

(単位：億円、%)

区 分	2016年度			2017年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	7,942	-36	-0.5	8,090	149	1.9
1. 二国間贈与	4,843	8	0.2	4,851	8	0.2
(1) 経済開発等援助	1,629	24	1.5	1,631	2	0.1
(2) 技術協力	3,198	-16	-0.5	3,205	7	0.2
(3) その他(*1)	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	3,099	-44	-1.4	3,239	140	4.5
(1) 国連等諸機関	1,020	34	3.5	999	-22	-2.1
(2) 国際開発金融機関	2,078	-78	-3.6	2,240	162	7.8
II 借 款	10,611	531	5.3	12,910	2,299	21.7
(1) JICA（有償資金協力部門）	10,525	640	6.5	12,720	2,195	20.9
(2) その他	86	-109	-55.8	190	104	121.3
III 計（事業規模）	18,553	495	2.7	21,000	2,448	13.2
（参考）回収金	-6,879	—	—	-7,296	—	—
純 額	11,673	272	2.4	13,704	2,031	17.4

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 2016年度は貿易再保険特別会計へ繰入、2017年度は株式会社日本貿易保険への交付金（2016年度をもって貿易再保険特別会計が廃止され、その資産および負債が2017年度から株式会社日本貿易保険へ承継されることに伴う変更）。

第2節 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表Ⅳ-6 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度		2017年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	14	14	0.5	4.0
金融庁	124	131	8	6.1
総務省	850	795	-55	-6.5
法務省	256	362	106	41.5
外務省	434,187	434,329	142	0.0
財務省	77,298	77,842	544	0.7
文部科学省	14,463	15,019	556	3.8
厚生労働省	6,751	6,402	-348	-5.2
農林水産省	2,742	2,642	-100	-3.7
経済産業省	14,313	14,077	-236	-1.6
国土交通省	283	513	230	81.0
環境省	637	607	-30	-4.7
計	551,918	552,734	816	0.1

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表Ⅳ-7 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度		2017年度	
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	14	14	0.5	4.0
金融庁	124	131	8	6.1
総務省	850	795	-55	-6.5
法務省	256	362	106	41.5
外務省	475,646	472,836	-2,809	-0.6
財務省	1,329,137	1,566,294	237,157	17.8
文部科学省	14,463	15,019	556	3.8
厚生労働省	7,350	6,979	-370	-5.0
農林水産省	11,330	21,651	10,320	91.1
経済産業省	15,029	14,713	-316	-2.1
国土交通省	283	513	230	81.0
環境省	775	725	-50	-6.5
計（事業規模）	1,855,256	2,100,033	244,776	13.2
（参考）回収金	-687,912	-729,605	—	—
純 額	1,167,344	1,370,428	203,084	17.4

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表Ⅳ-8 各省庁の事業予算（2017年度事業予算）と事業概要

1. 贈与
 (1) 二国間贈与
 ア. 経済開発等援助

(単位：百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	無償資金協力 (163,064)	無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力をいい、相手国政府からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して、経済社会開発のために必要とされる生産物および役務を購入するための資金を贈与し、相手国政府等がこれらの調達を行うことにより実施している。

イ. 技術協力

(単位：百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋 薬物取締会議 (14)	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	(14)	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	(551)	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員の研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・デバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	(258)	(1)アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。

（単位：百万円）

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	JICAを通じて行う 技術協力等の予算 (150,296)	(1)技術協力：開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力をいい、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与する。 (ア)技術協力専門家派遣：日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う。 (イ)研修員受入事業：開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行う。 (ウ)機材供与：専門家の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与する。 (エ)技術協力プロジェクト：「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する。 (オ)開発計画調査型技術協力：開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定支援などを通じ、相手国に対し、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。また、復興・復旧事業を含む緊急支援調査や、その他、地形図作成や地下水調査等の実施を行うこともある。 (カ)人材養成確保：技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保、養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行う。 (キ)国民参加型協力：日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進のために開発教育支援事業等を実施する。 (ク)ボランティア派遣：国民参加型事業で、開発途上国の社会・経済の発展に貢献を志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活と労働を共にさせ、技術、知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの日本のシニア層を原則として2年間開発途上国に派遣する「シニア海外ボランティア」が中心になっている。 (2)災害援助等協力：海外の、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 (3)中小企業海外展開支援事業： <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業に必要な基礎情報収集や事業計画策定を行うための調査（基礎調査） ・ 中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査（案件化調査） ・ 中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業（普及・実証事業） (4)各種調査：案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保し、3スキーム（無償資金協力、有償資金協力、技術協力）の相乗効果を現すため各種調査を実施する。代表的な例として、地域別・国別の開発協力方針や、特定の開発課題やプログラムに関する援助方針／アプローチ等を検討するための基礎的な情報を収集・分析することを目的とした調査や、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行うための調査などがある。 (5)事業評価：事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。 (6)その他：海外移住者に対する援助および指導等を実施する。
	(独立行政法人)国際 交流基金運営費交付金 (6,641)	独立行政法人国際交流基金は、文化その他の分野において総合的かつ効率的な国際交流事業を実施し、日本と諸外国との間の相互理解を深めるとともに、良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与している。
	その他 (62,619) * 施設整備費を含む	(1)効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(2)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(3)日本のNGOの活動環境整備支援およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、(4)ODAを実施するために必要な行政的諸経費など。
総 額	219,556	

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等 (70,270)	(1)開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修を開催する。 (2)開発途上国へ専門家を派遣する。 (3)開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4)開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5)円借款事業の案件形成や円借款事業に付随する技術支援等を実施する (JICA有償勘定技術支援)。
文部科学省 (日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (14,610)	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や日本の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画(2008年7月)」の実現を図るため、日本人の海外留学および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍している外国人留学生は約23万9,000人(2016年5月)、海外の大学等に在籍する日本人学生は約8万4,000人(2015年)となっている。 (施策例) ・国費外国人留学生の受入れ：開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究指導を受けさせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助：日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	その他 (334)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で、開発途上国からの研究者等の受入れや開発途上国への専門家派遣等の事業を行っている。また、UNESCOの主唱する政府間事業への参加、東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)の活動への協力なども実施している。
	総 額	14,944
厚生労働省	(953)	(1)開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2)結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻しん根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3)技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4)在職職業訓練指導員の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5)東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(1,076)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業の振興等を図るため、(1)世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2)気候変動等地球規模の課題の解決に向けた支援、(3)途上国における森林の保全等を通じた持続可能な森林経営の推進、(4)国際的な水産資源の持続的利用の推進および我が国漁業の健全な発展と水産物の安定供給に必要な海外漁場の確保に関する事業を実施。
経済産業省	質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業 (850)	「川上」の構想段階から相手国のインフラ計画に関与することにより、我が国の質の高いインフラシステムの海外展開を促進すべく、マスタープラン策定や事業実施可能性調査(FS)等を実施。
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (4,167)	技術協力を通じて日本企業の市場開拓および新興国の経済発展を図るため、(1)日本の制度・システムの移転等による事業環境整備、(2)開発途上国の現地人材育成のための研修・専門家派遣事業、(3)日本の若手人材の海外インターンシップ事業、外国人材の日本企業でのインターンシップ事業、(4)開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発支援および親日・知日を人材ネットワーク化したコミュニティ形成、(5)看護師・介護福祉士候補者への日本語研修、を実施。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 (6,998)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に貢献する取組の一環として、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化の基盤となる活動、および開発途上国経済研究活動を実施している。
	その他 (10)	APECにおける諸会議ならびにワーキンググループへの参加等。
	総 額	12,024

（単位：百万円）

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
国土交通省	(415)	国土交通分野（国土政策、交通、社会資本整備等）において、(1)国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業の競争力強化のための支援、(2)国際協力交流企画事業、(3)環境・安全対策協力事業、(4)海外プロジェクトの推進等を実施する。
環境省	(349)	(1)地球環境の保全：クリーンアジア・イニシアティブ推進、途上国におけるフロン等対策支援事業費 (2)大気・水・土壌環境等の保全：国際的水環境改善活動推進費（うち、アジア水環境パートナーシップ事業）、アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業 (3)廃棄物・リサイクル対策の推進：アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

ウ. その他

（単位：百万円）

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	株式会社日本貿易 保険への交付金 (1,600)	重債務貧困国（HIPC: Heavily Indebted Poor Countries）等に対する債務削減の実施に伴う財政措置として影響額の一部を株式会社日本貿易保険へ交付する。

(2) 国際機関への出資・拠出（出資、拠出、分担金（ただしODA分））

（単位：百万円）

省庁	事業名 （予算額）	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構(OECD)等拠出金 (117)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出する。
総務省	拠出金・分担金 (244)	国際電気通信連合 (ITU)、万国郵便連合 (UPU) に対する分担金および東南アジア諸国連合 (ASEAN) に対する拠出金。
法務省	国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC) 拠出金 (104)	国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC) への拠出金を通じて、東南アジア地域を中心とする国々に対し、刑事司法分野における技術協力を実施・強化する。また、国際連合犯罪防止刑事司法会議（コングレス）の日本開催に向けて、UNODC事務局との綿密な連絡・調整など計画的な準備を推進する。
外務省	国際連合(UN)分担金 (4,242) 国際連合平和維持活動 (PKO) 分担金 (3,297)	国際連合は、(1)世界の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を発展させること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の重視を拡大することについて国際協力を実現すること、(4)これら共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金 (UNTFHS) 拠出金 (781)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりの安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連機関のプロジェクトを支援する。
	国連開発計画 (UNDP) 拠出金 (7,246)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関として、貧困の撲滅、不平等と排除の是正を目標とし、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点政策として170か国・地域で活動。日本は、コア・ファンドへ拠出を行うとともに、特定の目的に沿った各種基金を設置・拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。
	環境問題拠出金 (4,175)	国連環境計画 (UNEP) をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連多数国間条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、途上国への技術協力、条約の実施や遵守を促進するプロジェクト等を実施しており、これらを支援している。
	緑の気候基金 (GCF) 拠出金 (38,507)	緑の気候基金 (GCF) は、2010年のCOP16で設立が決定された開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対策を支援する基金。2015年5月21日に、日本が15億ドルを拠出するための取決めに署名したことにより、GCFへの各国拠出総額が基金の稼働条件とされている各国表明総額の50%に達し、GCFは稼働した。
	国連人口基金 (UNFPA) 拠出金 (2,236)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアフリカ地域、アジア太平洋地域、中東地域に重点的資金配分を実施。
	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金 (4,197)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、医療、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決（本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住）、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進、(5)無国籍者の保護における国際協力の強化を目的とした活動を実施している。
	国連児童基金 (UNICEF) 拠出金 (2,092)	国連児童基金は、母子保健、HIV/エイズ、水と衛生、栄養改善、教育、子どもの保護等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (190)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済（食料支援、住宅改善支援等）、福祉（公民館の運営等）といったサービスを実施している。
	国連世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (606)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食糧援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。

（単位：百万円）

省庁	事業名 （予算額）	事業の概要
外務省	国際原子力機関 （IAEA）技術協力基金 （1,097）	IAEAは、原子力の平和的利用の促進のため技術協力基金を設立し、開発途上国の要請に基づき、発電分野および保健・医療、食糧・農業等の非発電分野における機材供与、専門家派遣、研修員受入れなどの技術協力活動を実施している。
	国連食糧農業機関 （FAO）分担金 （2,954）	国連食糧農業機関は、世界経済の発展および人類の飢餓からの解放の実現を目的とする国連専門機関であり、食料・農林水産分野における国際ルールの策定・実施、情報収集・分析・統計資料の作成、国際的な協議の場の提供、開発途上国に対する技術助言・技術協力等を実施している。
	国際農業開発基金 （IFAD）拠出金 （－）	国際農業開発基金は、農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、被援助国である開発途上国に譲許的資金の貸付および無償資金供与を実施している。現在は第10次増資期間（2016年から2018年まで）であり、当増資期間に係る拠出金については平成28年までに拠出済み。
	国連教育科学文化 機関（UNESCO） 分担金 （3,417）	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由を拡大し、世界の平和と安全に寄与するために、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の理解や協力を促進している。国際的な知的交流の促進や、途上国の支援事業なども実施している。
	国連工業開発機関 （UNIDO）分担金 （1,394）	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力などの関連事業を自ら実施するとともに、その分野における国連の活動を調整している。
	国際農業研究協議 グループ（CGIAR） 拠出金 （203）	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	世界エイズ・結核・ マラリア対策基金 拠出金 （4,675）	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。同基金に対する2017年分拠出金は、平成28年度補正予算（32,500百万円）および平成29年度当初予算（4,675百万円）で手当て。
	赤十字国際委員会 （ICRC）拠出金 （191）	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、保護（ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護）、救援（紛争犠牲者に対する医療・水・食料・非食料物資分野の支援）、予防（国際人道法の普及）等を行っている。
	国際原子力機関 （IAEA）平和的利用 イニシアティブ （PUI）拠出金 （220）	平和的利用イニシアティブ（PUI）は、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を促進させるための追加的な財源であり、エボラ出血熱やジカ熱の発生、洪水・地震災害等予見できない緊急事態の際にも、IAEAによる柔軟かつ迅速な支援を可能にしている。2010年NPT（核不拡散条約）運用検討会議で設立されて以来、累計1億ユーロ以上の拠出を受け、150を超える国において240以上のプロジェクトを支援してきた。保健・医療、食糧・農業、水資源管理、工業、環境等の非発電分野および発電分野において、原子力の平和的利用を促進する様々なIAEAの活動を支援している。
	UN Women 拠出金 （600）	UN Womenは、女性の地位向上を目的として、女性および女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等などの活動を行っている。
	国際家族計画連盟 （IPPF）拠出金 （853）	国際家族計画連盟は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野に関する取組を実施。約170か国142の加盟協会を通じた支援により、草の根レベルで役立つ活動を行っている。
	Gavi ワクチンアラ イアンス拠出金 （20）	Gavi ワクチンアライアンスは、開発途上国における予防接種の普及により子どもたちの命と人々の健康を守る活動を実施している。また、平成28年度補正予算で2,280百万円を拠出し、2017年分拠出は2,300百万円。

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 拠出金 (一)	国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) は、国連機関、政府、その他パートナーとともに、紛争や災害後といった困難な現場において、(1)インフラ整備、(2)調達、(3)プロジェクト管理の持続可能な実施を通じて人道支援および開発支援を行っている。日本は、主に補正予算による拠出を行っている。
	その他 (7,023)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を支出している。
省	総額 90,216	
財務省	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (15,269)	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA 本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際開発協会 (IDA) 出資金 (111,843)	国際開発協会 (IDA) は、市場の条件で借入れを行うことが全く、あるいはほとんどできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を行っている。
	国際金融公社 (IFC) 拠出金 (1,758)	国際金融公社 (IFC) は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC 本部の融資・出資による支援を補完している。開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けを行ったり、民間企業の設立支援等の技術支援活動も推進している。
	アジア開発銀行 (ADB) 拠出金 (8,183)	アジア開発銀行 (ADB) は、アジア太平洋地域における包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の助長等を通じて、開発途上国の貧困削減に貢献している。本拠出金は、ADB 本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発基金 (ADF) 拠出金 (34,344)	アジア開発基金 (ADF) は、アジア太平洋地域の開発途上国で債務負担能力の低い国を対象に、贈与を行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 拠出金 (622)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金は AfDB 本体の融資による支援を補完している。加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等も行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 出資金 (2,242)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。
	アフリカ開発基金 (AfDF) 出資金 (25,566)	アフリカ開発基金 (AfDF) は、アフリカ地域の開発途上国へ、AfDB よりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行 (IDB) 拠出金 (1,310)	米州開発銀行 (IDB) は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB 本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州投資公社 (IIC) 出資金 (1,075)	米州投資公社 (IIC) は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、融資を行っている。
欧州復興開発銀行 (EBRD) 拠出金 (275)	欧州復興開発銀行 (EBRD) は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等の支援を目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への融資、技術協力等に対する資金提供に使われ、同地域の経済の発展に貢献している。	
地球環境ファシリテイ (GEF) 信託基金拠出金 (15,000)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多数国間資金メカニズム。(1) 気候変動対策、(2) 生物多様性の保全、(3) 国際水域管理、(4) 土地劣化防止、(5) 化学物質・廃棄物対策の5分野を支援している。	

（単位：百万円）

省庁	事業名 （予算額）	事業の概要
財務省	その他拠出金 (6,538)	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援のための拠出金。国際通貨基金（IMF）、関税協力理事会（WCO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等向けがある。
	総額 224,025	
文部科学省	分担金等 (75)	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）分担金、世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関（WHO） 分担金 (4,104)	世界保健機関（WHO）は、世界のすべての人々ができる限り高い健康水準に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠 出金 (1,226)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業や世界 HIV/エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画（UNAIDS）に対して、資金の拠出を行っている。
	国際労働機関（ILO） 分担金等 (703)	(1)国際労働機関（ILO）に対する分担金の拠出。(2)ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額 6,033	
農林水産省	国連食糧農業機関 （FAO）拠出金 (501)	世界の食料安全保障の確立や地球的規模課題への対応のため、統計情報整備、気候変動対策、栄養改善、SPS（食品安全、植物防疫）関連の国際基準策定、世界農業遺産（GIAHS）支援、アジアやアフリカにおけるフードバリューチェーン構築に係る支援、持続的な漁業の推進に関する技術援助等を実施している。
	国際農業研究協議 グループ（CGIAR） 拠出金 (181)	国際農業研究協議グループ傘下の国際稲研究所（IRRI）、国際熱帯農業センター（CIAT）、国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT）、国際熱帯農業研究所（IITA）、アフリカ稲センター（AfricaRice）、国際水管理研究所（IWMI）、国際生物多様性センター（Bioversity）を通じ、開発途上国における食料増産や農業の持続可能な生産性改善等にかかる研究・普及を実施している。
	国際獣疫事務局 （OIE）拠出金 (96)	世界の動物衛生水準向上のため、口蹄疫等の防疫ロードマップ策定、動物の伝染性疾病についての情報収集・分析・提供、動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を実施している。
	東南アジア漁業開発 センター（SEAFDEC） 拠出金 (198)	東南アジア地域の持続的な水産業発展のための技術的支援を行うため、漁労、漁具漁法、漁場調査、資源評価、水産加工、養殖技術開発・改良など幅広い分野にわたって、訓練、調査、情報普及などの諸活動を実施している。
	その他拠出金 (590)	農林水産分野の様々な課題の解決に貢献するため、アセアン事務局（ASEAN）、国連世界食糧計画（WFP）、国際協同組合同盟（ICA）、メコン河委員会（MRC）、世界銀行（WB）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の行うプロジェクトに対する拠出を実施している。
	総額 1,566	
経済産業省	国連工業開発機関 （UNIDO）拠出金 (190)	開発途上国における持続可能な工業開発を促進するため、国際連合工業開発機関（UNIDO）の東京投資・技術移転促進事務所（ITPO 東京）が行う、開発途上国における日本企業の投資および技術移転促進等のプロジェクト運営に対する拠出を実施している。
	その他拠出金等 (899)	世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金、世界知的所有権機関拠出金、日・ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金、アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金、日・ASEAN 経済産業協力拠出金、APEC ビジネス諮問委員会拠出金、経済協力開発機構開発センター拠出金。
	総額 1,089	
国土交通省	拠出金等 (98)	観光や気象分野に係る開発や技術協力に関係する国際機関（ASEAN 貿易投資観光促進センター、世界気象機関）に対して分担金や拠出金を拠出する。

(単位：百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
環境省	拠出金等 (375)	国連環境計画 (UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター (UNEP-IETC)、国連地域開発センター (UNCRD)、国際自然保護連合 (IUCN)、国際湿地保全連合 (WI) に対する拠出金、分担金、世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金。

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 借款等

(単位：百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	円借款および海外投融資 (1,272,000)	有償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力をいう。有償資金協力には、開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、我が国または開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。
農林水産省	海外漁業協力事業 資金融資 (19,009)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に寄与することを目的として、日本の法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金（相手国において行う開発可能性調査および技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付）を、公益財団法人海外漁業協力財団（OFCF）から融資する。

第2章 日本の政府開発援助実績

第1節 開発途上国への資金の流れ

図表Ⅳ-9 日本から開発途上国への資金の流れ

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

項目		暦年	2015年	2016年	対前年比
政府開発援助	二国間	贈与	5,017	5,590	11.4
		無償資金協力	2,645	2,812	6.3
		技術協力	2,372	2,778	17.1
		政府貸付等	1,117	1,422	27.3
	(二国間)計		6,134	7,012	14.3
	国際機関に対する出資・拠出等		3,037	3,368	10.9
	(ODA) 計 (対GNI比<%)>		9,171 (0.20)	10,380 (0.20)	13.2
その他政府資金	輸出信用(1年超)		126	657	420.2
	直接投資金融等		-403	3,491	966.2
	国際機関に対する融資等		—	—	—
	(OOF)計		-277	4,148	1,599.2
民間資金	輸出信用(1年超)		2,250	2,640	17.4
	直接投資		44,505	35,774	-19.6
	その他二国間証券投資等		2,845	1,220	-57.1
	国際機関に対する融資等		193	-484	-350.7
(PF)計		49,793	39,150	-21.4	
民間非営利団体による贈与		498	683	36.9	
資金の流れ総計 (対GNI比<%)>		59,186 (1.30)	54,361 (1.07)	-8.2	
国民総所得(GNI)(億ドル)		45,533	50,997	12.0	

(注)

- ・換算率：2015年＝121.0023円/ドル，2016年＝108.8027円/ドル（OECD-DAC指定レート）
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・OOF：Other Official Flows，PF：Private Flows

参考：技術協りに行政経費、開発啓発費などを含まない場合の実績は下記のとおり。

(単位：百万ドル、%)

項目		暦年	2015年	2016年	対前年比
贈与	与		5,009.6	5,582.7	11.4
	うち技術協力		1,763.7	2,070.9	17.4

(注)

- ・卒業国向け援助を除く。

第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表Ⅳ-10 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

受取国グループ	2015年	2016年	供与相手国・地域数 (2016年)
後発開発途上国(LDCs) ^{*1}	2,480.6	2,568.3	48
低所得国(LICs) ^{*2}	187.2	129.2	3
低中所得国(LMICs) ^{*3}	1,820.7	2,077.8	36
高中所得国(UMICs) ^{*4}	-492.8	-221.8	54
分類不能	2,170.1	2,494.9	—
合計	6,165.8	7,048.5	141

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・分類不能には、複数受取国グループにまたがる援助等を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域は233ページの「図表Ⅳ-37/DAC援助受取国・地域リスト」を参照。
- ・LDCs、LICs、LMICs、UMICsの国・地域の分類基準は下記のとおり。

*1 後発開発途上国(LDCs:Least Developed Countries)

国連開発政策委員会(CDP:UN Committee for Development Policy)が設定した基準(下表)に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。LDCとしての認定には、すべての基準を満たし、該当国の同意を条件とする。

LDCリストへの掲載基準

2011~2013年の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,035ドル以下	60以下	36以上

LDCリストからの卒業基準

2011~2013年の 1人当たりGNI平均	HAI ^(※1)	EVI ^(※2)
1,242ドル以上	66以上	32以下

上記条件の2つ以上を満たすか、あるいは、GNIが基準値の2倍以上となると、LDCリストからの卒業が適格と判断され、LDC卒業に向けたプロセスが開始される。

(※1) HAI: Human Assets Index

人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①栄養不良人口の割合、②5歳以下の乳幼児死亡率、③中等教育就学率、④成人識字率、を指標化したもの。

(※2) EVI: Economic Vulnerability Index

経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①人口規模、②(世界的市場からの)遠隔度、③商品輸出の集中度、④GDPに占める農林水産業の割合、⑤低標高沿岸地帯に住む人口の割合、⑥財・サービスの輸出不安定度、⑦自然災害の被害者の割合、⑧農業生産の不安定度、を指標化したもの。

*2 低所得国(LICs:Low Income Countries)

2013年の国民1人当たりのGNIが1,045ドル以下の国・地域

*3 低中所得国(LMICs:Lower Middle Income Countries)

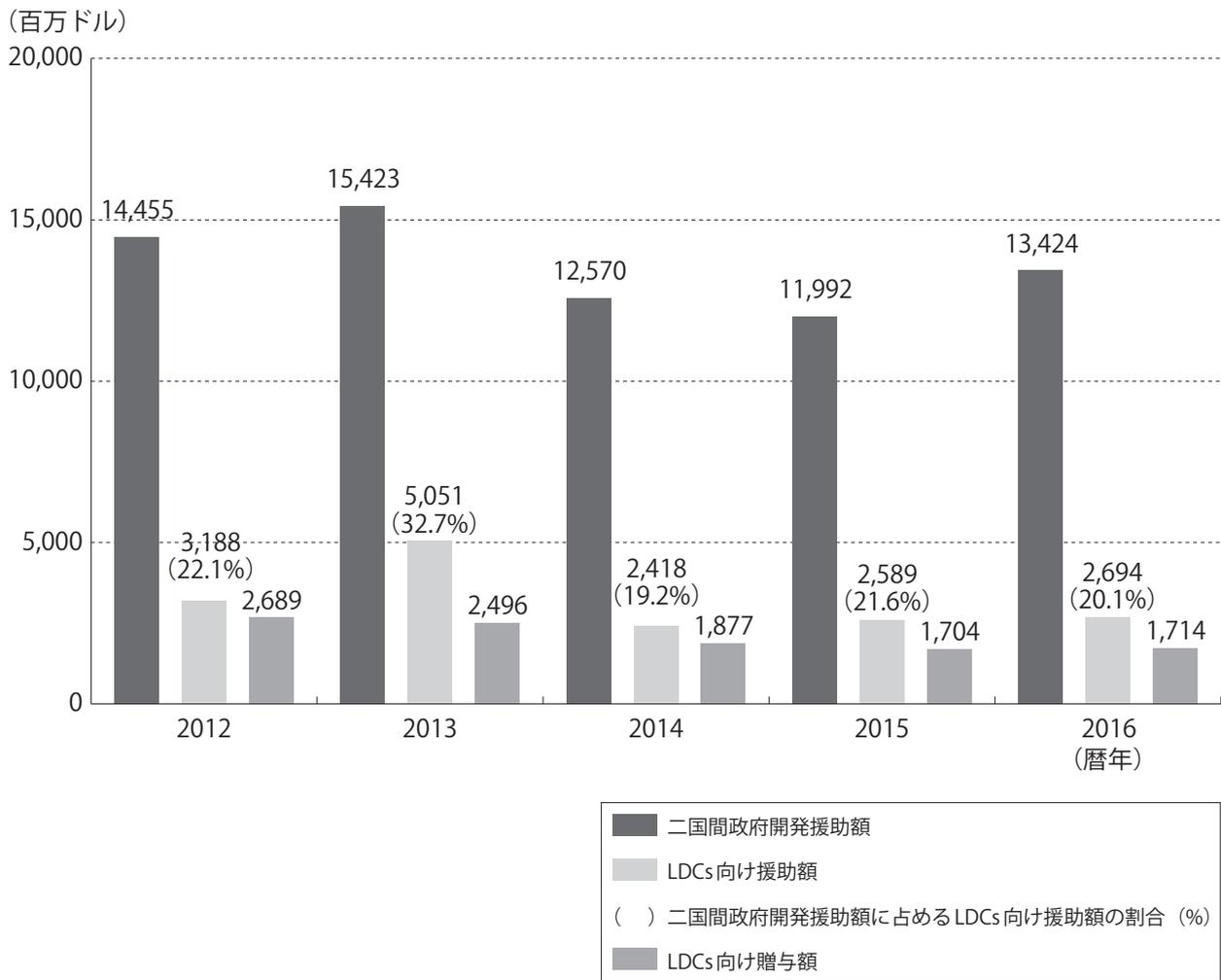
2013年の国民1人当たりのGNIが1,046ドル以上4,125ドル以下の国・地域

*4 高中所得国(UMICs:Upper Middle Income Countries)

2013年の国民1人当たりのGNIが4,126ドル以上12,745ドル以下の国・地域

出典: DAC資料

図表Ⅳ-11 二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較



(注)
 ・支出総額ベース。
 ・債務救済を除く。
 ・卒業国向け援助を除く。

第3節 国別実績

図表Ⅳ-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2016年）

（単位：百万ドル）

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力 うち国際機関 を通じた贈与	技術協力	計		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	計 (A) - (B)		
アジア	610.29	137.37	673.09	1,283.39	5,754.40	5,250.18	504.22	1,787.61	7,037.79
東アジア	384.56	52.13	459.90	844.45	2,876.20	3,983.18	-1,106.98	-262.52	3,720.66
北東アジア	9.70	0.09	30.47	40.17	179.31	993.26	-813.95	-773.78	219.48
中国	0.98		6.03	7.01	20.97	977.12	-956.15	-949.15	27.97
※[香港]			0.00	0.00				0.00	0.00
モンゴル	8.72	0.09	24.36	33.08	158.35	16.14	142.20	175.28	191.43
東南アジア	374.03	51.21	425.11	799.14	2,696.89	2,989.92	-293.03	506.11	3,496.03
インドネシア	7.67		59.79	67.46	332.46	1,606.26	-1,273.80	-1,206.34	399.92
カンボジア	76.04	3.14	33.24	109.28	31.64	4.92	26.72	136.00	140.92
※シンガポール	1.07	1.07	0.28	1.35				1.35	1.35
タイ	11.10	0.02	24.77	35.87	378.18	302.39	75.79	111.66	414.05
フィリピン	20.64	0.05	61.70	82.34	219.17	512.11	-292.95	-210.60	301.51
※ブルネイ			0.04	0.04				0.04	0.04
ベトナム	9.28	2.76	95.47	104.75	1,478.72	417.41	1,061.32	1,166.06	1,583.47
マレーシア	0.05		12.08	12.13	35.33	141.85	-106.51	-94.38	47.46
ミャンマー	209.58	37.90	97.96	307.54	199.28		199.28	506.82	506.82
ラオス	16.62		30.35	46.97	16.81	4.97	11.83	58.80	63.77
(ASEAN)*1	352.04	44.95	415.68	767.72	2,691.60	2,989.92	-298.32	469.40	3,459.32
東ティモール	21.99	6.27	9.43	31.42	5.29		5.29	36.71	36.71
東アジアの複数国向け*2	0.82	0.82	4.32	5.15				5.15	5.15
南アジア	135.78	31.51	171.57	307.35	2,607.79	1,163.70	1,444.10	1,751.45	2,915.14
インド	7.89		48.62	56.50	1,743.96	792.68	951.28	1,007.78	1,800.47
スリランカ	13.83	0.67	20.57	34.40	164.63	202.63	-38.00	-3.60	199.03
ネパール	16.13		22.49	38.62	35.28	8.77	26.50	65.13	73.90
パキスタン	58.38	30.84	23.72	82.10	162.60	52.05	110.55	192.65	244.70
バングラデシュ	24.65		42.50	67.15	501.13	107.01	394.13	461.27	568.28
ブータン	9.29		10.31	19.60	0.19		0.19	19.79	19.79
モルディブ	5.61		2.49	8.09		0.55	-0.55	7.54	8.09
南アジアの複数国向け*3			0.88	0.88				0.88	0.88
中央アジア・コーカサス	46.25	10.69	28.30	74.54	252.53	103.31	149.22	223.77	327.07
アゼルバイジャン	0.46		0.92	1.38	57.25	20.44	36.81	38.18	58.63
アルメニア	2.02		2.62	4.64		10.32	-10.32	-5.67	4.64
ウズベキスタン	9.77	2.42	6.84	16.61	178.49	28.59	149.90	166.51	195.10
カザフスタン	0.31		1.99	2.30	0.66	38.84	-38.18	-35.88	2.96
キルギス	4.48		8.33	12.81		0.48	-0.48	12.34	12.81
ジョージア	1.07		0.84	1.92	16.13	2.63	13.50	15.42	18.05
タジキスタン	25.41	8.27	5.63	31.04				31.04	31.04
トルクメニスタン			0.50	0.50		2.01	-2.01	-1.51	0.50
中央アジア・コーカサスの複数国向け	2.72		0.62	3.34				3.34	3.34
アジアの複数国向け*4	43.71	43.05	13.33	57.04	17.87		17.87	74.91	74.91

(単位：百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	計 (A) - (B)		
中東・北アフリカ	687.85	595.52	125.60	813.45	1,131.23	656.83	474.41	1,287.86	1,944.69
アフガニスタン	267.94	263.30	32.89	300.83				300.83	300.83
※アラブ首長国連邦			0.11	0.11				0.11	0.11
アルジェリア	0.08		0.88	0.96		0.74	-0.74	0.22	0.96
イエメン	37.08	31.34	0.01	37.09		0.07	-0.07	37.02	37.09
※イスラエル	0.40	0.40	0.01	0.41				0.41	0.41
イラク	50.87	48.67	15.22	66.08	562.84	10.26	552.58	618.66	628.93
イラン	7.57	7.01	7.65	15.22		33.21	-33.21	-17.99	15.22
エジプト	6.68	6.10	20.46	27.15	188.23	186.60	1.62	28.77	215.37
※オマーン			0.04	0.04				0.04	0.04
※カタール			0.01	0.01				0.01	0.01
※クウェート			0.06	0.06				0.06	0.06
※サウジアラビア			0.62	0.62				0.62	0.62
シリア	42.73	42.73	0.80	43.52				43.52	43.52
チュニジア	3.94		4.85	8.79	51.01	65.53	-14.52	-5.73	59.80
トルコ	20.94	20.65	7.40	28.34	89.95	193.86	-103.91	-75.57	118.29
※バーレーン			0.03	0.03				0.03	0.03
[パレスチナ]	45.92	32.28	10.82	56.75				56.75	56.75
モロッコ	1.22		10.37	11.59	141.03	69.83	71.20	82.79	152.62
ヨルダン	51.60	23.18	11.35	62.94	91.91	90.32	1.59	64.53	154.85
レバノン	27.80	26.70	0.81	28.61		6.40	-6.40	22.20	28.61
中東・北アフリカの複数国向け*5	123.09	93.16	1.22	124.31	6.26		6.26	130.57	130.57
サブサハラ・アフリカ	688.69	367.35	397.05	1,085.75	404.32	101.39	302.93	1,388.68	1,490.07
アンゴラ	0.39		4.15	4.54				4.54	4.54
ウガンダ	24.87	11.19	18.06	42.94	23.91		23.91	66.84	66.84
エチオピア	38.76	14.10	23.85	62.61				62.61	62.61
エリトリア			1.12	1.12				1.12	1.12
ガーナ	12.23		21.19	33.42				33.42	33.42
カーボヴェルデ	0.11		0.43	0.54	9.59		9.59	10.13	10.13
ガボン	0.31	0.06	4.03	4.34		0.87	-0.87	3.47	4.34
カメルーン	7.97	7.70	7.93	15.89	7.83		7.83	23.72	23.72
ガンビア	1.19	1.19	0.59	1.78				1.78	1.78
ギニア	14.57	11.09	3.48	18.06				18.06	18.06
ギニアビサウ	1.19	1.19	0.09	1.28				1.28	1.28
ケニア	33.51	11.52	44.97	78.48	86.47	81.84	4.63	83.10	164.95
コートジボワール	9.62	1.00	12.93	22.55				22.55	22.55
コモロ	0.07		0.22	0.29				0.29	0.29
コンゴ共和国	2.83	2.50	0.99	3.82				3.82	3.82
コンゴ民主共和国	29.23	17.59	12.20	41.43				41.43	41.43
サントメ・プリンシペ	2.25		0.13	2.37				2.37	2.37
ザンビア	21.14	2.00	16.03	37.17	1.78		1.78	38.94	38.94
シエラレオネ	7.75	7.41	5.65	13.39				13.39	13.39
ジブチ	5.56	5.39	3.56	9.13				9.13	9.13
ジンバブエ	9.27	2.76	5.79	15.05				15.05	15.05
スーダン	22.28	9.30	14.54	36.82				36.82	36.82

(単位：百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			政府貸付等					
	無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額 (A)	回収額 (B)	計 (A) - (B)		
スワジランド	0.13		1.06	1.18		1.85	-1.85	-0.67	1.18
セーシェル	0.07		0.91	0.98				0.98	0.98
赤道ギニア			0.06	0.06				0.06	0.06
セネガル	4.71	0.09	23.33	28.04		0.28	-0.28	27.76	28.04
ソマリア	20.90	20.80	0.65	21.55				21.55	21.55
タンザニア	46.33	4.30	35.26	81.58	111.07		111.07	192.65	192.65
チャド	4.89	4.89	0.19	5.08				5.08	5.08
中央アフリカ	15.70	15.70		15.70				15.70	15.70
トーゴ	1.63		1.71	3.34				3.34	3.34
ナイジェリア	4.27	3.91	11.57	15.85	0.15		0.15	16.00	16.00
ナミビア			2.99	2.99		8.63	-8.63	-5.64	2.99
ニジェール	8.68	8.50	2.06	10.74				10.74	10.74
ブルキナファソ	20.44	2.50	9.80	30.25				30.25	30.25
ブルンジ	2.65	2.65	0.99	3.64				3.64	3.64
ベナン	6.97		3.95	10.92				10.92	10.92
ボツワナ	0.33		7.41	7.74	4.40	4.15	0.25	7.99	12.13
マダガスカル	3.24	2.21	5.25	8.48				8.48	8.48
マラウイ	6.92	5.00	13.60	20.52				20.52	20.52
マリ	8.29	4.70	0.95	9.24				9.24	9.24
南アフリカ	1.29		9.76	11.05		0.86	-0.86	10.18	11.05
南スーダン	48.24	21.65	6.91	55.15				55.15	55.15
モーリシャス	2.81		1.01	3.82	0.46	2.90	-2.44	1.38	4.28
モーリタニア	14.77	5.50	0.81	15.58				15.58	15.58
モザンビーク	34.06	0.47	25.41	59.47	30.01		30.01	89.47	89.47
リベリア	23.72	6.37	2.55	26.27				26.27	26.27
ルワンダ	14.02	3.79	13.38	27.40				27.40	27.40
レソト	0.15		0.25	0.40				0.40	0.40
サブサハラ・アフリカの複数国向け*6	148.37	148.32	13.33	161.70	128.67		128.67	290.37	290.37
中南米	118.29	14.90	165.30	283.59	145.35	346.55	-201.19	82.39	428.94
	(102.97)	(14.90)	(165.30)	(268.27)	(145.35)	(346.55)	(-201.19)	(67.07)	(413.62)
アルゼンチン	0.41		3.54	3.95		14.36	-14.36	-10.42	3.95
アンティグア・バーブーダ	4.93		0.21	5.14				5.14	5.14
ウルグアイ	0.67		1.62	2.29				2.29	2.29
エクアドル	9.78	1.49	9.40	19.18		9.14	-9.14	10.04	19.18
エルサルバドル	1.72		10.07	11.78	0.10	16.66	-16.55	-4.77	11.88
ガイアナ	0.08		0.59	0.66				0.66	0.66
キューバ	16.40		4.08	20.48				20.48	20.48
キューバ	(1.08)		(4.08)	(5.16)				(5.16)	(5.16)
グアテマラ	0.25		5.07	5.32	0.84	10.51	-9.66	-4.34	6.16
グレナダ	4.25		0.09	4.34				4.34	4.34
コスタリカ	2.98		4.33	7.31	38.42	17.29	21.13	28.44	45.73
コロンビア	3.93	1.75	9.27	13.21				13.21	13.21
ジャマイカ	0.55		2.59	3.14		14.52	-14.52	-11.37	3.14
スリナム	0.18	0.09	0.09	0.27				0.27	0.27
※セントクリストファー・ネイビス	1.59		0.08	1.67				1.67	1.67

(単位：百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			政府貸付等					
	無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額 (A)	回収額 (B)	計 (A) - (B)		
セントビンセント セントルシア	3.43		0.32	3.74				3.74	3.74
チリ	4.16		1.43	5.59				5.59	5.59
ドミニカ共和国	0.37		2.88	3.25		0.93	-0.93	2.32	3.25
ドミニカ国	0.81	0.09	9.32	10.14		9.26	-9.26	0.88	10.14
※トリニダード・トバゴ	2.90		0.01	2.91				2.91	2.91
ニカラグア	0.46		0.02	0.48				0.48	0.48
ハイチ	10.02		9.29	19.32	3.25		3.25	22.57	22.57
パナマ	18.95	10.23	2.51	21.45				21.45	21.45
※バハマ	0.63		5.99	6.62	0.16	16.06	-15.89	-9.28	6.78
パラグアイ	1.84		0.06	1.90				1.90	1.90
※バルバドス	12.54		10.80	23.34	8.68	35.72	-27.04	-3.70	32.02
ブラジル	0.04		0.04	0.04				0.04	0.04
ベネズエラ	2.76		18.17	20.93	63.93	99.00	-35.08	-14.15	84.86
ベリーズ	0.12		0.51	0.63				0.63	0.63
ペルー	0.09		1.10	1.20				1.20	1.20
ボリビア	5.64		12.54	18.18	25.61	99.76	-74.15	-55.97	43.79
ホンジュラス	1.79		8.04	9.83	1.16		1.16	10.99	10.99
メキシコ	2.87	0.20	9.87	12.75				12.75	12.75
中南米の複数国向け	0.15		9.36	9.51		3.35	-3.35	6.16	9.51
	1.04	1.04	11.99	13.04	3.19		3.19	16.23	16.23
大洋州	80.48	2.03	47.65	128.13	52.64	17.80	34.84	162.97	180.77
キリバス	0.72		2.13	2.85				2.85	2.85
クック	0.17		0.06	0.23				0.23	0.23
サモア	11.66		4.89	16.55	0.08		0.08	16.63	16.63
ソロモン	15.25		3.87	19.13				19.13	19.13
ツバル	0.57		1.28	1.85				1.85	1.85
[トケラウ]			0.00	0.00				0.00	0.00
トンガ	10.41		2.50	12.91				12.91	12.91
ナウル	2.06		0.13	2.19				2.19	2.19
ニウエ	0.18		0.05	0.24				0.24	0.24
※[ニューカレドニア]			0.00	0.00				0.00	0.00
バヌアツ	0.49		3.53	4.02	23.82		23.82	27.84	27.84
パプアニューギニア	19.76	1.10	12.59	32.34	28.74	16.68	12.06	44.40	61.08
パラオ	8.20		2.28	10.48				10.48	10.48
フィジー	3.97		6.80	10.77		1.12	-1.12	9.66	10.77
※[フランス領ポリネシア]			0.00	0.00				0.00	0.00
マーシャル	2.25		1.62	3.87				3.87	3.87
ミクロネシア連邦	3.56		2.17	5.74				5.74	5.74
大洋州の複数国向け	1.22	0.93	3.72	4.94				4.94	4.94
欧州	13.95	8.67	17.94	31.90	370.16	66.00	304.17	336.06	402.06
アルバニア	0.09		1.76	1.84	16.05	3.12	12.92	14.77	17.89
ウクライナ	6.82	5.94	4.19	11.02	339.78	8.56	331.22	342.24	350.80
※クロアチア			0.01	0.01				0.01	0.01
コソボ	0.33		0.97	1.30				1.30	1.30

(単位：百万ドル)

形態 国・地域名	政府開発援助							合計 (支出純額)	合計 (支出総額)
	贈与			計	政府貸付等				
	無償資金協力	うち国際機関 を通じた贈与	技術協力		貸付実行額 (A)	回収額 (B)	計 (A) - (B)		
セルビア	4.05	2.73	3.85	7.90	0.47	0.51	-0.05	7.85	8.37
※ブルガリア						14.64	-14.64	-14.64	
ベラルーシ	0.16		0.06	0.22				0.22	0.22
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.55		2.42	2.97	9.20	1.24	7.96	10.94	12.17
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.39		0.53	0.91		4.81	-4.81	-3.90	0.91
モルドバ	1.09		1.03	2.12	0.60		0.60	2.72	2.72
モンテネグロ	0.46		0.66	1.12				1.12	1.12
※ルーマニア			0.01	0.01	4.07	27.67	-23.60	-23.59	4.08
欧州の複数国向け ^{*7}			2.10	2.10				2.10	2.10
複数地域にまたがる援助等	612.75	474.46	1,350.93	1,963.68	2.76		2.76	1,966.44	1,966.44
二国間政府開発援助計	2,812.31	1,600.30	2,777.57	5,589.88	7,860.87	6,438.74	1,422.13	7,012.01	13,450.75
	(2,796.99)	(1,600.30)	(2,777.57)	(5,574.56)	(7,860.87)	(6,438.74)	(1,422.13)	(6,996.69)	(13,435.43)

(注)

- ・※は卒業国・地域、[]は地域名を示す。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・（ ）内の値は債務救済を含まない金額。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
- ・OECD-DAC加盟国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

- *1 「ASEAN」は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
- *2 「東アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
- *3 「南アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
- *4 「アジアの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
- *5 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
- *6 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
- *7 「欧州の複数国向け」の実績には、OECD-DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。

図表Ⅳ-13 2016年の日本の政府開発援助実績

●卒業国向け援助を含む

2016年(暦年)	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)
援助形態						
無償資金協力	2,812.31	2,645.20	6.3	3,059.87	3,200.75	-4.4
債務救済	15.32	—	—	16.67	—	—
国際機関を通じた贈与	1,600.30	1,444.56	10.8	1,741.17	1,747.96	-0.4
上記項目を除く無償資金協力	1,196.70	1,200.63	-0.3	1,302.04	1,452.79	-10.4
技術協力	2,777.57	2,372.16	17.1	3,022.07	2,870.37	5.3
贈与計	5,589.88	5,017.35	11.4	6,081.94	6,071.11	0.2
政府貸付等	1,422.13	1,116.83	27.3	1,547.31	1,351.39	14.5
(債務救済を除く政府貸付等)	1,422.13	1,116.83	27.3	1,547.31	1,351.39	14.5
(貸付実行額)	7,860.87	6,994.16	12.4	8,552.83	8,463.10	1.1
(回収額)	6,438.74	5,877.33	9.6	7,005.52	7,111.70	-1.5
(債務救済を除く回収額)	6,438.74	5,877.33	9.6	7,005.52	7,111.70	-1.5
二国間政府開発援助計(総額ベース)	13,450.75	12,011.52	12.0	14,634.78	14,534.21	0.7
二国間政府開発援助計(純額ベース)	7,012.01	6,134.19	14.3	7,629.26	7,422.51	2.8
国際機関向け拠出・出資等	3,368.34	3,036.81	10.9	3,664.84	3,674.61	-0.3
政府開発援助計(支出総額)	16,819.09	15,048.32	11.8	18,299.62	18,208.82	0.5
政府開発援助計(支出純額)	10,380.35	9,171.00	13.2	11,294.10	11,097.12	1.8
名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円)	5,099.73	4,553.33	12.0	554,864.50	550,963.30	0.7
対GNI比(%)	0.20	0.20		0.20	0.20	

●卒業国向け援助を除く

2016年(暦年)	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)		
	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)
援助形態						
無償資金協力	2,806.95	2,640.89	6.3	3,054.04	3,195.53	-4.4
債務救済	15.32	—	—	16.67	—	—
国際機関を通じた贈与	1,598.82	1,441.22	10.9	1,739.56	1,743.91	-0.2
上記項目を除く無償資金協力	1,192.81	1,199.66	-0.6	1,297.81	1,451.62	-10.6
技術協力	2,775.70	2,368.67	17.2	3,020.04	2,866.15	5.4
贈与計	5,582.66	5,009.56	11.4	6,074.08	6,061.68	0.2
政府貸付等	1,465.81	1,156.27	26.8	1,594.84	1,399.12	14.0
(債務救済を除く政府貸付等)	1,465.81	1,156.27	26.8	1,594.84	1,399.12	14.0
(貸付実行額)	7,856.80	6,982.07	12.5	8,548.41	8,448.46	1.2
(回収額)	6,390.99	5,825.80	9.7	6,953.56	7,049.35	-1.4
(債務救済を除く回収額)	6,390.99	5,825.80	9.7	6,953.56	7,049.35	-1.4
二国間政府開発援助計(総額ベース)	13,439.45	11,991.63	12.1	14,622.49	14,510.14	0.8
二国間政府開発援助計(純額ベース)	7,048.47	6,165.83	14.3	7,668.92	7,460.80	2.8
国際機関向け拠出・出資等	3,368.34	3,036.81	10.9	3,664.84	3,674.61	-0.3
政府開発援助計(支出総額)	16,807.79	15,028.43	11.8	18,287.33	18,184.75	0.6
政府開発援助計(支出純額)	10,416.80	9,202.64	13.2	11,333.76	11,135.40	1.8
名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円)	5,099.73	4,553.33	12.0	554,864.50	550,963.30	0.7
対GNI比(%)	0.20	0.20		0.20	0.20	

(注)

- ・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与(国別に分類できるもの)を含む。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない(円借款債務の救済実績はなし)。
- ・換算率:2016年=108.8027円/ドル、2015年=121.0023円/ドル(OECD-DAC指定レート)。
- ・卒業国とは、233ページの「図表Ⅳ-37/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- ・DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の18か国・地域(アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、クロアチア、サウジアラビア、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、バハマ、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、[香港]、ルーマニア)。

図表Ⅳ-14 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国（2016年）

（単位：百万ドル）

順位	無償資金協力				技術協力	
	（債務救済を含む）		（債務救済を除く）		国または地域名	実績
1	アフガニスタン	267.94	アフガニスタン	267.94	ミャンマー	97.96
2	ミャンマー	209.58	ミャンマー	209.58	ベトナム	95.47
3	カンボジア	76.04	カンボジア	76.04	フィリピン	61.70
4	パキスタン	58.38	パキスタン	58.38	インドネシア	59.79
5	ヨルダン	51.60	ヨルダン	51.60	インド	48.62
6	イラク	50.87	イラク	50.87	ケニア	44.97
7	南スーダン	48.24	南スーダン	48.24	バングラデシュ	42.50
8	タンザニア	46.33	タンザニア	46.33	タンザニア	35.26
9	[パレスチナ]	45.92	[パレスチナ]	45.92	カンボジア	33.24
10	シリア	42.73	シリア	42.73	アフガニスタン	32.89
	10か国計	897.62	10か国計	897.62	10か国計	552.39
11	エチオピア	38.76	エチオピア	38.76	ラオス	30.35
12	イエメン	37.08	イエメン	37.08	モザンビーク	25.41
13	モザンビーク	34.06	モザンビーク	34.06	タイ	24.77
14	ケニア	33.51	ケニア	33.51	モンゴル	24.36
15	コンゴ民主共和国	29.23	コンゴ民主共和国	29.23	エチオピア	23.85
16	レバノン	27.80	レバノン	27.80	パキスタン	23.72
17	タジキスタン	25.41	タジキスタン	25.41	セネガル	23.33
18	ウガンダ	24.87	ウガンダ	24.87	ネパール	22.49
19	バングラデシュ	24.65	バングラデシュ	24.65	ガーナ	21.19
20	リベリア	23.72	リベリア	23.72	スリランカ	20.57
	20か国計	1,196.72	20か国計	1,196.72	20か国計	792.41
21	スーダン	22.28	スーダン	22.28	エジプト	20.46
22	東ティモール	21.99	東ティモール	21.99	ブラジル	18.17
23	ザンビア	21.14	ザンビア	21.14	ウガンダ	18.06
24	トルコ	20.94	トルコ	20.94	ザンビア	16.03
25	ソマリア	20.90	ソマリア	20.90	イラク	15.22
26	フィリピン	20.64	フィリピン	20.64	スーダン	14.54
27	ブルキナファソ	20.44	ブルキナファソ	20.44	マラウイ	13.60
28	パプアニューギニア	19.76	パプアニューギニア	19.76	ルワンダ	13.38
29	ハイチ	18.95	ハイチ	18.95	コートジボワール	12.93
30	ラオス	16.62	ラオス	16.62	パプアニューギニア	12.59
	30か国計	1,400.37	30か国計	1,400.37	30か国計	947.38
	開発途上国計	2,812.31	開発途上国計	2,796.99	開発途上国計	2,777.57

順位	政府貸付等			
	国または地域名	貸付実行額	国または地域名	貸付実行額 一回収額
1	インド	1,743.96	ベトナム	1,061.32
2	ベトナム	1,478.72	インド	951.28
3	イラク	562.84	イラク	552.58
4	バングラデシュ	501.13	バングラデシュ	394.13
5	タイ	378.18	ウクライナ	331.22
6	ウクライナ	339.78	ミャンマー	199.28
7	インドネシア	332.46	ウズベキスタン	149.90
8	フィリピン	219.17	モンゴル	142.20
9	ミャンマー	199.28	タンザニア	111.07
10	エジプト	188.23	パキスタン	110.55
	10か国計	5,943.77	10か国計	4,003.52
11	ウズベキスタン	178.49	タイ	75.79
12	スリランカ	164.63	モロッコ	71.20
13	パキスタン	162.60	アゼルバイジャン	36.81
14	モンゴル	158.35	モザンビーク	30.01
15	モロッコ	141.03	カンボジア	26.72
16	タンザニア	111.07	ネパール	26.50
17	ヨルダン	91.91	ウガンダ	23.91
18	トルコ	89.95	バヌアツ	23.82
19	ケニア	86.47	コスタリカ	21.13
20	ブラジル	63.93	ジョージア	13.50
	20か国計	7,192.18	20か国計	4,352.91
21	アゼルバイジャン	57.25	アルバニア	12.92
22	チュニジア	51.01	パプアニューギニア	12.06
23	コスタリカ	38.42	ラオス	11.83
24	マレーシア	35.33	カーボヴェルデ	9.59
25	ネパール	35.28	ボスニア・ヘルツェゴビナ	7.96
26	カンボジア	31.64	カメルーン	7.83
27	モザンビーク	30.01	東ティモール	5.29
28	パプアニューギニア	28.74	ケニア	4.63
29	ベルー	25.61	ニカラグア	3.25
30	ウガンダ	23.91	ザンビア	1.78
	30か国計	7,549.38	30か国計	4,430.05
	開発途上国計	7,860.87	開発途上国計	1,422.13*

*1 31位以降の国々の実績を含めると、貸付実行額の増加分よりも回収額のマイナス分のほうが多くなるため、上位30か国計を下回る結果となる。

(単位：百万ドル)

順位	二国間援助計							
	(債務救済を含む)				(債務救済を除く)			
	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額	国または地域名	支出総額	国または地域名	支出純額
1	インド	1,800.47	ベトナム	1,166.06	インド	1,800.47	ベトナム	1,166.06
2	ベトナム	1,583.47	インド	1,007.78	ベトナム	1,583.47	インド	1,007.78
3	イラク	628.93	イラク	618.66	イラク	628.93	イラク	618.66
4	バングラデシュ	568.28	ミャンマー	506.82	バングラデシュ	568.28	ミャンマー	506.82
5	ミャンマー	506.82	バングラデシュ	461.27	ミャンマー	506.82	バングラデシュ	461.27
6	タイ	414.05	ウクライナ	342.24	タイ	414.05	ウクライナ	342.24
7	インドネシア	399.92	アフガニスタン	300.83	インドネシア	399.92	アフガニスタン	300.83
8	ウクライナ	350.80	パキスタン	192.65	ウクライナ	350.80	パキスタン	192.65
9	フィリピン	301.51	タンザニア	192.65	フィリピン	301.51	タンザニア	192.65
10	アフガニスタン	300.83	モンゴル	175.28	アフガニスタン	300.83	モンゴル	175.28
	10か国計	6,855.08	10か国計	4,964.26	10か国計	6,855.08	10か国計	4,964.26
11	パキスタン	244.70	ウズベキスタン	166.51	パキスタン	244.70	ウズベキスタン	166.51
12	エジプト	215.37	カンボジア	136.00	エジプト	215.37	カンボジア	136.00
13	スリランカ	199.03	タイ	111.66	スリランカ	199.03	タイ	111.66
14	ウズベキスタン	195.10	モザンビーク	89.47	ウズベキスタン	195.10	モザンビーク	89.47
15	タンザニア	192.65	ケニア	83.10	タンザニア	192.65	ケニア	83.10
16	モンゴル	191.43	モロッコ	82.79	モンゴル	191.43	モロッコ	82.79
17	ケニア	164.95	ウガンダ	66.84	ケニア	164.95	ウガンダ	66.84
18	ヨルダン	154.85	ネパール	65.13	ヨルダン	154.85	ネパール	65.13
19	モロッコ	152.62	ヨルダン	64.53	モロッコ	152.62	ヨルダン	64.53
20	カンボジア	140.92	エチオピア	62.61	カンボジア	140.92	エチオピア	62.61
	20か国計	8,706.70	20か国計	5,892.91	20か国計	8,706.70	20か国計	5,892.91
21	トルコ	118.29	ラオス	58.80	トルコ	118.29	ラオス	58.80
22	モザンビーク	89.47	[パレスチナ]	56.75	モザンビーク	89.47	[パレスチナ]	56.75
23	ブラジル	84.86	南スーダン	55.15	ブラジル	84.86	南スーダン	55.15
24	ネパール	73.90	パプアニューギニア	44.40	ネパール	73.90	パプアニューギニア	44.40
25	ウガンダ	66.84	シリア	43.52	ウガンダ	66.84	シリア	43.52
26	ラオス	63.77	コンゴ民主共和国	41.43	ラオス	63.77	コンゴ民主共和国	41.43
27	エチオピア	62.61	ザンビア	38.94	エチオピア	62.61	ザンビア	38.94
28	パプアニューギニア	61.08	アゼルバイジャン	38.18	パプアニューギニア	61.08	アゼルバイジャン	38.18
29	チュニジア	59.80	イエメン	37.02	チュニジア	59.80	イエメン	37.02
30	アゼルバイジャン	58.63	スーダン	36.82	アゼルバイジャン	58.63	スーダン	36.82
	30か国計	9,445.95	30か国計	6,343.92	30か国計	9,445.95	30か国計	6,343.92
	開発途上国計	13,450.75	開発途上国計	7,012.01	開発途上国計	13,435.43	開発途上国計	6,996.69

(注)

- ・ [] は地域名を示す。
- ・ 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・ 開発途上国計には卒業国向け援助を含む。
- ・ 小数点以下第3位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
- ・ 債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない(円借款債務の救済実績はなし)。

図表IV-15 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

2012年	金額	2013年	金額	2014年	金額	2015年	金額	2016年	金額
アゼルバイジャン	155.36	アゼルバイジャン	42.85	アゼルバイジャン	68.72	アゼルバイジャン	21.31	アゼルバイジャン	38.18
アンティグア・バーブーダ	0.80	アンティグア・バーブーダ	0.35	アンティグア・バーブーダ	0.51	アンゴラ	197.30	アンティグア・バーブーダ	5.14
インド	704.65	イラク	700.46	イラク	365.45	アンティグア・バーブーダ	1.53	イラク	618.66
カンボジア	182.44	インド	662.34	インド	704.81	インド	867.65	インド	1,007.78
スリランカ	182.21	カンボジア	141.49	ウズベキスタン	34.18	ウズベキスタン	126.66	ウクライナ	342.24
セントビンセント	0.68	スリランカ	105.00	カンボジア	124.31	エリトリア	2.74	ウズベキスタン	166.51
セントルシア	1.42	セントビンセント	0.32	スリランカ	133.49	カンボジア	101.75	ウルグアイ	2.29
パラオ	7.68	セントルシア	1.15	セントルシア	1.47	コスタリカ	49.68	カンボジア	136.00
ブータン	41.64	パラオ	16.21	タイ	157.10	セントビンセント	3.50	グレナダ	4.34
ベトナム	1,646.71	ブータン	18.58	ブータン	15.85	セントルシア	3.06	コスタリカ	28.44
ミャンマー	92.78	ベトナム	1,306.89	ベトナム	1,523.09	パラオ	3.51	セーシェル	0.98
ラオス	88.43	ミャンマー	2,528.32	モンゴル	104.06	バングラデシュ	375.16	セントビンセント	3.74
-	-	モンゴル	165.16	ラオス	103.33	ブータン	16.00	セントルシア	5.59
-	-	ラオス	75.96	-	-	ベトナム	1,074.92	タイ	111.66
-	-	-	-	-	-	ベリーズ	1.88	タジキスタン	31.04
-	-	-	-	-	-	ミャンマー	351.13	ドミニカ国	2.91
-	-	-	-	-	-	モルディブ	7.27	パラオ	10.48
-	-	-	-	-	-	モンゴル	87.01	バングラデシュ	461.27
-	-	-	-	-	-	ラオス	102.69	ブータン	19.79
-	-	-	-	-	-	-	-	ベトナム	1,166.06
-	-	-	-	-	-	-	-	ミャンマー	506.82
-	-	-	-	-	-	-	-	モルディブ	7.54
-	-	-	-	-	-	-	-	モンゴル	175.28
-	-	-	-	-	-	-	-	ラオス	58.8
(12か国)		(14か国)		(13か国)		(19か国)		(24か国)	

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・地域は含まない。
 - ・卒業国向け援助を除く。
 - ・日本が第2位の援助供与国となっている国は、次のとおり。(2016年実績)
- エジプト、ガボン、サモア、サントメ・プリンシペ、ジブチ、ナウル、バヌアツ、バブアニューギニア、東ティモール、フィジー、ペリース、ボツワナ、マーシャル、ミクロネシア連邦、モリシヤス、モザンビーク (計16か国)

ミクロネシア連邦、モリシヤス、モザン

図表Ⅳ-16 日本がこれまでに政府開発援助を供与したところのある国・地域一覧(2016年実績まで)

- (1) 日本がこれまで二国間政府開発援助実績を有する国・地域数…190(うち国数170)。
 (2) 2016年(暦年)に、日本がODAを供与した国・地域は、計159か国・地域(うち国数154)。
 詳細は図表Ⅳ-12 「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したところのある国・地域		計
		卒業国・地域	
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	韓国、シンガポール、ブルネイ、 <u>[香港]</u> 、 <u>[台湾]</u> 、 <u>[マカオ]</u>	17か国・地域 (うち国数14)
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、 <u>バングラデシュ</u> 、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア コーカサス	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
北中東・ アフリカ	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、 <u>[パレスチナ]</u> 、モロッコ、ヨルダン、リビア* ¹ 、レバノン	<u>アラブ首長国連邦</u> 、 <u>イスラエル</u> 、 <u>オマーン</u> 、 <u>カタール</u> 、 <u>クウェート</u> 、 <u>サウジアラビア</u> 、 <u>バーレーン</u>	21か国・地域 (うち国数20)
サブサハラ・ アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、 <u>[セントヘレナ]</u> * ¹ 、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト	[レユニオン]	51か国・地域 (うち国数49)
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、 <u>[モンセラット]</u> * ¹	[アルバ]、[オランダ領アンティル]、[グアドループ]、[ケイマン諸島]、 <u>セントクリストファー・ネイビス</u> 、 <u>トリニダード・トバゴ</u> 、 <u>バハマ</u> 、 <u>[バミューダ]</u> 、 <u>バルバドス</u> 、[フランス領ギアナ]、[マルティニーク]	41か国・地域 (うち国数33)
大洋州	キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、 <u>[トケラウ]</u> 、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦、 <u>[ワリス・フテュナ]</u> * ¹	[北マリアナ諸島]、 <u>[ニューカレドニア]</u> 、 <u>[フランス領ポリネシア]</u> 、 <u>[米領太平洋諸島]</u> * ²	20か国・地域 (うち国数14)
欧州	アルバニア、ウクライナ、コンソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、 <u>クロアチア</u> 、 <u>スペイン</u> 、 <u>スロバキア</u> 、 <u>スロベニア</u> 、 <u>チェコ</u> 、 <u>ハンガリー</u> 、 <u>ブルガリア</u> 、 <u>ポーランド</u> 、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>マルタ</u> 、 <u>ラトビア</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>ルーマニア</u>	25か国

(注)
 ・[] は地域名を示す。
 ・卒業国・地域のうち、2016年に日本がODAを供与したところについては、下線を引いた。

*1 リビア、[セントヘレナ]、[モンセラット] および [ワリス・フテュナ] については、卒業国・地域ではないが、2016年に日本によるODAを供与していない。
 *2 [米領太平洋諸島] には現在独立しているマーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、自治領の [北マリアナ諸島] が含まれる。
 参考：日本がODA供与実績を有していない地域…7
 (アジア) [北朝鮮]、(アフリカ) [マイヨット]、(中南米) [アンギラ]、[英領ヴァージン諸島]、[タークス・カイコス諸島]、[フォークランド諸島]、(北米) [サンピエール島およびミクロン島]

第4節 分野別実績

図表Ⅳ-17 二国間政府開発援助分野別配分

2016年（暦年）

（約束額ベース、単位：百万ドル）

分野	形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	
							構成比(%)
I. 社会インフラおよびサービス		809.38	769.47	1,578.85	2,018.68	3,597.54	17.11
1. 教育		138.90	371.42	510.32	—	510.32	2.43
2. 保健		219.95	87.96	307.91	370.09	678.00	3.22
3. 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス		26.00	19.63	45.63	—	45.63	0.22
4. 水と衛生(上下水道等)		54.48	108.44	162.92	1,164.47	1,327.39	6.31
5. 政府と市民社会		326.10	91.21	417.31	30.00	447.31	2.13
6. その他社会インフラおよびサービス		43.95	90.82	134.77	454.12	588.89	2.80
II. 経済インフラおよびサービス		421.07	308.66	729.72	10,002.53	10,732.25	51.05
1. 輸送および貯蔵		313.29	166.67	479.96	7,547.09	8,027.05	38.18
2. 通信		28.76	28.15	56.90	—	56.90	0.27
3. エネルギー		76.85	77.02	153.88	2,455.44	2,609.32	12.41
4. 銀行および金融サービス		1.85	24.55	26.40	—	26.40	0.13
5. ビジネス支援		0.31	12.28	12.59	—	12.59	0.06
III. 生産セクター		192.20	344.92	537.11	376.82	913.93	4.35
1. 農林水産業		151.38	211.92	363.30	321.67	684.98	3.26
1) 農業		71.48	159.10	230.57	193.00	423.57	2.01
2) 林業		1.70	33.87	35.57	—	35.57	0.17
3) 漁業		78.20	18.96	97.16	128.67	225.83	1.07
2. 工業・鉱業・建設業		32.70	80.21	112.90	55.15	168.05	0.80
1) 工業		32.70	71.27	103.96	55.15	159.11	0.76
2) 鉱物資源および鉱業		—	8.45	8.45	—	8.45	0.04
3) 建設業		—	0.49	0.49	—	0.49	0.00
3. 貿易および観光		8.12	52.79	60.91	—	60.91	0.29
1) 貿易		8.12	36.83	44.95	—	44.95	0.21
2) 観光		—	15.96	15.96	—	15.96	0.08
IV. マルチセクター援助		467.78	583.54	1,051.32	2,081.46	3,132.78	14.90
1. 環境保護(生物多様性、洪水防止等)		32.96	38.59	71.56	91.91	163.46	0.78
2. その他マルチセクター(都市・地方開発等)		434.82	544.95	979.76	1,989.55	2,969.31	14.12
V. 商品援助／一般プログラム援助		224.79	—	224.79	597.41	822.21	3.91
1. 一般財政支援		—	—	—	597.41	597.41	2.84
2. 食糧援助		88.68	—	88.68	—	88.68	0.42
3. 輸入支援		136.12	—	136.12	—	136.12	0.65
VI. 債務救済*1		15.32	—	15.32	—	15.32	0.07
VII. 人道支援(緊急食糧援助、復興、防災等)		680.17	44.56	724.73	202.16	926.90	4.41
VIII. 行政経費等		147.86	734.71	882.58	—	882.58	4.20
総 合 計		2,958.57	2,785.86	5,744.43	15,279.07	21,023.50	100.00

人間の基礎生活分野(BHN)	1,729.61	1,025.96	2,755.57	2,542.52	5,298.09	25.20
----------------	----------	----------	----------	----------	----------	-------

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・人間の基礎生活分野(BHN)は上記の項目のうちI.社会インフラ、III.1農林水産業、V.2食糧援助、VII.人道支援を加えたもの
BHN: Basic Human Needs / 人間の基礎生活分野(衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)。
- ・本データはDAC_CRS統計の分類に基づく。

*1 「VI.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
なお、2016年の実績は商業上の債務の免除のみであり、債務繰延の実績はなし。

第5節 緊急援助実績

図表Ⅳ-18 緊急無償資金協力案件（2016年度）

(単位：ドル)

国・地域名	決定日	案件名	資金協力額
パプアニューギニア	2016年5月24日	パプアニューギニアにおける干ばつ被害に対する緊急無償資金協力	1,000,000
ベトナム	2016年5月24日	ベトナムにおける干ばつ・塩水遡上被害に対する緊急無償資金協力	2,500,000
エクアドル	2016年6月17日	エクアドル地震被害に対する緊急無償資金協力	1,350,000
イラク	2016年7月26日	イラク共和国における国内避難民及び奪還地域への帰還民のための緊急無償資金協力	10,000,000
コンゴ民主共和国、アンゴラ	2016年7月29日	黄熱対応のための緊急無償資金協力	3,500,000
シリア	2016年8月2日	シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援のための緊急無償資金協力	300,000
南部アフリカ地域	2016年8月2日	南部アフリカ地域の食料難に対する緊急無償資金協力	5,000,000
シリア	2016年9月16日	シリア危機における人道状況改善のための緊急無償資金協力	4,700,000
アフガニスタン	2016年10月4日	アフガニスタン・イスラム共和国における帰還民のための緊急無償資金協力	5,000,000
ハイチ	2016年10月21日	ハイチにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急無償資金協力	3,000,000
ミャンマー	2017年2月24日	ミャンマーのラカイン州の住民及び避難民に対する緊急無償資金協力	10,000,000
パキスタン	2017年2月24日	パキスタンにおけるアフガニスタン難民及び受入れコミュニティに対する緊急無償資金協力	7,000,000
中東・アフリカ地域	2017年3月14日	中東・アフリカ地域における飢饉対策のための緊急無償資金協力	26,000,000
バングラデシュ	2017年3月28日	バングラデシュに流入した避難民に対する緊急無償資金協力	2,000,000
ヨルダン	2017年3月28日	ヨルダンにおけるシリア難民及び受入れコミュニティへの緊急医療支援のための緊急無償資金協力	15,000,000

図表Ⅳ-19 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与案件（2016年度）

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
パラオ	2016年4月1日	パラオ共和国における干ばつ被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
エクアドル	2016年4月20日	エクアドルにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
スリランカ	2016年5月19日	スリランカにおける豪雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
コンゴ民主共和国	2016年7月19日	コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣	国際緊急援助隊派遣
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2016年8月22日	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国における洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ミャンマー	2016年8月25日	ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
タンザニア	2016年9月30日	タンザニアにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ハイチ	2016年10月7日	ハイチにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
キューバ	2016年10月14日	キューバにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ニュージーランド	2016年11月15日	ニュージーランド南島地震に対する国際緊急援助隊(自衛隊)の派遣	国際緊急援助隊派遣
インドネシア	2016年12月13日	インドネシアにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
チリ	2017年1月31日	チリにおける森林火災に対する緊急援助	緊急援助物資供与
モザンビーク	2017年3月1日	モザンビークにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ジンバブエ	2017年3月16日	ジンバブエにおける洪水及びサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
マダガスカル	2017年3月21日	マダガスカルにおけるサイクロン被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ペルー	2017年3月24日	ペルーにおける豪雨水害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表IV-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および緊急援助物資供与実績（2016年度）

被災国・地域名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	物資品目	援助額
パラオ	干害	2016年 4月1日			ポリタンク、浄水器、簡易水槽	約9,600,000円
エクアドル	地震	2016年 4月20日			テント、毛布、スリーピングパッド	約19,000,000円
スリランカ	豪雨	2016年 5月19日			毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、簡易水槽、発電機、コードリール、浄水器、浄水材	約24,000,000円
コンゴ民主共和国	黄熱	2016年 7月19日	7月19日～ 8月7日	感染症対策チーム 延べ17名 (第1陣、第2陣)		
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	洪水	2016年 8月22日			発電機、排泥用ポンプ、排水用ポンプ、削岩機、電気のごぎり、発電機付ゴムボート	約13,000,000円
ミャンマー	洪水	2016年 8月25日			毛布、プラスチックシート、ポリタンク	約8,000,000円
タンザニア	地震	2016年 9月30日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク	約10,000,000円
ハイチ	ハリケーン	2016年 10月7日			テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド、ポリタンク、浄水器、簡易水槽	約25,000,000円
キューバ	ハリケーン	2016年 10月14日			テント、毛布、ポリタンク、浄水器、コードリール	約16,000,000円
ニュージーランド	地震	2016年 11月15日	11月15日～ 11月18日	外務省1名、海上自衛隊		
インドネシア	地震	2016年 12月13日			テント	約6,600,000円
チリ	森林火災	2017年 1月31日			消火剤	約13,000,000円
モザンビーク	サイクロン	2017年 3月1日			プラスチックシート、ポリタンク	約15,000,000円
ジンバブエ	洪水・サイクロン	2017年 3月16日			テント、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器	約19,000,000円
マダガスカル	サイクロン	2017年 3月21日			テント、プラスチックシート	約19,000,000円
ペルー	豪雨	2017年 3月24日			テント、毛布、スリーピングパッド、浄水器、発電機	約22,000,000円
実績計				2チーム	16件	約2億1,920万円相当

第3章 二国間援助案件リスト

第1節 二国間贈与

図表Ⅳ-21 無償資金協力案件一覧

●2016年度：地域・国別

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
カンボジア	バタンバン州病院改善計画	2017年 3 月 30 日	14.53
	第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画（詳細設計）		1.09
	コンポントム上水道拡張計画		32.71
	プノンペン公共バス交通改善計画	2016年 9 月 27 日	13.96
	第三次地雷除去活動強化計画		18.10
	食糧援助（WFP連携）	2016年 9 月 23 日	2.20
	南部経済回廊配電網整備計画	2016年 8 月 31 日	8.93
	人材育成奨学計画	2016年 6 月 8 日	3.32
東ティモール	ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画	2016年 9 月 30 日	21.97
	社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画（UNDP連携）	2016年 8 月 12 日	3.88
	東ティモールの国造り及び開発における女性の意義のある指導的役割及び参画の強化計画（UN連携／UN Women実施）	2016年 6 月 6 日	2.94
フィリピン	バンサモロ地域配電網機材整備計画	2017年 3 月 23 日	7.71
	経済社会開発計画		5.00
	違法薬物使用者治療強化計画		18.50
	紛争の影響を受けたミンダナオの子供のための平和構築及び教育支援計画（UNICEF連携）		7.25
	経済社会開発計画	2017年 1 月 12 日	6.00
	人材育成奨学計画	2016年 6 月 17 日	2.74
	国民テレビ放送網番組ソフト整備計画	2016年 6 月 17 日	0.38
ベトナム	経済社会開発計画	2017年 1 月 16 日	3.00
	人材育成奨学計画	2016年 5 月 6 日	3.90
	経済社会開発計画		5.00
マレーシア	経済社会開発計画	2016年 11 月 16 日	7.00

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ミャンマー	国民和解・和平構築プロセス支援計画 (UN連携/UNOPS実施)	2017年3月9日	4.87
	ミャンマーラジオテレビ局放送機材拡充計画	2017年3月3日	22.63
	マグウェイ総合病院整備計画		22.81
	経済社会開発計画	2016年12月7日	10.00
	食糧援助 (WFP連携)		3.00
	ミャンマーにおける児童保護向上計画 (UNICEF連携)	2016年9月21日	2.20
	経済社会開発計画	2016年9月12日	5.00
	人材育成奨学計画		5.94
	口蹄 (てい) 疫対策改善計画	2016年6月2日	14.17
	経済社会開発計画		9.45
	ミャンマーにおける法の支配向上計画 (UNDP連携)		1.13
	少数民族地域における緊急食料支援計画 (WFP連携)		22.55
	少数民族地域における紛争の影響を受けたコミュニティのための農業の生計・強靱性向上計画 (FAO連携)	2016年4月27日	5.31
	少数民族地域における避難民緊急支援計画 (UNHCR連携)		3.65
少数民族地域における貧困層コミュニティ緊急支援計画 (UN連携/UN-Habitat実施)		6.07	
モンゴル	人材育成奨学計画 (三年型)	2016年6月21日	2.31
	人材育成奨学計画	2016年6月21日	3.24
ラオス	経済社会開発計画	2016年10月4日	5.00
	人材育成奨学計画	2016年7月4日	3.08
	国道九号線橋梁改修計画	2016年5月4日	25.28
	人材育成奨学計画		2.47
南アジア地域			
スリランカ	経済社会開発計画	2017年2月27日	2.50
	ルパバヒ二国営放送局番組ソフト整備計画	2016年9月13日	0.53
	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	2.30
	人材育成奨学計画	2016年7月4日	2.31
	海上安全能力向上計画	2016年6月30日	18.30
	ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画	2016年5月18日	16.67
ネパール	ポカラ上水道改善計画	2017年2月15日	48.13
	トリブバン大学教育病院医療機材整備計画	2016年12月28日	7.54
	食糧援助		3.50
	主要空港航空安全設備整備計画	2016年8月31日	14.52
	学校セクター開発計画		3.00
	人材育成奨学計画	2016年7月1日	2.92

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
パキスタン	経済社会開発計画	2017年2月24日	5.00
	女性専用交通整備計画 (UN連携/UNOPS実施)	2016年12月7日	1.91
	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画 (UNICEF連携)	2016年11月29日	4.04
	経済社会開発計画	2016年7月4日	2.00
バングラデシュ	経済社会開発計画	2017年3月30日	10.00
	第三次初等教育開発計画	2017年2月8日	5.00
	人材育成奨学計画	2016年5月22日	3.93
ブータン	国立病院及び地域中核病院における医療機材整備計画	2017年3月3日	5.51
	国道四号線橋梁架け替え計画	2016年12月16日	21.56
	賃耕のための農業機械整備計画	2016年10月18日	2.50
モルディブ	経済社会開発計画	2017年3月30日	2.50
	地上デジタルテレビ放送網整備計画	2016年10月27日	27.92
	経済社会開発計画	2016年4月6日	6.00
中央アジア及びコーカサス地域			
カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン	中央アジアにおける総合的なリスク管理能力及び地域協力強化計画 (UNDP連携) (カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン対象)	2017年3月7日	6.16 (4か国対象)
アルメニア	アルメニア公共テレビ局映像資料デジタル化機材整備計画	2017年3月30日	1.38
	経済社会開発計画	2016年5月25日	2.00
ウズベキスタン	省庁間の機動的なチーム設置を通じたウズベキスタンにおけるアフガニスタン産麻薬取引防止計画 (UN連携/UNODC実施)	2016年10月20日	2.63
	人材育成奨学計画	2016年7月29日	1.96
	人材育成奨学計画		2.63
キルギス	ビシュケク-オシュ道路雪崩対策計画	2017年3月30日	42.88
	道路維持管理機材整備場改善計画		4.41
	電子政府システム設立のための国家統一住民登録支援計画 (UNDP連携)	2017年3月7日	6.49
	学校安全プログラム支援計画 (UNICEF連携)		1.28
	人材育成奨学計画	2016年8月1日	2.31
タジキスタン	第二次ドゥシャンベ国際空港整備計画	2017年3月9日	3.56
	ドゥシャンベ変電所整備計画		21.90
	国家家族計画事業強化計画 (UNFPA連携)		2.00
	人材育成奨学計画	2016年7月26日	1.70
	人材育成奨学計画	2016年6月29日	0.93
タジキスタン及びアフガニスタン	災害リスク軽減及び対応能力強化計画 (UNDP連携) (タジキスタン及びアフガニスタン対象)	2016年9月7日	11.72 (2か国対象)

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
中東・北アフリカ地域			
アフガニスタン	抗結核薬及び新診断用品整備並びに薬剤耐性結核短期治療実施モニタリング計画 (WHO連携)	2017年 3 月 20 日	9.81
	ヘラートにおける農業バリューチェーン向上計画 (UN連携/UNOPS実施)	2017年 2 月 27 日	10.00
	都市強靱化計画 (UN連携/UN-Habitat実施)	2017年 2 月 22 日	3.76
	小児感染症予防計画 (UNICEF連携)	2016年 12月 13 日	12.62
	経済社会開発計画	2016年 4 月 10 日	24.00
イエメン	母子の健康・栄養改善計画 (UNICEF連携)	2017年 3 月 8 日	7.90
	教育のアクセス拡大及び教育の質の向上計画(UNICEF連携)		7.34
	食糧援助 (WFP連携)	2016年 10月 28 日	5.70
イラン	経済社会開発計画	2017年 3 月 8 日	8.00
エジプト	エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画	2016年 7 月 26 日	20.00
シリア	シリアにおける人道的必要性に対応するためのジャンダル火力発電所ローター修復計画 (UNDP連携)	2017年 3 月 13 日	5.64
	危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画 (UNDP連携)	2016年 4 月 15 日	13.00
パレスチナ難民	食糧援助 (UNRWA連携)	2016年 10月 9 日	4.20
パレスチナ	食糧援助 (WFP連携)	2016年 10月 5 日	2.60
	ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター建設及び展示計画	2016年 9 月 6 日	12.35
モロッコ	経済社会開発計画	2017年 2 月 17 日	3.00
	経済社会開発計画	2016年 9 月 30 日	1.00
ヨルダン	経済社会開発計画	2017年 3 月 1 日	5.00
	経済社会開発計画	2016年 10月 27 日	10.00
レバノン	国立科学研究評議会考古学研究機材整備計画	2017年 3 月 31 日	0.73
サブサハラ・アフリカ地域			
トーゴ及びブルキナファソ	トーゴブルキナファソ間通関システム相互接続計画 (UEMOA連携)	2016年 5 月 10 日	1.95 (2か国対象)
ウガンダ	食糧援助 (WFP連携)	2016年 9 月 9 日	2.60
	ウガンダ北部グル市内道路改修計画	2016年 4 月 29 日	21.36
エチオピア	経済社会開発計画	2016年 10月 7 日	2.00
	経済社会開発計画	2016年 6 月 3 日	4.10
エリトリア	食糧援助	2017年 1 月 27 日	3.00
ガーナ	ガーナ国際回廊改善計画	2017年 3 月 31 日	62.59
	貧困削減戦略計画 (保健セクター)		2.00
	野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画	2016年 5 月 18 日	22.85
	人材育成奨学計画		1.72

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
カーボヴェルデ	食糧援助	2016年10月24日	1.80
ガンビア	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	1.30
ギニア	マムー小学校教員養成校建設計画	2017年2月15日	5.50
	国道一号線橋梁改修計画	2017年1月18日	16.06 (当初の供与限度額12.54億円)
	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	3.90
ギニアビザウ	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	1.30
ケニア	食糧援助 (WFP連携)	2016年10月31日	2.80
	経済社会開発計画	2016年8月28日	7.00
	経済社会開発計画		3.00
コートジボワール	食糧援助	2016年11月3日	2.00
	経済社会開発計画		2.00
	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画	2016年8月17日	26.59
	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画 (詳細設計)	2016年4月29日	0.58
コモロ	食糧援助	2017年2月16日	1.90
コンゴ共和国	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	1.20
	経済社会開発計画	2016年7月18日	2.00
コンゴ民主共和国	経済社会開発計画	2016年4月28日	5.00
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2016年11月10日	2.40
ザンビア	経済社会開発計画	2016年10月26日	2.00
	貧困削減戦略支援無償資金協力	2016年7月15日	3.00
シエラレオネ	第二次配電網緊急改修計画	2017年3月16日	1.40
	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	2.00
ジブチ	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	1.40
ジンバブエ	食糧援助 (WFP連携)	2016年7月8日	3.00
スーダン	経済社会開発計画	2016年12月19日	1.30
	コスティ市浄水場施設改善計画	2016年10月11日	31.51
セネガル	ダカール港第三埠頭改修計画	2016年9月20日	39.71
	食糧援助		4.10
	経済社会開発計画	2016年8月5日	2.00
タンザニア	第二次ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画	2017年1月5日	0.68
チャド	経済社会開発計画	2016年9月2日	3.50
	食糧援助 (WFP連携)	2016年8月9日	2.00
中央アフリカ	食糧援助 (WFP連携)	2016年12月12日	1.80
トーゴ	食糧援助	2016年12月12日	2.80
	ロメ漁港整備計画	2016年4月13日	27.94

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
ナミビア	食糧援助	2017年2月27日	0.40
ニジェール	第二次コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画 (UNDP連携)	2017年3月6日	2.26
	食糧援助	2016年12月20日	3.30
ブルキナファソ	食糧援助	2016年9月15日	3.70
ベナン	食糧援助	2016年10月11日	2.50
マダガスカル	マダガスカル南部における児童のための保健、水及び衛生環境改善計画 (UNICEF連携)	2017年3月8日	5.00
	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	2.40
	アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画 (詳細設計)	2016年7月25日	1.06
マラウイ	マラウイ放送協会テレビ放送機材及び番組ソフト整備計画	2017年2月17日	0.71
マリ	経済社会開発計画	2017年3月16日	5.00
	食糧援助	2016年10月21日	3.30
南スーダン	食糧援助 (WFP連携)	2016年12月12日	1.40
モーリタニア	食糧援助	2016年10月14日	3.50
	経済社会開発計画	2016年9月7日	2.00
	国立ヌアクショット公衆衛生学校拡張・機材整備計画	2016年5月9日	11.82
モザンビーク	カーボデルガード州国道三百八十号橋梁整備計画	2017年3月15日	34.19
	イレークアンバ間道路橋梁整備計画	2016年7月20日	50.41 (当初の供与限度額38.05億円)
リベリア	第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画	2017年3月14日	52.20
	モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画	2016年11月2日	56.89 (当初の供与限度額49.39億円)
	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	2.40
ルワンダ	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	2017年3月31日	20.77
	食糧援助 (WFP連携)	2016年9月9日	1.40
	経済社会開発計画	2016年9月8日	2.70
中南米地域			
アンティグア・バーブーダ	経済社会開発計画	2017年1月23日	2.00
エクアドル	経済社会開発計画	2016年9月6日	2.00
キューバ	稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画	2017年3月10日	12.15
	経済社会開発計画		10.50
	主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画	2016年9月22日	12.73
コスタリカ	経済社会開発計画	2016年6月22日	3.00
セントビンセント及びグレナディーン諸島	経済社会開発計画	2016年7月18日	2.00

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
セントクリストファー・ネイビス	経済社会開発計画	2016年9月1日	2.00
セントルシア	経済社会開発計画	2017年2月23日	2.00
ニカラグア	経済社会開発計画	2016年9月16日	5.00
ハイチ	コレラ予防及び対策強化計画 (UNICEF連携)	2017年2月21日	2.95
	食糧援助	2016年12月1日	3.50
バハマ	経済社会開発計画	2016年4月10日	2.00
ペルー	パチャカマック博物館遺跡保全機材及び教育機材整備計画	2016年7月5日	1.49
ホンジュラス	保健サーベイランス国立研究所建設計画	2016年10月10日	8.18
大洋州地域			
キリバス	ニッポン・コースウェイ改修計画	2016年7月11日	38.05
サモア	太平洋気候変動センター建設計画	2016年7月29日	9.62
	経済社会開発計画	2016年4月29日	2.00
ナウル	経済社会開発計画	2016年9月21日	2.00
パプアニューギニア	アロタウ市場及び水産設備改修計画	2017年3月27日	11.69
	経済社会開発計画	2016年4月6日	5.00
パラオ	パラオ海洋養殖普及センター施設改善計画	2016年10月12日	6.69
フィジー	経済社会開発計画	2017年3月9日	1.00
	経済社会開発計画	2016年5月5日	3.00
ミクロネシア	コスラエ州電力セクター改善計画	2016年4月1日	11.93
	経済社会開発計画		2.00
欧州地域			
モルドバ	経済社会開発計画	2017年3月7日	5.00

(注)

・2016年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力および緊急無償資金協力を除く。

第2節 二国間借款

図表IV-22 有償資金協力案件一覧

● 2016年度：地域・国別

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
東アジア地域			
インドネシア	ルンタン灌漑近代化計画	2017年3月29日	482.37
	コメリン灌漑計画（第三期）		158.96
	バリ海岸保全事業（フェーズ2）		98.55
カンボジア	国道五号線改修計画（バットンバンーシソポン間）（第二期）	2017年3月30日	111.36
タイ	バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第三期）	2016年9月30日	1,668.60
フィリピン	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズⅡ）	2016年10月26日	164.55
	アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進計画		49.28
ベトナム	気候変動対策支援プログラム（第七期）	2017年1月16日	100.00
	第三次経済運営・競争力強化借款	2016年9月6日	110.00
	ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタインースオイティエン間（1号線））（第三期）	2016年5月28日	901.75
	第二期ホーチミン市水環境改善計画（第三期）	2016年5月6日	209.67
ミャンマー	水力発電所改修計画	2017年3月3日	107.87
	貧困削減地方開発計画（フェーズ2）	2017年1月18日	239.79
	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズⅠ）（第二期）		250.00
	ヤンゴン都市圏上水整備計画（フェーズ2）（第一期）		250.00
	地方主要都市配電網改善計画	2016年12月23日	48.56
	農業・農村開発ツーステップローン計画		151.35
	バゴー橋建設計画		310.51
南アジア地域			
インド	ムンバイ湾横断道路建設計画（第一期）	2017年3月31日	1,447.95
	デリー東部外環道路高度道路交通システム導入計画		68.70
	チェンナイ地下鉄建設計画（第五期）		333.21
	貨物専用鉄道建設計画（電気機関車調達）		1,084.56
	ナガランド州森林管理計画		62.24
	オディシャ州森林セクター開発計画（フェーズ2）		145.12
	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画（フェーズ2）（第一期）		212.97
	ラジャスタン州水資源セクター生計向上計画（第一期）		137.25
	タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ2）		221.45

国名等	案件名	交換公文締結日 (現地時間)	金額 (億円)
スリランカ	開発政策借款（民間セクター振興、ガバナンス向上及び財政健全化）	2016年10月10日	100.00
	アムラダプラ県北部上水道整備計画（フェーズ2）		231.37
ネパール	ナグドゥンガ・トンネル建設計画	2016年12月22日	166.36
パキスタン	ポリオ撲滅計画（フェーズ2）	2016年5月19日	62.90
バングラデシュ	ジャムナ鉄道専用橋建設計画（E/S）	2016年6月29日	24.64
	クロスボーダー道路網整備計画（バングラデシュ）		286.98
	ダッカ都市交通整備計画（Ⅱ）		755.71
	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（Ⅱ）		378.21
	省エネルギー推進融資計画		119.88
	災害リスク管理能力強化計画		169.96
中東・北アフリカ地域			
イラク	電力セクター復興計画（フェーズ3）	2017年1月10日	272.20
エジプト	電力セクター復旧改善計画	2016年10月24日	410.98
	大エジプト博物館建設計画（第二期）		494.09
モロッコ	海洋・漁業調査船建造計画	2017年1月16日	53.71
ヨルダン	金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款	2016年12月21日	300.00
サブサハラ・アフリカ地域			
エチオピア	女性起業家支援計画	2017年2月24日	55.00
ガーナ	東部回廊ボルタ川橋梁建設計画	2016年12月5日	112.39
コートジボワール	アビジャン港穀物バース建設計画	2017年3月27日	108.69
セネガル	マメル海水淡水化計画	2016年11月15日	274.63
	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム		84.40
マダガスカル	トアマシナ港拡張計画	2017年3月21日	452.14
ルワンダ	ルスモーカヨンザ区間道路改良計画	2016年7月13日	68.89
中南米地域			
パナマ	パナマ首都圏都市交通3号線整備計画	2016年4月20日	2,810.71
ボリビア	ラグナ・コロラダ地熱発電所建設計画（第二段階）	2016年9月27日	614.85

第4章 国際機関に対する政府開発援助実績

図表Ⅳ-23 国際機関に対する政府開発援助実績の推移

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

区分	暦年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1. 国際機関贈与		1,234.2	916.1	1,126.9	853.6	1,075.0	1,682.8	894.9	1,180.2	1,098.2	1,205.4
(1) 国連諸機関		584.9	602.6	662.3	553.9	593.5	678.6	593.3	596.2	424.1	493.1
(2) その他機関		649.3	313.5	464.6	299.7	481.5	1,004.2	301.6	584.1	674.1	712.2
2. 国際機関出資等		684.8	1,861.4	2,163.4	2,866.7	2,813.4	2,519.5	2,075.2	2,174.5	1,938.6	2,163.0
(1) 世界銀行グループ		172.7	1,253.4	1,404.4	1,931.0	1,744.0	1,550.2	1,231.1	1,203.8	1,445.4	1,631.6
(2) その他		512.2	608.0	759.0	935.8	1,069.4	969.3	844.2	970.7	493.2	531.4
合計		1,919.0	2,777.5	3,290.4	3,720.3	3,888.4	4,202.3	2,970.2	3,354.7	3,036.8	3,368.3
政府開発援助全体に占める割合(%)		24.9	28.9	34.8	33.6	35.1	39.6	25.9	35.4	33.0	32.3

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD. STAT）

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・政府開発援助全体に占める割合の算出に関しては、卒業国向け援助を除く。

図表Ⅳ-24 主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）

	国際機関名	2015年				2016年			
		順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
1	国連食糧農業機関 (FAO)	1	米国	111,622	22.0	1	米国	111,621	22.0
		2	日本	54,969	10.8	2	日本	54,968	10.8
		3	ドイツ	36,237	7.1	3	ドイツ	36,388	7.2
		4	フランス	28,383	5.6	4	フランス	28,382	5.6
		5	英国	26,282	5.2	5	英国	26,282	5.2
2	国連世界食糧計画 (WFP)	1	米国	2,015,510	39.9	1	米国	2,017,995	35.1
		2	英国	456,759	9.0	2	EC	894,683	15.1
		3	ドイツ	329,192	6.5	3	ドイツ	884,567	14.9
		4	カナダ	261,646	5.2	4	英国	355,982	6.0
		5	EC	250,348	5.0	5	カナダ	211,005	3.6
		6	日本	196,773	3.9	6	日本	207,127	3.5
3	国連教育科学文化機関 (UNESCO)	1	米国	(未払い)71,830	22.0	1	米国	(未払い)71,830	22.0
		2	日本	35,373	10.8	2	日本	31,602	9.7
		3	ドイツ	23,319	7.1	3	中国	25,859	7.9
		4	フランス	18,261	5.6	4	ドイツ	20,860	6.4
		5	英国	16,909	5.2	5	フランス	15,865	4.9
4	国連工業開発機関 (UNIDO)	1	日本	12,714	17.7	1	日本	12,359	18.1
		2	ドイツ	8,380	11.7	2	ドイツ	8,151	12.0
		3	中国	6,044	8.4	3	中国	5,873	8.6
		4	イタリア	5,218	7.3	4	イタリア	5,075	7.4
		5	スペイン	3,486	4.9	5	スペイン	3,390	5.0
5	国連児童基金 (UNICEF)	1	米国	867,732	28.7	1	米国	658,585	21.1
		2	英国	512,158	16.9	2	英国	400,631	12.8
		3	EC	283,384	9.4	3	EC	293,318	9.4
		4	ドイツ	222,062	7.3	4	ドイツ	226,184	7.3
		5	スウェーデン	173,871	5.7	5	スウェーデン	223,868	7.3
		7	日本	160,529	5.3	7	日本	194,012	6.2
6	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	1	米国	1,352,454	40.2	1	米国	1,513,836	39.9
		2	英国	262,284	7.8	2	EU	362,518	9.5
		3	EU	191,578	5.7	3	ドイツ	360,122	9.5
		4	日本	173,500	5.1	4	英国	222,110	5.8
		5	ドイツ	142,859	4.2	5	日本	164,726	4.3
7	国連人口基金 (UNFPA)	1	英国	199,399	20.4	1	英国	141,289	16.7
		2	スウェーデン	89,580	9.1	2	スウェーデン	76,750	9.1
		3	米国	75,869	7.7	3	米国	63,262	7.5
		4	カナダ	69,926	7.1	4	カナダ	53,915	6.4
		5	ノルウェー	59,800	6.1	5	ノルウェー	53,099	6.3
		9	日本	33,589	4.8	7	日本	36,306	4.3

国際機関名	2015年				2016年			
	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国・機関名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
8 国連 パレスチナ 難民救済 事業機関 (UNRWA)	1	米国	380,593	30.5	1	米国	368,430	30.5
	2	EU	136,751	10.9	2	EU	154,522	12.8
	3	英国	99,602	7.9	3	サウジアラビア	148,000	12.2
	4	サウジアラビア	96,000	7.7	4	ドイツ	73,628	6.1
	5	ドイツ	91,724	7.4	5	英国	73,227	6.1
	8	日本	39,461	3.2	7	日本	44,498	3.7
9 国連 開発計画 (UNDP)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(千ドル)	拠出率(%)
	1	日本	355,213	7.9	1	日本	382,512	7.9
	2	米国	266,294	5.9	2	米国	311,960	6.4
	3	英国	258,718	5.8	3	ドイツ	258,760	5.3
	4	アルゼンチン	246,243	5.5	4	英国	231,516	4.8
5	ノルウェー	164,821	3.7	5	アルゼンチン	150,530	3.1	
10 世界保健 機関 (WHO)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)	順位	国名	分担額(千ドル)	分担率(%)
	1	米国	115,141	22.0	1	米国	113,513	22.0
	2	日本	50,323	10.8	2	日本	50,323	10.8
	3	ドイツ	33,173	7.1	3	ドイツ	33,173	7.1
	4	フランス ^{*1}	27,805	5.6	4	フランス ^{*1}	28,163	5.6
5	英国	24,058	5.2	5	英国	24,058	5.2	
11 国際復興 開発銀行 (IBRD) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
	1	米国	46,384	16.7	1	米国	46,384	16.7
	2	日本	19,958	7.2	2	日本	19,958	7.2
	3	中国	12,859	4.6	3	中国	12,859	4.6
	4	ドイツ	11,650	4.2	4	ドイツ	11,650	4.2
	5	フランス	10,906	3.9	5	フランス	10,906	3.9
5	英国	10,906	3.9	5	英国	10,906	3.9	
12 国際開発 協会 (IDA) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
	1	米国	50,411	20.5	1	米国	50,411	20.5
	2	日本	44,064	18.0	2	日本	43,620	17.7
	3	英国	28,484	11.6	3	英国	28,277	11.5
	4	ドイツ	25,579	10.4	4	ドイツ	25,586	10.4
5	フランス	17,258	7.0	5	フランス	17,290	7.0	
13 国際通貨 基金 (IMF) ^{*3}	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万SDR)	出資率(%)
	1	米国	42,122	17.7	1	米国	82,994	17.5
	2	日本	15,629	6.6	2	日本	30,821	6.5
	3	ドイツ	14,566	6.1	3	中国	30,483	6.4
	4	フランス	10,739	4.5	4	ドイツ	26,634	5.6
	4	英国	10,739	4.5	5	フランス	20,155	4.2
5				5	英国	20,155	4.2	
14 アジア 開発銀行 (ADB) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
	1	日本	22,975	15.6	1	日本	22,271	15.6
	2	米国	22,814	15.5	1	米国	22,271	15.6
	3	中国	9,486	6.5	3	中国	9,195	6.4
	4	インド	9,320	6.3	4	インド	9,034	6.3
5	オーストラリア	8,518	5.8	5	オーストラリア	8,257	5.8	

国際機関名	2015年				2016年			
	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)	順位	国名	拠出額(百万ドル)	拠出率(%)
15 アジア 開発基金 (ADF) ^{*4}	1	日本	2,035	35.0	1	日本	1,073	35.0
	2	米国	640	11.0	2	オーストラリア	337	11.0
	3	オーストラリア	360	6.2	3	米国	190	6.2
	4	英国	315	5.4	4	英国	166	5.4
	5	ドイツ	194	3.3	5	カナダ	102	3.3
16 アフリカ 開発銀行 (AfDB) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
	1	ナイジェリア	8,128	8.8	1	ナイジェリア	7,886	8.8
	2	米国	5,980	6.4	2	米国	5,801	6.4
	3	日本	4,978	5.4	3	エジプト	4,890	5.4
	4	エジプト	4,958	5.3	4	日本	4,830	5.4
17 アフリカ 開発基金 (AfDF) ^{*4}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
	1	英国	924	14.0	1	英国	924	14.0
	2	ドイツ	609	9.2	2	ドイツ	609	9.2
	3	米国	585	8.9	3	米国	585	8.9
	4	フランス	551	8.4	4	フランス	551	8.4
18 米州 開発銀行 (IDB) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ドル)	出資率(%)
	1	米国	51,314	30.0	1	米国	51,314	30.0
	2	アルゼンチン	19,415	11.4	2	アルゼンチン	19,415	11.4
	2	ブラジル	19,415	11.4	2	ブラジル	19,415	11.4
	4	メキシコ	12,481	7.3	4	メキシコ	12,481	7.3
19 欧州復興 開発銀行 (EBRD) ^{*2}	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)	順位	国名	出資額(百万ユーロ)	出資率(%)
	1	米国	3,001	10.1	1	米国	3,001	10.1
	2	日本	2,557	8.6	2	日本	2,557	8.6
	2	英国	2,557	8.6	2	英国	2,557	8.6
	2	フランス	2,557	8.6	2	フランス	2,557	8.6
	2	ドイツ	2,557	8.6	2	ドイツ	2,557	8.6
2	イタリア	2,557	8.6	2	イタリア	2,557	8.6	

(注)

・上記の実績には国際機関を通じた事業に対する援助（二国間援助の一部）を含む場合がある。

*1 フランスの分担額にはフランス人職員の自国への納税額が含まれているため、正味分担額より大きくなっている。

*2 この機関については、これまでの出資額の累計（コミットメントベース）を示す。

*3 この機関については、これまでの出資額の累計を示す。

*4 この機関は、それぞれが採用している会計年度を基準に記載している（表中の年の年末が含まれる増資期間における出資、または拠出額を示している）。

第5章 政府開発援助に関する主な資料

第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き (2017年1月～2017年12月)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2017.1	<ul style="list-style-type: none"> ● 藪浦外務副大臣（当時）が、イラク南部の火力発電所改修案件への円借款供与の方針を表明（供与限度額約215億円）（於：バグダッド） ● 藪浦外務副大臣（当時）臨席の下、イラクに対する円借款「電力セクター復興計画（フェーズ3）」に関する書簡を交換（供与限度額272億2,000万円）（於：バグダッド） ● 日・フィリピン首脳会談（於：マニラ）において、安倍総理大臣が、ODAおよび民間投資を含め、今後5年間で1兆円規模の支援を行う旨表明 ● 中東・北アフリカ・欧州における人道、テロ対策、社会安定化支援（2016年度第3次補正予算）の決定（590億円） ● サブサハラ・アフリカにおける人道、テロ対策、社会安定化支援（2016年度第3次補正予算）の決定（206億円） ● チリにおける森林火災に対する緊急援助 	2017.1	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連安保理公開討論（於：ニューヨーク） ● 太平洋・島サミット第3回中間閣僚会合（於：東京） ● 第1回日・国連食糧農業機関（FAO）年次戦略協議（於：イタリア・ローマ） ● 第9回シリア・トップドナー国会合（於：クウェート） ● ヘルシンキ・シリア人道支援会合（於：フィンランド・ヘルシンキ） ● 第9回欧州委員会（EC）主催シリア・コアドナー・グループ会合（於：ベルギー・ブリュッセル）
2	<ul style="list-style-type: none"> ● オスロ人道会合において、日本はナイジェリア・チャド湖地域における人道状況改善のため、約4,800万ドルの支援を行うことを表明 ● ミャンマーのラカイン州の住民及び避難民に対する緊急無償資金協力 ● パキスタンにおけるアフガニスタン難民及び受入れコミュニティに対する緊急無償資金協力 	2	<ul style="list-style-type: none"> ● G20外相会合（於：ドイツ・ボン） ● ナイジェリア・チャド湖地域に関するオスロ人道会合（於：ノルウェー・オスロ）
3	<ul style="list-style-type: none"> ● モザンビークにおけるサイクロン被害に対する緊急援助 ● 藪浦外務副大臣（当時）とロドリゴ・ディアス・キューバ外国貿易・外国投資大臣との間で、キューバに対する無償資金協力案件2件（総額22億6,500万円）に関する書簡を交換（於：ハバナ） ● 中東・アフリカ地域における飢饉対策のための緊急無償資金協力 ● ジンバブエにおける洪水及びサイクロン被害に対する緊急援助 ● マダガスカルにおけるサイクロン被害に対する緊急援助 ● ペルーにおける豪雨水害に対する緊急援助 ● バングラデシュに流入した避難民に対する緊急無償資金協力 ● ヨルダンにおけるシリア難民及び受入れコミュニティへの緊急医療支援のための緊急無償資金協力 	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 第32回 日・ASEANフォーラム（ブルネイ・バンドルスリブガワン） ● 第1回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（於：東京） ● 国連工業開発機関（UNIDO）と連携した緊急人道・復興支援に係るキックオフセレモニー実施（於：オーストリア・ウィーン）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
4	<ul style="list-style-type: none"> 「シリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合」において、藪浦外務副大臣（当時）より、シリア・イラクおよび周辺国に対し、新たに約2.6億ドルの支援を実施することを発表（於：ブリュッセル） コロンビアにおける洪水被害に対する緊急援助 日・スリランカ首脳会談（於：東京）の後、安倍総理大臣とラニル・ウィクラマシンハ・スリランカ首相立ち会いの下、スリランカに対する円借款2件（供与限度額合計447億6,700万円）及び無償資金協力1件（供与限度額10億円）に関する書簡を交換 スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落に対する緊急援助 スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落に対する国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣 スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落に対する緊急援助（追加分） 「イエメン人道危機ハイレベル・プレッジ会合（於：ジュネーブ）」において、滝沢外務大臣政務官（当時）が約6,200万ドルの支援実施を表明 	4	<ul style="list-style-type: none"> シリア及び地域の将来の支援に関するブリュッセル会合（於：ベルギー・ブリュッセル） 「第1回アジア国際経済フォーラム：質の高いインフラと強じん性を通じた地域統合及び関係の強化」（外務省・OECD開発センター・ERIA共催〈於：東京〉） イエメン人道危機ハイレベル・プレッジ会合（於：スイス・ジュネーブ） 「アフリカのきれいな街プラットフォーム第1回セミナー」（於：モザンビーク・マプト）
5	<ul style="list-style-type: none"> 「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合（於：トルクメニスタン・アシガバット）において、岸田外務大臣（当時）が国づくり支援や人材育成分野での協力のため、今後5年間で約2,000名に日本での研修機会を提供する旨、また、運輸・物流分野において、運輸・物流協力イニシアティブを打ち出し、240億円規模の支援を行っていく旨表明 岸外務副大臣（当時）及びホワジャ・アーシフ・パキスタン水利電力大臣立ち会いの下、パキスタンに対する円借款（供与限度額26億6,500万円）に関する書簡を交換（於：イスラマバード） 持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（第3回会合）（於：東京） スリランカにおける豪雨災害に対する緊急援助（物資の供与） スリランカにおける豪雨災害に対する国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣 	5	<ul style="list-style-type: none"> 日・ガーナ官民インフラ会議（於：ガーナ・アクラ） ソマリアに関するロンドン会合（於：ロンドン） G7タオルミーナ・サミット（於：イタリア・タオルミーナ）
6	<ul style="list-style-type: none"> 安倍総理大臣及びグエン・フック・ベトナム首相立ち会いの下、ベトナムに対する円借款4件（供与限度額合計1,003億400万円）及び無償資金協力3件（供与限度額合計29億2,800万円）に関する書簡を交換（於：東京） アンゴラにおける地雷除去に関する日英連携の実施 ウガンダに流入した難民及び受入れコミュニティに対する緊急無償資金協力 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第3回）（於：東京） 	6	<ul style="list-style-type: none"> OECD閣僚理事会（於：パリ） ウガンダ難民連帯サミット（於：ウガンダ・カンパラ） 日メコン連結性イニシアティブ第2回シニア・レベル・グループ会議（於：タイ・バンコク） 第10回シリア・トップドナー国会合（於：カタール・ドーハ） 持続可能な開発目標（SDG）14実施支援国連会議（於：ニューヨーク）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
7	<ul style="list-style-type: none"> ● G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げられた女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) の趣旨を日本として支持し、5,000万ドルの支援を行う意図を表明 ● 国連ハイレベル政治フォーラム (於：ニューヨーク) において、岸田外務大臣 (当時) が、「持続可能な開発目標 (SDGs)」推進の観点から、子ども・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援の実施を表明 ● 菌浦外務副大臣 (当時) とサブリー・バッシュトブジ・チュニジア外務大臣付国務長官との間で、チュニジアに対する円借款 (供与限度額366億7,600万円) に関する書簡を交換 (於：チュニス) ● フィリピン・ミンダナオ島における武力衝突にて発生した避難民に対する緊急無償資金協力 	7	<ul style="list-style-type: none"> ● 地雷対策に関する安保理決議 (第2365号) の採択 (於：ニューヨーク) ● G20ハンブルクサミット (於：ドイツ・ハンブルク) ● 第1回日フィリピン防災政策対話 (於：フィリピン・マニラ) ● 第2回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会 (於：フィリピン・マニラ)
8	<ul style="list-style-type: none"> ● 安倍総理大臣とフン・セン・カンボジア王国首相立ち会いの下、カンボジアに対する円借款1件 (供与限度額235億200万円) 及び無償資金協力1件 (供与限度額39億4,800万円) に関する書簡を交換 (於：東京) ● 日米安全保障協議委員会 (日米「2+2」) (於：ワシントンDC) において、河野外務大臣が、インド太平洋地域の沿岸国の海洋安全保障能力分野の能力構築支援のため、2017年から3年間で計約5億ドルの支援を行う予定である旨表明 ● シエラレオネにおける地滑り及び洪水被害に対する緊急援助 ● ネパールにおける洪水災害に対する緊急援助 	8	<ul style="list-style-type: none"> ● 第10回日・メコン外相会議 (於：フィリピン・マニラ) ● ASEAN関連外相会議 (於：フィリピン・マニラ) ● アフリカ開発会議 (TICAD) 閣僚会合 (於：モザンビーク・マプト)
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡本外務大臣政務官立ち会いの下、パラグアイに対する無償資金協力1件 (供与限度額27億円) に関する書簡を交換 (於：アスンシオン) ● 中東政策スピーチにおいて、河野外務大臣よりイラク、シリア及び周辺国の人道危機に対し、約2,500万ドル規模の支援を発表 (於：カイロ) ● 日・インド首脳会談 (於：ガンディナガル) の後、安倍総理大臣とモディ・インド首相立ち会いの下、インドに対する円借款5件 (供与限度額合計1,899億1,400万円) 及び無償資金協力1件 (供与限度額22億4,000万円) に関する書簡を交換 ● キューバにおけるハリケーン・イルマによる被害に対する緊急援助 ● イラク、シリア及び周辺国の人道危機に対する緊急無償資金協力 ● アンティグア・バーブーダにおけるハリケーン・イルマによる被害に対する緊急援助 ● 第72回国連総会の保健サイドイベント「UHC: 万人の健康を通じたSDGsの達成」(於：ニューヨーク) の冒頭挨拶において、安倍総理大臣が、SDGsの理念を実現する上で、UHCの推進の重要性を強調 ● HeForShe Impact10x10x10男女平等報告書発表式 (於：ニューヨーク) において、安倍総理大臣が、「女性が輝く社会」実現に向けた取組と成果を発信 ● 飢饉の影響を受けた中東・アフリカ4か国に対する緊急無償資金協力 ● メキシコにおける地震被害に対する国際緊急援助隊 (救助チーム) の派遣 ● ドミニカ国におけるハリケーン・マリアによる被害に対する緊急援助 ● ミャンマー・ラカイン州北部における情勢不安定化を受けたミャンマー及びバングラデシュに対する緊急無償資金協力 ● グローバルフェスタ JAPAN2017 (於：東京) 	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回日アラブ政治対話 (於：エジプト・カイロ) ● PIF (太平洋諸島フォーラム) 域外国対話 (於：サモア) ● 第72回国連総会 ハイレベルウィーク (於：ニューヨーク) ● 質の高いインフラ投資の推進に関するサイドイベント (於：ニューヨーク) ● パレスチナ支援調整委員会 (AHLC) 閣僚級会合 (於：ニューヨーク) ● 第4回日本・太平洋島嶼国首脳会合 (於：ニューヨーク) ● イエメン人道状況ハイレベル会合 (於：ニューヨーク) ● 「飢饉予防・対応に関するハイレベル会合」(於：ニューヨーク) ● EU主催「シリア危機に関する閣僚級会合」(於：ニューヨーク) ● 国際原子力機関 (IAEA) 第61回総会 (於：オーストリア・ウィーン) ● 水銀に関する水俣条約 第1回締約国会議 (COP1) (於：スイス・ジュネーブ) ● 第3回日フィリピン経済協力インフラ合同委員会 (於：東京)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
10	<ul style="list-style-type: none"> ● バヌアツにおける火山噴火被害に対する緊急援助 ● ベトナムにおける豪雨被害に対する緊急援助 ● マダガスカルにおけるペストの流行に対する緊急援助 ● 安倍総理大臣とドゥテルテ・フィリピン大統領立ち会いの下、フィリピンに対する円借款（供与限度額159億2,800万円）に関する書簡を交換（於：東京） 	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 欧州委員会（EC）主催第10回コア・ドナーグループ会合（於：ベルギー・ブリュッセル） ● シリア・トップドナー国会合（於：カタール・ドーハ） ● 第51回 経済協力開発機構（OECD）・開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合（於：パリ）
11	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナムにおける台風被害に対する緊急援助 ● ASEAN関連首脳会議において、安倍総理大臣が、フィリピン南部及びスルー・セレベス海の治安改善のため包括的なアプローチによって、2年間で150億円規模の支援を着実に実施する旨表明（於：マニラ） ● 安倍総理大臣とドゥテルテ・フィリピン大統領立ち会いの下、フィリピンに対する円借款2件（合計供与限度額1,139億2,900万円）及び無償資金協力1件（供与限度額25億円）に関する書簡を交換（於：マニラ） ● バングラデシュに新たに流入した避難民に対する緊急無償資金協力 ● 堀井巖外務大臣政務官とヒルダ・ハイネ・マーシャル諸島共和国大統領立ち会いの下、マーシャルに対する無償資金協力1件（供与限度額10億7,000万円）に関する書簡を交換（於：マジュロ） 	11	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回国際女性会議 WAW! (WAW! 2017)（於：東京） ● 国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）（於：ドイツ・ボン） ● APEC首脳会議（於：ベトナム・ダナン） ● ASEAN関連首脳会議（於：フィリピン・マニラ） ● 第9回日・メコン首脳会議（於：フィリピン・マニラ） ● 第4回「アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム」（於：セネガル・ダカール） ● ウィーン条約第11回締約国会議（COP11）／モントリオール議定書第29回締約国会議（MOP29）（於：カナダ・モントリオール） ● カリコム・国連ハイレベルブレッジ会合（於：ニューヨーク）
12	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（第4回会合）（於：東京） ● アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された第11回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC11）における議論を先導すべく、同会議に先立ち、河野外務大臣から、日本政府が、電子商取引をはじめとする情報通信技術（ICT）分野の支援として、今後3年間で330億円規模の支援を実施する用意がある旨表明 ● 第13回マナーマ対話において、河野外務大臣が、シリア及びヨルダンに対する新規支援（約2,100万ドル）を発表（於：マナーマ） ● UHCフォーラム2017において、安倍総理大臣が、各国、各機関のUHCの取組を推進するため、保健（保健システム強化、感染症対策、母子保健等）、栄養、水・衛生分野で今後、総額約29億ドルの支援を行う旨表明 ● 第4回「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合」において、「SDGsアクションプラン2018」を決定（於：東京） ● 安倍総理大臣とサル・セネガル大統領立ち会いの下、セネガルに対する無償資金協力3件（供与限度額41億7,000万円）に関する書簡を交換（於：東京） ● 日・パレスチナ首脳会談（於：パレスチナ）において、河野外務大臣が、ジェリコ農産加工団地（JAIP）への支援を含む、約4,000万ドルの新たなパレスチナ支援を行う旨表明 ● 「ジャパンSDGsアワード」第1回表彰式実施（於：東京） 	12	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回国連環境総会（UNEA3）（於：ケニア・ナイロビ） ● 第13回マナーマ対話（於：バーレーン・マナーマ） ● 第11回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC11）（於：アルゼンチン・ブエノスアイレス） ● 気候変動サミット（於：パリ） ● UHCフォーラム2017（於：東京）

第2節 政府開発援助に関する政策

① 開発協力大綱（2015年2月閣議決定）

開発協力大綱について

平成27年2月10日
閣議決定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下において、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

開発協力大綱

— 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために —

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会と

の協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罨」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

1. 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

(1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来

への投資」としての意義がある。以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

(2) 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義ののっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

II. 重点政策

(1) 重点課題

我が国は、上記の理念ののっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及

び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もともと基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

(2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定

着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力をを行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力をを行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

III. 実施

(1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力をを行う。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩を進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大き

い。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘にも努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力に相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

(エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

(オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

(カ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵

を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

(キ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

(ク) 開発協力関係者の安全配慮

開発協りに携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

(2) 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点果たす役割にも留意する。

イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

ア) 官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよ

う、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

(エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

(オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の

広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

(ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協력에必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協력에係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

(イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

(ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO／CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

(3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日

閣 議 決 定

2 分野別開発政策（概要）

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
ジェンダー	女性の活躍推進のための開発戦略 G7伊勢志摩サミット（2016年5月）に先駆け発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000178747.pdf	2016年5月、G7伊勢志摩サミットに先駆け、開発協力大綱の女性分野の課題別政策として策定。 (1)女性と女性の権利の尊重・脆弱な状況の改善 (2)女性の能力発揮のための基盤の整備 (3)政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上
教育	平和と成長のための学びの戦略 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット（2015年）に合わせて発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/pdfs/lspg_fu_jp.pdf	2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミットに合わせ、教育分野における新たな戦略を発表。新しい戦略は、開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定。 (1)包括的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力 (2)産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力 (3)国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大
産業人材育成	産業人材育成協力イニシアティブ 日・ASEAN首脳会議（2015年11月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000163240.pdf 「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」 第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（2013年6月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005502.pdf 「ABEイニシアティブ2.0」 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）（2016年8月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page4_002268.html イノベティブ・アジア事業 日本再興戦略2016において事業の実施を決定。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000259704.pdf	アジアの持続的成長には、経済発展の基盤となるインフラの整備や国情に応じた基幹産業の確立・高度化に加え、これを担う産業人材が必要不可欠との考えの下、各国の様々なニーズに応じた産業人材育成支援を官民連携の上、実施する。 具体的には、熟練技術者・技能労働者、エンジニア人材、研究開発人材、ミドル・マネージメント人材、教員や行政官等の育成に対応する支援メニューを提供し、アジア地域において、2015年度から2017年度の3年間で、4万人の産業人材育成を実施。 (1)TICAD Vの安倍総理大臣スピーチ（2013年6月）において、5年間で1,000名のアフリカの若者に対して、日本の大学や大学院での教育に加え、日本企業でインターンとして働く機会を同時に提供することを表明。 (2)また、TICAD VIの安倍総理大臣スピーチ（2016年8月）において、ABEイニシアティブに新規軸を入れ、3年で1,500名を受け入れ、将来の職長、工場長などの現場の指導者を育成することを表明。 アジアのトップレベル校を卒業した理工系人材を対象とする高度人材育成・環流事業。日本国内での研修（大学院等への留学、日本企業等でのインターンシップ）の機会を提供し、母国の経済発展に貢献できる人材を育成する。また、日本企業への就職を希望する者に対しては、就労のための在留資格取得上の優遇措置等を講ずる。平成29年度から5年間で約1,000人の受入れを目指す。
保健	平和と健康のための基本方針 健康・医療戦略推進本部（2015年）で決定 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page22_002274.html	開発協力大綱の保健分野の課題別政策であり、人間の安全保障が基本理念。 (1)公衆衛生危機・災害などにも強い社会の実現 (2)生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成） (3)日本の知見・技術・医療機器・サービスの活用
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI : Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議（2006年）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1)統合水資源管理の推進 (2)安全な飲料水と衛生の供給 (3)食料生産等のための水利用支援 (4)水質汚濁防止と生態系保全 (5)水関連災害による被害の軽減
環境・気候変動	途上国における環境汚染対策イニシアティブ 水銀に関する水俣条約外交会議（2013年10月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html	公害を乗り越える過程で培ってきた環境技術を活用し、途上国の環境汚染対策を支援。 (1)2014年から3年間で大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野について総額20億ドルのODAによる支援を実施。 (2)水銀汚染防止に特化した人材育成事業の新設（JICA課題別研修：水俣病の教訓や日本の水銀対策の共有、条約締結に向けた法整備手続き支援等）
	世界の気候変動対策の進展、COP21における合意形成への貢献として、2020年に現在の1.3倍となる官民合わせて約1.3兆円の気候変動関連対途上国支援を実施することを表明 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000115310.pdf	気候変動対策に関する日本の途上国支援 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）首脳会合（2015年11月）において「美しい星への行動 2.0（Actions for Cool Earth : ACE 2.0）」を発表。

環境・気候変動	適応イニシアティブ 国連気候サミット（2014年9月）において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_000921.html	計画策定から対策実施まで首尾一貫して途上国において3年間で5,000人の人材育成を含む適応分野の支援を行う考えを表明。
防災	仙台防災協カイニシアティブ (Sendai Cooperation Initiative for Disaster Risk Reduction) 第3回国連防災世界会議（2015）で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070615.pdf	日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靱な社会を構築していく。具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせて実施することとし、2015～18年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施する。
緊急・人道支援	日本の人道支援方針 (2011年7月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/pdfs/jindoushien2_1_1.pdf	人道支援政策についての基本的な認識および考え方 <ul style="list-style-type: none"> ●人道支援の基本原則（人道性、公平性、中立性、独立性）の尊重 ●難民・国内避難民に対する支援 ●人道から開発への切れ目のない支援の実施 ●国際的な自然災害への対応、防災の取り組みへの貢献 ●人道支援要員の安全確保 ●民軍連携の促進 ●迅速性と効率性の追求 ●関係機関、NGO等との連携 など
貿易・投資	「質の高いインフラパートナーシップ」 第21回国際交流会議アジアの未来（2015年5月） において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page18_000075.html フォローアップ策の公表（2015年11月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000754.html	2015年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を通じて、アジア開発銀行（ADB）とも連携し、今後5年間で総額約1,100億ドル（13兆円）規模の「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを発表。 2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、円借款の迅速化、新たな借款制度の創設などの施策を発表。
	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」 第24回経協インフラ戦略会議（2016年5月） において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000241008.pdf	2016年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により、世界全体に対して、今後5年間で総額約2,000億ドルの資金等を供給することを発表。
	質の高いインフラ投資	膨大なインフラ需要に対応するために、インフラの量だけでなく、質の高いインフラ投資が必要であるとの認識が広まっており、SDGs、G7、G20、ASEAN等の各国際文書に言及されている。特に、2016年5月のG7伊勢志摩サミットでは、以下の5原則からなる「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」にG7として合意。 (1)原則1：効果的なガバナンス、信頼性のある運行・運転、ライフサイクルコストから見た経済性および安全性と自然災害、テロ、サイバー攻撃のリスクに対する強靱性の確保 (2)原則2：現地コミュニティでの雇用創出、能力構築および技術・ノウハウ移転の確保 (3)原則3：社会・環境面での影響への対応 (4)原則4：国家および地域レベルにおける、気候変動と環境の側面を含んだ経済・開発戦略との整合性の確保 (5)原則5：PPP等を通じた効果的な資金動員の促進 2016年のTICAD IV、G20杭州サミット、東アジア首脳会議等でも同様の要素の重要性について合意。 その後も、2017年4月にOECD開発センターおよびERIA（東アジア・アセアン経済研究センター）と共催で第1回アジア国際経済フォーラムを開催し、質の高いインフラに関する議論を行うとともに、同年9月の国連総会ハイレベルウィークの際に、EUおよび国連と共催で質の高いインフラ投資の推進に関するサイドイベントを開催するなど、「質の高いインフラ」に関する国際的な議論を牽引。
貿易のための援助（Aid for Trade）	「貿易のための援助（Aid for Trade）」として以下を実施。 (1)質の高いインフラ整備やキャパシティ・ビルディング等途上国が貿易・投資環境を改善するための貢献 (2)途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特惠関税制度（GSP）の実施	

<p>法制度整備支援</p>	<p>法制度整備支援に関する基本方針 (2013年5月) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html</p>	<p>政府開発援助（ODA）大綱等に基づき、 (1)自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着 (2)持続的成長のための環境整備およびグローバルなルール遵守の確保 (3)日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備 (4)日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援 (5)ガバナンス強化を通じた日本が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与 といった観点から、基本法および経済法の関連分野において積極的な法制度整備および運用の支援を行う。 日本の法制度整備支援は次のような特長を持ち、これらを活かし被援助国のニーズ、これまでの支援実績、日本にとっての外交面および経済面での重要性、などを総合的に勘案し、当面重点8か国を設定し支援を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> • 専門家派遣による相手国のカウンターパート機関との対話・調整を前提として、日本の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合う。 • 法の起草・改正にとどまらず、実務面の能力強化により、相手国自身による法制度の運用までを見込む。 </p>
<p>サイバーセキュリティ</p>	<p>サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針） サイバーセキュリティ戦略本部会合（2016年10月）にて公表 http://www.nisc.go.jp/conference/cs/</p>	<p>サイバーセキュリティ分野の能力構築支援について、オールジャパンで戦略的・効率的な支援を行うための支援の在り方を関係省庁間で策定。 (1)インシデント・レスポンス等の能力の向上支援 (2)サイバー犯罪対策支援 (3)サイバー空間の利用に関する国際的ルール作りおよび信頼醸成措置に関する理解・認識の共有</p>
<p>宇宙</p>	<p>宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針） 宇宙開発戦略本部会合（2016年12月）にて公表 http://www8.cao.go.jp/space/hq/kaisai.html</p>	<p>宇宙分野の能力構築支援について、オールジャパンで戦略的・効率的な支援を行うための支援の在り方を関係省庁間で策定。 (1)ソフト面の支援 <ul style="list-style-type: none"> ①人材育成の強化 ②衛星データおよび先端的宇宙技術の活用 (2)ハード面の支援 <ul style="list-style-type: none"> ①海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与 ②電子基準点網や衛星システム等の整備といった宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与 </p>

第3節 重債務貧困国（HIPC）一覧

2017年10月現在

	地域	件数	国名
重債務貧困国（HIPC）イニシアティブに基づく債務救済を受けた国 (36か国)	アフリカ	30	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
重債務貧困国（HIPC）イニシアティブに基づく債務救済を未だ受けていない国 (3か国)	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

出典：IMF FACTSHEET

(注)

- 重債務貧困国（HIPC）イニシアティブとは、1996年に世界銀行・IMFにより提唱され、各国政府によって合意された重債務貧困国を対象とした債務救済計画。

参 考 諸外国の政府開発援助

第1節 DAC諸国の政府開発援助実績

図表IV-25 DAC諸国の政府開発援助実績（2016年）

（単位：百万ドル）

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年比 (%)	順位	国名	実績	対前年比 (%)
1	米国	35,121	22.3	10.7	1	米国	34,412	11.1
2	ドイツ	26,819	17.0	35.8	2	ドイツ	24,736	37.9
3	英国	18,204	11.5	-2.5	3	英国	18,053	-2.7
4	日本	16,808	10.7	11.8	4	日本	10,417	13.2
5	フランス	11,742	7.4	7.3	5	フランス	9,622	6.4
6	イタリア	5,159	3.3	27.2	6	イタリア	5,087	27.1
7	オランダ	5,145	3.3	-11.6	7	オランダ	4,966	-13.3
8	スウェーデン	5,014	3.2	-30.1	8	スウェーデン	4,894	-31.0
9	スペイン	4,672	3.0	159.7	9	ノルウェー	4,380	2.4
10	ノルウェー	4,403	2.8	2.3	10	スペイン	4,278	206.3
11	カナダ	3,974	2.5	-8.0	11	カナダ	3,930	-8.1
12	スイス	3,664	2.3	1.1	12	スイス	3,582	1.5
13	オーストラリア	3,281	2.1	-6.2	13	オーストラリア	3,278	-6.2
14	デンマーク	2,521	1.6	-5.4	14	デンマーク	2,369	-7.7
15	ベルギー	2,348	1.5	18.8	15	ベルギー	2,300	20.8
16	韓国	2,320	1.5	16.3	16	韓国	2,246	17.3
17	オーストリア	1,642	1.0	23.4	17	オーストリア	1,635	23.6
18	フィンランド	1,060	0.7	-19.0	18	フィンランド	1,060	-17.7
19	アイルランド	803	0.5	11.7	19	アイルランド	803	11.7
20	ポーランド	689	0.4	47.9	20	ポーランド	663	50.4
21	ニュージーランド	438	0.3	-0.8	21	ニュージーランド	438	-0.8
22	ポルトガル	392	0.2	10.9	22	ルクセンブルク	391	7.8
23	ルクセンブルク	392	0.2	8.0	23	ギリシャ	369	54.4
24	ギリシャ	369	0.2	54.4	24	ポルトガル	343	11.4
25	チェコ	260	0.2	30.8	25	チェコ	260	30.8
26	ハンガリー	199	0.1	28.0	26	ハンガリー	199	28.0
27	スロバキア	106	0.1	24.8	27	スロバキア	106	24.8
28	スロベニア	81	0.1	28.5	28	スロベニア	81	28.5
29	アイスランド	59	0.0	47.3	29	アイスランド	59	47.3
	DAC諸国計	157,682	100.0	10.2		DAC諸国計	144,956	10.2

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表Ⅳ-26 DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2016年）

1. DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（支出総額ベース）

（単位：百万ドル）

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	35,121	29,239	28,398	841	—	5,882
2	ドイツ	26,819	21,719	12,395	4,333	4,991	5,099
3	英国	18,204	11,669	9,131	2,526	11	6,536
4	日本	16,808	13,440	3,512	2,071	7,857	3,368
5	フランス	11,742	7,426	2,473	1,619	3,334	4,316
6	イタリア	5,159	2,492	2,368	52	72	2,667
7	オランダ	5,145	3,337	2,888	449	—	1,809
8	スウェーデン	5,014	3,571	3,136	388	47	1,442
9	スペイン	4,672	2,992	2,813	94	85	1,681
10	ノルウェー	4,403	3,474	3,296	178	—	929
11	カナダ	3,974	2,704	2,010	694	—	1,270
12	スイス	3,664	2,854	2,601	175	78	810
13	オーストラリア	3,281	2,294	1,402	891	—	987
14	デンマーク	2,521	1,786	1,695	37	54	735
15	ベルギー	2,348	1,473	1,183	274	16	875
16	韓国	2,320	1,622	622	363	637	698
17	オーストリア	1,642	993	794	192	6	649
18	フィンランド	1,060	639	500	116	22	421
19	アイルランド	803	427	413	14	—	376
20	ポーランド	689	175	52	45	77	514
21	ニュージーランド	438	358	358	—	—	80
22	ポルトガル	392	174	66	61	47	218
23	ルクセンブルク	392	276	177	99	—	116
24	ギリシャ	369	159	156	3	—	209
25	チェコ	260	71	54	17	—	189
26	ハンガリー	199	55	30	24	—	144
27	スロバキア	106	26	21	5	—	80
28	スロベニア	81	28	18	10	—	53
29	アイスランド	59	48	46	1	—	11
DAC諸国計		157,682	115,517	82,608	15,574	17,335	42,165
DAC諸国平均		5,437	3,983	2,849	537	598	1,454

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用し、援助形態別の数値については2015年実績の割合に応じて算出。

2. DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（支出純額ベース）

（単位：百万ドル）

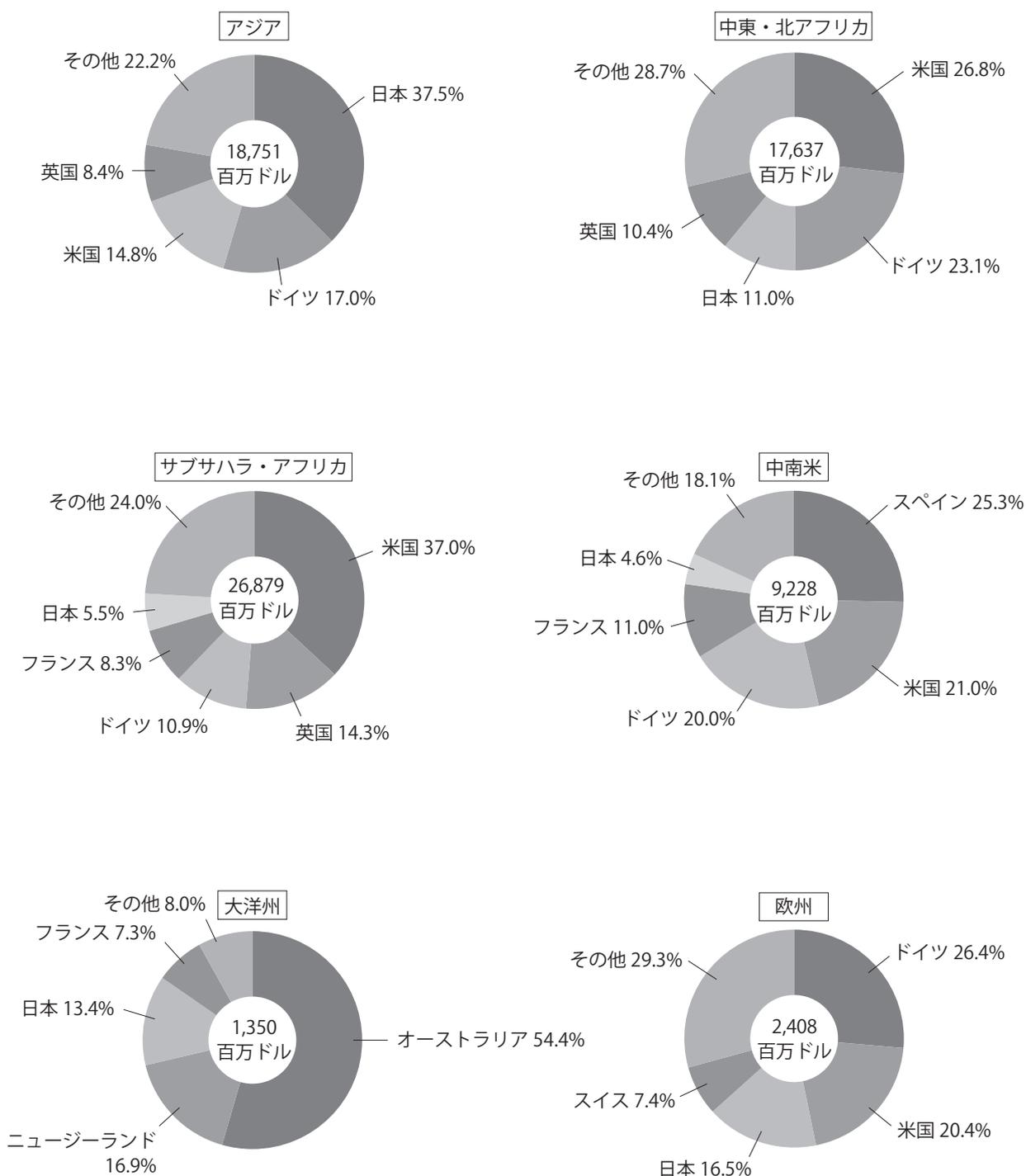
順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助						国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等			
						貸付実行額(A)	回収額(B)	(A) - (B)	
1	米国	34,412	28,535	28,398	841	—	704	-704	5,877
2	ドイツ	24,736	19,636	12,395	4,333	4,991	2,083	2,908	5,099
3	英国	18,053	11,517	9,131	2,526	11	152	-141	6,536
4	日本	10,417	7,048	3,512	2,071	7,857	6,391	1,466	3,368
5	フランス	9,622	5,642	2,473	1,619	3,334	1,785	1,549	3,980
6	イタリア	5,087	2,420	2,368	52	72	71	0	2,667
7	オランダ	4,966	3,158	2,888	449	—	179	-179	1,809
8	スウェーデン	4,894	3,452	3,136	388	47	119	-73	1,442
9	ノルウェー	4,380	3,451	3,296	178	—	23	-23	929
10	スペイン	4,278	2,597	2,813	94	85	394	-309	1,681
11	カナダ	3,930	2,661	2,010	694	—	43	-43	1,270
12	スイス	3,582	2,773	2,601	175	78	81	-4	810
13	オーストラリア	3,278	2,290	1,402	891	—	3	-3	987
14	デンマーク	2,369	1,654	1,695	37	54	132	-78	715
15	ベルギー	2,300	1,425	1,183	274	16	48	-31	875
16	韓国	2,246	1,548	622	363	637	74	563	698
17	オーストリア	1,635	986	794	192	6	6	-0	649
18	フィンランド	1,060	638	500	116	22	0	22	421
19	アイルランド	803	427	413	14	—	—	—	376
20	ポーランド	663	149	52	45	77	26	52	514
21	ニュージーランド	438	358	358	—	—	—	—	80
22	ルクセンブルク	391	275	177	99	—	1	-1	116
23	ギリシャ	369	159	156	3	—	—	—	209
24	ポルトガル	343	125	66	61	47	49	-2	218
25	チェコ	260	71	54	17	—	—	—	189
26	ハンガリー	199	55	30	24	—	—	—	144
27	スロバキア	106	26	21	5	—	0	-0	80
28	スロベニア	81	28	18	10	—	0	-0	53
29	アイスランド	59	48	46	1	—	—	—	11
DAC諸国計		144,956	103,152	82,608	15,574	17,335	12,365	4,970	41,804
DAC諸国平均		4,998	3,557	2,849	537	598	426	171	1,442

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用し、援助形態別の数値については2015年実績の割合に応じて算出。

図表IV-27 地域別実績における主要DAC援助国（2016年）



出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・支出総額ベース。
- ・地域分類は図表IV-12 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳に同じ。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用し、地域別の数値については2015年実績の割合に応じて算出。

図表IV-28 DAC諸国の贈与比率

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名	順位	2015/2016	順位	2014/2015
チ エ コ	1	100.0	1	100.0
ギ リ シ ャ	1	100.0	1	100.0
ア イ ル ラ ン ド	1	100.0	1	100.0
ル ク セ ン ブ ル ク	1	100.0	1	100.0
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	1	100.0	1	100.0
ス ロ ベ ニ ア	1	100.0	1	100.0
米 国	1	100.0	8	100.0
オ ラ ン ダ	8	100.0	9	100.0
ノ ル ウ ェ ー	9	100.0	10	100.0
ハ ン ガ リ ー	10	100.0	—	—
ス ロ バ キ ア	11	100.0	11	100.0
ア イ ス ラ ン ド	12	100.0	1	100.0
オ ー ス ト ラ リ ア	13	99.8	12	99.6
ス ペ イ ン	14	99.7	14	99.3
ス ウ ェ ー デ ン	15	99.6	13	99.5
フ ィ ン ラ ン ド	16	98.7	20	96.7
オ ー ス ト リ ア	17	98.6	17	98.4
ベ ル ギ ー	18	98.0	15	98.7
ス イ ス	19	97.7	16	98.5
イ タ リ ア	20	97.3	18	97.6
カ ナ ダ	21	96.7	22	95.8
英 国	22	95.6	21	96.4
デ ン マ ー ク	23	95.2	19	97.6
ポ ー ラ ン ド	24	90.2	23	77.8
ポ ル ト ガ ル	25	84.5	24	73.7
ド イ ツ	26	76.0	25	70.6
フ ラ ン ス	27	59.8	26	63.0
韓 国	28	53.6	27	55.6
日 本	29	35.6	28	38.2
DAC諸国平均		81.8		82.4

出典：DAC開発協力報告書

(注)

- ・国名は2015/2016年平均における贈与比率の高い順。
- ・債務救済を除く。
- ・%の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表Ⅳ-29 DAC諸国の贈与額

(2か年の平均値、単位：百万ドル)

国名	順位	2015/2016	順位	2014/2015
米 国	1	33,428	1	32,800
ド イ ツ	2	18,065	3	14,343
英 国	3	17,755	2	18,665
フ ラ ン ス	4	7,947	4	8,161
日 本	5	7,944	5	8,037
ス ウ ェ ー デ ン	6	6,068	6	6,710
オ ラ ン ダ	7	5,482	7	5,772
イ タ リ ア	8	4,522	10	4,003
ノ ル ウ ェ ー	9	4,354	8	4,707
カ ナ ダ	10	4,069	9	4,134
ス イ ス	11	3,577	12	3,542
オ ー ス ト ラ リ ア	12	3,382	11	3,934
ス ペ イ ン	13	3,177	15	1,930
デ ン マ ー ク	14	2,537	13	2,857
ベ ル ギ ー	15	2,143	14	2,221
韓 国	16	1,518	17	1,349
オ ー ス ト リ ア	17	1,479	18	1,275
フ ィ ン ラ ン ド	18	1,151	16	1,426
ア イ ル ラ ン ド	19	760	19	764
ポ ー ラ ン ド	20	518	21	430
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	21	440	20	474
ル ク セ ン ブ ル ク	22	377	22	395
ポ ル ト ガ ル	23	313	23	300
ギ リ シ ャ	24	304	24	243
チ ェ コ	25	230	25	206
ハ ン ガ リ ー	26	177	26	150
ス ロ バ キ ア	27	95	27	84
ス ロ ベ ニ ア	28	72	28	62
ア イ ス ラ ン ド	29	49	29	39
合計		131,935		129,013

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

(注)

- ・国名は2015/2016年平均における贈与額の多い順。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表Ⅳ-30 DAC諸国のグラント・エレメント

(約束額ベース、2か年の平均値、単位：%)

国名	順位	2015/2016	順位	2014/2015
オーストリア	1	100.0	1	100.0
チエコ	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
ハンガリー	1	100.0	—	—
アイスランド	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スロバキア	1	100.0	1	100.0
スロベニア	1	100.0	1	100.0
スペイン	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
米国	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	19	99.9	18	99.9
イタリア	20	99.8	20	99.7
ベルギー	21	99.8	19	99.8
英国	22	98.3	21	99.5
ポーランド	23	98.0	22	98.5
カナダ	24	97.3	23	97.3
ポルトガル	25	94.5	25	91.5
韓国	26	94.2	24	95.2
ドイツ	27	88.4	27	85.6
日本	28	87.0	26	87.3
フランス	29	81.4	28	82.8
DAC諸国平均		94.4		94.4

出典：DAC開発協力報告書

(注)

- ・国名は2015/2016年平均におけるグラント・エレメントの高い順。
- ・債務救済を除く。
- ・グラント・エレメント (G.E. : Grant Element) : 援助条件の緩やかさを表示するための指標。商業条件 (金利10%と仮定した場合) の借入をG.E.0%とし、条件 (金利、返済期間、据置期間) が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。
- ・%の数値は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、同一値で順位の異なる場合がある。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表Ⅳ-31 DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス

(約束額ベース、単位：%)

国名	アンタイト*1		部分アンタイト		タイト**2	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
オーストラリア	100.0	100.0	—	—	—	—
ギリシャ	100.0	34.5	—	—	—	65.5
アイスランド	100.0	100.0	—	—	—	—
アイルランド	100.0	100.0	—	—	—	—
ノルウェー	100.0	100.0	—	—	—	—
英国	100.0	100.0	—	—	—	—
カナダ	100.0	100.0	—	—	0.0	—
オランダ	99.7	92.8	0.1	0.3	0.2	6.8
スウェーデン	99.7	93.3	0.3	1.0	0.0	5.7
イタリア	99.2	98.8	0.0	0.2	0.8	1.0
デンマーク	99.1	100.0	—	—	0.9	—
ルクセンブルク	98.2	98.0	—	—	1.8	2.0
ドイツ	98.0	97.9	—	—	2.0	2.1
ニュージーランド	n.a.	97.2	n.a.	—	n.a.	2.8
スイス	97.1	97.5	—	—	2.9	2.5
フランス	96.6	97.4	—	—	3.4	2.6
スロベニア	95.2	32.2	—	—	4.8	67.8
ベルギー	94.9	95.0	—	—	5.1	5.0
スペイン	93.3	79.4	0.1	—	6.6	20.6
日本	86.2	82.3	—	—	13.8	17.7
スロバキア	77.0	69.9	9.2	2.3	13.8	27.8
オーストリア	72.5	47.6	—	—	27.5	52.4
米国	65.9	56.4	—	—	34.1	43.6
韓国	62.3	58.0	0.0	0.3	37.7	41.7
チェコ	55.2	59.3	—	—	44.8	40.7
ポルトガル	44.6	34.1	—	—	55.4	65.9
ポーランド	35.6	32.7	—	—	64.4	67.3
フィンランド	5.2	92.8	—	—	94.8	7.2
ハンガリー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	84.6	80.6	0.0	0.0	15.3	19.4

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

(注)

- ・国名はアンタイトの比率の高い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出。

*1 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定しない資金協力。

*2 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定する資金協力。

図表IV-32 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計 ^{*1}	
量的側面からの比較	政府開発援助実績 総額	2015年(億ドル) 92.0	2015年(億ドル) 309.9	2015年(億ドル) 185.4	2015年(億ドル) 90.4	2015年(億ドル) 179.4	2015年(億ドル) 40.0	2015年(億ドル) 42.8	2015年(億ドル) 1,315.6	
		2016年(億ドル) 104.2	2016年(億ドル) 344.1	2016年(億ドル) 180.5	2016年(億ドル) 96.2	2016年(億ドル) 247.4	2016年(億ドル) 50.9	2016年(億ドル) 39.3	2016年(億ドル) 1,449.6	
	対GNI比(%)	2015年 0.20	2015年 0.17	2015年 0.70	2015年 0.37	2015年 0.52	2015年 0.22	2015年 0.28	2015年 0.30	
		2016年 0.20	2016年 0.19	2016年 0.70	2016年 0.38	2016年 0.70	2016年 0.28	2016年 0.26	2016年 0.32	
	DAC諸国 ^{*1} 全体に占める割合	2016年(%) 7.2	2016年(%) 23.7	2016年(%) 12.5	2016年(%) 6.6	2016年(%) 17.1	2016年(%) 3.5	2016年(%) 2.7	2016年(%) 100.0	
	対前年伸び率	2015年→2016年(%) 13.2	2015年→2016年(%) 11.1	2015年→2016年(%) -2.7	2015年→2016年(%) 6.4	2015年→2016年(%) 37.9	2015年→2016年(%) 27.1	2015年→2016年(%) -8.1	2015年→2016年(%) 10.2	
	約束額(債務救済を含む)	2016年(億ドル) 238.0	2016年(億ドル) 362.2	2016年(億ドル) 111.4	2016年(億ドル) 123.7	2016年(億ドル) 286.6	2016年(億ドル) 52.6	2016年(億ドル) 50.9	2016年(億ドル) 1,610.3	
	多国間援助の割合	2015年～2016年平均(%) 32.6	2015年～2016年平均(%) 15.6	2015年～2016年平均(%) 36.5	2015年～2016年平均(%) 42.1	2015年～2016年平均(%) 20.9	2015年～2016年平均(%) 53.3	2015年～2016年平均(%) 31.4	2015年～2016年平均(%) 28.6	
	配分	対LDCs (後発開発途上国)	54.8	52.0	47.9	31.8	26.6	38.0	51.3	44.2
	2015年～2016年平均(%)	対LICs (低所得国)	4.1	5.5	4.5	2.6	1.8	2.5	3.8	3.8
質的側面からの比較										
約束額ベース(単位：%)										
政府開発援助全体のグラント・エレメント		87.0	100.0	98.3	81.4	88.4	99.8	97.3	94.4	
2015年～2016年平均(債務救済を除く)										
借款のグラント・エレメント		78.7	—	60.6	53.8	46.5	94.0	17.8	67.2	
2015年～2016年平均(債務救済を除く)										
二国間ODAの対LDCsグラント・エレメント		91.4	100.0	100.0	80.2	97.1	98.9	100.0	96.9	
2015年～2016年平均(債務救済を除く)										
政府開発援助全体の贈与比率		35.6	100.0	95.6	59.8	76.0	97.3	96.7	81.8	
2015年～2016年平均(債務救済を除く)										
二国間政府開発援助の贈与比率		27.2	100.0	100.0	44.6	71.7	94.2	96.4	77.2	
2015年～2016年平均(債務救済を除く)										
二国間政府開発援助の タイピング・ステイタス ^{*2} (2016年)	アンタイト	86.2	65.9	100.0	96.6	98.0	99.2	100.0	84.6	
	部分アンタイト	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0	
	タイト	13.8	34.1	—	3.4	2.0	0.8	0.0	15.3	

出典：DAC開発協力報告書、DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

*1 DAC計、DAC諸国には、2016年時点でのDAC加盟国が含まれる。

*2 タイピング・ステイタスについては、未報告分を除く。

図表Ⅳ-33 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2016年）

（約束額ベース、単位：％）

分野	国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)		17.1	51.1	46.0	38.3	24.3	14.6	37.5	33.9
経済インフラ(輸送、通信、電力等)		51.1	4.6	8.2	20.2	20.1	1.3	5.5	17.7
農林水産分野(農業、林業、漁業等)		3.3	4.0	2.4	7.0	3.1	1.5	5.3	3.7
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)		16.0	6.0	20.3	11.9	11.2	1.2	9.3	10.9
緊急援助(人道支援等)、食糧援助		4.8	25.4	14.1	2.3	11.9	8.2	29.1	13.4
プログラム援助等(債務救済、行政経費等)		7.8	8.9	9.0	20.3	29.5	73.1	13.2	20.5
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。

図表Ⅳ-34 主要DAC加盟国の政府開発援助総額に占める国際機関を通じた援助額(国際機関向け拠出・出資等)の割合

（支出純額ベース、2か年平均、単位：％）

国名	暦年	2010/2011 平均	2011/2012 平均	2012/2013 平均	2013/2014 平均	2014/2015 平均	2015/2016 平均
日本		34.4	37.3	32.5	30.2	34.2	32.6
米国		12.2	14.4	16.4	16.3	15.5	15.6
英国		38.7	38.2	39.5	41.4	39.4	36.5
フランス		36.1	34.4	37.0	39.4	40.6	42.1
ドイツ		38.1	35.9	33.6	31.7	25.5	20.9
イタリア		66.4	67.1	75.8	69.9	60.0	53.3
カナダ		24.7	26.7	28.8	26.1	26.6	31.4
DAC平均		29.6	30.1	30.5	30.9	29.8	28.6

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・DAC平均には、2016年時点でのDAC加盟国が含まれる。

第2節 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表Ⅳ-35 DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2016年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

国名	政府開発援助 (ODA)	その他政府 資金 (OOF)	NGO 贈与	民間資金 (PF)	総計	対GNI比 (%)
米国	34,412	-354	31,551	6,080	71,689	0.39
ドイツ	24,736	-402	1,424	25,642	51,400	1.45
英国	18,053	—	—	—	18,053	0.70
日本	10,417	-1,762	683	30,814	40,152	0.79
フランス	9,622	122	—	11,050	20,794	0.83
イタリア	5,087	51	83	14,088	19,309	1.04
オランダ	4,966	—	1,371	32,459	38,797	5.07
スウェーデン	4,894	1,259	—	2,294	8,446	1.62
ノルウェー	4,380	-95	—	2	4,287	1.10
スペイン	4,278	101	613	-269	4,723	0.38
カナダ	3,930	348	2,631	3,116	10,026	0.67
スイス	3,582	17	551	-858	4,353	0.65
オーストラリア	3,278	448	—	11,398	15,124	1.23
デンマーク	2,369	-93	90	960	3,327	1.06
ベルギー	2,300	331	260	-14,324	-11,432	-2.74
韓国	2,246	1,141	417	8,418	12,222	0.87
オーストリア	1,635	70	—	1,389	3,094	0.80
フィンランド	1,060	48	110	642	1,860	0.77
アイルランド	803	—	493	—	1,295	0.51
ポーランド	663	-1	—	—	662	0.15
ニュージーランド	438	n.a.	n.a.	n.a.	438	0.25
ルクセンブルク	391	—	—	—	391	1.00
ギリシャ	369	—	—	-2,361	-1,993	-1.02
ポルトガル	343	1	8	277	628	0.31
チェコ	260	-33	—	-4	223	0.12
ハンガリー	199	—	—	0	199	0.17
スロバキア	106	—	0	—	106	0.12
スロベニア	81	—	—	150	232	0.53
アイスランド	59	—	—	—	59	0.28
DAC諸国計	144,956	1,198	40,284	130,965	318,463	0.71

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・国名は、政府開発援助実績（支出純額ベース）の順。
- ・四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・「0」は「1」に満たない実績を示す。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

図表IV-36 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGOによる贈与 (百万ドル)		政府開発援助実績*1 (百万ドル)		NGOによる贈与と 政府開発援助実績の比率		対NGO政府補助金 (百万ドル)		政府開発援助に占める NGO補助金 (%)		国民一人当たりのNGO 援助実績*2 (ドル)		NGO援助実績*2に 占める政府補助金 (%)	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
国名	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
日本	683	498	10,417	9,203	1: 15.3	1: 18.5	150	100	1.4	1.1	6.6	4.7	18.0	16.8
オーストラリア	—	—	3,278	3,494	—	—	95	77	2.9	2.2	3.9	3.2	100.0	100.0
オーストリア	—	—	1,635	1,324	—	—	0	0	0.0	0.0	0.1	0.0	100.0	100.0
ベルギー	260	388	2,300	1,904	1: 8.9	1: 4.9	183	167	7.9	8.8	39.0	49.2	41.3	30.0
カナダ	2,631	2,488	3,930	4,277	1: 1.5	1: 1.7	25	22	0.6	0.5	72.9	69.7	1.0	0.9
チエコ	—	—	260	199	—	—	0	—	0.0	—	0.0	—	100.0	—
デンマーク	90	16	2,369	2,566	1: 26.2	1: 163.2	184	202	7.7	7.9	47.6	38.1	67.0	92.8
フィンランド	110	48	1,060	1,288	1: 9.6	1: 27.0	11	19	1.1	1.5	22.1	12.1	9.3	28.5
フランス	—	—	9,622	9,039	—	—	2	—	0.0	—	0.0	—	100.0	—
ドイツ	1,424	1,381	24,736	17,940	1: 17.4	1: 13.0	743	630	3.0	3.5	26.3	24.5	34.3	31.3
ギリシャ	—	—	369	239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハンガリー	—	—	199	156	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	59	40	—	—	0	1	0.2	2.5	0.3	3.1	100.0	100.0
アイルランド	493	509	803	718	1: 1.6	1: 1.4	88	91	10.9	12.6	124.2	129.3	15.1	15.1
イタリア	83	128	5,087	4,003	1: 61.2	1: 31.3	137	118	2.7	3.0	3.6	4.1	62.3	48.1
ルクセンブルク	—	—	391	363	—	—	14	11	3.7	3.0	24.3	19.0	100.0	100.0
オランダ	1,371	38	4,966	5,726	1: 3.6	1: 149.1	8	9	0.2	0.2	80.7	2.8	0.6	18.4
ニュージーランド	n.a.	—	438	442	n.a.	1: 3.6	n.a.	10	n.a.	2.3	n.a.	28.8	n.a.	7.6
ノルウェー	—	—	4,380	4,278	—	—	194	212	4.4	5.0	36.9	40.8	100.0	100.0
ポーランド	—	—	663	441	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトガル	8	13	343	308	1: 45.6	1: 23.0	0	0	0.0	0.0	0.7	1.3	0.3	0.1
韓国	417	402	2,246	1,915	1: 5.4	1: 4.8	1	0	0.1	0.0	8.1	7.9	0.4	0.1
スロバキア	0	—	106	85	1: 757.2	—	0	—	0.1	—	0.1	—	50.0	—
スロベニア	—	—	81	63	—	—	0	0	0.5	0.6	0.2	0.2	100.0	100.0
スペイン	613	—	4,278	1,397	1: 7.0	—	1	1	0.0	0.1	13.2	0.0	0.2	100.0
スウェーデン	—	—	4,894	7,089	—	—	55	219	1.1	3.1	5.5	22.3	100.0	100.0
スイス	551	540	3,582	3,529	1: 6.5	1: 6.5	146	147	4.1	4.2	82.8	82.4	20.9	21.4
英国	—	—	18,053	18,545	—	—	245	326	1.4	1.8	3.7	5.1	100.0	100.0
米国	31,551	28,816	34,412	30,986	1: 1.1	1: 1.1	2	1	0.0	0.0	97.6	89.7	0.0	0.0
DAC計(平均)	40,284	35,388	144,956	131,555	1: 3.6	1: 3.7	2,285	2,365	1.6	1.8	37.2	36.4	5.4	6.3

出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)

(注)

・「0」は「1」に満たない実績を示す。

・ハンガリーは2016年に加盟。

・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

*1 政府開発援助実績は支出純額ベース。

*2 NGO援助実績=NGOによる贈与+対NGO政府補助金。

第3節 DAC 援助受取国・地域リスト

図表IV-37 DAC 援助受取国・地域リスト

(2014年～2016年実績に適用)

政府開発援助 (ODA) 対象国			
後開発途上国 (LDCs) (48か国)	低所得国 (LICs) 一人当たりGNI \$1,045以下	低中所得国 (LMICs) 一人当たりGNI \$1,046- \$4,125以下	高中所得国 (UMICs) 一人当たりGNI \$4,126- \$12,745以下
アフガニスタン アンゴラ イエメン ウガンダ エチオピア エリトリア カンボジア ギニア ギニアビサウ キリバス コモロ コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ サンビア シエラレオネ ジブチ スーダン 赤道ギニア セネガル ソマリア ソロン タンザニア チャド 中央アフリカ ツバル トーゴ ニジェール ネパール ハイチ バヌアツ ハンガリア	[北朝鮮] ケニア ジンバブエ タジキスタン	アルメニア インド インドネシア ウクライナ ウズベキスタン エジプト エルサルバドル ガーナ カーボヴェルデ ガイアナ カメルーン キルギス グアテマラ コートジボワール コンゴ コンゴ共和国 サモア ジョージア シリア スリランカ スワジランド [トケラウ] ナイジェリア ニカラグア パキスタン パプアニューギニア パラグアイ [パレスチナ] フィリピン ベトナム ボリビア ホンジュラス	アゼルバイジャン アルジェリア アルゼンチン アルバニア アンティグア・バーブーダ イラク イラン ウルグアイ エクアドル カザフスタン ガボン キューバ クック グレナダ コスタリカ ロシア ジャマイカ スリナム セーシェル セルビア セント・ヘレナ セントビンセント セントルシア タイ 中国 チュニジア チリ ドミニカ共和国 ドミニカ国 トルクメニスタン トルコ トンガ

出典：DAC資料

(注)

- ・GNI値は2013年の数値。
- ・[アンギラ] およびセントクリストファー・ネイビスについては2014年に卒業。
- ・[] は地域名を示す。

IV 参考

参 考 諸外国の政府開発援助 第IV部 資料編

第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表Ⅳ-38 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

供与国・地域名	暦年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
OECD加盟非DAC諸国						
エストニア		23	31	38	34	43
イスラエル* ¹		181	202	200	233	351
ラトビア* ²		21	24	25	23	30
トルコ		2,533	3,308	3,591	3,919	6,488
その他援助国・地域* ³						
アゼルバイジャン		—	—	16	13	13
ブルガリア		40	50	49	41	68
クロアチア		21	45	72	51	41
キプロス		25	20	19	18	—
カザフスタン		—	8	33	43	24
クウェート		180	231	277	304	1,080
リヒテンシュタイン		29	28	27	24	25
リトアニア		52	50	46	48	57
マルタ		19	18	20	17	21
ルーマニア		142	134	214	158	269
ロシア		465	714	876	1,161	1,258
サウジアラビア		1,299	5,683	13,634	6,758	—
台湾		305	272	274	255	328
タイ		11	36	69	62	168
東ティモール		—	—	3	4	—
アラブ首長国連邦		759	5,402	5,080	4,381	4,241
合計		6,105	16,256	24,562	17,549	14,504

出典：OECD-DAC 開発協力報告書

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*1 開発途上国からイスラエルへの移民に対する次の支援額を含む：2012年56百万ドル、2013年55.9百万ドル、2014年58.3百万ドル、2015年63.5百万ドル、2016年93.99百万ドル

*2 2016年OECD加盟

*3 非OECD加盟国・地域のうち、DACに実績報告を行っている国・地域のみに限られたものである。

略語一覧

A

- ABE Initiative** African Business Education Initiative for Youth
アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)
- ADB** Asian Development Bank
アジア開発銀行
- ADF** Asian Development Fund
アジア開発基金
- AfDB** African Development Bank
アフリカ開発銀行
- AfDF** African Development Fund
アフリカ開発基金
- AfT** Aid for Trade
貿易のための援助
- AHA Centre** ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on disaster management
ASEAN防災人道支援調整センター
- AIM2020** ASEAN ICT Masterplan 2020
ASEAN ICT マスタープラン2020
- AMIS** Agricultural Market Information System
農業市場情報システム
- AMR** antimicrobial resistance
薬剤耐性
- APEC** Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力
- APT** Asia-Pacific Telecommunity
アジア・太平洋電気通信共同体
- APTERR** ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve
東南アジア諸国連合及び協力3箇国における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定
- ASEAN** Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合
- AU** African Union
アフリカ連合
- AUC** African Union Commission
アフリカ連合委員会
- AUN/SEED-Net** ASEAN University Network/
Southeast Asia Engineering Education
Development Network
アセアン工学系高等教育ネットワーク

B

- BEPS** Base Erosion and Profit Shifting
税源浸食と利益移転
- BHN** Basic Human Needs
基礎生活分野
- BIG-B** Bay of Bengal Industrial Growth Belt
ベンガル湾産業成長地帯
- BOP** Base of the Economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

- CAADP** Comprehensive Africa Agriculture
Development Programme
包括的アフリカ農業開発プログラム
- CARD** Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体
- CARICOM** Caribbean Community
カリブ共同体
- CBIC** Chennai-Bengaluru Industrial Corridor
チェンナイ・ベンガルール間産業回廊
- CEAPAD** Conference on the Cooperation among
East Asian Countries for Palestinian Development
パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
- CFE** Contingency Fund for Emergency
緊急対応基金
- CFS** Committee on World Food Security
世界食料安全保障委員会
- CGIAR** Consultative Group on International
Agricultural Research
国際農業研究協議グループ
- CONNEX** Strengthening Assistance for Complex
Contract Negotiations
コネックス (複雑な契約交渉の支援強化)
- COP** Conference of Parties
条約の締約国会議
- CPCJF** Crime Prevention and Criminal Justice Fund
犯罪防止刑事司法基金
- CSO** Civil Society Organization
市民社会組織
- CSR** Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

- DAC** Development Assistance Committee
開発援助委員会
- DDR** Disarmament, Demobilization and
Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰
- DMIC** Delhi-Mumbai Industrial Corridor
デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（インド）

E

- E/N** Exchange of Notes
交換公文
- EAS** East Asia Summit
東アジア首脳会議
- EBRD** European Bank for Reconstruction and
Development
欧州復興開発銀行
- EEZ** Exclusive Economic Zone
排他的経済水域
- EFA** Education for All
万人のための教育
- EITI** Extractive Industries Transparency Initiative
採取産業透明性イニシアティブ
- EPA** Economic Partnership Agreement
経済連携協定
- ERIA** Economic Research Institute for ASEAN and
East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター
- ESD** Education for Sustainable Development
持続可能な開発のための教育
Environmental, Social and Government (ESG)
investment
ESG投資
- EU** European Union
欧州連合

F

- FAO** Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関
- FATF** Financial Action Task Force
金融活動作業部会
- F/S** Feasibility Study
実施可能性調査
- FTA** Free Trade Area
自由貿易地域

- FTI** Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ
→GPE（教育のためのグローバル・パートナーシップ）
に名称変更

G

- Gavi, the Vaccine Alliance**
Gavi ワクチンアライアンス
旧称は、GAVIアライアンス（ワクチンと予防接種のた
めの世界同盟）
- GCF** Green Climate Fund
緑の気候基金
- GDP** Gross Domestic Product
国内総生産
- GEBCO** General Bathymetric Chart of Oceans
大洋水深総図
- GEF** Global Environment Facility
地球環境ファシリティ
- GF-TADs** Global Framework for Progressive
Control of Transboundary Animal Diseases
越境性感染症の防疫のための世界的枠組み
- GHIT Fund** Global Health Innovative Technology
Fund
グローバルヘルス技術振興基金
- GNI** Gross National Income
国民総所得
- GPE** Global Partnership for Education
教育のためのグローバル・パートナーシップ
- GPEDC** Global Partnership for Effective
Development Co-operation
効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
- GPIF** Government Pension Investment Fund
年金積立金管理運用独立行政法人
- GSP** Generalized System of Preferences
一般特惠関税制度

H

- HICs** High Income Countries
高所得国
- HIPCs** Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国
- HLPF** High Level Political Forum
ハイレベル政治フォーラム

I

- IAEA** International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行（世界銀行）

ICCROM International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property
文化財保存修復研究国際センター

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

IFNA Initiative for Food and Nutrition Security in Africa
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ

IGAD Inter-Governmental Authority on Development
政府間開発機構

IHO International Hydrographic Organization
国際水路機関

IHP International Health Partnership
国際保健パートナーシップ

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IMO International Maritime Organization
国際海事機関

IMT International Monitoring Team
国際監視団

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPPF International Planned Parenthood Federation
国際家族計画連盟

ISC Information Sharing Centre
情報共有センター

ISDB-T Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial
地上デジタル放送日本方式

ITU International Telecommunication Union
国際電気通信連合

IUCN International Union for Conservation of Nature and Natural Resources
国際自然保護連合

J

JAIP Jericho Agro-Industrial Park
ジェリコ農産加工団地

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

J-BIRD Japan-Bangsamoro Initiatives for Reconstruction and Development
日本バンサモロ復興開発イニシアティブ

JCM Joint Crediting Mechanism
二国間オフセット・クレジット制度

JDS Project for Human Resource Development Scholarship
人材育成奨学計画

JETRO Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JICT Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services
海外通信・放送・郵便事業支援機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JOGMEC Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
石油天然ガス・金属鉱物資源機構

JOIN Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development
海外交通・都市開発事業支援機構

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

LICs Low Income Countries
低所得国

LMICs Lower Middle Income Countries
低中所得国

M

- MDBs** Multilateral Development Banks
国際開発金融機関
- MDGs** Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標
- MDRI** Multilateral Debt Relief Initiative
マルチ債務救済イニシアティブ
- MILF** Moro Islamic Liberation Front
モロ・イスラム解放戦線
- MRC** Mekong River Commission
メコン河委員会

N

- NERICA** New Rice for Africa
ネリカ（稲／米）
- NEXI** Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険
- NGO** Non-Governmental Organization
非政府組織
- NICT** National Institute of Information and
Communications Technology
情報通信研究機構
- NJPPP** Nutrition Japan Public-Private Platform
栄養改善事業推進プラットフォーム
- NPT** Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear
Weapons
核兵器不拡散条約
- NTDs** Neglected Tropical Diseases
顧みられない熱帯病

O

- OCHA** United Nations Office for the Coordination
of Humanitarian Affairs
国連人道問題調整事務所
- ODA** Official Development Assistance
政府開発援助
- OECD** Organisation for Economic Co-operation
and Development
経済協力開発機構
- OECD-DAC** OECD Development Assistance
Committee
経済協力開発機構 開発援助委員会
- OIE** World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局
- OOF** Other Official Flows
その他の政府資金／公的資金

P

- PALM** Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット
- PEF** Pandemic Emergency Financing Facility
パンデミック緊急ファシリティ
- PIF** Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム
- PKO** United Nations Peacekeeping Operations
国連平和維持活動
- PPAP** Public Private Action for Partnership
官民パートナーシップ
- PPP** Public-Private Partnership
官民連携
- PRSP** Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

R

- ReCAAP** Regional Cooperation Agreement on
Combating Piracy and Armed Robbery against
Ships in Asia
アジア海賊対策地域協力協定

S

- SATREPS** Science and Technology Research
Partnership for Sustainable Development
地球規模課題対応国際科学技術協力
- SDGs** Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標
- SEZ** Special Economic Zone
経済特別区
- SHEP** Smallholder Horticulture Empowerment
Project
小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト
- SIDS** Small Island Developing States
小島嶼開発途上国
- SPC** Special Purpose Company
特別目的会社
- SPREP** Secretariat of the Pacific Regional
Environment Programme
太平洋地域環境計画事務局
- SRSG-SVC** Special Representative of the Secretary-
General on Sexual Violence in Conflict
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表
- STEP** Special Terms for Economic Partnership
本邦技術活用条件
- STI** Science, Technology and Innovation
科学技術・イノベーション

T

- TICAD** Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議
- TMAF** Tokyo Mutual Accountability Framework
相互責任に関する東京フレームワーク

U

- UHC** Universal Health Coverage
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- UMICs** Upper Middle Income Countries
高中所得国
- UN** United Nations
国際連合
- UN Women** United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関
- UNAFEI** United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
国連アジア極東犯罪防止研修所
- UNAIDS** Joint United Nations Programme on HIV/AIDS
国連合同エイズ計画
- UNCRD** United Nations Centre for Regional Development
国連地域開発センター
- UNDESD** United Nations Decade of Education for Sustainable Development
国連ESDの10年
- UNDP** United Nations Development Programme
国連開発計画
- UNEP** United Nations Environment Programme
国連環境計画
- UNEP-IETC** UNEP/International Environmental Technology Centre
国連環境計画国際環境技術センター
- UNESCO** United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関
- UNFPA** United Nations Population Fund
国連人口基金
- UN-Habitat** United Nations Human Settlements Programme
国連人間居住計画
- UNHCR** United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

- UNICEF** United Nations Children's Fund
国連児童基金
- UNIDO** United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関
- UNMISS** United Nations Mission in the Republic of South Sudan
国連南スーダン共和国ミッション
- UNODC** United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物・犯罪事務所
- UNTOC** United Nations Convention on Transnational Organized Crime
国際組織犯罪防止条約
- UNRWA** United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

W

- WASABI** Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
- WAPES** World Association of Public Employment Services
世界公共雇用サービス協会
- WAW!** World Assembly for Women
国際女性会議
- WCO** World Customs Organization
世界税関機構（条約上の名称は関税協力理事会）
- We-Fi** Women Entrepreneurs Finance Initiative
女性起業家資金イニシアティブ
- WEPA** Water Environment Partnership in Asia
アジア水環境パートナーシップ
- WFP** World Food Programme
国連世界食糧計画
- WHO** World Health Organization
世界保健機関
- WI** Wetlands International
国際湿地保全連合
- WIPO** World Intellectual Property Organization
世界知的所有権機関
- WTO** World Trade Organization
世界貿易機関

用語集 (2017年版)

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、「すべての経済協力開発機構（OECD）諸国および実質的にすべての援助受取国からの安全かつ自由調達が可能な贈与または借款」のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力和無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPC）にも拡大された。
インフラシステム輸出	新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業によるインフラ輸出を推進するため、2013年3月、内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が内閣官房に設立された。同年5月に策定された「インフラシステム輸出戦略」（2014年6月、2015年6月、2016年5月、2017年5月に改訂）では、2020年に約30兆円（2010年約10兆円）のインフラシステムの受注達成を目標としており、このような目標達成のため、総理大臣、外務大臣をはじめとするトップセールスの推進、国際協力機構（JICA）海外投融資の本格再開、円借款をより戦略的に活用するための制度改善など、インフラ海外展開推進の体制整備・強化が進められている。また、外務省は、重点国の在外公館に「インフラプロジェクト専門官」を指名している（2018年2月現在、72か国93公館192名）。
インフラプロジェクト専門官	各在外公館において、現地のインフラプロジェクトに関する内外の情報を収集・集約するとともに、関係機関や商工会等との連絡・調整に際して窓口になるなど、日本企業のインフラ海外展開支援を担当する職員。
援助協調	途上国の開発目標を明確にし、その下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。
開発協力大綱	開発協力の最上位の政策文書として、開発協力の理念、重点政策、実施の在り方などを定めたもの。1992年6月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱（ODA大綱）を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定。
技術協力	日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う経済協力。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地に適合した技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。
研修員受入事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。
機材供与	技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力等のために機材を供与すること。
技術協力プロジェクト	「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。
コストシェア技術協力	ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることとともに、日本のエネルギー安定確保、本邦企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。
第三国研修	開発途上国が日本の支援の下、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れて実施する研修。

第三国専門家派遣	技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から専門家を派遣する事業。
開発計画調査型技術協力	開発途上国の政策立案や公共事業計画策定支援を目的に、調査の実施過程を通じ、相手国担当機関に対し調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を図るもの。都市開発や運輸交通、主要インフラ分野における開発計画の策定などが主要な例。
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)	環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題解決のために、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究の要素を取り入れた技術協力プロジェクト。 (SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)
有償勘定技術支援	円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査等を JICA 有償資金協力勘定から実施するもの。
国際緊急援助隊	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な自然災害や人為的災害（紛争起因の災害は除く。）に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の5種類がある。
青年海外協力隊 (JOCV : Japan Overseas Cooperation Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア (SV : Senior Volunteers)	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ40歳から69歳までの日本のシニア層を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
民間連携ボランティア制度	中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして派遣する制度。開発途上国の開発のみならず、日本企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を決定する。派遣された社員は活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力等を身に付け、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。
基礎教育	生きていくために必要となる知識や技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、ノンフォーマル教育（成人教育、識字教育）などを指す。
基礎生活分野／人間の基本的ニーズ (BHN : Basic Human Needs)	食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント (能力開発)	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
国別開発協力量針 (旧国別援助方針)	ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する我が国のODAの方針。
グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。贈与はグラント・エレメント＝100%となる。数字が高いほど緩和の程度が大きいとされる。
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC : Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟35か国のうち、29か国および欧州連合（EU）から成る。

経済連携協定 (EPA)	特定の国 (または地域) との間で関税の撤廃等の物品貿易およびサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。
現地 ODA タスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館および JICA を中心に、JETRO (日本貿易振興機構)、JBIC (国際協力銀行) などの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監視などを行っている。
後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)	国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国。直近3年間の1人当たり国民総所得 (GNI) 1,025ドル以下などの基準を満たした国。2017年6月現在、アフリカ33か国、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、大洋州4か国、中南米1か国の47か国。
国際協力機構 (JICA : Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本の ODA の主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行 (当時) が担当してきた有償資金協力 (円借款等)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行 (JBIC : Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務 (円借款等) を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり (債務繰延 : リスケジュール)、これを免除 (債務免除または債務削減) すること。
事業展開計画	国別開発協力量針 (旧国別援助方針) の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別の ODA 案件を、国ごとに設定した ODA の重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようにまとめたもの。被援助国および我が国関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年1回更新している。
持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ)・持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)	2015年9月に国連総会で採択された、2016年から2030年までの国際開発目標。ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) の後継として、保健や教育など MDGs の残された課題や、環境問題や格差拡大など新たに顕在化した課題に対応すべく策定された。17のゴールと169のターゲットから成る持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) を掲げている。先進国を含むユニバーサル (普遍的) な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。
政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance)	(1) ODA とは、OECD-DAC が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ①公的機関によって供与されるものであること。 ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③有償資金協力については、緩和された供与条件のもの (グラント・エレメントが25%以上) であること。 (2) ODA は、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出から成る。
政府開発援助大綱 (ODA 大綱)	現行の開発協力量針 (2015年2月閣議決定) の前身として、政府開発援助の理念 (目的、方針、重点) や原則などを定めたもの。1992年6月に策定され、2003年8月に改定された。
その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)	公的部門による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由で ODA にはあてはまらないもの。

卒業国	OECD-DACが定める援助受取国・地域のリストの記載から外れた国。日本は1人当たり所得が一定の水準にあっても特別な脆弱性を抱える小島嶼国等の国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから必要な協力を実施。
南南協力	より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・文化・経済事情や開発段階などが似ている状況にある国々によって、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の協力を支援する場合は、「三角協力」という。
教育 2030 行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)	持続可能な開発目標 (SDGs) の策定後、万人のための教育 (EFA : Education for All) を継承する、新たな教育支援の枠組みとして、2015年11月、「教育 2030 行動枠組」が採択され、すべての人に包摂的で公正な質の高い教育を確保するため国際社会として取り組むこととなった。
貧困削減戦略文書	開発途上国における貧困削減のための改革等の政策努力の説明責任や、開発途上国と開発パートナーとの連携強化を目的として、当該国のマクロ経済政策や構造改革、成長促進・貧困削減のためのプログラム、資金需要等に関して包括的に記述した文書。世界銀行・国際通貨基金 (IMF) により1999年に導入された取組であり、開発途上国政府のオーナーシップの下、援助国、国際機関、NGO、民間セクター等のステークホルダーと連携し、3年～5年おきに作成されている。重債務貧困国 (巨額の借金を抱えている貧困国) が債務削減を受けるための条件として、世銀やIMFによる支援・債務削減の決定に際して参照されている。
フィージビリティ調査	プロジェクトを開始するに当たり、事前にそれが実行 (実現) 可能かどうかを検証し、最適な実施計画を策定することを目的とした調査。特にプロジェクトの持続可能性や、適切性、有効性、投資効果などについて精査を行う。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。
ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals)	2001年に策定された、国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。2015年7月、国連はMDGsの最終報告書を公表した。
無償資金協力	開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による経済協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や我が国のリーダーシップ向上に資する大きな政策的効果がある。
草の根・人間の安全保障無償資金協力	人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。
日本 NGO 連携無償資金協力	日本の国際協力 NGO が開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
一般文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。
草の根文化無償資金協力	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGO や地方公共団体などを対象としている。
緊急無償資金協力	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援等のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助 (KR)	自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。

有償資金協力	<p>開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による経済協力。開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と我が国、または開発途上地域の法人等に対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。</p>
海外投融資	<p>JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業が開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①SDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。</p>
ODAを活用した官民連携 (PPP : Public-Private Partnerships)	<p>官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の知見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともに持続可能な形の事業の実施を目指す。 PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。</p>

索引 (2017年版)

あ

愛知目標 88
アジア開発基金 (ADF) 170, 202
アジア開発銀行 (ADB) 5, 27, 100, 170, 201, 218
アジア開発フォーラム 154
アジア太平洋経済協力 (APEC) 166, 171
アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 37, 38, 164
アジェンダ2063 116
アセアンASEAN ≫ 東南アジア諸国連合
アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net)
..... 146, 147
アフガニスタン支援 74
アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 32, 34
アフリカ開発会議 (TICAD) 2, 14, 26, 27, 30, 32,
34, 41, 42, 43, 51, 52, 80, 116, 118, 205, 211, 217
アフリカ開発基金 (AfDF) 170, 202
アフリカ開発銀行 (AfDB) 170, 202
アフリカ連合 (AU) 116
安全対策 139, 167, 214
アンタイド/タイド 228, 229

い

一村一品キャンペーン/アプローチ 26, 28
イノベティブ・アジア 31, 100
一般特恵関税制度 (GSP) 26, 218
インフラシステム輸出 103, 124

え

栄養改善事業推進プラットフォーム (NJPPP) 94, 95
援助協調 14, 43, 135

お

温室効果ガス 13, 87, 88, 168

か

海外投融資 100, 141, 144, 145, 146, 172,
開発協力大綱 14, 32, 36, 41, 52, 54, 65, 67, 138,
139, 148, 155, 207, 217
顧みられない熱帯病 47
顔の見える開発協力 64, 144, 147, 148
カリブ共同体 (CARICOM) 123

環境社会配慮ガイドライン 138, 139
官民連携 (PPP) / 官民パートナーシップ 11, 12, 13,
32, 38, 47, 123, 141, 144, 145, 155, 214, 215, 217

き

気候変動 13, 83, 85, 87, 88, 94, 99, 103, 108,
121, 122, 124, 128, 129, 138, 146, 153, 166, 168, 170,
171, 206, 207, 211, 212, 213, 217, 218
気候変動枠組条約 87, 129, 206, 217
基礎教育 52, 53, 116
基礎生活分野 (BHN) 78, 186, 211
教育2030行動枠組 52, 53
教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)
..... 52, 53
緊急無償資金協力 78, 79, 107, 187, 203, 204,
205, 206

く

草の根技術協力事業 146, 149, 165
草の根・人間の安全保障無償資金協力 42, 51, 54, 62,
63, 72, 92, 102, 117, 128, 141, 145, 156
グッドガバナンス (良い統治) 7, 64, 65, 154, 210
国別開発協力方針 135, 136
グラント・エレメント 227, 229
グリーン・メコン 100, 103
グローバルフェスタ JAPAN 156, 205

け

経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) 18,
154, 206, 213
経済協力開発機構 (OECD) 開発センター 26, 153,
204, 218
経済連携協定 (EPA) 26, 28
ゲイツ財団 46
現職参加 148
現地ODAタスクフォース 135, 165

こ

効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
(GPEDC) 154
公衆衛生危機対応 42

後発開発途上国 (LDCs) …… 26, 28, 99, 174, 229, 233
 国際移住機関 (IOM) …… 68, 81, 107
 国際海事機関 (IMO) …… 83
 国際開発協会 (IDA) …… 40, 170, 201
 国際家族計画連盟 (IPPF) …… 44, 169
 国際協力機構 (JICA) …… 5, 28, 29, 33, 37, 39, 46, 49, 50, 51, 55, 59, 68, 72, 73, 76, 79, 84, 86, 87, 89, 95, 97, 118, 120, 127, 129, 131, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 149, 152, 155, 156, 157, 160, 161, 165, 166, 214, 215,
 国際協力銀行 (JBIC) …… 28, 96, 100, 141, 144, 145, 214
 国際協力人材センター …… 157
 国際協力の日 …… 156
 国際緊急援助隊 …… 42, 78, 79, 107, 121, 165, 188, 189, 204, 205
 国際原子力機関 (IAEA) …… 169, 205
 国際獣疫事務局 (OIE) …… 34, 95, 171
 国際女性会議 (WAW!) …… 57, 58, 206
 国際通貨基金 (IMF) …… 27, 40, 135, 171, 201
 国際電気通信連合 (ITU) …… 37, 38, 168
 国際農業開発基金 (IFAD) …… 33, 94, 169
 国際農業研究協議グループ (CGIAR) …… 33, 95, 169, 171
 国際復興開発銀行 (IBRD) …… 170, 201
 国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン …… 14, 41, 47
 国際労働機関 (ILO) …… 31, 171
 コネックス …… 96
 国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) …… 64, 65, 77
 国連開発計画 (UNDP) …… 31, 65, 71, 116, 141, 168, 201
 国連環境計画 (UNEP) …… 168, 172
 国連教育科学文化機関 (UNESCO) …… 53, 60, 166, 169, 200
 国連工業開発機関 (UNIDO) …… 169, 171, 200, 203
 国連合同エイズ計画 (UNAIDS) …… 171
 国連児童基金 (UNICEF) …… 46, 70, 71, 94, 95, 168, 200
 国連食糧農業機関 (FAO) …… 33, 94, 95, 169, 171, 200, 203
 国連人口基金 (UNFPA) …… 44, 68, 168, 200
 国連世界食糧計画 (WFP) …… 33, 68, 94, 95, 168, 171, 200
 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) …… 68, 168, 200
 国連人間の安全保障基金 …… 168
 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) …… 68, 168, 201
 国連平和維持活動 (PKO) …… 67, 71, 79, 168, 207, 215
 国連防災世界会議 …… 92, 107, 218

国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) …… 81, 82, 168

さ

採取産業透明性イニシアティブ (EITI) …… 96
 災害復旧スタンド・バイ借款 …… 144
 再生可能エネルギー …… 87, 96, 97, 122, 124
 三角協力 …… 75, 122, 123, 124, 154, 215
 産業人材育成 …… 30, 100, 103, 145, 210, 217
 三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) …… 45, 46, 47, 169

し

ジェンダー …… 11, 34, 52, 57, 58, 169, 205, 217
 ジェンダー主流化 …… 57
 事業展開計画 …… 135
 資金洗浄 (マネーロンダリング) …… 80
 持続可能な開発のための2030アジェンダ …… 10, 27, 43, 52, 57, 85, 93, 116, 153, 154, 217
 持続可能な開発のための教育 (ESD) …… 53
 持続可能な開発目標 (SDGs) …… 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 27, 30, 32, 36, 38, 41, 44, 45, 50, 52, 54, 57, 58, 85, 87, 88, 94, 96, 105, 141, 142, 146, 152, 154, 155, 158, 204, 205, 206, 218
 質の高いインフラ …… 3, 5, 25, 26, 36, 100, 101, 103, 117, 118, 144, 145, 153, 166, 204, 205, 218
 シニア海外ボランティア …… 129, 131, 143, 146, 147, 148, 165
 ジャパン・プラットフォーム (JPF) …… 68, 71, 78, 149
 収穫後の損失 (ポストハーベスト・ロス) …… 32, 34
 自由で開かれたインド太平洋戦略 …… 2, 3, 6, 8
 重債務貧困国 (HIPC) …… 40, 167, 220
 情報通信技術 (ICT) …… 36, 37, 38, 65, 206, 210, 216
 小規模園芸農民組織強化計画 (SHEP) アプローチ …… 32, 33, 34
 食料安全保障 …… 32, 33, 42, 43, 94, 123, 135, 166, 171, 211
 食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス 33
 食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン …… 94
 女性の活躍推進のための開発戦略 …… 217
 新興・再興感染症 …… 42, 47
 新興ドナー …… 154

す

水銀に関する水俣条約 …… 85, 86, 205, 217

せ

成長加速化のための官民パートナーシップ …… 141
青年海外協力隊 (JOCV) …… 46, 47, 48, 55, 56, 143, 146, 147, 148, 165
生物多様性 …… 88, 122, 170, 186, 211
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド) …… 43, 45, 46, 169
世界銀行防災グローバル・ファシリティ …… 78
世界貿易機関 (WTO) …… 26, 27, 28, 94, 206
世界保健機関 (WHO) …… 14, 42, 43, 46, 79, 94, 171, 201
世界水フォーラム …… 217
責任ある農業投資 …… 32, 33, 34, 94
赤十字国際委員会 …… 68, 169
積極的平和主義 …… 3, 14, 15, 67, 138, 153, 207, 208
仙台防災枠組 2015-2030 …… 92

そ

その他の公的資金 (OOF) …… 26, 28, 141, 214

た

太平洋・島サミット (PALM) …… 88, 128, 129, 130, 203
太平洋諸島フォーラム (PIF) …… 128, 205
太平洋地域環境計画 (SPREP) …… 129

ち

地球環境ファシリティ (GEF) …… 170
地球儀を俯瞰する外交 …… 3
地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) …… 37, 38, 123
中米統合機構 (SICA) …… 122

て

ディーセント・ワーク …… 30, 31
テロ対策 …… 74, 80, 81, 103, 106, 108, 114, 118, 203, 210

と

東南アジア諸国連合 (ASEAN) …… 30, 31, 34, 37, 38, 49, 53, 73, 81, 82, 84, 94, 99, 100, 101, 102, 103, 109, 137, 146, 147, 153, 166, 168, 171, 203, 205, 206, 211, 217

な

ナイロビ宣言 …… 80, 117
南南協力 …… 71, 122, 123, 154

に

二国間オフセット・クレジット制度 (JCM) …… 87, 88
日本NGO連携無償資金協力 …… 51, 68, 71, 72, 93, 145, 148, 150, 151
日本貿易振興機構 (JETRO) …… 166
日本貿易保険 (NEXI) …… 28, 96, 100, 141, 214
人間の安全保障 …… 10, 11, 14, 15, 41, 42, 47, 51, 54, 55, 68, 77, 118, 209, 211, 217
人間の安全保障基金 …… 54, 168

ね

ネリカ …… 32, 34

の

農業市場情報システム (AMIS) …… 33, 34, 94

は

パリ協定 …… 13, 87, 88
犯罪防止刑事司法基金 (CPCJF) …… 65
パンデミック緊急ファシリティ (PEF) …… 42, 47
万人のための教育 (EFA) …… 53

ひ

非政府組織 > NGO
兵庫行動枠組 …… 92
貧困削減戦略文書 (PRSP) …… 135

ふ

フードバリューチェーン …… 32, 94, 171
ファスト・トラック・イニシアティブ (FTI) …… 53
フィージビリティ調査/フィージビリティ・スタディ …… 76, 142, 145, 146
プログラム・アプローチ …… 136
文化無償資金協力 …… 59, 60, 156
紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所 …… 58
分野別開発政策 …… 217

へ

米州開発銀行 (IDB) …………… 170, 202
平和と健康のための基本方針 …………… 14, 41, 43, 217
平和と成長のための学びの戦略 …………… 52, 217
平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 …… 71, 157
平和と繁栄の回廊 (パレスチナ) …………… 75, 76, 114
平和構築 …… 16, 58, 67, 69, 71, 72, 76, 77, 99, 106, 108, 114, 123, 138, 157, 207, 210, 211, 212, 214, 215

ほ

貿易円滑化協定 …………… 28
貿易のための援助 (Aft) …………… 26, 27, 28, 218
包摂的 (インクルーシブ) ビジネス …………… 146
仙台防災協力イニシアティブ …………… 92, 218
法制度整備支援 …… 6, 7, 16, 64, 67, 164, 210, 219
保健システム …… 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 116, 117, 118, 169, 206
母子保健 …… 41, 43, 44, 45, 46, 105, 122, 126, 168, 169, 206
ポリオ …………… 46, 47, 106, 166

み

水と衛生 …………… 50, 168, 186, 217
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI) …………… 217
未着手・未了案件 …………… 137
ミレニアム開発目標 (MDGs) …… 10, 44, 57, 154, 211
民間連携ボランティア制度 …………… 143, 146

む

無税無枠措置 …………… 26, 28

も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) …………… 16, 67, 70

や

薬剤耐性 (AMR) への対応 …………… 41, 45, 47

ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) …… 14, 15, 41, 42, 43, 45, 47, 118, 205, 206

よ

良い統治 > グッドガバナンス

り

リプロダクティブ・ヘルス …………… 168, 169, 186

A

ABE イニシアティブ …………… 146, 217
ADB > アジア開発銀行
ADF > アジア開発基金
AfDB > アフリカ開発銀行
AfDF > アフリカ開発基金
Aft > 貿易のための援助
APEC > アジア太平洋経済協力
ASEAN > 東南アジア諸国連合
ASEAN 防災人道支援調整センター (AHA Centre) …… 78
ASEAN 連結性マスタープラン …………… 99, 101
ASEAN 連結性マスタープラン 2025 …………… 99, 101
AU > アフリカ連合

B

BEPS (税源浸食と利益移転) …………… 27, 28
BHN > 基礎生活分野
BIG-B (ベンガル湾産業成長地帯) …………… 4, 105
BOP ビジネス …………… 141, 142, 145, 146

C

CAADP (包括的アフリカ農業開発プログラム) …… 32
CARD > アフリカ稲作振興のための共同体
CARICOM > カリブ共同体
CEAPAD (パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合) …………… 75
CGIAR > 国際農業研究協議グループ
CPCJF > 犯罪防止刑事司法基金

D

DAC > 経済協力開発機構開発援助委員会
DDR > 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰

E

- EFA ≫ 万人のための教育
- EPA ≫ 経済連携協定
- ESD ≫ 持続可能な開発のための教育

F

- FAO ≫ 国連食糧農業機関
- FTI ≫ ファスト・トラック・イニシアティブ

G

- G7伊勢志摩サミット …… 14, 25, 41, 43, 45, 46, 47, 69, 80, 94, 100, 105, 106, 217, 218
- G7エルマウ・サミット …… 33
- G8キャンプ・デービッド・サミット …… 33
- G8九州・沖縄サミット …… 45
- G8ラクイラ・サミット …… 32, 34
- Gaviワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance) …… 43, 47, 169
- GEF ≫ 地球環境ファシリティ
- GHITファンド …… 47
- GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ
- GPEDC ≫ 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
- GSP ≫ 一般特恵関税制度

H

- HIPCs ≫ 重債務貧困国

I

- IAEA ≫ 国際原子力機関
- IBRD ≫ 国際復興開発銀行
- ICRC ≫ 赤十字国際委員会
- ICT ≫ 情報通信技術
- IDA ≫ 国際開発協会
- IDB ≫ 米州開発銀行
- IFAD ≫ 国際農業開発基金
- ILO ≫ 国際労働機関
- IMF ≫ 国際通貨基金
- IMO ≫ 国際海事機関
- IOM ≫ 国際移住機関
- IPPF ≫ 国際家族計画連盟
- ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式
- ITU ≫ 国際電気通信連合

J

- JBIC ≫ 国際協力銀行
- JCM ≫ 二国間オフセット・クレジット制度
- JETRO ≫ 日本貿易振興機構
- JICA ≫ 国際協力機構
- JOCV ≫ 青年海外協力隊
- JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム

L

- LDCs ≫ 後発開発途上国

M

- MDGs ≫ ミレニアム開発目標

N

- NEXI ≫ 日本貿易保険
- NGO (非政府組織) …… 11, 13, 34, 47, 51, 52, 55, 60, 63, 68, 70, 71, 72, 75, 78, 93, 96, 116, 135, 139, 141, 145, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 155, 156, 157, 165, 207, 209, 214, 215, 216, 218, 231, 232
- NGOインターン・プログラム …… 150
- NGO海外スタディ・プログラム …… 151
- NGO事業補助金 …… 149
- NGO相談員制度 …… 150
- NGO・外務省定期協議会 …… 152
- NGO・在外ODA協議会 (通称: ODA・NGO (オダンゴ) 協議会) …… 152
- NGO-JICA協議会 …… 152
- NGO-JICA ジャパンデスク …… 152

O

- ODA評価 …… 137
- ODA見える化サイト …… 156
- ODAを活用した官民連携 …… 145
- OECD-DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会
- OIE ≫ 国際獣疫事務局
- OOF ≫ その他の公的資金

P

- PALM ≫ 太平洋・島サミット
- PDCAサイクル …… 135, 136, 137
- PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム
- PKO ≫ 国連平和維持活動

PPP ≫ 官民連携／官民パートナーシップ

PRSP ≫ 貧困削減戦略文書

S

SDGs ≫ 持続可能な開発目標

SICA ≫ 中米統合機構

SPREP ≫ 太平洋地域環境計画

T

TICAD ≫ アフリカ開発会議

U

UHC ≫ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

UN Women (ウィメン) …………… 57, 58, 169

UNAFEI ≫ 国連アジア極東犯罪防止研修所

UNAIDS ≫ 国連合同エイズ計画

UNDP ≫ 国連開発計画

UNEP ≫ 国連環境計画

UNESCO ≫ 国連教育科学文化機関

UNFPA ≫ 国連人口基金

UNHCR ≫ 国連難民高等弁務官事務所

UNICEF ≫ 国連児童基金

UNIDO ≫ 国連工業開発機関

UNODC ≫ 国連薬物犯罪事務所

UNRWA ≫ 国連パレスチナ難民救済事業機関

W

WASABI ≫ 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WFP ≫ 国連世界食糧計画

WHO ≫ 世界保健機関

WTO ≫ 世界貿易機関

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

開発協力参考資料集はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>

ODAの受取国別の情報については、
「政府開発援助 (ODA) 国別データブック」をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html>

ODA評価の情報については、次の外務省ホームページからご覧になれます。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

2017年版開発協力白書 日本国際協力

平成30年2月23日 発行

編 集 外 務 省

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

電 話 (03) 3580-3311 (代表)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

2017年版 開発協力白書

日本の国際協力

